

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

社会的養育推進計画の 適切な指標設定に関する調査研究

報告書

令和5（2023）年3月



早稲田大学

目次

要旨	1
第Ⅰ章 調査研究の概要	3
1. 背景・目的	3
2. 実施内容	4
3. 実施体制	5
4. 結果の公表方法	6
第Ⅱ章 有識者インタビュー調査	7
1. 概要	7
2. 有識者インタビュー調査結果	9
3. 小括	4 6
第Ⅲ章 都道府県等事例インタビュー調査	4 8
1. 概要	4 8
2. 都道府県等事例インタビュー調査結果	4 9
3. 小括	5 2
第Ⅳ章 都道府県等アンケート調査	5 3
1. 概要	5 3
2. 都道府県等アンケート調査結果	5 4
3. 小括	7 7
第Ⅴ章 都道府県等自治体交流シンポジウム	7 9
1. 概要	7 9
2. 実施結果	8 1
3. 小括	9 3
第Ⅵ章 総括 ―今後の社会的養育推進計画の在り方について―	9 4
1. 推進計画の記載内容・指標の在り方	9 4
2. 推進計画の策定・運用プロセス等について	1 2 7
第Ⅶ章 総合考察	1 2 9
1. 検討委員からの新たな推進計画の記載内容・指標等に対するご意見	1 2 9
2. 調査研究全体を通じた総合考察	1 3 5
第Ⅷ章 資料編	1 3 9
1. 社会的養育におけるパーマネンシー	1 3 9
2. 都道府県等アンケート調査：調査用紙	1 4 4
3. 都道府県等アンケート調査：自由記述結果一覧	1 6 4
4. 都道府県等事例インタビュー調査：事例集（文字のみ版）	2 0 5

要旨

平成 28 年改正児童福祉法に子どもの権利と家庭養育優先原則について明記され、その理念の実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標を示す「新しい社会的養育ビジョン」が平成 29 年に取りまとめられた。また、令和 4 年改正児童福祉法において新たに意見表明等支援事業や妊産婦等生活援助事業、親子再統合事業等の事業が法律上位置づけられ、市区町村の家庭支援強化、さらに里親支援センターの創設、社会的養護経験者等に対する支援が明確にされた。この間、各都道府県等において国が示した策定要領に沿って社会的養育推進計画が策定され実践が始まった。計画期間は 10 年間であり、令和 4 年改正児童福祉法を踏まえて前期期間(令和 2～6 年度)の最終年度において、具体的な見直しが予定されている。

本調査研究においては、検討に必要な現行の社会的養育推進計画に基づく取組の実態を分析・評価し、各自治体の実情も踏まえて、新たな社会的養育推進計画の記載内容や指標の在り方を検討した。学識経験者、社会的養護経験者および自治体職員を含む検討委員会を組織し、各項目に関する知見を有する有識者へのインタビュー（第Ⅱ章）、先進的に取り組む都道府県等へのインタビュー（第Ⅲ章）、自治体推進計画担当者へのアンケート（第Ⅳ章）、自治体推進計画担当者向けオンライン意見交換会（第Ⅴ章）を通して得られた成果をもとに、新たな推進計画に盛り込むべき内容や必要な視点、評価指標について検討委員会で議論し、記載内容と評価指標、計画策定や運用のプロセス等についてまとめた。なお、有識者と自治体へのインタビューについては、当研究所による令和 3 年度の「都道府県社会的養育推進計画の好事例作成と自治体向けシンポジウム（都道府県社会的養育推進計画の実践に向けた調査研究）」においても同様に実施しており、その成果も含めて検討した。

その結果が第Ⅵ章に示されている。新たな推進計画策定要領における項目の構成については、家庭養育優先及びパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に沿って、項目の並び順を見直し、新たな項目も追加して以下の 12 項目に整理して示した。

- ① 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方（パーマネンシー保障）及び全体像
- ② 社会的養育関連の子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- ③ 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
 - (i) 市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組
 - (ii) 市区町村の家庭支援事業の整備に向けた都道府県の支援・取組
 - (iii) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組
- ④ 支援を必要とする妊婦等の支援に向けた取組
- ⑤ 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- ⑥ 代替養育されている子どものパーマネンシー保障に向けた取組
 - (i) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組
 - (ii) 親子関係再構築に向けた取組
 - (iii) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- ⑦ 里親等への委託の推進に向けた取組
 - (i) 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み
 - (ii) 里親支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

- ⑧ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
 - (i) 施設で養育が必要な子ども数の見込み
 - (ii) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ⑨ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
 - (i) 自立支援を必要とする社会的養護経験者数の見込み及び実態把握
 - (ii) 社会的養護経験者の自立に向けた取組
- ⑩ 児童相談所の強化等に向けた取組
 - (i) 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組
 - (ii) 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組
- ⑪ 一時保護改革に向けた取組
- ⑫ 留意事項

特に、社会的養育の体制整備の基本的考え方として「パーマネンシー保障」を明示し、支援の在り方についても具体的に提示している。現行の推進計画においては里親委託率の改善に焦点が当てられることが多いが、新たな推進計画においてはパーマネンシー保障に関わる対応を優先した上で、必要な代替養育における里親委託率の向上が求められるものであることを明示している。これまで不十分だったパーマネンシー保障の考え方を社会全体で共有する必要がある。また、障害児入所施設の措置入所児童についても、新たな社会的養育推進計画の対象として含める必要があるとの意見もあり検討された。

また、これまで都道府県等が担う社会的養護と市区町村が担う子ども・子育て支援いわば家庭支援が、接続しなかったことを、都道府県等及び市区町村、関係する民間機関の間で認識する必要がある。新たな推進計画の策定にあたっては、都道府県等・市区町村や関係機関が社会的養育におけるパーマネンシー保障の考え方や認識を共有しつつ、それぞれの実施主体が必要な対応を計画に落とし込んでいけるような連携や協働が必要と考えられる。

さらに、推進計画の策定と実践においてはPDCAの各段階で社会的養護当事者や経験者の参画を通して、子どもの最善の利益を保障する必要がある。また、推進計画の進捗管理についても各自治体は毎年自己評価と報告を実施する必要があり、国は具体的な評価指標や方法を提示し、外部評価の機会も準備し各自治体に提示する必要があると考えた。

「子どものために」策定される各都道府県等の社会的養育推進計画によって、子どもにとってよい成果がもたらされたかどうか確認するにあたっては、子どもの声を聴くことと客観的な評価を続けることが必要である。新たな社会的養育推進計画によって「子どもとともにある社会」が実現できるよう、国は子どもの声を聴き反映させる仕組みや、計画策定後の定期的な評価・報告、関係者ネットワーク構築、コンサルティングの体制等についても計画策定時から準備し整備する必要がある。

第Ⅰ章 調査研究の概要

1. 背景・目的

(1) 背景

平成 28 年度児童福祉法改正により、子どもが権利主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記された。また、平成 29 年 8 月には「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、平成 28 年度改正児童福祉法の理念を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標が示された。これらは、在宅での支援から代替養育、養子縁組などが網羅されているが、項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体として進めていくことが必要となる。「都道府県社会的養育推進計画」（以下「推進計画」という。）は、子どもの最善の利益の保障に向けて、都道府県等の自治体がこれらの取組を推進するための具体的な工程を示すものとして位置付けられる。

推進計画の策定に関して、国は『「都道府県社会的養育推進計画」の策定について』（以下「策定要領」という。）を発出し、10 項目の記載事項（以下「記載項目」という。）を示した上で、具体的な取組推進を求めている。

図表Ⅰ－１ 策定要領における記載項目

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (8) 一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組

各都道府県・指定都市・児童相談所設置市（以下、都道府県等という。）では、策定要領に沿って令和元年度末までに策定を終了し、令和 2 年度から取組を行なっている。しかしながら子育て支援を巡っては、今なお多くの課題があることから、令和 3 年 4 月以降、社会保障審議会の社会的養育専門委員会において議論が重ねられ、同専門委員会の報告書では、「社会的養育推進計画の内容、効果や課題とその適切な指標の設定について、今後速やかに検討を開始し、可能なものから実現をはかる」旨の提言がなされている。

また、令和 4 年 6 月に成立した改正児童福祉法では、児童福祉及び母子保健の一体的支援を行うことも家庭センター設置の努力義務化、市区町村における子育て家庭への支援充実等、諸般の取組をさらに推し進める事柄が盛り込まれ、その内容も踏まえて今後の社会的養育推進に必要な指標設定の在り方の検討が求められる。

(2) 目的

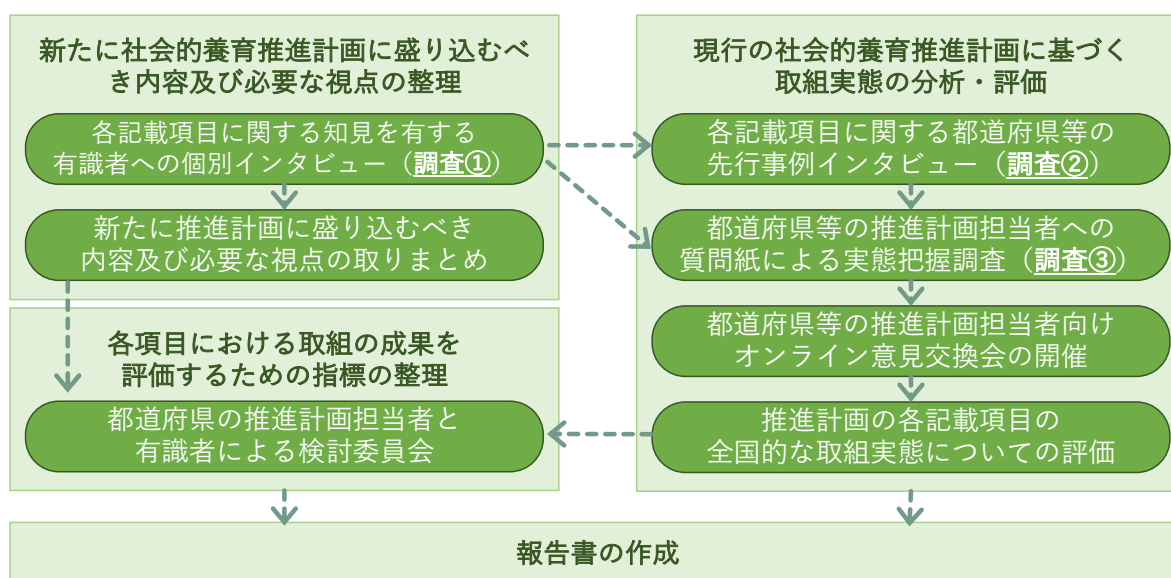
推進計画は計画期間を 10 年間としており、その前期期間(令和 2～6 年度)の最終年度において、具体的な見直しが予定されている。また、見直しに際しては、令和 4 年改正児童福祉法及び社会的養育専門委員会での議論を踏まえた形で、記載内容や指標の在り方を検討する必要がある。

このため、本調査研究では、その検討にあたり必要となる現行の社会的養育推進計画に基づく取組の実態を分析・評価し、各自治体の実情も踏まえた上で、新たな社会的養育推進計画の記載内容や指標の在り方を検討することを目的として実施した。

2. 実施内容

本調査研究全体は、各調査を以下の流れで実施した。

図表 I - 2 本調査研究の実施フロー



(1) 新たに社会的養育推進計画に盛り込むべき内容及び必要な視点の整理

・ 有識者インタビュー (調査①)

国が策定要領で示した各記載項目 (①～⑩) および令和 4 年児童福祉法改正における重要項目 (親子関係再構築支援、ハイリスク妊婦等支援) について、各項目の有識者へ取組推進に関する現状と課題、策定要領の記載内容・指標に対するご意見、今後の記載内容・指標の在り方等について具体的に聴取した。

(2) 現行の社会的養育推進計画に基づく取組実態の分析・評価

・ 都道府県等事例インタビュー (調査②)

社会的養育推進に関わる各都道府県等の取組のなかで、特に先進的と思われるものや他には見られないユニークな取組についてインタビュー調査を実施し、事例集としてその結果を整理した。

- ・ **都道府県等アンケート調査（調査③）**

各都道府県等の推進計画担当課へアンケート調査用紙を送付し、計画策定における検討体制、具体的な策定過程、進捗管理の方法、各段階で必要とされるサポート、現行策定要領の記載内容や指標に対するご意見等について具体的に尋ね、確実な成果を得るために必要な体制整備の提示を目的として意見を集約した。

- ・ **都道府県等自治体交流シンポジウム**

社会的養育体制のより良い推進の在り方について、先進的な取組や知見を共有しつつ、各都道府県等の意見交流の場を設けるとともに、今後の計画見直しに向けた策定の在り方について参加者・登壇者双方の意見による検討を深めることを目的として実施した。

(3) 各記載項目における取組の成果を評価するための指標の整理

- ・ **検討委員会の設置・開催**

各調査（①～③）の方法論、内容、結果に対する専門的な知見を頂き、今後の策定要領における新たな記載項目や指標等の在り方に関する取りまとめを目的として、学識経験者、社会的養護経験者および自治体職員より構成される検討委員会を設置し、定期的な開催により意見を集約した。

(4) 報告書の作成

上記の調査結果やシンポジウム開催報告を取りまとめるとともに、推進計画の記載内容・指標の在り方、策定・運用のプロセス等について検討し取りまとめを行った。

3. 実施体制

(1) 検討委員会の設置・開催

学識経験者、社会的養護経験者および自治体職員を含めた検討委員会を設置・開催し、調査や分析等に関する助言を頂いた。

【構成委員（敬称略・五十音順）】

- 相澤 仁 大分大学福祉健康科学部
- 河野 洋子 大分県こども・女性相談センター
- 桐原 克昇 山梨県子育て支援局子ども福祉課
- 澁谷 昌史 関東学院大学社会学部
- 永野 咲 武蔵野大学人間科学部
- 畑山 麗衣 NPO 法人 IFCA、NPO 法人 Giving Tree
- 福井 充 福岡市こども未来局こども家庭課
- 藤林 武史 西日本こども研修センターあかし
- 三輪 清子 明治学院大学社会学部

(2) 検討委員会の開催概要

検討委員会に関しては、以下の流れで開催した。

図表 I－3 開催概要

回・日時	主な議題
第1回 8月30日	・委員会の目的、趣旨、調査研究のスケジュールの共有 ・調査①(有識者インタビュー)の検討
第2回 12月6日	・調査①の結果報告：本報告書の第Ⅱ章に相当 ・調査②(都道府県等インタビュー)、調査③(都道府県等アンケート)の検討
第3回 2月13日	・調査③の結果報告：本報告書の第Ⅳ章に相当 ・新たな推進計画に盛り込むべき記載内容・指標の原案検討
第4回 3月9日	・調査②の結果報告：本報告書の第Ⅲ章に相当 ・新たな推進計画に盛り込むべき記載内容・指標の取りまとめ

(3) 調査研究の実施体制

本調査研究の実施に関しては、早稲田大学社会的養育研究所が担当した。なお、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課の担当者には検討委員会、有識者インタビュー調査、都道府県等インタビュー調査など調査研究全体を通してオブザーバー参加を頂いた。

【調査研究実施主体：早稲田大学社会的養育研究所】

上鹿渡 和宏	早稲田大学社会的養育研究所	所長
岩崎 美奈子	早稲田大学社会的養育研究所	次席研究員
中村 豪志	早稲田大学社会的養育研究所	研究助手
佐藤 まゆみ	早稲田大学社会的養育研究所	客員上級研究員
上村 宏樹	早稲田大学社会的養育研究所	客員次席研究員
田中 穂乃香	早稲田大学社会的養育研究所	研究補助者
加藤 璃緒	早稲田大学社会的養育研究所	研究補助者
金子 健一郎	早稲田大学社会的養育研究所	研究補助者
高浪 由紀子	早稲田大学社会的養育研究所	研究補助者

【オブザーバー：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課】

金子 真路	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	課長補佐
三宅 華子	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	課長補佐

4. 結果の公表方法

本調査研究の結果については、当研究所ウェブサイト (<https://waseda-ricsc.jp>) において公表する。

第Ⅱ章 有識者インタビュー調査

1. 概要

(1) 目的

国が策定要領で示した各記載項目（①～⑩）および令和 4 年児童福祉法改正における重要項目（親子関係再構築支援、ハイリスク妊婦等支援）について、各項目の有識者へ取組推進に関する現状と課題、策定要領の記載内容・指標に対するご意見、今後の記載内容・指標の在り方等について具体的に聴取することを目的として実施した。

(2) 対象者

国が策定要領で示した各記載項目（①～⑩）および令和 4 年児童福祉法改正における重要項目（親子関係再構築支援、ハイリスク妊婦等支援）について、特に関連の深い国の調査研究等に携わった有識者等を対象としたインタビュー調査を実施した¹。

図表Ⅱ－1 有識者インタビュー対象者表

記載項目	有識者インタビュー対象者名
①都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	藤林武史氏（西日本こども研修センターあかし センター長）
②当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）	中村みどり氏（Children's Views & Voices 副代表）
③市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組	澁谷昌史氏（関東学院大学社会学部 教授）
	牧戸貞氏（桑名市子ども総合センター センター長）
④各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	大阪府福祉部子ども家庭局家庭支援課
⑤里親等への委託の推進に向けた取組	三輪清子氏（明治学院大学社会学部 准教授）
	渡邊守氏（特定非営利活動法人キアアセット 代表）
⑥パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組	福井充氏（福岡市こども未来局こども家庭課こども福祉係 係長）
	ロング朋子氏（一般社団法人ベアホープ 代表理事）
⑦施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	河野洋子氏（大分県こども・女性相談支援センター センター長）
⑧一時保護改革に向けた取組	茂木健司氏（江戸川区子ども家庭部一時保護課 課長）
⑨社会的養護自立支援の推進に向けた取組	永野咲氏（武蔵野大学人間科学部 講師）

¹ 早稲田大学社会的養育研究所が 2022 年度に実施した「都道府県社会的養育推進計画の好事例集作成と自治体向けシンポジウム（都道府県社会的養育推進計画の実践に向けた調査研究）」においても、同様の有識者インタビューを実施しており、さらに内容を補足・追加し、発展させるべく対象有識者等を検討した。

⑩児童相談所の強化等に向けた取組	安部計彦氏（西南学院大学人間科学部 教授）
(追加項目)親子関係再構築に向けた取組	久保樹里氏（花園大学社会福祉学部 准教授）
(追加項目)ハイリスク妊婦等の支援に向けた取組	赤尾さく美氏（一般社団法人全国妊娠 SOS ネットワーク 理事）

(3) 聴取事項

①記載項目に関する現状と課題

- ・全国的にみた都道府県等の取組状況
- ・記載項目を推進する上での課題
- ・都道府県等の体制整備や取組の実践を推進するために必要な事項
- ・ユニークな取組を実施している・予定している、都道府県等の取組事例

②記載項目への期待と今後の展開

- ・策定要領の記載内容で特に注目すべきポイント
- ・策定要領の記載内容で今後、追記・修正すべきポイント

③記載項目の適切な指標設定の在り方について

- ・策定要領の記載内容の特に着目すべきポイント
- ・策定要領の記載内容について、今後どのような指標設定が可能と考えられるか

④推進計画策定要領へのご意見

- ・策定要領全体を通じた記載項目について、新たに追記すべき項目、統合・整理すべき項目
- ・その他、ご意見等

(4) 実施方法

対面もしくはオンラインによる個別の半構造化インタビュー

(5) 実施期間

令和4（2022）年9月～令和5年（2023）年1月

2. 有識者インタビュー調査結果

(1) 藤林武史氏：項目①（都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像）

①当該項目の取組推進に関する現状と課題

○都道府県の市区町村との関係性について

- ・ 2016 年児童福祉法や 2017 年新しい社会的養育ビジョン、これらが発出された当時と今とでは変わらないところと変わるところがある。家庭養育優先原則や子どもの最善の利益の保障は変わらず、令和 4 年改正児福法の主眼の一つは市区町村における支援の充実である。前回の策定要領では総論の所にも書かれておらず、市町村の所にも記載が薄い現状がある。今後、都道府県推進計画として市町村支援をどう記載するかがポイントとなる。
- ・ 市町村が計画を立てるのではなく都道府県が立てる計画として、質量共に十分な支援を届ける必要がある。都道府県と市町村の連携が上手くいっていない所もあり、児相と市町村がシームレスでワンチームな体制で子どもの最善の利益を保障し、家庭養育優先原則を進めていくのか課題として認識してどのように書いていくのか。
- ・ 市町村と都道府県の役割について、第一義的には市町村が責任を持ち、専門性が特に必要な場合や行政処分が必要な事態となった時には児童相談所が関わるという児童福祉法第 3 条の 3 に書かれている文章が現実としては機能していない現状もある。市町村と児相が責任を押し付け合わないために、送致や指導委託などで主体を明確にする必要がある。
- ・ 人材確保や育成は、児童相談所、市町村、児童家庭支援センターに共通する課題であり、こちらも責任主体は誰なのか明確にする必要がある。設置数などだけでなく、そこで働く人材の質の担保を策定要領にも盛り込むことが必要。
- ・ パブリックな支援を提供していく体制として児童家庭支援センターをどのように配置していくのか、総論の部分で上手く書けると良いのでは。現状としては、児童相談所、市町村とどのように役割分担したり連携するのか、児童家庭支援センターもバランス良く配置していくなど、都道府県としてどのようにデザインしていくのか。

②当該項目の記載内容に関するご意見

○策定要領の内容理解について

- ・ 留意点の i～iii に関して、どれだけ策定要領で詳しく書いても、明確に書けない自治体は書けないのでは。ここに書いてある子どもの権利保障や家庭養育優先原則をしっかりと理解して書ける人材がいるのかが問題。子ども権利保障や家庭養育優先原則という言葉の深い意味を分かってもらう必要がある。
- ・ 書いてあることを表面的ではなくて、深く読み取っていくことが重要。本来であれば、策定要領の「今回の計画策定の位置付け」や「基本的考え方」を読み込んで計画作成していくことが重要だが、そこが理解されているのかも気になる。
- ・ 例えば、策定要領 p.6 の「パーマネンシーを保障するなど、このような永続的解決を目指したソーシャルワークが児童相談所で行われるよう徹底することが求められる」という文章を読む都道府県主管課の方々が、このさらっとした文章の背景にある歴史的経過と現状と今後目指すべきポイントを具体的にイメージできるのかは懸念がある。それがイメージできて初めて、この総論的な項目①が書ける。解説書が必要にも感じる。

○計画策定の際の担当者研修の必要性について

- ・ 都道府県推進計画の作成担当者研修を実施して、グループワークをしつつ、子どもの家庭養育優先原則とは何か、児童福祉法 3 条の 2 の記載内容の優先順位はどんな意味があるのか、家庭養育優先原則の最優先は在宅で過ごすことであり、そのためにどのような支援が必要か、そこにどんな課題がありその解決にどのような体制が必要か、知識だけでなくこれを作った人の思いを実感体感できるような研修が必要であり、それが無いとしっかりした計画は作れないのではないかな。
- ・ 研修に関しても一方通行ではなくて、知識を伝えるだけでは身につかない。双方向でもあり、知識を伝えるだけでなく、体験するものでもあり、お互いに実践を報告し合うものでもあり、1 回で終わらずインターバルを挟んでもう 1 回していき、その間に何をしたのか報告し合うなどすることにより実践に繋がっていく。通り一遍のものではなく、当事者の声、現場の声など含めた形で熱量を共有できる十分に練られた研修が必要。

○適切な指標の在り方について

- ・ 指標として、家庭養育優先原則の実現度を図るような指標が必要だが、具体的にはなかなか難しい。子どもの代替養育にいる子どもの人数や入所機関が短くなっていくことは一つの指標では。横断面でたくさん子どもが入っていくことは良いが、時間の長さとして短い期間で家庭に戻れることは指標ではないかな。
- ・ 児童養護施設入所児童等調査の最新結果(平成 30 年)では、入所期間が延びている現状があり、家庭養育優先原則から反対の方向性となっている。何らかの理由で家庭に返せない現状が続いていることも背景にあるのかもしれない。
- ・ サービスの箇所数や人員数などの計画が主となっており、そこで働いている人材の質が図られていない。児童相談所職員の平均異動期間、スーパーバイザーの児童相談所業務経験年数などは指標になるのでは。児家センを作ったとしても、そこでソーシャルワーク業務を行う職種や、ケアワークではなくソーシャルワークの経験年数が 1 つの指標になり得るのでは。
- ・ 留意点 v の社会資源の把握について、単に箇所数だけでなく、どのような人材が配置されているのか把握することが必要。(各市町村の子ども家庭支援職員の資格、常勤、経験年数)
- ・ 児相から市町村への送致件数、指導委託件数、児童家庭支援センターへの指導委託件数などは市町村と児童相談所との連携に関する間接的な指標になるのでは。自治体によっては、市町村への送致がほとんどないケースもある。

③その他（推進計画や策定要領全体に関するご意見等）

○市区町村計画と都道府県計画の連携について

- ・ 子ども・子育て支援事業計画と社会的養育推進計画とがどのような関係性にあるのか、明確に整理する必要がある。新しい社会的ビジョンも全ての子どもと言いながら実際に書かれているのは要保護・要支援児童のことになる。社会的養育推進計画については一般世帯も視野には入っているが、この計画の中心となるのは要支援児童、要保護児童、特定妊婦、社会的養育経験者の方々、というところは明確に示した方が良いかもしれない。
- ・ 子ども・子育て支援事業計画に社会的養育の内容の記載がない自治体もあり、本来であれば社会的養育推進計画との連携も必要ではないか。社会的養育推進計画にも市町村の内容があるが、それが実際の市町村にあまり影響を与えていない現状もある。

(2) 中村みどり氏：項目②（当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)）

①当該項目の取組推進に関する現状と課題

○自治体の取り組みと推進計画について

- ・自治体の取り組みの実態として、推進計画に基づいて始めた自治体、市等の子どもの権利条例などに基づいて子どもオンブズマンなどを設置する自治体、被措置児童等虐待などがある中で独自に進めてきた自治体という大きく分けて 3 種類があるのではないかと推測する。

○児童福祉審議会について

- ・児童福祉審議会の活用に関しては、厚労省の「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」の子どもヒアリングにおいて、児童福祉審議会について尋ねたが、多くの子ども達がその存在を知らなかった。本当に活用したいのであれば、その存在と声をあげる具体的な方法の周知が必要。訪問型アドボケートを実践している自治体であれば、その人を介して声を上げる取り組みも考えられるのではないかと推測する。
- ・児童福祉審議会は開催回数が自治体によって異なり、運用の状況を見直す必要がある。また、委員として施設長や里親会が入っているところもあり、部会を分けるなどの工夫をした上で、子どもたちと利益相反がないようにすることが重要となる。
- ・被措置児童等虐待は毎年どの地域でも起こっていて、厚生労働省が取りまとめている件数より実際はさらに多いはず。様々な取り組みがあっても無くなっていない状況であり、さらに権利擁護に力を入れることが必要。都道府県や政令市には、現在の状況を改めて見直して頂けたら。

○子どもアドボカシーの方法について

- ・アドボカシー活動を第三者機関に委託する必要があると記載しなければいけない理由は、子どもたちに利害がない人たちが話を聞くという仕組みが大切だから。既に児童相談所や施設職員・里親は声を聞いているという前提に立ったときに、さらに権利擁護を進めるため利益相反のない人が話を聞く独立性を持って、話しやすい状況を作ることが必要。
- ・方法は全国で多様であるが、関係性のある立場の人がアドボカシーをしている場合もあり整理が必要。独立性のある人が聞く仕組み、内部の子どもの声を聞く専門の人が聞く仕組み、どちらが良いという話ではなく権利擁護のためにはいくつかの仕組みが必要。

○子どもが声をあげる手段に関して

- ・声を上げる手段として、子どもたちにとって SNS は使いやすいツール。里親家庭はスマホを持っている子どもが多いが、施設にいる子どもは高校生以上など限られている。スマホが普及すれば SNS のニーズは高まるのではないかと推測する。
- ・電話は、最近の子どもにとって使うハードルが高い印象があり、公衆電話も少ない状況も踏まえると難しいのではないかと推測する。
- ・話すのが苦手な文字として書いて出したい子どももいる。子どもが書いたらそれに対して反応や改善するサイクルがある施設では、実際に意見箱が活用されている。一方で、多くの場合は入れても意味がないと、子どもに思われていることも懸念される。
- ・権利ノートにハガキ 1 枚をつけている自治体もあるが、権利擁護の保障が一方通行の 1 回きりで終

わって良いのかという疑問も残る。だからこそ、訪問型アドボケイトの際に書いて伝えるなど、相互交流の機会もあって良いのではないか。

- ・ 学校や保育園など、身近に相談できる人がいればいいのにとという子どもの声もあった。一方で、学校の先生が信頼できない子どももいるため、子どもがアクセスできる方法が複数あると良い。
- ・ 子どもの声を待つだけであれば従来と変わらないので、今回の計画策定の内容に盛り込むのであれば、アウトリーチや子どもがよりアクセスしやすい方法の開拓などの記載がある方が良いのではないか。
- ・ 子どもの権利に対する理解を深める取組として、子どもの権利ノート、意見箱、第三者委員など、前回の推進計画で様々に記載されていたが、それが機能しているのかどうかの問題。権利ノートを渡すだけになっていないか、その内容を理解できる形で伝えられているか、子どもが理解しているのを確認しているのか、などが重要となる。意見形成支援のために、子どもの権利に関する情報がまず必要となる。

②当該項目の記載内容に関するご意見

○推進計画策定時における子どもの意見聴取

- ・ 子ども家庭庁が設置される中で当事者参画はひとつの肝であるが、推進計画においても該当する子どもたちが参加して意見を言える環境設定が必要。特定した個人というよりは複数人に聞くことや、突然呼ばれても意見を言えないため、丁寧な事前説明や参画方法の検討などを準備する等について留意点として書く必要がある（現在の策定要領の留意点 i に関連して）。
- ・ 前回の推進計画策定時のときに子どもの声を聞いた方法として、検討委員会の委員や大学の先生を交えてグループインタビューをした自治体がある。社会的養護経験者に委員として入ってもらった自治体やアンケートのみ実施した自治体もあるので、様々な方法を検討するべきではないか。
- ・ また留意点の参考として、社会的養護経験者全国交流会でも子どもアドボカシーについての意見をまとめている。例えば、どのような状況が話しやすいかについて等。民間では IFCA が、ストラテジックシェアリングを実践している。IFCA の取り組みで特に大切だと思うのが、大人が当事者の話を聞く際の聞き方について作成されている点ではないか。

○具体的な指標の在り方について

- ・ 権利擁護に関する子どもの満足度が一つの具体的な指標になる。権利ノート、意見箱、第三者委員、訪問アドボケイトの認知度やその利用の有無をアンケート調査で聞くなど。高年齢用と低年齢用を用意し、幼児であれば笑った顔に色を塗るなどの方法でも良い。文字の書けない子どもが取りこぼされないよう、インタビューと両方が必要。継続して調査をすることで表れた変化を測定することは可能なのではないか。特に認知度は、多くの子どもが知らない現状があるので、取組評価のための指標として重要となる。
- ・ 施設の第三者評価で行うアンケートとの違いは、あくまでも権利擁護の仕組みについて聞くこと。第三者評価は全ての子どものに聞いていない可能性もある。さらに、結果が第三者評価機関に提出される。一方で、この満足度調査は幼児も含めて全ての子どものに聞き、結果を都道府県が把握することが重要となる。
- ・ 児童相談所等職員向けの子どもの権利擁護に関する研修の実施状況も指標として良いかもしれない。
- ・ 支援方針や自立支援計画等で子どもの意見を聞いているかどうかという質問では聞いていると答え

と思うが、実態が重要であり、どのように聞いているのか、十分に聞いているのか、その意見がちゃんと反映されているのか、という視点が重要となる。

(3) 澁谷昌史氏：項目③（市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組）

①当該項目の取組推進に関する現状と課題

○市区町村の支援体制整備に対する認識について

- ・ 市区町村の子ども家庭支援体制の構築は、本来、社会的養育という言葉を使っていくときの肝となる部分。都道府県を中心とした公的保護から、市区町村を中心とした予防支援にシフトチェンジしているというのが一番大事なところ。しかし、社会的養育という概念の背景が現場（市区町村、児童福祉施設、学校）に伝わっていなかったのが現状。数量化しやすいこともあり、代替養育を必要とする子どもの見込み数と里親委託率に注目が集まった。
- ・ 市区町村の子ども家庭支援体制を都道府県としてどうしていくのかは現実的に考えにくかったのは。この数年間で大きく進んでいるという印象はない。市区町村と合同での研修や里親支援は取り組まれているが、社会的養育を推進するような子ども家庭支援体制の構築に顕著に繋がってはいない。
- ・ 従来の社会的養護のように都道府県が責任を持たないといけない部分もある。2040年問題に関する検討でも、市区町村ごとに実績を積み上げていく側面も尊重しつつ、地方公共団体間の連携も必要だと提言されている。ショートステイやトワイライトステイは市区町村ごとに把握することも重要だが、実態としては福祉事務所の圏域ごとにやっているところもある。広域的な視点を持って整備をして、移動手段の確保等を支援していくことが大事。

○市区町村の体制整備について

- ・ 母子生活支援施設の活用は、施設だけに限らず、様々な生活困難を抱える女性を支援する体制の把握が必要。社会的養育の中では、こども家庭センターの推進の中で産前産後ケアがどれだけ実施されているのか、需要に対してどのような対応がとられていくのかを見ていく必要。
- ・ 拠点ワーカーが地域にいて顔繋ぎをしている、地域の中であの人がいるという状況を作ることが重要。認定された、あるいは国家資格を持ったソーシャルワーカー等がどれだけ市町村で配置されているかを自治体として把握していく必要となる。その中で、さらにきめ細やかなポピュレーションアプローチができていく。
- ・ 市区町村が人材育成をするのは現実的ではないため、圏域など都道府県が目が届くところで人材の育成、人材交流をすることも必要。無責任になってはいけないが、その地域で長くソーシャルワークができる民間団体に委託をすることからの学びもある。

○推進計画の対象とするものについて

- ・ 地方公共団体が様々な計画を策定するときにはかなり縛りがあると、地方の自主性を損ないかねない。それが骨太の方針における「国と地方の役割分担」に一部反映されているのでは。また、都道府県が所管する従来の施策は整理しやすいが、市区町村レベルでは独自の事業もあって、都道府県から見て事業の整理がしにくくなっているのではないかな。
- ・ 社会的養育指標は政策推進の上で意義はあるが、対象とするものの範囲がかなり広い。10項目だけで社会的養育の実質的な推進状況が捕捉できるかのように理解するのは難しい。ターゲットを絞って調査項目を厳密にした方が実態を把握できる。その積み上げの中で最終的に市区町村や都道府県

の実態が見えてくるのではないか。

②当該項目の記載内容に関するご意見

○適切な指標の在り方について

- ・ 今回の児童福祉法改正での 3 事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）はとても重要。そうした資源が脆弱で地域住民に頼っている部分があるが、地域の中で使える資源があること、資源を開発していることは大切である。
- ・ こども家庭センターの設置状況は重要な指標になっていくだろう。サポートプラン策定状況、特定妊婦や要支援児童のカバー率、どの職種が策定に携わるのか、その体制ができていくのかまで掘り下げていくことが必要。とくにサポートプランの策定について、会議の開催、ツールの整備、子どもからの要望の反映などがなされているかを確認することや、そのプランを学校や保育所、こども家庭センター、保健センターの連携によりどれだけ手厚く実施できるようになっているかが重要である。
- ・ 社会的養育は予防であり、支援である。数量化しにくい、保護の手前でどれだけニーズを把握できるかが重要。ニーズやサインに気づくことができる、日頃から子どもや子育て家庭と接点を持つ人の力の重要性を改めて強調していく必要がある。
- ・ 社会的養育を推進した結果として、在宅支援の場合には再通告を減らすことが望ましい状態ではないか。児童相談所で終結したケースが在宅支援に入り、その後リスクが再通告という形で表れてこない。それ以前の段階で把握できるような状況が増えていくのは、社会的養育が機能しているかを見るときの一つの指標になる。ただし、再通告率を減らすこと自体に目を奪われると子どもを危険に晒すので慎重にやらなければいけない。
- ・ 権利擁護の予防的な取り組み（体罰防止の教育、性被害防止の教育）が行われているかの把握についても、今のトレンドを考えると関心を持って良いところではないか。
- ・ 人材育成に関する指標について、研修受講者の割合や国家資格取得者の割合は実態を表す指標になる。この指標が伸びれば良い人材が揃っているというわけではないため、直ちに都道府県や市区町村の評価になるのは誤解を生む恐れがある。研修プログラムを組んでいる、もしくは資格があるのに活用されていない理由などを調査研究していくためにも、専門人材配置の実態には関心を持った方がよい。

③その他（推進計画や策定要領全体に関するご意見等）

- ・ 社会的養育とは別になっている学齢期の子どもたちのこと、特に子どもの貧困対策を社会的養育とどのように結び合わせていくのが大事である。
- ・ 養育里親にとって相談できる人が増えたのは良いが、ただ単に人を増やせば良いわけではなく、丁寧に連携体制を作っていくことが必要。何よりも子どもの声がきちんと聴かれて、子どもの支援ニーズをキャッチできるかが重要である。

(4) 牧戸貞氏：項目③（市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組）

①当該項目の取組推進に関する現状と課題

○桑名市における取組

- ・ R3 年に作った桑名市の子ども家庭総合支援拠点は、母子保健、家庭支援、障害児支援の 3 部門の拠点としている。隣で業務をすることで母子保健との連携がうまくいっている。

- ・ ケースマネジメントや施策の制度設計をする上で、母子保健のメニューと組み合わせてデザインできるのがあるがたい。養育支援訪問事業は母子保健でやっていたが、管内の児童養護施設に委託をして専門相談という形で行ってもらっている。
- ・ 民間との関係づくりは、市町村で開拓する部分だと感じている。特に NPO は地域で活躍する団体が多いので、我々が出向いて関係を作っていく。桑名市の特色としては要対協に子ども食堂や障害児の事業所、産前・産後サポートの NPO が多く入っている。一度関係ができると団体側から声をかけてくれることもあり、コラボすることも多々ある。市町村が関係を作って本気でやっていることが分かれると民間の方も一緒にやりたいと言っていた。最初の繋がる方法が分からない場合には県のアドバイスも必要かもしれない。
- ・ それに合わせて里親ショートステイを始めたが、直接里親に頼むのではなく児童養護施設がハブ機関となり、里親支援専門員が調整する。良かった点は、養育支援訪問で児童養護施設の職員が要保護要支援の家庭を訪問するわけだが、その中で親御さんが疲れている感覚があればショートステイを提案してもらう。これまでは不安で預けられなかった親御さんも、普段から来てくれている人のところなら大丈夫かなあと預けてもらえるとといった効果が見られる。
- ・ H26 年度から里親支援ネットワークを作っている。良かったことは、市町村の強みである自治会や民生委員などの住民との繋がりを里親の開拓に活かせる点。里親や子どもの居場所は地域資源として非常に貴重なもの。里親も中学校校区に 1 人程度という形で考えている。居場所事業を始めたが、市内を 6 地域に分けて子どもが自転車でいける居場所を作りたい。

○里親支援における課題

- ・ 里親関係は都道府県の業務であるため、市内に住む里親の情報もまだ全て得られていない。三重県にも配慮していただいて、同意した方の情報はいただいている。桑名市の里親支援ネットワークの取り組みで、市内の里親希望の方がいれば市の里親担当が同席して、その時から関係を作って情報を得ている。市町村の業務になっていないため、桑名市は上司や市長の理解があるが、市町村によっては関与できないところもあるのではないかな。
- ・ 里親同士のレスパイトにしても里親間の繋がりが乏しいのが課題。里親会があっても年数回のつながりであり、市が把握している里親の連絡会をやっている。県でもやっているが圏域が大きくて人数が集まりすぎている。顔の見える関係になるとレスパイトもやりやすいのではないかな。里親同士だけでは第三者的な視点からの調整が難しい場合があるため、フォスタリング機関や市町村が入ることが非常に重要。
- ・ 里親の要望の中に市町村の業務に対するものは非常に多い。役所で実親の名前で子どもが呼ばれた、母子保健の通知が実親の苗字で届いたなど。市町村は実際の生活に関わる業務が多く、支援やサービスを受けてもらうことが非常に多いため市町村が絡むことは非常に大事。要望を丁寧に伺う中で市町村との関係やまとまりができる。
- ・ 個人情報の問題は大きく、里親の考え方もあるため、情報を全て市町村が把握するには制度改正をしないと無理。しかし、少なくとも市町村が積極的にやろうとしている場合は、都道府県は積極的に応援してほしい。児相や県の担当も来てもらって、コーディネート、最初のきっかけづくり、フォローをしてほしい。児相は虐待対応でかなり忙しいため、里親業務の優先順位が下がってしまっている印象もある。

○県と市町村連携の課題

- ・ 県と市町村の連携の課題のひとつとして、どちらが担当するのかの線引きが明確でないということがある。子どもの居場所事業も県か市町村の仕事なのか曖昧。児童福祉法改正で市町村のメニューになるので市町村でやっていくべきだが、まだ軸足がぶれている。
- ・ 市町村側も規模や意識がばらばらであるため、整理していくことが必要。里親についても、県にある程度研修などをやってもらった上で、開拓などは市町村がフォスタリング機関と協働するなどの役割分担を計画の運営指針や他のガイドラインで整備して示す必要がある。

○人材の募集・育成に関する課題

- ・ 市町村の課題として、財政の厳しさから職員が減ってきていることがある。桑名市では専門職として社会福祉士を専属で取っているのでもまだありがたいが、それでも希望があっても新しい職員を財政的に取れないことがある。
- ・ センターも半分以上は会計年度職員。どこまで夜間業務をしてもらえるかなどの壁もある。小さな市町村だとさらに苦しいのではないかな。
- ・ 県庁の職員であったとき、人材育成について人事とワーキンググループを作った。人員増や専門職の配置により手厚くなっていたが、頭打ち感もある。業務がハードだと伝わっていて職員を募集すると定員割れすることも多い。行政職員から児童相談所に行くと嫌になってしまう職員も多く、どう育成していくかが課題。

②当該項目の記載内容、推進計画全体に関するご意見

- ・ 社会的養育推進計画を策定するときに市町村に意見を聞く仕組みになっていない。県が措置する施設や里親についての計画だと考えている側面もあるのではないかな。子ども主体で考えると市町村での地域支援が根幹にあるため策定時の連携が必要。
- ・ 児童家庭支援センター設置についても市町村の意見を聞いてほしい。地域支援は市町村がメインであるし、里親についても市町村に意識を持たせた方が支援の連続性が生まれる。
- ・ 児童家庭支援センターを作るときに市町村と連携を密にする仕組みが必要。それぞれが勝手に相談を受けると不具合が起きるし効率が良くない。計画の段階から市町村も関わるべきで、市町村から法人やNPOを提案できるようにすれば良い。
- ・ 地域包括ケアでは地域診断というものがあり、チェックリストを作って県内の市町村を標準化している。これを取り入れて、産後ケア事業、ショートステイ、里親との関係などの項目を挙げて診断すると標準化できるのではないかな。
- ・ 市町村の子ども・子育て支援事業計画と社会的養育推進計画との関係も問題。子ども・子育て支援事業計画の課題としては、産後ケアや産前・産後サポートなどの母子保健事業がメニューに入っていない。入れることで計画同士の繋がりができる。それができると県と市町村との連続性もできてくるのではないかな。

(5) 大阪府福祉部子ども家庭局家庭支援課：項目④（各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み）

①当該項目の取組推進に関する現状と課題

○算出過程について

- ・ 大阪府は、算式 2 を目標値として採用した。理由としては、児童相談所（大阪府では子ども家庭センター）職員を対象に、平成 29 年度の一年間で児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の措置をした全児童 514 ケースのうち、里親、乳児院、児童養護施設が最も望ましい養育環境であると考えられる 322 ケースをもとに、里親委託可能な割合を調査してそれを反映したこと（現場の判断を活かした数値）によって、実態を表した数値となり得るため。
- ・ 一方で算式 1 は、平成 30 年 1 月 1 日時点における措置児童の家庭復帰調査をもとに年齢や措置期間に基づいた機械的算出をしている。
- ・ 代替養育が必要となる子ども推計については、第二次計画の推計値と実績値の差がほぼ無かったため、同様の手法（大阪府における児童人口と要保護児童数の回帰分析により算出した回帰係数をもとに、要保護児童数の見込み数を算出）により算出し、これを代替養育を必要とする子ども数の推計とした。
- ・ 代替養育を必要とする子どもの見込み数から、「里親等委託が必要な子ども数」「施設で養育が必要な子ども数」を算出するため、「措置児童の家庭復帰調査」における平成 30 年 1 月 1 日時点の入所割合をもとに、見込み数から児童自立支援施設と児童心理治療施設への措置分を除き、その上で、算式 2 の結果を当てはめ、里親等／乳児院／児童養護施設の見込み数とした。
- ・ なお代替養育児童に関しては、平成 11 年度から 29 年度まで幅を広げて回帰係数を計算している。先に代替養育児童の中の年齢区分の割合を出して、調査時点での年齢区分に応じた里親委託が必要な子どもの割合を割り戻している。

○計画策定の際の課題について

- ・ 見込み数の算出に関しては、第二次計画に沿う形で出した。苦勞とした点としては大阪府では児童養護施設が戦前からたくさんの施設が頑張っている中で高機能化、多機能化の理念の説明についてである。各施設には担当からヒアリングを行い、整備計画の数値については意見をもらった。里親の伸び率に対して施設定数を合わせるような形で減じていくことをどのくらい受け止めてもらえるのか、その辺りは機械的な算出よりも生身の苦勞が生じた。

②当該項目の記載内容に関するご意見

○今後の見込み数の算出について

- ・ 里親養育の必要な子どもの見込み数と実際の数との乖離は生じている。計画の中では里親委託率に加えて、施設の多機能化、小規模化で施設定数の減を見込んでおり、里親がそれに伴って増えていく予定だった。しかし、コロナ禍もあり里親委託数が思うように増えず、結果として社会的養護の受け皿数が減っている現象もある。児童相談所職員からも子どもの措置先が見つかりにくい意見もあり、その辺りを調整しながら計画の修正も必要に感じている。
- ・ 子ども数の見込みは、これまで同様の算式で実態にあまり乖離のない形で出来るのか、現状の里親委託率や里親数の伸びを見るとやや不安も残る。次期計画では前回計画も振り返られるが、目標数値の修正やその際に算式を変えなくてはならない事態も想定される。
- ・ 算式 2 は、調査によって児相職員が里親委託が必要と感じる児童数の割合を反映した。こういった子どもの利益の観点から必要な理想数値を残すことに加えて、フォスティング機関の里親支援体制など現実を見据えたバッファも必要に感じている。そういった考え方の幅を可能であれば策定要領で示していただけると有難い。

○計画の進捗管理について

- ・ 計画策定時には児童相談所などを対象に複数調査も行い現状に応じた策定を行ったが、こういった調査には事務的負担が生じる。社会的養育専門委員会ではPDCAを回していく指摘があったが、算出や調査等に関しては毎年同じ労力を費やすことは現実的に難しいので、どこまで進捗管理が出来るのかは検討が必要。
- ・ 現状の進捗管理に関しては、大阪府の社会的養育体制整備計画は大阪府の子ども全体に関わる計画の一部となっており、そちらの審議会で計画の進捗状況などを年1回最低でも報告をしている。
- ・ 数年に1回という形では進捗管理が可能かもしれないが、どの程度細かい分析や調査等を行うのかやり方の工夫も必要。

③その他（推進計画や策定要領全体に関するご意見等）

- ・ 児童家庭支援センターの設置に関して、大阪府では面積的に小さく中核市児相の設置も進めている状況では、児家センの体制整備の中でも増やしていくというよりも、地域に密着した専門性の高い相談対応等の課題を受ける機関と考えている。
- ・ 小規模化・地域分散化について乳児院と児童養護施設について国から方針を示している認識だが、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設に関しては今後動きを示されるのか、大阪府では社会的養育全般ということで計画に記載しているのでその点も気になっている。
- ・ 里親支援機関とアドボカシー機関は第二種社会福祉事業になるということで、整備を進めている。フォostタリング機関については一定の設置目標をクリアしているが、上手く動かしていくことに苦慮している段階。第二種となり今後の目標値や考え方について示していただけると有難い。
- ・ アドボカシー機関に関しては、委託可能な団体が社会資源として少ない課題があり、目標設定の考え方について、設置数や機関あたりの支援数となると区域自治体間の社会資源の取り合いになる懸念もある。また、第二種となり届出基準が明確に示されると今の社会資源もそこに該当できるのかという点も懸念がある。

(6) 三輪清子氏：項目⑤（里親等への委託の推進に向けた取組）

①当該項目の取組推進に関する現状と課題

- ・ 自治体ごとに里親支援に対しての取り組み方や重視する視点が異なっており、支援において格差があるように感じる。フォostタリング機関の体制作りや運用の仕方がさまざまであるという話を聞いており、どこに向かっていけばいいのかが共有で来ていないというのが要因の1つだと思われるので、大きな共通の目標を定める必要がある。
- ・ 整備していく上での課題としては、都道府県により重点を置いている場所が違うこと、言語の理解の仕方が違うことにより現場間の連携があまり進められていないところにある。『里親のリクルート』や『委託できる里親』といった概念の定義が現場間で擦り合わされていない。具体的な解決策としては、コンサルのような機会を設け、里親委託に関する正しい情報を周知していく必要がある。
- ・ 市区町村の支援体制の構築に向けた都道府県の取り組みは、里親委託と別物と捉えられがちに感じるが、両者がうまく噛み合っていくことが重要である。そのための具体的な方法としては、ショートステイや子育て支援の場に資源として里親が参入していけるのではないかとということと、子育て支援の相談ができる場を設けたり、里親同士の関係に限らず、お母さん同士や子ども同士の繋がりを作

れたりするような場が提供できたりすればいいと考える。

- ・ 里親の立場からは、児童相談所の担当が毎年のように変わってしまうことがあり、フォスタリング機関が引き継ぎをおこなってくれるとありがたい。また橋渡しの部分で、里親の意向や考えをフォスタリング機関が児童相談所に伝えておいてくれるとありがたい。両者の連絡会は必ず行うべきである。

②当該項目の記載内容に関するご意見

- ・ フォスタリング業務の包括的な実施体制構築が 1 番最初にきているのが良い点である。支援体制あつての里親委託である。具体的にどこか包括的なフォスタリング業務をやるということを表に出していくべきである。
- ・ フォスタリング機関については、里親支援の質も重要になる。各フォスタリング機関のアイデアや特徴を生かすことができるある程度の裁量を持たせた自由度がある指標を示す必要がある。
- ・ フォスタリング機関には、(少なくとも最初の 3 年ほどは) 監督目的というよりは支援する目的による第三者評価が必要であるように考える。厳しくモニタリングするというよりは、フォスタリング機関の指標になりうるような第三者評価の介入を考える必要がある。
- ・ フォスタリング機関の第三者評価には、里親家庭で養育される子どもにとっての成果(里親家庭をフォスタリング機関が支援したことで得られた養育の成果)、里親への支援の成果の両面も含めて評価できるとよい。
- ・ フォスタリング機関の労働条件の質も重要である。そのためには、フォスタリング機関を運営する側の評価も必要であり、さらに、行政からの財政的な支援や、行政(都道府県市区町村、児童相談所)の協力体制も非常に重要になる。フォスタリング機関に、丸投げ、投げっぱなしではなく、行政側も協力していく体制を整える必要がある。
- ・ 上記を徹底していくためには、フォスタリング機関の第三者評価に上記の点を入れることも考えられる。
- ・ ②の iii に地域の実情を踏まえて実現されるべきとあるが、地域の実情は「里親委託の体制があるかどうか」と言い換えられるもので、そこを強調できたらいいのではないか。
- ・ フォスタリング業務を民間に委託することになっても、措置権は児童相談所にあるので児童相談所との連携は欠かせないだろう。児童相談所の中に里親専任のようなポストを置く必要があり、指標では専任里親の数なども聞くことも 1 つの案となる。
- ・ 乳幼児の里親委託率を 75%とあげられていて、特に 3 歳未満の里親委託を優先することと書かれているが、地域の実情によって、高年齢児の里親委託をせざるを得ない里親が増えているように感じる。もし 3 歳未満の里親委託の推進を強調するのであれば、里親委託をしている中での乳幼児委託率やその中での学童委託率を見てもいいと思う。この比率により、地域ごとの実情をより詳しく評価できるとともに、その率が低い地域では高齢児の里親委託に関する研修も充実させるなどの具体的な対処をとることができるだろう。
- ・ 定義ありきの指標なので、不調の指標は難しいのではないだろうか。取るのであれば、里親不調による措置変更数などがいいだろう。
- ・ フォスタリング機関について指標を入れた方がいいのではないか。支援や子どもの満足度の他に、職場の風通しのよさ、勤務のしやすさ、勤務形態などが考えられる。

- ・ 里親登録されている中でも条件付きの方（ショートステイ里親、一時保護の里親、週末のみの里親希望、その他本人の家庭事情等）の数は把握しても良いのではないかと。児童相談所と民間フォostリング機関ではリクルートする里親への認識の違いもあり、それも踏まえて区別して見ていけたら良いのでは。
- ・ 私見だが実親についても入れられたら良いのではないかと。実親と里親の交流が原則禁止となっている自治体もあるので、里親と実親の交流を今後やっていけるか難しいところではある。委託中でも里親と実親の交流をフォostリング機関とともに行いつつ、家庭復帰への取り組みを同時並行にしていけたら良いと考える。現状、そのような仕組みが整えられているところは、ほとんどないと思われるため、そのための仕組みづくりが必要である。

③その他（推進計画や策定要領全体に関するご意見等）

- ・ 不調などにより里親と子どもが分断されてしまう場合、里親は喪失感を抱えることになり2度と里親をやりたくないと思っていることがある。今後里親を増やすにあたり、このままこの喪失感を放っておくと里親になりたい人が減ってしまう可能性も十分考えられるだろう。また里親の喪失感と同様子どもにも喪失感があるわけで、さらに子ども・里親以外の周囲の環境にも喪失感が出るので、断絶するのではなく緩くてもいいので地域で喪失感を抱かせないためのネットワークを作れないかと考えている。そのためにも、実親と里親の交流を家庭復帰の取組とともに進めたらよいのではないだろうか。

(7) 渡邊守氏：項目⑤（里親等への委託の推進に向けた取組）

①当該項目の取組推進に関する現状と課題

○里親養育推進に関する現状

- ・ 新しい社会的養育ビジョンで示された里親委託率の目標値に対して、様々な意見が出ている。本来は子どもを心身共に健やかに育成する責任を地域社会が果たすことが重要である。家族支援が十分に提供されること、それでも不適切な養育が認められた場合の親子分離を経験する子どものために健やかな育ちの環境を用意した結果として出てくるのが委託率などの数値として現れるのだと思う。
- ・ 里親の委託率・委託数の増加は、多様かつ複雑な子どものニーズに応えるケースが増えることを意味する。この増加のスピードにソーシャルワークの担い手の質が追い付いていない。ソーシャルワークの不足は所謂里親委託不調につながることから、里親制度に対する社会的な評価の低下や新規里親登録希望者の減少が近い将来深刻な課題になりかねない。子どものニーズに合わせて里親養育の質の向上を丁寧に進めていく地域が、中長期的に委託率の高い地域をキャッチアップすることもあるのではないかと。
- ・ 子どもと養育者がそれぞれ過去を共有していない中途養育環境である里親家庭は、地域社会では完全なマイノリティであり孤立しやすい。“普通”というマジョリティのつくる枠にはまらない家庭にとって、理解度や社会資源の柔軟性などをみても地域社会は養育しやすい環境とは言えない。“良い理想的な里親”を見つけることよりも、里親家庭含む多様な家庭でも子どもが健やかに育つことができるよう、環境整備（準備）を進めていくことが必要。今後、こども家庭センターが配置されていくなかで、徐々にそれが進むことを期待したい。
- ・ これらを踏まえ「何年までに何パーセント」という目標は達成できなかったとしても、子どもの健や

かな育ちを地域で担う里親のイメージが、少しずつでも浸透していく形が見せられれば、その地域の自治体の取り組みは子どもとその地域の将来にとって成功だと言えるのではないか。

○人材養成の課題

- ・ 家庭の社会的な“孤立”は子どもの健やかな育成の妨げになる。親子分離となる実親家庭が直面している社会的“孤立”という課題は、地域社会で殆ど理解されていない里親家庭にとっても同じく課題である。私的環境で公的養育を担うという特殊な家庭が、地域社会で孤立することないようにするソーシャルワーカーの働きが必要である。
- ・ 里親は、公的養育を担っているという責任感・自負、目の前の子どものニーズに直面して、声（要望）を持っている。その声の中に、マイノリティ家庭が地域社会でどれほど子どもを育むことに難しさを感じているのか、耳を傾けるべき課題が含まれている。その声を持つ里親家庭がリスpektされているという実感ができ、意見が聴かれているという実感ができるように、つながりをもてる専門職（ソーシャルワーカー）が必要とされている。
- ・ 里親が子どものニーズをキャッチし、その里親のニーズをソーシャルワーカーそして地域社会がキャッチしながら様々な資源をその家庭につなぐことで、結果的に地域が健やかな子どもの育ちに対して責任を果たすことに繋がるのではないか。こういったソーシャルワークスキルが求められる中で、最大の課題は人材養成と考えている。
- ・ やりがいの高さもあると思うが、現場できれいごとでは済まない悩み・苦しみ・喜びを里親と共有し、協働するような人材を獲得するための道筋が立っていない。そのような状況では法人・施設が事業を受けたとしてもすぐに成果に繋げるのは難しいのではないか。
- ・ 一方で、働く場所が無いと学ぶ人が現れない側面もあり、肯定的に捉えれば、働く場所が出てきて、この仕事で生活が出来てやりがいもあるという状況が整いつつある。
- ・ 組織としてトップダウンではなく、しっかり役職の有無にかかわらず組織に属する者全員で哲学を共有することが大切。トップが決定したからやる、組織の方針だからやらざるを得ない、ではなく、何のためにそれをやるか、誰の利益になるのかがしっかりと根付いている必要がある。

○包括的なフォスタリング業務の重要性

- ・ 里親になるまでのプロセスから委託した後も自分のことを一貫して理解してくれている人が養育と一緒に関わってくれるような状況を作ることが重要であり、リクルートと委託後支援など業務を分断することの里親家庭との協働へのメリットがあるようには思わない。
- ・ 良い里親とは、子どもにとって良い里親のはず。家庭でどのように子どものニーズに応えるのか共に考え、里親と理解を深められる関係性はどこから始めるのか。その人のことを活字の情報以外ほとんど知らない状況で支援を開始することをこれからも続けることが、本当にこれからこの国が目指す家庭養育推進のやり方にマッチしているか考えても良いのでは。
- ・ 包括的なフォスタリング業務は、必ずしも民間がやらなければならないわけではなく、児童相談所が質の高いソーシャルワークを担うことも地域によっては積極的に考えても良いのでは。一方で、都市部では民間に委託することにより地域の利益になるのであれば、一つの選択肢としては良いのではないか。
- ・ 分断された支援体制の弊害は、包括的な実施をしないと分からない側面もある。委託を検討する時や、里親会で会う時以外その里親のことを知らない状況では、その家庭と協働することは簡単ではない。

本来であれば、里親と時間を共有する機会を多く持ち信頼関係を築く試みをするための時間とエネルギーが相当に求められる。そのためには、リクルートから委託後支援、措置解除後のアフターケアまで含めてトータルで一つの機関が担うことがより効果的なのではないだろうか。

○児童相談所と民間フォスタリング機関それぞれの役割について

- ・ 児童相談所や民間フォスタリング機関が選択肢として用意されて、お互いに切磋琢磨して個性を出しながら進んでいく方向性も良いと考えられる（福岡市のように）。

②当該項目の記載内容に関するご意見

○里親養育推進の指標の在り方について

- ・ 定期的なアセスメントをより密にして、親子分離を経験した子どもの社会的発達や知的発達、身体的発達を確認していく。四半期毎（半年でも）に作業面、感情面、学力、コミュニケーションを含めた発達を評価することは、子どもの表出的な問題行動も含めて、里親家庭で発達していることを示す指標として求められるのではないか。
- ・ 長期的なスパンでは、里親養育の担い手が増えているのか、また社会資源として活用できているのが重要となる。里親がマイノリティであり孤立している状況もあるが、そういった中でも彼らのニーズに応えることができる子育ての充実や社会資源の活用が実現すれば、その地域全体が子育てがしやすい、子どもが育ちやすい環境として示されるのではないか。

○具体的な体制整備の在り方について

- ・ 現実的には、会議・家庭訪問・電話相談・報告書記載等を効率良く行えるケース数として、経験豊富な職員で約 10～13 ケース、経験の浅いワーカーであれば約 5～10 ケースと考えている（一時保護委託含む）。各フォスタリング機関の里親委託数との兼ね合いから、十分な人員体制を整える必要がある。

(8) 福井充氏：項目⑥（パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組）

①当該項目の取組推進に関する現状と課題

○養子縁組成立数の少なさについて

- ・ 各児童相談所の特別養子縁組成立数の平均が 2 件未満であり、絶対数が少ないことが第一の現状。それに対して里親に措置されている子どもの 7 割が家族との交流が無いというデータもある。児童養護施設や乳児院も合わせると 1 万 1 千人ほどが家族と交流が無い状況。これらの中に特別養子縁組を斡旋すべきだった子どもたちがいるのでは。
- ・ 児童養護施設等入所児童調査でも 5 割ほどは措置変更なくこのままの養育と回答しており、家族交流の無い子どもがそのまま長期養育へ繋がってしまう実践状況がある。この面では児童相談所の判断が大事になる。児童相談所として代替養育に措置されている子どもの方針を見直す機会がマニュアル化されていない、専門チーム・係の不在がある。
- ・ 特別養子縁組の対象となるケースの洗い出しが必要だが、現状では妊娠葛藤ケース、望まない妊娠、遺棄児などの限られており、親子交流が無く家庭復帰が望めない子どもが認識として薄いのでは。本来であれば、乳児院など幼少期から預かった段階で、そういった判断が必要。また、それを評価する指標も各都道府県に必要ではないか。（退所児童に占める家庭復帰、親族養育、特別養子縁組の割合）。

入所期間等。乳児院退所後に、児童養護施設、養育里親への措置変更の割合が多い場合には、長期養育を続けていくことが前提となってしまう。）

- ・ 特別養子縁組推進においては、新規措置児童の検討もそうだが、現在代替養育にいたるケースについてもしっかりとしたケースマネジメントの上で特別養子縁組への検討が必要。そのためにも、地区担当が持っているケースに関して、特別養子縁組に関する部署と進捗管理を定期的に共有することが求められる。
- ・ ただ、特別養子縁組だから良いという訳では無く、その判断がいかに親子交流や家庭支援をした上で出来ているのかがパーマネンシー理念で一番重要な視点。アメリカでは連邦法に明記され、在宅支援メニューを増やすことが義務付けられた。

○養親の登録について

- ・ 養親候補者の多様性の観点からは、小さい自治体だと障がいのある児童や高年齢児童の受け入れ候補者を見つけることが難しいケースもあり、国にはそのネットワーク化、データベース化をぜひ行ってほしい。
- ・ 養子縁組里親と養育里親との重複登録に関してはあっても良いと思っている。目的の違うものであり重複がダメではないかという意見もあるが、養育里親として受けていた児童が特別養子縁組となった場合に、そのままの里親さんが受け入れる例も考えると、より子どものパーマネンシー保障にとっても良い形となる。そのような余地を残すためには重複登録はありなのでは。ただ、養育里親さんが養子縁組の気持ちで養育している方もいらっしゃる実情が一部であり、その面では児相の丁寧な説明や研修が必要。（実親交流等の足並みが揃わないケースも）

○養子縁組成立後支援について

- ・ 養子縁組成立後の支援に関しては、記録に関わる部分と相談支援(生い立ち整理、思春期対応、養親養子の家族関係作りも含めた)に関わる部分がある。記録に関することは児相が一定のルールのもとに生い立ちに関わる必要な情報を集めて、それをきちんと保管して必要な開示を行う。相談支援は施設多機能化で施設が担っていく部分やフォスティング機関や児家センが担うことの方が良い部分もあるのでは。
- ・ 児相が対応するような虐待案件ではなく、児相から委託された後に再度相談するのか疑問もある。児相は継続性からも人事異動が激しいので、民間の方が長期配置されていたり、その中で引き継がれていることもあるのでは。それをどう自治体として進めていくのかは推進計画に書かれても良いのでは。児相が民間に委託することがあったとしても、記録に関することや相談支援に関することなど、自治体が役割を整理する必要がある、計画として記載される必要がある。

②当該項目の記載内容に関するご意見

○パーマネンシー保障に関する記載について

- ・ パーマネンシー、子どもの安心・安全、well-being がアメリカでは3大理念となっている。児童相談所養育指針にも既にも書かれているが、家族維持が一番であり、それに準じて家庭復帰、親族養育、特別養子縁組、里親等長期養育、という流れが推進計画冒頭に記載される必要がある。
- ・ 特別養子縁組を推進する上での課題は児相の体制整備だが、現状児童福祉司の増員を目標として交付税措置と取られているが、増員がどこの部門に使われるかは児相の判断に委ねられている。推進計画の中では、家族分離した後のパーマネンシー保障(家庭復帰、親族養育、特別養子縁組)していく部

門に人を充てることを立てた方が良いのではないか。

○特別養子縁組に関する記載について

- ・ 二段階手続きが導入された後には、児相からの養子縁組申請は増えるべき。交流の途絶えたケースなど家族復帰困難ケースのパーマネンシー保障の観点からは、児相長申立数は指標になるのでは。（親の行方不明、不同意ケースに対しても含めて）
- ・ 絶対数が少ないことから考えると特別養子縁組成立 1000 件成立は妥当と考えるが、その結果だけでなく成立のプロセスも重要となる。特別養子縁組成立までの実践プロセスがしっかりと計画立てられているか。必要な子どもの把握、養親候補者の確保数、児相長申立の数なども指標として考えられる。
- ・ iii の内容はその通りだが、具体的に実現するプロセスとそれを実施体制の記入が必要。
- ・ 養子縁組成立後支援は指標としては難しいが、成立後の相談支援の回数など一定の目標を定めた方が良いのではないか。（委託事業先の件数でも良いので）成立件数と相談支援件数との比較で、相談支援の充実度も把握できる。

③その他（推進計画や策定要領全体に関するご意見等）

○項目③（市区町村の支援体制構築）に関して

- ・ 項目③では支援体制と支援メニューが一緒になっているが、別項目にすべきでは。支援体制としては、子ども家庭支援センターとして支援できる体制が整っているのか、サポートプランが作成されているのか、支援メニューとしては在宅支援メニューが各自治体で実装されているか、利用者数の増加が図られているのか、など。パーマネンシーの観点からは、まず家族を維持することが自治体の明確な目的となる必要がある。
- ・ 在宅支援をどこまで出来ているのかの一つの指標としては、在宅措置の数ではあるのでは。ただ、在宅措置に関する考え方自体にかなり考え方の差があるので、より直接的なのは在宅支援メニューがどのくらいの量利用されているのかは自治体間でばらつきが大きく、全国的に見ればかなり低水準なのでそこをあげていくことが第一目標になるのでは。
- ・ 各自治体にもどのくらい達成できるのか目標を立ててもらい、その達成度を見ていく。少なくとも倍以上の計画が必要。家庭支援事業に何を定めるのかはショートステイと養育訪問支援事業と新しい 5 事業。地域子ども子育て支援事業としては、13 あるが、親子分離予防のための家庭支援事業だともう少し絞られるイメージ。
- ・ 「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」「子育て短期支援事業」「一時預かり事業」「妊産婦等生活援助事業」の目標値を最低 2 倍以上で設定し、その達成度で評価していく策定要領の建て付けになる必要がある。厚労省が社会的養育専門委員会で提示した資料でもあったが、基本的に絶対数が少ないことは明らかでは。
- ・ 地域子育て支援事業だと各自治体でニーズ調査をもとに利用量を見込むこととなっているが、それだけではブラックボックスというか担い手や受け皿に不安のある自治体は利用値を低く設定しがちなので、社会的養育やパーマネンシーを実現していくべきという観点からは最低限 2 倍など国の根拠をもとに言うていく必要があるのではないかと、少なくとも目標値を設定する必要がある。

○項目⑩（児相強化）、項目⑦（施設多機能化等）に関して

- ・ 項目⑩については安全確保のための記述が多い印象だが、パーマネンシー保障実現のための児相体

制が記入される必要がある。

- ・ 項目⑦多機能化と、パーマネンシー保障において予防支援事業を施設がどこまで出来るのか、深く関連している。各自治体から施設多機能化でやれる事業を定めて、それを目標値として設定する。施設多機能化の中で支援メニューを増やすことはある程度自治体のイニシアチブが無いと出来ない面もあるので、自治体が推進計画を作るときに市のニーズ調査をもとに施設と話して、それをどういう分担でどのくらいの利用数を目標に多機能化するのかを自治体が定める必要がある。

(9) ロング朋子氏：項目⑥（パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組）

①当該項目の取組推進に関する現状と課題

○特別養子縁組推進の現状と課題

- ・ 児童相談所と連携する際に、特別養子縁組の意義やそのためにどう動くかという実務者レベルでの具体的なイメージが希薄と感じている。また、成立件数としても少ないため、養親の負担軽減事業などについても、その意義が十分に理解されていないと感じている。
- ・ 感覚としては里親と同じ括りで語られることが良くも悪くもあり、悪い部分としては里親という枠組みで語られるために、養育里親の推進が最初に来てしまい、「余裕があれば特別養子縁組も」と後回しにされている懸念もある。
- ・ 養育里親と特別養子縁組は、児童福祉法上では家庭養護として同じ括りになっているが、パーマネンシー保障という観点から見ると明らかに差異があることがしっかりと伝えられていくべき。具体的には、児童相談所職員向けの研修で養育里親と特別養子縁組のパーマネンシー保障という観点から見た違いや、民間との連携も含めて、話題が組み込まれる必要がある。
- ・ ユニークな取組としては、東京都では子どもの養子縁組里親が見つからない場合に、民間あっせん機関に協力を打診する仕組みが出来ている。ただ児童相談所で養子縁組里親が見つからないケースでは、特に大きな課題を抱える子どもも多い。民間あっせん機関の養親は費用を払って登録しているので、困難ケースばかりとなると、養親希望者が減ってしまい、今後養親不足になる懸念もある。

○児童相談所と民間あっせん機関の協働について

- ・ 指標に関しても成立件数のみの表示ではなく、例えば児童相談所が民間あっせん機関を通して委託した児童数も件数として数えるなど、より具体的な連携度合いが見える形の指標を作るべき。特に委託する際に一時保護として関わりながら委託して審判確定まで関わっていたのか、児相長申立の形で第一段階、第二段階それぞれで関わりながら支援しているのかなどが重要と考えられる。
- ・ 例えば国際的な背景を持っており児童相談所では養子縁組が難しいと判断される場合にも、民間あっせん機関では手続き・支援が可能となるケースがある。また個人情報の壁は大きく、なかなか児童相談所と詳細な情報共有が出来ない場合が多い。そのため、児童の情報については民間あっせん機関と積極的に情報共有しつつ家庭養育の道を検討するなどの記載が必要と感じている。

②当該項目の記載内容に関するご意見

○特別養子縁組の活用を十分に考慮したソーシャルワークの在り方について

- ・ 留意点の i に関して、現場では何をどうすることが「特別養子縁組の活用を十分に考慮したソーシ

ャルワーク」なのか掴みづらい。その手掛かりとなるものを国から示して欲しい。具体的には、特別養子縁組を検討した児童数、検討回数などが挙げられる。

- ・ 横須賀市児相では措置中の児童に関して、特別養子縁組が必要な子ども、家庭復帰が可能な子ども、里親委託が可能な子ども等について、年に一度全数調査を行っている。ただ課題としては、長期間に渡って両親との交流が無い、実親の養育が望めない理由などが個々人によってバラつきがある。この点に関しては、なぜ養子縁組が必要なのか、家庭復帰が可能だと考えるのか、などについて、何を根拠に判断すべきかの設定がある程度必要ではないか。
- ・ 例えば、アメリカでは里親委託された子どもで2年間家庭復帰されていない子どもに関しては、特別養子縁組の対象児童とすると法定化している。そこまで明確でなくとも、何らかの枠組みが必要ではないか。

○対象児童を判断するチェックリストの必要性

- ・ 具体的には、養子縁組の対象児童を評価するチェックリストが可能ではないか。チェックリストをフォスタリング機関や施設職員も含めて、子どもに関わっている機関が協働でアセスメントする仕組みが絶対的に必要と考えている。
- ・ 特に高年齢児が特別養子縁組の対象となった場合、どのような手続きを踏み、本人の意見を聞き、どう説明していくのが非常に難しい。また子どもの将来について責任が重く判断も難しいため、職員の負担軽減の観点からも、これだけの条件を満たしていたら必ず次のステップに移らなければならないという縛りをつけるチェックリストがあると良い。

○養育里親と養子縁組里親の違いの明確化

- ・ 項目⑤の「里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修」と記載されているが、この里親のリクルートやアセスメントには養子縁組里親も入っているのかと都道府県に尋ねたところ、そのようなことは考えたことも無かったと回答されることがある。養育里親なのか養子縁組里親なのか、一連の流れで有用な支援を行うためには明確に示す必要があると感じている。
- ・ 里親という言葉では曖昧であり、養子縁組サイドで仕事をしていると連携先や事業の責任の所在が分かりにくい現状がある。養育里親の長期的な支援が求められる中で、法律上も親子となった養子縁組とは支援の在り方とは分けて考えることが必要。ただ里親登録では同じ枠組みとなっており、養子縁組里親が後から里親制度に入った形で法律に記載されたので、変更が難しいことは理解しているが、少なくともこの課題についての検討をして欲しい。

○養子縁組成立後の支援の在り方について

- ・ 成立後支援に関しては、誰がどのように支援するのか明確に示して欲しい。例えば、地域で生活する上で必要な支援は地域が責任をもって支援すべきであり、実親との関係構築や面会交流などはあっせんを行った児相や民間あっせん機関しか出来ない。支援先を広げて棲み分けを明確にし、なおかつ連携をしっかりと出来るような体制が必要と感じている。
- ・ 必要な成立後支援に関しては、新生児か少し年齢の高い幼児かでかなり異なる印象がある。新生児の場合は出自、真実告知、実親との交流の仕方などで収まるが、年齢が高い場合には、必ず子どものいる自治体に関わってもらい形となり、前例が少ないので介入の仕方が十分に理解されていない場合も多い。あるケースでは、児相が心理判定はしてくれたが、里子ではないために実質的な支援

ができず、当団体が新幹線で移動し、心理カウンセリングを行っている。

- ・ また、ある程度年齢の高い子どものケースでは、委託先で養親のレスパイトが必要になった場合でも民間はそれが利用できなかったり、子どもと距離を縮めながら交流が必要な場合にも交流目的で施設を利用することができない。特別養子縁組になる子どもは、実家庭や元の地域と縁が切れるため、新しい地域の子どものとして引き継がれた児相がしっかり支援できる体制が必要だと感じている。特に高年齢児の場合必要な支援は多く、行った先での面接や幼稚園・学校等とのやり取りなど、細やかな相談支援が求められる。具体的には、審判が確定していない子どもを（園や学校の）アルバムに載せていいのかどうかということや、保育園にいた子どもを他県に委託する場合に、委託先の保育園が、子どもが元いた保育園に照会をかけることがあるが、実は子どもの居場所が元の保育園に分かってはいけないケースだったこともあり、細かい問題を集約して、一連の手続きを整理すべきだと感じている。
- ・ 自治体や児相の手続きにも違いがあり過ぎることも課題である。同居児童の届出（児童福祉法第30条第1項に基づく届出）が出されたときに児童福祉司指導をかけるかどうかが自治体により違ったり、同居児童の届出が市町村に出されてもそもそも児相が把握できていなかったり、家庭裁判所から調査嘱託の依頼が来ないと養親家庭への訪問はしないと決めている自治体など様々である。
- ・ また、子どもが行った先での養親同士のピアサポート的な集まりは非常に重要であり、フォスタリング機関を利用するなどして、継続的に実施して欲しい。

○その他記載内容の在り方について

- ・ 社会的養護自立支援の際に、特別養子縁組の検討をするとの記載を入れても良いのではないかと。15歳になると里子などに自立の話が出ると思うが、その中で実親との繋がりが薄いケースや里親との関係で養子縁組が妥当なケースには、その検討が必要と感じている。
- ・ 特別養子縁組の成立件数1000件については、この数値の達成は非常に重要と感じている。里親委託されている里子の再検討をすれば相当数養子縁組が必要な子どもがいると感じているが、そもそもこの再検討が行われていない実情もあるのではないかと。

(10) 河野洋子氏：項目⑦（施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組）

①当該項目の取組推進に関する現状と課題

○大分県における取組

- ・ 小規模かつ地域分散化については、平成15年度あたりからケア単位の小規模化を検討していた意識の高いいくつかの児童養護施設が、施設の改築時に実践し始めた。平成20年度頃から、建物の耐震化促進のため国の補助金制度があったこともインセンティブとなり、施設の改築に併せて、小規模化はさらに加速した。現在、9カ所ある児童養護施設に大舎制はなく、ユニット化を行っている施設が8カ所、地域小規模の児童養護施設を設置している施設が8カ所とさらに進んでいる印象。
- ・ 児童養護施設や乳児院は多機能化の方策として、里親支援も含めて地域支援を念頭に取り組んでいる。一般的な相談を受け付けることはもちろんのこと、市町村から要請されるショートステイ、トワイライトステイを積極的に受託している。
- ・ 大分県内には多機能化・機能転換にあたって、先駆的に児童家庭支援センターを附設し、地域支援を担っているモデルとなる施設があった。こうしたことを背景に、これからの時代、地域支援、在宅支

援を進める上では、施設にソーシャルワークの拠点が必要という話は常々、関係者で認識されており、児童家庭支援センターの設置目的も明確化されている。現在、子ども食堂や子どもの第三の居場所など、地域に根ざした様々な活動の支援拠点として、なお取組推進の最中である。

- ・ また、支援対象児童見守り強化事業についてはコロナ禍で始まった事業であるが、これも在宅支援に非常に有効であるため、大分県では全市町村での実施を目指して国の補助に上乗せして県からも補助金を出している。ぜひ多機能化の一助にしてほしいと考えている。
- ・ この他、市町村が行っている産後ケアも乳児院等の機能転換の中で実施しようとしている。乳児院の産後ケアでは、例えば、不妊治療の進展により多胎児が増えている状況等がある。虐待リスクも高いため、市町村から依頼があったときに受け皿となりうるように体制整備していく必要がある。
- ・ この20年近く、里親委託を推進した結果、子どもにとって家庭養育は本当に必要だという認識が施設職員にも共有されている。子どもにとって、里親家庭で暮らすことが最善の利益に適うのであれば、施設としてどのような支援を行い、施設として特徴を出すのが良いか、考え方として根付いてきていると思う。平成29年に新しい社会的養育ビジョンが示された時にも、これからの児童養護施設がどのように変わっていくかという将来展望等を行政と施設側が早めに共有したことは大きな効果があった。

○取組における課題

- ・ 1つ目の課題は、多機能化・機能転換における人材確保である。地域の社会資源に結び付けられるような実践、コーディネート機能、ソーシャルワークを担える人材確保はどの施設でも課題となっている。ソーシャルワークを行うことを前提に入職した人材が、ショートステイ事業の夜間対応（直接ケア）などによって疲弊して辞めるという事例を聞いている。
- ・ また、小規模化、地域分散化が進んだことによる課題もある。子どもにとってはより良い環境で生活できるようになったが、労務管理、人材養成では多くの課題が出ている。地域小規模を持つことにより、宿直の必要な職員の数が増えたこともユニットとは大きく異なる点である。労基法上、宿直は週1回などの様々な制約があるためローテーションが組めないということをよく聞く。
- ・ 2つ目の課題は、地域小規模などの小さいグループケアでは、まさに擬似家庭として生活しているような状況のため、新しい子どもの受け入れの幅が狭くなることである。集団として落ち着いている擬似家庭に適した子どもをとということになると、性別や学年、既に暮らしていた子どもに及ぼす影響などを考える必要があり、定員が空いていても受け入れが難しい状況が、あちこちで起きている。
- ・ 3つ目の課題は、人材養成の難しさについて。近年の施設における職員配置基準の改正等もあって、新規採用者が増え、経験値の少ない新人職員が増えている。こうしたことを背景に地域小規模施設にも、新人職員が配置せざるを得ない状況がある。3～4人の職員でローテーションを組むため、新人職員1人になる日が当然出てくるため、OJTや子どもの支援技術の伝承が難しい。経験や先輩の助言等がないまま対応する中で、対応の難しい子どもの支援で新人職員が疲弊してしまい、結果として辞職に至る例も起きている。人材養成が小規模化により一層難しくなっていると施設関係者から聞くことが多い。
- ・ 大分県では9月1日時点で児童養護施設入所率は8割程度だが、児童相談所は入所先の確保に苦慮している。というのも、残りの2割に関しては年齢や性別、子どもの特性などの条件が厳しい。どの施設からも入所可能な子どもの条件が細かく示される。また、児童養護施設へは特にきょうだい児の

入所を期待するが、その受け入れも難しい現状がある。8割程度の入所率という余裕を持って運営する方が施設側にとっても良いだろうと思う一方、児童相談所からすると入所先確保が厳しい現状もある。

- ・ 小規模、地域分散化、多機能化と比べて、高機能化はその目指す方向性が掴みづらい。大分県でも高機能化を目指したいという児童養護施設はあるが、高機能化とは何か。ケアワーカーのほかに心理職が手厚く配置され、医師が常駐している児童心理治療施設のようなものか。心理治療施設との明確な人員配置の差がある中で、児童養護施設が対応できるかどうか。現在の児童心理治療施設との役割関係も考える必要があり、高機能化は取組が進みづらい。

②当該項目の記載内容に関するご意見

○施設高機能化に関して

- ・ 高機能化が何を示すのか、特に児童心理治療施設や児童自立支援施設との違いを含めて、より具体的な方向性、モデル事業などを示して欲しい。
- ・ 先の述べた通り、小規模化、地域分散化の進展によって、現実問題として受け入れの難しくなる子どもが増えてくる。そういったケアニーズの高い子どもや対応が難しい子どもに関して、短期集中的な施設ケアを提供した後に、里親・ファミリーホーム、別の施設に繋ぐようなイメージで高機能化が議論されると良いのではないか。

○記載内容や指標の在り方について

- ・ 小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換と、取り組むべき要素が多いので、新しい計画であれば、小規模化や地域分散化はどうするのか、高機能化をどうするのか、多機能化や機能転換はどうするのか、など3つくらいに分けてそれぞれの目標を示す必要があるのではないか。
- ・ 今回の法改正は地域支援が重要な要素と考えている。多機能化、機能転換の指標に関しても、地域支援・在宅支援をどの程度行っているのかが重要となるので、ショートステイの活用や市町村の各種支援事業(支援対象児童見守り強化事業など)も含めると良いのではないか。
- ・ 児童家庭支援センターの設置率も指標として記載してあるが、分母は何を示しているのか明確でない。
- ・ 既存の施設内ユニット型施設の小規模化、地域分散化について、概ね10年程度と目標を設定しているが、そのような目標数値に関しても目指すべき方向性を国が示すという意味では記載があっても良いのではないか。(地域的に難しい場所があるという前提で)

③その他（推進計画や策定要領全体に関するご意見等）

- ・ 県の社会的養育推進計画を作る際に、施設入所や代替養育が必要な子どもは減っていくことが望ましいとしたうえで、児童相談所の職員で最も有効なサービスは何かについて話したところ、多くの職員がショートステイであると答えた。ショートステイがさらに地域で、より頻繁に容易に必要な子どもと家庭に行き渡るようになれば、施設入所まで至らないのではないかと、地域で支援ができるのではないかという意見が多くあがった。そのようなサービスを本当に必要とする人が使えているかは、今回の児童福祉法改正の前段階で課題として示されており、今後さらに利用のハードルを低くする必要がある。
- ・ 支援対象児童見守り強化事業に関しては、項目③とも関係するが、児童家庭支援センターがあれば最も受けるに相応しいと考えられる。この事業は、ただ単なる給付目的ではなく、子どもや親と繋が

り、次の支援に繋げることが出来るサービスとして多くの子どもが救われたと感じている。ぜひ将来的に全国の自治体で実施して、要支援・要保護家庭がこの事業によってサービスが受けられるようになって欲しい。

(11) 茂木健司氏：項目⑧（一時保護改革に向けた取組）

①当該項目の取組推進に関する現状と課題

○一時保護における全国的な現状と課題について

- ・ 一時保護には所内保護と委託保護の2種類があるが、所内保護が一時保護数全体の8～9割を占めている自治体もあれば3～4割の自治体もある。ガイドラインでは閉鎖的である必要がない子どもは委託するように書かれているが、現実的には一時保護を受け入れられる社会資源が不足しているため、所内保護に頼らざるを得ない状況もあるのではないかと。現状、所内保護に偏っている面もあり、今後地域の中で一時保護ができるように整備が求められる。
- ・ 一時保護の期間についても、長い自治体は平均50日程度となるが、短い自治体は10日・2週間程度となる。こちらも同様に一時保護後の受け皿があるところは日数が少なくなっていて、社会資源が乏しいところでは概して長引いている現状がある。
- ・ 一時保護所の定員数の妥当性が問われている。年間通じて入所率が100%を超えているところは早急に改善しなければいけない一方で、30%と低いところも目立っている。各都道府県の妥当な一時保護所の定員数を、何を根拠にどのように算定していけば良いかという指標が無いという現状もある。
- ・ 社会的養育推進計画を見ると過去の実績に基づいて一時保護の伸び率や児童人口の変化を元に算出されているが、その算出のされ方が本当に科学的なのか疑問もある。改めて科学的な根拠に基づいて必要な一時保護所の定員数を算定していかなければいけない。

○教育権保障について

- ・ 教育を受ける権利の保障に関して、ガイドラインには通学ができるように委託保護しようと書かれている。しかし、現実的には委託先がすぐに見つからない、あるいは在籍校への通学を継続するには近場に里親や児童養護施設がないとかなり難しい。そのような点を踏まえれば、児童自立支援施設にある施設内の学校、病院で行われている院内学級のような新たな仕組みを作っていないと本当の意味で子どもの教育を受ける権利の保障にはならないのではないかと。
- ・ 具体的なイメージとしては、児童精神科の院内学級がモデルとなるのではないかと。発達障害の子どもも多く利用していて、子どもの性質が一時保護所と重複している面もある。病棟の中に教室があって特別支援学校の先生が勤務をされており、子どもごとにカリキュラムを作り、数人規模の学級できちんと教育が行われている。教師から病棟の看護師やドクターに情報が引き継がれており、一時保護所でも施設内学級があれば、生活に必要な情報の引き継ぎや、一時保護後の進路を決定する際の丁寧な情報共有や連携ができると考えられる。

○私物の持ち込みについて

- ・ 子どもの私物持ち込みがなぜ進まないのかは素朴な疑問であるが、要因の1点目として考えられるのは、破損や紛失のリスクがある。保護者からのクレーム対応で時間を取られるのを防ぐという意味もあるかもしれない。その点について江戸川区では、親御さんに破損や紛失の可能性を説明した上で

ご理解いただけるものだけにしている。

- ・ 2点目として、アレルギーの子どもが多い点も考えられる。動物を飼っている家庭も多いため、ぬいぐるみ内に入っている埃やダニ、動物の毛でアレルギーが起きる可能性がある。この点は個室化や、複数人部屋であっても区分を明確に管理することでかなり抑えられるのではないかと。江戸川区でもぬいぐるみを持っている子どもが何人かいるが、それが原因でアレルギー症状が出た子どもは今のところ一人もいない。
- ・ また、私物を持ち込むと紛失や管理で雑務が増えるというのは正直ある。持ってきたもののリストを作り、解除のときに全部揃っているかチェックする必要がある。受け入れ時にその作業だけで30分から1時間かかっており、家庭復帰の際も同じくらい時間がかかる。
- ・ 危険物(刃物、カッター等)、現金、タバコといった、持ち込まれると好ましくないものを職員がチェックする点も負担が大きい。強引なチェックには人権侵害のリスクもあり、保護の際に一度着替えさせるなど様々な工夫が必要となる。

○保護所の施設設計について

- ・ 特別区が次々と児童相談所・一時保護所を開設する中で特徴的な点は、先進自治体などを丁寧に視察・調査した上で、ハード面・ソフト面両方の良いところを活かして設計していること。この点は重要で、増改築の際には金沢市や鹿児島県のように有識者委員会等を作り、本庁だけでなく専門家の知恵を活かして検討することが必要となる。
- ・ 一時保護所の改築や増築の動きがあるが、施設規模は妥当なのかも検討が必要。一部では2か所を合併するなど、大規模施設を作る動きもあるが、一時保護される子どもの特性や行動パターンを考えると、大規模なところでは子どもへの負担が大きい。この点は一時保護所の運営基準にも関連するが、適切な規模感や上限を設定していく必要がある。
- ・ 幼児は個室でなければ困るということではなく、2,3人で寝ることのメリットも大きい。一方で、興奮してなかなか寝ない、泣き叫ぶという事例もあるため、一晩だけ落ち着くまで泊まることができる特別な個室は幼児であっても必要。小学生以上に関しては子どもの希望を聞くと3,4年生は半々か個室が良いという子が多い。1,2年生は相部屋が良いという子が約7割いるが、個室では駄目というわけでもない。個室や2人部屋に変更できるなど、可変性のある居室が設計できると良い。

○職員配置・人材育成について

- ・ 一時保護所の職員配置に関しては、建物の間取りの工夫でかなり改善できる。一部屋一部屋を横並びに配置してしまうと全体把握が難しく、また居室と共有スペースが離れていると両方に職員配置が必要となる。共有スペースから廊下などを介せず、直接個室に繋がるような配置にすると、職員は共有スペースにいて時々個室に入った子どもの様子を見に行くことができる。
- ・ 人材育成に関して、児童福祉司や児童心理司との人事交流は絶対に欠かせない。また、小学生までの子どもがいる職員は夜勤が出来ないこともあり、30後半～40代の中間世代の職員が少ない年齢配分となる。様々な世代のいる職員集団の方が望ましいので、その点に課題を感じている。
- ・ 実践現場のスキル向上について、Off-JTとOJTをどう繋げていくかが課題となる。Off-JTだけでは現場で通用しないため、OJTが出来るかつ効果的に行える基本的知識を持つトレーナーが職場にいることが必要。現状としては保護所経験の長い職員が経験主義的に行っていることが多いため、科学的知見に基づいたOJTが行えるスーパーバイザー級や施設管理者級職員の養成が重要となる。

○子どもの意見の反映について

- ・ 意見箱に関してはかなり普及してきているが、主にはご飯や欲しいものに関する内容となる。この他に江戸川区では、毎月 1 日在籍の子どもを対象にお小遣いを渡して、実際に近場で危険物でない限りは本人のものとして買ってもらう仕組みを作っている。一時保護の措置費は児童養護施設の措置費と同額で、施設は当然子どもにお小遣いを出している点から、このような制度が可能となった。子どもにお小遣いを出して一緒に買い物計画を立て、実際に買い物へ行行ってそれを本人のものとして認めることはとても意味のある制度だと思っており少しでも普及して欲しい。
- ・ 子どもの物品的な要求については、年間の限られた予算の中、職員主導で購入することが実態ではないか。江戸川区でも 1 年ほどそのようにしたが、子どもが意見を言っても買ってもらえないことは、子どもの意見を大切にすることと相反すると考えた。そこで月 1 回「子ども会議」の中で決定された用品に関しては、必ず購入することを子どもと約束するようにした。購入品の決定には民主的な手続きを踏まえるなど手はかかるが、出した意見が不当でない限りは大切にされ実現もできるという意見表明権としては非常に重要と考えられる。
- ・ ほとんどの一時保護所職員は子どもの意見を大切に考えている。しかし、子どもは朝と夕方と言っていることが違うし、相手によっても違うということがある。子どもに関わる職員が意見をどのように大切に扱っていくのかという意識統一やスキル向上によって、チームとしての力量を上げる必要。意見表明権の意味やアドボカシーの意義などをきちんと全ての職員が把握をして実践を重ねていくことが必要となる。

②当該項目の記載内容に関するご意見

○策定要領に関する記載内容について

- ・ 今回の法改正で一時保護の司法審査が導入されたが、対象は保護者の同意がない場合となり本人の同意がない場合が完全に抜け落ちている。本人の意に反した一時保護をする場合には一定の手続きを経ることが必要と考えられる。
- ・ 策定要領では「良好な家庭的環境」という言葉が出てくるが、その具体的な中身が示されていない。各人の私的解釈に任せられてしまう面もあり、施設定員数など具体的数値を提示する必要がある。
- ・ 従来は一時保護所職員のみが子どもをケアしていたが、それを拡大して地域の人材・資源をより活用しても良いのではないかと。学習塾の先生やボランティアを積極的に受け入れ、健康管理には所内の看護師や保健師だけではなく、所外の医師や歯科医師などがさらに関わっていく。地域みんなで子どものケアや育ちを応援していくことができると良い。
- ・ 権利擁護の観点からは、例えば本人が一時保護に拒否している場合は児童福祉審議会に諮問しても良いはずだが、多くて月 1 回の開催であるためそのような事例に対して機能しない。各都道府県の児童福祉審議会が法定のものしか審議しない実態となっているので、頻度を増やす、持ち回りにするなど仕組みを作る必要がある。

○評価のための指標について

- ・ 統計的に難しいと思うが、子どもの質を測れるような指標は欲しい。職員の対応が多く必要な子どももそうでない子どもも、同じ 1 人としか算定されないが現場感覚ではそうではない。療育手帳を持っている子どもも多く、手帳相当の子どもも含めるとかなりの比率となる。そういった質的な部分分かる指標を盛り込めないか。

- ・ 在籍児童数や日数に関しては、算術平均では意味を成さないことが多く、年間での最大値、最小値、中央値、できれば標準偏差まで欲しい。その上で計画における具体的数値に繋がるのではないかな。
- ・ 児童福祉の現場では、一般的に年齢の小さい子どもや障害を持った子どもについての加算の考え方がある。一時保護所では頻繁に子どもが変わるため単純な加算は難しいが、一般施設で加算を必要とする程度の子どもが一時保護所にどれほどいたのか確認は必要。少なくとも今後の計画策定にあたって、各自治体は発達・知的障害相当の子どもの割合を含めて調査をしていかなければいけない。

(12) 永野咲氏：項目⑨（社会的養護自立支援の推進に向けた取組）

①当該項目の取組推進に関する現状と課題

○社会的養護自立支援事業の実施状況のバラつきについて

- ・ 社会的養護自立支援事業の実施状況については、令和 2 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査【報告書】」にも記載されている通り、実施内容も含めて全国的なバラツキがある。
- ・ 社会的養護自立支援事業の全体像を捉えること自体も難題であり、従来の退所児童等アフターケア事業等の相談所の形態（生活相談支援、就労相談支援）だけでなく、引き続き施設等に居住する形態（住居費支援、生活費支援）もあり、社会的養護自立支援事業のイメージが人によって異なる現状がある。
- ・ アフターケアの実施は自治体の裁量に委ねられている部分が多く、バラつきも大きく、当事者にとって使いづらい自治体もあるのではないかな。措置解除後の若者たちが「助けて」が言えないので受援力を高めるべきというような議論もあるが、たとえ「助けて」と言えたとしても、自治体の制度自体が整っていない現状では助けにならないこともあり、制度設計から対処すべき課題と感じている。

○アフターケアを担う事業者について

- ・ 現行の社会的養護自立支援事業でも、児童養護施設等で引き続き施設等に居住する形態での居住型支援（住居費支援、生活費支援）は実施でき、実際に行っているところもあるが、多くの施設で実施していない現状ではないかな。現行の制度上でも実施できるアフターケアを実施していない（できない）意味も考えていくべきではないかな。
- ・ アフターケアを実施したり、実施状況を把握する前提として、措置解除後に元の施設や里親・ファミリーホーム等とつながり続けているかという問題もある。アフターケア実施の責務が明確でないなかでは、ユース本人だけでなく、元の養育者側にもつながり続ける意義を感じにくいのではないかな。たとえば、措置解除後に転居した場合などでもユースに報告の義務はないし、元養育者も把握し続けなければならないという責務はない。
- ・ また、元いた施設等に限定した居住型支援では、措置中の関係性に影響を受けたり、大学進学や就職の際の移動の自由が制限される側面もあり、今後そういった課題を踏まえて元の養育者に限定しない支援の在り方を検討するべき。

○自立に向けたスキル獲得について

- ・ 金銭管理や社会マナーなどのスキルを獲得する支援は、「自分の人生を生きていく」という感覚がもててはじめて意味を感じられるのではないかな。
- ・ NPO 法人インターナショナル・フォスターケア・アライアンスの当事者ユースたちが、米国の取り

組みを参考に日本版を作成した「トランジション・ツールキットー人生を切りひらくためのロードマップ」(<https://www.ifcaindonesia.org/publications/purchase.php#!/toranzisiyonturukitoto-Ren-Shen-g-woQie-rihirakutamenorodomatupu/p/427093624/category=0>) は、里親家庭や施設で暮らしてきた若者が、これからの自分の人生をどんなふうに、どうやって進んでいくのか考え、準備するためのワークブックで、このなかでも自分で自分の人生をコントロールして生きていく感覚が大事にされており、自分の将来をどのように生きていきたいか若者が主体になって描き、その準備の道すじを示す構成になっている。こうした本人が主体となって組み立ていくことがとても大切と感じている。

○措置解除後の継続支援の在り方について

- ・ 上限年齢の弾力化も踏まえると、継続支援計画をどのように作成していくのかも含めて検討が必要となる。誰が社会的養護措置の解除後に第一義的責任を持つのか、支援のマネジメントの中心にいるのは誰なのか、という点はこれから大きな論点となるだろう。また、継続支援計画を誰が作るかという問題ともリンクするが、計画策定に際しては、本人の参加が必須と考えられる。指標としても、継続支援計画の策定に子ども本人がどれだけ参画しているのかを確認すべきではないか。
- ・ 例えばアメリカのワシントン州では、法で定められた子ども・家族の参加型会議の中に「17.5 歳会議」と呼んでいる移行期の計画のためのミーティング (The Transition Plan (for Dependent Youth 17 through 20 Years)) がある。これは、青年期への安定した移行のために、自立の半年前までに若者本人と今後の支援に関わる多機関が一堂に会し、教育・雇用・住居・健康保険・メンターやカウンセリングの機会等について話し合うミーティングを開き、計画を作成していくものである。この点に関しては、児童福祉法改正による自立支援の年齢上限弾力化とも関係しており、いつまで継続的な支援が必要かということも、本人のニーズや意向が重要となる。本人のことを本人抜きの会議や計画では決められない。

②当該項目の記載内容に関するご意見

○全体的な記載の在り方について

- ・ 令和 6 年度以降、法改正によって、社会的養護自立支援事業に関しては、相談系メニュー(社会的養護自立支援拠点事業)と居住系メニュー(いわゆる児童自立生活援助事業：児童養護施設、里親・ファミリーホーム等に引き続き居住する形)に分かれるのではないかと。指標を設定する際には、その点を踏まえて児童自立生活援助事業と社会的養護自立支援拠点事業の整備状況について両方を設定することが求められる。
- ・ 居住型支援(いわゆる児童自立生活援助事業)に関しては、現在の自立支援ホームの定員数だけでなく、施設等で引き続き生活する形態も含まれるようになるので、その利用状況や定員も指標として考えられる。

○社会的養護児童自立後の実態把握について

- ・ 現行の「評価のための指標例」の「代替養育経験者等のフォローアップの状況」が具体的に何を指しているのかにも関わるが、ケアリーバー調査のような実態把握調査の実施状況も重要な指標となるのではないかと。
- ・ 措置解除後の実態把握に関して、例えばアメリカでは National Youth in Transition Database (NYTD) と呼ばれるものがあり、アメリカの自立支援を規定する連邦法の中に位置づけられている。これは、移行期の支援プログラムを受けた若者たちの実態把握調査で、州は、移行期の支援プログラムの実施

状況を半年ごとに連邦に提出しなければならない。さらに 3 年ごとにコホートづくり、それぞれのコホートが 17 歳、19 歳、21 歳時点で調査を行い、連邦に提出する。週が適切にデータを提出しない場合には、連邦からの予算が削減されるペナルティがついている。こうした継続的な追跡調査のデータは、州ごとに結果が比較され、それぞれの州の政策のインパクトを連邦レベルで検証できる仕組みとなっている。日本における今後の実態把握でも、自治体ごとに各自が実態把握をするにとどまらず、一定の項目については国全体で比較するなど、各自治体の成果を検証できるような指標や仕組みが必要となるのではないか。

- ・ NYTD で把握した移行期支援に関するデータは、措置中のデータベースとも紐付けし、連続した分析ができるようになっている。日本でも、これから収集するデータ等を誰が責任を持って所有するのは今後大きな論点となるのではないか。
- ・ また、NYTD では、調査の達成率や支援実施率の低い州には、養成された社会的養護の当事者であるレビュアーが連邦から派遣され、ユースの視点から改善される仕組みとなっている。また、州によっては、調査の実施を当事者団体に委託しているところもあり、当事者参画が図られエンパワメントの効果が報告されている。調査設計の段階で当事者が参画し、当事者がどのようにすれば答えやすいのか、回答率を上げる工夫も重要となる。日本においても、ケアリーバー調査等の実態把握における当事者参画の有無は指標となるのではないか。
- ・ ケアリーバー調査に関しては、継続的な実態把握として重要であるため、その実施状況を指標とするのが良いのではないか。また把握したデータをどのように活用しているかも重要である。

○その他、考えられる指標例について

- ・ 継続支援計画の策定状況や本人が参加した会議が開催されているかは指標になると考えられる。
- ・ 措置延長の実施状況も非常に重要で、希望者に対してどのくらいの割合で措置延長が活用されているのかは指標になると考えられる。
- ・ 18 歳未満の家庭復帰以外の措置解除割合(人数)も指標として重要と考えられる。調査研究でも 18 歳未満で社会的養護を離れて自立したケースでは、困難の度合いが大きくなっていくことが報告されているため、その把握は必要ではないか。
- ・ 社会的養護からの大学・専門学校等の進学率、高校中退率等の教育の状況についても指標となる。
- ・ 自立後の生活保護受給率に関して、どの自治体も一般家庭と比べて 18 倍ほど高かったデータもあり(永野・有村 2014)、指標として考えられるのではないか。
- ・ 2020 年度のケアリーバー調査では死亡者数が想像以上に多く、とてもショッキングな結果となった。非常にセンシティブな問題ではあるが、しっかり理解する必要があると考えられる。

(13) 安部計彦氏：項目⑩（児童相談所の強化等に向けた取組）

①当該項目の取組推進に関する現状と課題

○児童相談所の専門性強化に関する現状と課題

- ・ 人員が増えた点は評価でき、常勤弁護士の配置も徐々に増えている。例えば江戸川区では、区役所として 3 人の弁護士を雇っており、その 1 人が児童相談所専任となっている。また、福岡県では常勤弁護士を 1 人から 2 人に増やしており、このような形で全国的には増えている。一方で未だに弁護士事務所や、契約弁護士に聞きに行くなど、取組が進んでいない自治体もある。

- ・ スーパーバイザー要件(児童相談所経験 5 年以上など)がどの程度守られているか。また数としても十分でなく、その点を課題に感じている。
- ・ 日本の児童相談所は公務員によって運営されているが、人事管理として長く 1 つの職場に置くのは良くないという考え方がある。複数の児相がある自治体では別の児相に移ることでキャリアの積み上げが出来るが、政令市、中核市、特別区などの自治体では異動先が基本的でない。福祉事務所や申請窓口など児童相談所を外から見るとメリットはあるが、その後児相に戻れない事例もある。大阪では児相職員の専門性を考慮し、10 年での異動を確立したが、多くの自治体は 3,4 年で異動となる。

○面前 DV 通告対応における市町村との分担・連携について

- ・ 児童相談所の本来の機能を果たすためにはどのようにすれば良いのか。よく議論となるのは療育手帳の再判定と警察からの面前 DV 通告であり、児相が対応しなければならない業務とそうではない業務を分けていく必要がある。
- ・ 児童相談所の専門性強化と一体的になっているのは項目③(市区町村支援体制)であり、市区町村を強化しない限り児相が抱え込むしかない。例えば大分県では全件送致して初期調査から市町村が対応し、心配なケースは児相へ逆送致する。また月に 1 回児相職員が市町村に行って実務者会議を行うが、その際に共同管理台帳にあがったケースに関しては児相が責任を持っている。このような信頼関係があるからこそ、何かあったときに児相が責任を取ってくれることで安心して初期調査を引き受けることが出来る。
- ・ 大阪府では警察から来た面前 DV ケースについて、過去のケース記録や通告回数などからリスクアセスメントをした上で、ある程度選んで対応する仕組みとなっている。また、福岡市では面前 DV 通告、泣き声通告の調査を民間 NPO に委託している。
- ・ 児相は本来すべき業務に特化するべきであり、圧迫する業務としてあげられる警察からの面前 DV 通告について児相以外でどのように対応するのが課題となる。市町村に全面送致も難しく、民間委託もそのような団体があることが前提であるが、この点について対応策や指針などを示すことが必要である。

○中核市・特別区の児童相談所設置について

- ・ 児童相談所の中核市設置に関しては基本的に 100%を目指していくべきではないか。措置費が財政的に厳しい自治体も多く、自発的に設置を促しても進まない自治体もある。
- ・ 中核市・特別区の児童相談所の設置に際しては、まず市全体の子ども家庭相談体制をどのように作るのかというところから検討が必要。ただ建物を建てたり人を集めることはそんなに難しくないとと思うが、特に中核市や特別区ではより小さな区役所等がない中で全体としてどのように動くのかしっかり議論して準備する必要がある。それを踏まえると 4,5 年が設置に向けての準備期間としてかかる。
- ・ 江戸川区、明石市、金沢市などでは、子育て支援から虐待対応まで、つまり支援から介入まで一つの場所でやっており、そういった一貫的な支援が行える点は非常に良い。
- ・ 例えばドイツでは、子どもは家で育つのが良いという考えが大原則としてあり、分離しても家族に戻す体制や支援が根付いている。また受け皿である民間機関も、地域に必要な資源やそのために自分たちが行いたい事業など、ボトムアップで提案ができる形となっている。
- ・ また虐待対応ではなくあくまで相談支援という考え方で家族を支え、支援プランも保護者と一緒に

作成してサインするなど、あくまで親を応援する姿勢がとられている。危ないから保護、虐待か虐待でないか、という視点ではなく、判断基準があくまで支援が必要か必要でないかという支援提供となっている。このような相談支援体制は、日本でも中核市・特別区の児童相談所設置によって可能ではないか。

- ・やはり中核市が児童相談所を持つことはとても良いことと考えられる。物理的・心理的にも身近になるし、子育て支援と一緒にになるので予防的な一時保護が可能となる。ギリギリの段階で保護してそのまま施設入所ではなく、親子関係が切れない段階で負担感をサポートする支援をベースにした対応に児童相談所が変わることが良いと考えられる。

②当該項目の記載内容に関するご意見

○児童相談所が市町村を育てる視点について

- ・虐待死事例を防ぐためには、市町村と県との実務者会議などただ関係機関との協議や情報共有をするだけでなく、その内容のリスク判断がしっかり出来て、支援プランを立てられる専門家が必要。現状では市町村、児童相談所も含めてプランニングが弱い印象を受ける。
- ・どうしても児相と市町村だと上下関係になることが多い。市町村は児相にして欲しい要望が思っても言いにくかったり、言っても出来ませんと言われたらもうそれっきりとなる。児相の方からかなり意識的に市町村と一緒に取り組む姿勢を見せていく必要があるのではないかな。虐待死亡事例の検証でも市町村が自由に発言できる雰囲気ではなかった状況が指摘されたことがある。
- ・児童相談所が市町村への信用が薄い場合もあるが、児童相談所側が市町村をしっかり育てていくことが仕事だと思える必要があるのではないかな。市町村に一方的に「～してね」ではなく、「どんな風にしたら良いか一緒に考えましょう」という形で、各々の意見を出し合って知識を増やしていく、押し付け型ではない指導ではなく育てていくことをしないと市町村は育たない。もちろん児童相談所も若い職員が多く市町村を育てていく余裕がないことも考えられるが、結果的に市町村が育たなければいつまで経っても自分がやるしかない状況が続いてしまう。
- ・市町村が力をつけられると、家族に話すタイミングや内容など児相の動き方までお願いできるケースもある。ただ市町村も人事異動があるので、とてもよく動いていた市町村の中心人物が異動するとみるみる力を落としていくこともある。

○評価のための指標に関して

- ・児童福祉司の定員として人口3万人に1人+件数加算とされているが、児童福祉司・児童心理司の補充率は当然100+αだがあっても良いのではないかな。
- ・児童福祉司の勤務年数に関して、5年にすることが望ましいとして、平均3年以上を数値目標とするのが良いのではないかな。5年いるとだいぶ経験が積み重ねられ、3年で自立的に考えられる。
- ・社会福祉士・精神保健福祉士の取得者割合や、専門職採用された職員の割合も指標として考えられる。最近では児相職員として取得するなど保有者も増えてきている。また中途採用も増えてきており子ども分野とは限らないがソーシャルワーカー経験が長い人もいるため、1年ほどで十分活躍できることも聞いている。
- ・医師・弁護士の配置に関しては、ただ児相にだけでなく、判断に関わるのが大切となる。児童相談所にいる・いないではなく、援助方針会議に参加している割合を指標として、児童相談所のアセスメントや方針決定に医学的な知見、法的知見を持って関わる必要がある。

- ・ 弁護士配置の指標としては、1 週間 40 時間のうち、何時間弁護士がいるのか、1 月に何日間弁護士がいるのかなど、いる・いないではなく実態を見える化することが必要。全ての児童相談所に必要とは限らないが、少なくとも管轄人口 30 万人以上などの児童相談所では常勤配置するべきである。

(14) 久保樹里氏：追加項目（親子関係再構築に向けた取組）

①当該項目の取組推進に関する現状と課題

○大阪市における「虐待からの家族回復支援事業」の経緯

- ・ 平成 16 年児童福祉法改正で保護者に対する親子再統合の促進が位置付けられた際に、当時所属していた大阪市のこども相談センター(児童相談所)で事業化を行なった。その背景には当時、虐待の初期対応に膨大な時間を取られ、親子の継続的な支援が行うことが難しかったこと。また、児童相談所（以下、児相）のケースワーカーは短期で異動する仕組みのところが多かったこと、それに比べて長く在籍している心理の職員がいたとしても、その職員の異動・退職などでそれまでの支援のあり方が一気に消えてしまうように個人に支援手法が紐づけられていた傾向があったためである。このような中、人に左右されない安定した支援・継続的な支援を提供できる体制が欲しいという思いから、いくつかの先駆的な自治体を参考にして大阪市の事業を作り上げた。
- ・ この時には、職員のスキルアップのためのペアレントトレーニングの資格取得に加えて、大阪市内で既に活動中の知的障がい児への療育として親子グループのセラピストや不登校カウンセラーにこの事業への登録を依頼したり、紹介をしてもらって、様々な専門職の協力により依頼をし、アートセラピーやアンガーマネジメントのグループ、精神科医、小児科医、心理専門職の親子カウンセリングなど親・子のカウンセリング事業ができた。そこに MY TREE ペアレンツプログラムを加えて、大阪市の「虐待からの家族回復支援事業」ができた。
- ・ 「家族再統合事業」という名前がいなかった理由は、親子分離となっている家族と一緒に暮らすようにするイメージに捉われて欲しくなかったからである。当時の報告書でも、親子再統合は分離している状態の人が一緒に生活するようになることもあるが、現在一緒に住んでいる家族が機能回復することや、親子が離れていたとしても時々良い形で会えることも含めるということが記されてあった。

○事業の実際の活用について

- ・ 対象はほとんどが親だったが、子どもや里親も対象としていた。里子を預かったもののうまくいかない時に子どものプレイセラピーと里親カウンセリングを同時並行で行ったケースもあった。
- ・ この他、児相職員のスキルアップとしてのペアレントトレーニングの資格取得も行なったが、その職員が異動したらどうするかという話になり、後になくなった。ライセンス問題は課題と考える。
- ・ 大阪市では家族回復支援担当という役職が出来てその担当となったが、様々な面接に加えてコーディネート業務が仕事のメインとなった。事業を立ち上げて、活用されないと意味はなく、予算も削られる。コンスタントに活用してもらうために、ケース担当者に説明する研修会を開いたり、援助方針をどのようにするかという話が出ていると横から提案したり、活用したケースを事例検討会で紹介するなどしていた。

○外部専門職団体との協働について

- ・ 外部専門職はその専門のプログラムや技法を提供してくれる。そのケースの担当職員、外部専門職、コーディネーターの三者でケースの進捗状況のカンファレンスをよくやっていた。守秘義務と情報

共有のあり方も課題の一つである。

- ・ カンファレンスによって外部専門職も児相の仕事を理解していることが大切である。虐待ケースの場合は、子どもの安全問題を第一に考えてもらう必要がある。親御さんに取り込まれて一緒に児相を攻撃するようなことにならないように児相の見立てや考え方を伝え、共有しておくことが非常に重要である。
- ・ 児相と自分の意思で行く民間のクリニックとは対象者の状況が異なり、動機付けられていない状態で開始されるケースが多い。『子どもが虐待で死ぬとき』には、成長する過程で、ケアされてこなかった生い立ちの人は、ケアをされたいという思いとケアを求めている子に対する怒りや複雑な葛藤を持つという話が記されている。またコントロール葛藤という、コントロールされてきた人生の中で人をコントロールしたいという思いと、自分がコントロールされたくないという思いを持つという記載がある。児相は虐待で通告された保護者にとっては、まさしくコントロールする機関として登場するので、敵対関係になるのは当然なことだと感じている。
- ・ このような背景を持った方々のために活用してもらうには、事業に繋げる工夫が非常に大事になる。渋々ながらもやってみようかなと思ってもらうために、コーディネーター役は担当者とともに動く。実際に事業に参加すると、「参加してとても良かった」と言ってくれる方もいたが、繋げる部分がうまくいっていないと、一旦は行くと言っても初日から来ないこともある。抵抗感については注意が必要である。
- ・ また、外部専門職を入れた分、業務が減るとか、児相が楽になるとよく思われるがそうではない。継続指導の一部を依頼する形であり、それが親子関係にどのように影響するかを踏まえてソーシャルワークが動くため、もし人が減ることがあれば土台が崩れる危険性は十分に留意しておく必要がある。

○事業の成果や課題

- ・ 事業を開始して、最初から来ない人や 2 回くらいで来なくなった人もいたが、定期的に通ってもらうということで効果があったケースが多かった。父母それぞれの面接やカップルカウンセリング、家族療法的な面接を実施し、その間に家族応援会議を入れるなど、かなり手厚くやっていると難しいケースでも変化し、動いていく実感があった。また、活用事例の検討会を行うことは職員のスキルアップにも繋がった。
- ・ 委託事業はプロポーザルにしないと公平性を欠くという行政の流れから、事業委託の場合、特定のところに依頼をかけられなくなった。1 年ごとにプロポーザルをかけないといけないため継続的な実施が難しかった。また、予算面でも専門家を雇うのに正当な対価を払えないことに悶々とした。
- ・ グループは一定の人数が集まらないとグループダイナミクスを活用できないがその参加者集めが大変だった。例えば MY TREE はスタートの時期が決まっており、10 人集めないといけない。工夫としては、大阪市と大阪府で一緒に実施してお金を折半しつつ、それぞれが週 1 日ずつ実施して、グループを選べるようにすることで少し門戸を開いた。
- ・ 最新の大阪市の状況は分からないがいくつかのグループは閉めているのではないかと考える。これは受けた人が減っているのではなく、繋げるところに時間をあてる余力が無いことに起因していると考えられる。担当ワーカーの経験年数が浅く、目の前のことに追われている中で、じっくり付き合いながら繋げる余裕が無いことを危惧している。

- ・ 事業化すると成果を示さないといけないが、数値として示すことが本当に難しかった。MY TREE では不思議な結果が出て、重度のネグレクトの方が終わった後に子どもを叩いたり怒鳴ったりするようになった。これは短期の結果では悪くなったように見えるが、子どもに初めて目が向いたことの象徴でもあり、やり方が分からないから怒鳴ってしまっていることだった。そこから少しずつ行動を変えていくことになるが、1年ごとに事業が切れるためその変化を追うことが難しい。効果測定の課題は大きく、大学や研究機関と共同研究をするのが良いのではないかと。
- ・ 予算を立てる際に、この事業により、家庭引き取りが何人増えたと示すなどということを求められることもある。プログラムの成果＝家庭引き取りではないと説明するのも難しかった。単にプログラムを入れたら良いということではなく、ソーシャルワーク全ての中の一部でありツールの1つだと何度も説明をした。
- ・ 事業を立ち上げた人間は予算を取るために大変な思いをするが、一度事業化されるとルーティンとなる怖さもある。家族回復支援担当もルーティンに入ると、その担当者がどれだけこの事業への思いを持っているかによって全く事業の運営が変わる。担当者によって事業が違ったものにならないよう、理念の継承が必要である。
- ・ 例えば、堺市ではプロジェクト型で動いている。様々なプロジェクトが立ち上がっていて、各課から職員が入って共同で動かしている。中心になる人はいるが話し合いながら進めており、1人の担当で背負わない仕組みになっているのは良いかもしれない。

○都市部と地方との差異について

- ・ 全児相で全国児相の状況に関する調査研究の委員に入って調査を行ったときに、特徴的な児相を訪問してお話を聞く機会があった。例えば、大阪市の児相が2か所だったとき本所は300人ほどが働いていたが、調査を行なった最も小さな児相は職員が全員で9人であり大きな違いを感じた。また、大阪市だと端から端まで車で約1時間以内で行くことができ、地下鉄が張り巡らされているため便利だが、地方では家庭訪問に2時間かかることもある。
- ・ 都市部には専門家やNPO法人など委託できるところがたくさんあるが、無いところにそれをやるように言っても無理であるため、様々なバージョンが必要と考えられる。外部専門職や団体との連携が進められるところはそれらを活用できるが、都市部以外では、ライセンスのあるものについては検討があるが内部の職員が自身で提供できるものを用意しても良い。都市部とそれ以外では、地理的にも人材的にも大きく異なると思う。オンラインが使える家庭であれば、一部のプログラムにはオンラインでできるものもあるので考えても良いのではないかと。
- ・ 金銭面に関しては、国庫補助の活用も含めて本庁と相談して欲しい。長期のスパンで考えた場合、乳児院や児童養護施設に長期に預けた場合、子どもに対してかかる金額と比較すると、家族と一緒に暮らせるようになれば、たとえ生活保護を出したとしても必要な税金は少なくなるのではないかと。お金をどこにどのように使うのか、全体の大きな流れとして見て欲しい。

②当該項目の記載内容に関するご意見

○推進計画上の記載の在り方について

- ・ 親子再統合事業を進めるに当たっても、方針決定に当事者の意見を入れるということは必須である。プログラムを入れたら、いいというものでは無いので、プログラムなどにつながるまでに段階を踏んでいかないと難しい。家族応援会議のファシリテーターとして家族を招いて多くの会議を開いてき

たが、その時をふりかえると専門職に囲まれるなかで家族が意見を言うことは言い難く、本当の声を聞けていなかったかもしれないと思う。子どもの声を聞く、家族の声を聞くことは大切なことでありながら難しいことでもある。

- ・ 各児所の状況に合わせた予算活用のガイドラインがあると良い。予算があるのに使いこなせていない自治体もあるのではないか。事業の国庫補助についても本庁・児相ともに理解できていないこともあるので、それをしっかりと説明して繋げるだけでも活性化するのではないか。
- ・ また、NPO 法人等の外部専門職団体と協働するときのガイドラインも必要だと考える。謝礼の支払い方や個人情報の扱いのことも含めて示していくことが求められる。

○評価のための指標について

- ・ 福岡市では、長期に措置されている子どもたちの支援方針の見直しを担当者を置いて実施し、動きのない状態になっていた子どもたちの家族再統合への道が開けたという話を聞いた。この点は子どものパーマネンシーを考える上で重要なポイントだと思っており、家族も今の状況を調査し、子どもの声を聞いて再統合の可能性を見直すだけでも状況が大きく変わると考える。一部の大規模な児相では措置中の社会的養護ケースを専任で担当する部門を作っているところもあり、子どもの声を聞く、方針の見直しを行うという点で有効であると思う。

(15) 赤尾さく美氏：追加項目（ハイリスク妊婦等の支援に向けた取組）

①当該項目の取組推進に関する現状と課題

○ハイリスク妊婦等支援に関する全国的な現状と課題

- ・ 全国的に社会的ハイリスク妊婦に対する相談の入口も受け皿も一律にないこと(医療・保健・福祉・居場所・子どもの家庭養育)が現状。公的機関に相談しながらない当事者では、保健センターや児童相談所に相談せずに埋もれてしまうケースが多い。また、あえて県外へ相談することも多く、匿名で民間機関(にんしん SOS 相談・養子縁組あっせん機関等)へ相談するため、行政機関へ繋げる難しさに現場サイドでは葛藤を抱える。
- ・ 全国妊娠 SOS ネットワークで数えるとにんしん SOS 相談は全国に 55 ヶ所あるが、国や自治体に「妊娠葛藤相談」に特化する重要性の理解が乏しい。従来の「女性健康支援センター事業」に上乘せる形で事業委託すると、育児・不妊・更年期・NIPT など多様な相談窓口となるため、当事者は自分の相談先ではないと感じてしまう。
- ・ にんしん SOS と掲げながら、実際には保健所・保健センター、児相という公的機関が行うケースもあるが、ホームページの作りが硬いものになりがちで当事者がなかなか相談しづらいこともある。
- ・ 医師の書いた妊娠届出書がないと母子健康手帳や妊娠健康診査受診票を渡さない自治体も多い。そのため、経済的に困窮した妊婦の初診（自費）や継続的な受診が難しく、未受診が助長される結果となる。
- ・ また保健センターでは市町村主義が強く、住民票がない場合に母子健康手帳・受診票を渡すことを断ることが実際に起こっている。困窮した女性・孤立した女性ほど、実家に住所を置いたまま居所を転々としているケースが多く、妊娠が進んだ段階で対応出来ないと言われ、交通費もないため住所地に戻れないことも起こりうる。その際に生活保護を利用できれば良いが、扶養照会の課題ですぐに受け取れないこともある。どこにいても困っていれば助ける仕組みがない限り、支援から漏れていく女

性が生じる。

- ・ にんしん SOS・保健師・産科医療機関では職種として助産師・保健師が多いが、実際のニーズは身体的以上に福祉的なものとなる。ようやく相談に辿り着いた方に適切な情報提供(経済的支援、居場所支援、特別養子縁組等)を行い、確実に支援に繋げることが必要。
- ・ 産科医療機関側の悩みとして、助産制度を利用して出産を扱うと一般の出産と比べて非常に低い出産費用が病院に入ることとなり、引き受けることが受け損となる実情もある。助産施設への補助を倍増し、助産施設や産科受け入れ機関の大幅な整備をすることが必要。また、助産制度を活用しても、交通費がなくて距離的問題で医療機関へ通えない方もいる。初診ではお迎えに行きなんとか病院へ行っても、継続的な受診が難しくなることも見受けられる。
- ・ 助産制度を活用した場合にも、住民税非課税世帯では7~8万円の費用負担となるが、それが払えずに借金となるケースもある。出産育児一時金との併用で何とかカバーできるが、併用が出来ない自治体も多い。
- ・ 生活保護制度の課題として、扶養照会や通帳を見せなくてはいけないなど非常にプライバシーを曝け出すハードルがあり、また出産補助だけの単給に関しても非常に少なく手続きに時間がかかることがある。
- ・ 未受診・飛び込み分娩では、低出生体重児やNICU入院の割合も高くなる(大阪府の実態調査より)。結果としてNICU入院による多額の費用補助となるのであれば、予防的支援として母子健康手帳・受診票の発行はぜひ行なって欲しい。「異次元の少子化対策」をするのであれば、妊婦健診と出産費用は自己負担なしとするのがベスト(ただし、3Dエコー写真やエステやフランス料理などはオプションで自己負担とする)。
- ・ 助産施設の各都道府県における整備・周知が十分になされていない現状もある。インターネット検索上位に挙がる情報が助産制度ではなく、「家で産む方法」「赤ちゃんポスト」「内密出産」となってしまい当事者が適切な情報に辿り着けない。

○体制整備の在り方

- ・ 相談の入口として都道府県・政令市、中核市に1つは妊娠葛藤相談に特化した「にんしん SOS」窓口が必要。財源と相談件数・質は比例するので、ぜひ県の立場から国の補助金(特定妊婦支援臨時特例事業、若年妊婦等支援事業等)を活用して、積極的な事業委託をして欲しい。
- ・ 妊娠葛藤に特化した研修・コンサルテーションが必要。相談員は医療と福祉それぞれの専門職チームが求められ、HP・SNSによる情報発信、セキュリティ担保などノウハウを知ることが求められる。また、相談対応に求められる知識として、生活困窮支援、人工妊娠中絶、若年妊娠、特別養子縁組、性風俗など福祉的なものが挙げられる。(全妊ネット『妊娠 SOS 相談対応ガイドブック』を参照)
- ・ 保健センターでは、「困っている妊婦ほど移動している」という認識に立ち、住民票がなくても母子健康手帳・受診票を即発行し、未受診防止をして欲しい。また、来所と面談を待ってからの支援検討では遅く、受診同行や即時発行など迅速性を持った支援が必要。この点は自治体間のバラツキが非常に大きい。
- ・ 助産制度のオープンな周知、助産制度と出産育児一時金の併用、何度も当事者から話を聞くことの無いような関係機関と一緒に話を聞く連携のベース作り、多職種(保健師・産科医療機関・福祉・女性相談等)一緒に研修受講、が求められる。

- ・ 産科医療機関に関して、困窮者には妊婦健診・分娩費の全額公費負担をするべき。今は結果的にそうなることもあるが、生活保護が使えれば、助産制度の後付けができれば、超過分は分割にできればという苦肉の策になっている。最初から当事者に対して「費用は心配しなくていい」と言えるものを作っておくことで、未受診や飛び込み分娩、孤立出産を予防できる。
- ・ 内密出産にも関わることだが、誰にも言いたくないという当事者は非常に多い。言いたくない相手のナンバーワンは親であるため、親の連絡先を言うように強調されるとその病院に行きたくなくなってしまう。病院側は費用の未払いや何かあったときの心配があるが、そのときには本人の名前や生年月日を元に住基を検索すれば調べられる。家族の連絡先、保証人の記載を初診から迫るのではなく、継続的な受診のハードルを下げて欲しい。
- ・ 母子生活支援施設、婦人保護施設での単身妊婦の「入所」を可能として欲しい。母子生活支援施設では、児童福祉法上胎児を児童と看做さないため、施設が受けたいと思っても制度上使えないと葛藤している。また、婦人保護施設は困窮した妊婦であれば入所可能だが、女性相談センター経由の一時保護扱いとすると、外出・スマホ制限によって拒否してしまうケースもある。当事者に合わせた自由な生活が出来る、妊婦フレンドリーに自立を促す形として欲しい。
- ・ 産前産後の居場所としては、母子生活支援施設の活用が肝要となる。児童福祉法上の課題はあるが、要対協では胎児虐待という言葉が使われることもある通り、未受診が胎児虐待にあたるのであれば、妊娠期からの「入所」を可能とするべき。また先行事例として、福岡市の「こももティエ」では、産前・産後母子支援事業により母子生活支援施設ではなく産前・産後母子支援センターとして、妊娠期からの入所が可能としている。
- ・ 女性相談センターにおける一時保護判断では、DV 被害に対する対応を主として、特定妊婦への適切かつ迅速な支援が出来ないことも課題である。相談に来た妊婦が路頭に迷う結果となるので、今日明日困っている方へ即日入所できる体制整備が必要。
- ・ 産前産後に働けなくなり困窮するケースがある。生活保護における産前産後の短期申請は本人が拒む際には扶養照会はなしで迅速に通すことや、出産扶助の単給を認めるなど、母子の生命を第一にする柔軟性を持った対応をして欲しい。産みたくても産めないような施策ではなく、困窮していても医療、居場所、育児支援、自立支援で自己負担の心配のいらない全国共通の「異次元の少子化対策」が求められる。

②当該項目の記載内容に関するご意見

○留意点に必要な記載内容

- ・ 妊娠葛藤相談に特化した相談窓口を設置し、ハイリスク妊婦が相談しやすいツール・体制を整える。また困窮と孤立、内密にしたい心理を持つことを十分に配慮し、住民登録地に関わらず居住確認ができた居所で迅速な支援をする。
- ・ ハイリスク妊婦がたらい回しとならないよう、受け入れる産科医療機関について MSW を配置した上で整備し、自己負担なく出産できる体制を整える。
- ・ 産前産後専用の居場所を確保し、その運用についてもスマホ利用や外出許可など当事者目線の支援を可能とする。また、出産後特別養子縁組で子どもを託した後も、退所を迫ることなく自立支援を行い、予期せぬ妊娠を繰り返さない支援を講じる。
- ・ 未受診出産防止のため、産科受診の有無、住民票の所在に関わらず、受診できない事情を抱える妊婦

には母子健康手帳と妊婦健康診査受診票を自己申告でも発行する。

- ・ 自分の困り度を説明できない背景・生い立ち・障害に十分配慮し、生活保護の申請、産科受診、居場所への移動等と同行し、代弁して確実に支援に繋げる。
- ・ 当事者がネット検索ですぐに見つけられるように、にんしん SOS、助産制度、受け入れ産科医療機関、居場所の周知を工夫し、広く情報提供する。
- ・ 妊婦がどこに居住していても助産施設に通えるだけの助産施設数を確保する。また、助産制度の利用時は施設へ通う交通費補助もセットで支給する。
- ・ 各市区町村で同等の対応が可能となるよう、にんしん SOS、保健師、こども家庭センター、女性相談センター、助産施設、児童福祉及び母子保健関係部署の職員等へ研修を行い、地域連携の中で未受診と0日死亡を防止する意識を高める。

○評価のための指標例

- ・ 対人口あたりのにんしん SOS 数、産前産後の居場所数、産科医療機関数、助産施設数、MSW の配置数。居場所での支援内容(家事・育児・学習・就学等)。
- ・ 産前産後の生保受給者数、受給条件(扶養照会や同居人等への柔軟な対応)
- ・ 助産制度の利用件数、助産制度と出産一時金との併用数(住民税非課税世帯の自己負担への配慮の把握)
- ・ 飛び込み出産数、飛び込みケースの NICU 入院日数
- ・ 0日死亡事例件数
- ・ 住民以外への母子健康手帳・受診票発行数(奨励)
- ・ にんしん SOS、保健師、こども家庭センター、女性相談センター、助産施設、児童福祉及び母子保健関係部署の職員等への研修回数

○内密にしたい女性への支援（制度の検討が必要であり、以下それに係る論点）

- ・ 誰が対応し、どのような内密可能な支援策の情報提供をするのか。内密出産の方法以外で、戸籍に載せない方法やお金がかからない方法があることを十分に説明することが必要。
- ・ 個人情報と誰が取って、どこが保管しどのように開示するのか。どのような基準で内密出産を扱う病院と許可するのか、許可の取り消し基準をどのようにするのか。
- ・ 現状では医療機関の自費となっているが、費用はどこから出するのか。実親の翻意はいつまで可能か。また翻意との兼ね合いで、児相長や養親からの申立てはいつから可能か。
- ・ 民間委託と児相委託の選択はどのようにするのか。「未就学児の施設入所は原則停止」という新しい社会的養育ビジョンをどう達成するのか。退院日に里親・養親委託から出生届、単独戸籍、申立て、それからの翻意もありうるのか、流れの明確化。
- ・ 子どもの真実告知を委託時からどこがどのように養親に助言し伴走支援を行うのか。
- ・ 内密出産のみが、自己負担なし、名乗らなくていい、戸籍に子どもが入らないような得策となっはいけない。必ずしも内密でなくていい女性まで内密出産を選ぶことのないように基本的な支援策が必要。
- ・ 知られてしまう段階(保険証、保証人、居場所、戸籍、特別養子縁組)を把握してその一つ一つを解決していくことによって、内密出産をある程度防ぐことが出来るのではないか。
- ・ 健診・出産の全額公費負担(国籍を問わず)、保証人の連絡先・署名を問わない、各都道府県での居場

所の確保、県外戸籍の女性受け入れ、子どもの名前が戸籍に入ることを拒否するケースでの子ども単独戸籍の基準作り、特別養子縁組について実親の同意のみで可能とする(戸籍上の父、実親の同意確認、親権代行者の意向確認による弊害を鑑みて)などが必要。

③その他（推進計画や策定要領全体に関するご意見等）

○当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)

- ・ パーマネンシー保障以前に措置中の子どもに対して、実親に関する情報提供を丁寧にすべき。特に子どもが知りたいのは、お母さんが自分のことをどう思っているのか、なぜ自分はここにいるのか。丁寧に語るができるように職員をトレーニングすることが重要。
- ・ 子どもに対して実親の情報、一時保護や委託の理由、内密出産の理由を秘密にしない。はぐらかさずに伝える。ネガティブなことかもしれないが子どもには知る権利があることを踏まえた支援を行う。
- ・ 実親さんの背景と子どもに対する思いは別のところにあるということも妊娠葛藤相談の現場から見えるところ。子どもが知りたい実親の思いや生き辛さについては、聞き取って子どもに理解させることが重要。

○パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制に向けた取組

- ・ 支援体制の構築にあたって官民連携の推進は非常に重要。現状では、児童相談所、民間あっせん機関、フォスターリング機関の質は全国的に大きな差があり、協力して進めていくためには全体の質を上げることは必須。
- ・ あっせん機関の監督・助言・事業停止をする都道府県担当者への法制度に関する研修の実施や、児童相談所の運営指針に基づいた実践の徹底、児相長申立ての促進、一旦施設に入れてから養子縁組を検討する習慣からの脱却が必要。
- ・ 特別養子縁組となる子どもの背景には、病児、障害児、外国籍の子どもも多く、一般的に不妊治療後に特別養子縁組を希望される方には意識転換を図れる研修が求められ、それができる職員を育成することが必要。
- ・ 里親や養親の未委託を防ぐために、登録前の段階で十分な審査を行う。登録した際にはしっかりとトレーニングして委託、フォローを行う。委託後の真実告知に伴走支援する児童相談所、民間フォスターリング機関の質の確保が求められる。

3. 小括

有識者インタビュー調査では、国が策定要領で示した 10 項目に加えて、令和 4 年児童福祉法改正における重要項目（親子関係再構築支援、ハイリスク妊婦等支援）について、取組実態や課題の把握と今後の適切な指標設定について示唆を得る目的で実施した。ここでは聴取内容を、取組の現状と課題、取組推進への期待と今後の展開、適切な評価指標の在り方、の 3 つの観点から整理した。

(1) 社会的養育に関する取組の現状と課題

平成 28 年児童福祉法改正や平成 29 年「新しい社会的養育ビジョン」を皮切りに社会的養育施策は大きく変革を求められ、その内容を具現化する形で令和 2 年度からは都道府県社会的養育推進計画に基づいた取組が開始された。現在その最中であり各自治体の取組においても、先進的な実践の積み上げがなされる一方で、自治体間の実践状況のばらつきが昨年度調査研究²同様に指摘された。その背景として、社会的養育施策・実践に関わる関係職員の取組推進に対する意識や理解の差が指摘されており、今後は全ての地域で子どもが質の高いケアを受けられるための社会的養育施策・実践の全国的な底上げが課題となる。

また、実践状況のばらつきに関しては、社会資源や人材の不足という課題も挙げられている。特に市区町村ではこども家庭センターや児童家庭支援センターの整備が求められるが、現状の課題として都道府県間のみならず市区町村間においても支援体制の整備状況に大きな差が生じている実情が指摘された。どの場所であっても必要なサービスが必要な子どもに届けられるためには、このような点を十分に踏まえつつ次期計画策定においては整備計画としての役割を十分に果たしていくことが求められる。

(2) 取組推進における期待と今後の展開

社会的養育施策は、「社会的養育ビジョン」において特に注目された里親委託率だけでなく、「子どもの権利擁護」、「市区町村における体制整備」、「特別養子縁組成立の推進」など多岐に渡る取組を一体的に推進することが求められ、都道府県等の担当課の理解のみでは収まらず、児童相談所、一時保護所、市区町村、児童福祉施設、民間 NPO 法人など、多様な関係者が目的意識を共有する必要がある。

本インタビュー調査ではその基盤となる共通認識として、子どものパーマネンシー保障³や家庭養育優先原則が挙げられており、具体的には親子分離に至る前の予防的支援や分離後の家庭復帰の必要性、またそれが難しい場合の養子縁組や里親等委託について、その意義を全ての関係者が深く理解することが求められる。このような方向性を共有することにより、担当窓口間のスムーズな連携が可能となり、支援方針のズレを少なく出来ることが、今後の取組推進における期待として各有識者から挙げられた。

次期計画策定においても、策定に関わる担当職員への研修やコンサルテーションという形でパーマネンシー保障や家庭養育優先原則に関する理解促進を行うことも提案されており、実際の記載内容として、実現のための具体的なビジョンを計画内で示していく重要性が指摘された。

² 早稲田大学社会的養育研究所（2022）「都道府県社会的養育推進計画の好事例集作成と自治体向けシンポジウム（都道府県社会的養育推進計画の実践に向けた調査研究）」

³ 「パーマネンシー保障」については、第Ⅷ章「資料編」－1 を参照。

(3) 今後の適切な評価指標の在り方

本インタビュー調査では、各有識者から数多くの評価指標に関する提案を頂いた。現行の策定要領では具体的な数値目標が里親委託率など一部に留まり、提案されたような多様な項目の整備目標の設定がなされていない点が、各都道府県の計画記載内容のみならず実践状況のばらつきを生じさせていることも推察される。有識者からは、国の策定要領においてより具体的に記載内容を示し評価指標を設定する必要があるとの指摘もあり、各都道府県の実情や独自性を十分に踏まえつつもある程度の統一性を図ることが今後の在り方として検討されるべきである。

また、評価指標では、人材育成やサービスの質など定性的な評価指標に加えて、実施数・設置数・事業量など定量的な評価が可能なものも多く提案されている。これらは、地域の実情を踏まえることが肝要となるが、具体的なニーズや実態把握をどのように行うのか、またそれに対する見込み量の算出方法に関しては今後さらなる検討が必要となる。各自治体の人口規模や社会資源の充実度合いも考慮した上で、何よりもその地域に住む子ども・保護者がどのようなニーズを持っているのかを十分に把握しつつ、項目ごとの具体的な評価指標を設定する必要性が本インタビュー調査から示された。

第Ⅲ章 都道府県等事例インタビュー調査

1. 概要

(1) 目的

社会的養育推進に関わる各都道府県等の取組のなかで、特に先進的と思われるものや他には見られないユニークな取組についてインタビュー調査を実施し、事例集としてその結果を整理することを目的として実施した。

(2) 対象

有識者インタビュー等のご意見を踏まえて候補とされる都道府県等を選定し、検討委員会における協議の上で対象自治体として決定した⁴。インタビュー対象者は、推進計画担当課(児童福祉主管課)担当者もしくは児童相談所担当者とした。

図表Ⅲ－１ 事例インタビュー調査にご協力いただいた都道府県等

ご協力いただいた都道府県等	主に聴取した策定要領における記載項目
江戸川区子ども家庭部子育て支援課	項目②(当事者である子どもの権利擁護の取組)、項目⑧(一時保護改革に向けた取組)
山口県こども・子育て応援局こども家庭課	項目③(市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組)
大分県福祉保健部こども・家庭支援課	項目⑤(里親等への委託の推進に向けた取組)、項目⑧(一時保護改革に向けた取組)
明石市こども局明石こどもセンター	項目⑤(里親等への委託の推進に向けた取組)、項目⑩(児童相談所の強化等に向けた取組)
東京都福祉保健局育成支援課	項目⑥(パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組)
福岡市子ども未来局こども家庭課	項目⑦(施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組)

(3) 聴取事項

- ・当該記載項目の取組内容及び推進体制
- ・当該記載項目に関する取組状況と取組における効果
- ・当該記載項目を推進する上での課題と今後の展開

(4) 実施方法

対面もしくはオンラインによる半構造化インタビュー

(5) 実施期間

令和5年(2023)年1月～令和5年(2023)年2月

⁴ 早稲田大学社会的養育研究所が2022年度に実施した「都道府県社会的養育推進計画の好事例集作成と自治体向けシンポジウム(都道府県社会的養育推進計画の実践に向けた調査研究)」においても、同様の都道府県等事例インタビューを実施しており、事例集としての充実をさらに図るべく対象自治体を選定した。

2. 都道府県等事例インタビュー調査結果

インタビューにご協力いただいた都道府県等の各記載項目に関する取組の要点を整理し、事例集として取りまとめを行った。(事例集の文字のみ抜き出した資料は、「第Ⅷ章 資料編」－4にて掲載)

(1) 子どもの権利を尊重した一時保護所の設計・運営（江戸川区）

事例 1

②当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)及び⑧一時保護所改革に向けた取組

子ども権利を尊重した一時保護所の設計・運営（江戸川区）

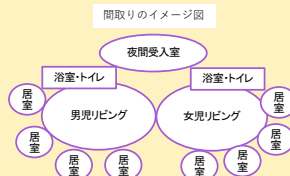
基礎情報

※1…令和4年4月1日時点 ※2…令和3年度末時点
※3…令和3年度

- 子ども数：102,401人※1
- 代替養育が必要な子ども数：325人※2
- 児童相談所数：1か所
- 児童虐待相談対応件数：1,666件※3

施策① 子どもの生活に目を向けた保護所の設計（居室・浴室の個室化）

- ・一時保護所は社会的養護における福祉機関として子どもが初めて出会う場所であり、十分に子どもの権利保障がなされたものを設計しなければならないという幹部職員の強い意向も背景にあった。その中で先進的とされる自治体を複数視察し、今後の一時保護所で配慮しなければならないポイントについて検討を深めた。
- ・設計に関して、図面の段階から建設業者と何度もやり取りして、十分な擦り合わせを行った。その上で、各児童の居室は個室(12平米程)として、生活スペースでは大きな開放的なリビングを設置し、リビングと居室が連続する設計とした。また、プライベート空間を十分に確保し、浴室に關してもすべて個室とした。
- ・子どもが過ごすにあたり、体育室と土の庭が必須と考えて土地を探す段階から配慮した。また、活動空間と生活空間のそれぞれに広いリビングを設置し、子ども定員に対して十分なスペースを確保した。
- ・保護した子どもの生活に目を向けて、子どもにとってどのような空間が良いのか、子どもがどう感じるのか、という視点を行政担当者が計画段階で見失わずにすることが一番大切であり、それに基づいて設計を行う必要がある。



施策② 私物の持ち込み、お小遣い制度の導入

- ・江戸川区では危険物や現金等を除いて、服装も含めて私物の持ち込み可としている。その背景には、自分の物が使えない・自分の服が一切着られないなど、子どもを守る場所として感じる違和感や疑問などを職員も含めて議論してきた経緯がある。
- ・また、毎月決められた日にお小遣いを渡して、自由に買い物をしてもらうことも行っている。買うものは明確に規制しておらず、子どもの判断に任せている。基本的には各児童でわきまえて行動しており、買うもののバリエーションも豊富である。
- ・子どもの意見を聞いていく中で、自分専用のものが欲しいことや追加で欲しいものなど、たくさん意見を聞いてきた。自分で選んでものを買う体験をしていない子どもも多く、その背景には意思が尊重されていない家庭環境があると気がついたので、保護所において子どもの意見を大切に尊重していくようにしている。子どもが自由に意見表明できることは今後の生きなかで非常に大切と感じている。

施策③ こども会議の開催

- ・毎月テーマを決めて全員参加としており、各グループ1時間話し合ったあと全体で話し合うことを行っている。保護所全体での購入品なども検討事項としてあがっており、実際に決定されたものは購入するようにしている。
- ・民主的な手続きに従って決めたことは実現することを形作りたいと考えており、出された意見は直後の職員会議でも検討し、それを子どもたちへもう一回フィードバックする。
- ・こども会議で話し合われた内容は、壁の新聞に一定期間掲示される。最近では「保護所を良くしよう大作戦」と題して、他の子どもや職員への意見、こうしてほしいという要望などたくさん意見が出て非常に活気のあるものとなった。
- ・こども会議でたくさん意見が出されていることを踏まえて、子どもの力を知ると同時に信頼することが職員の大きな力になっていると感じている。

課題・今後の取組方針

- 一時保護が長期化しており、全国平均よりも10日ほど長い。要因の一つとして、社会的養護の受け皿の不足が大きい。特に、心理治療が必要な子どもの行き先がなく、養育の場、治療の場が奪われている現実がある。
- 職員の専門性が担保され、経験の蓄積や研修によってスキルアップされながら中堅職員、スーパーバイザーになっていける人材育成・人事制度をどう作っていくか。

(2) 市町の支援体制強化に向けた関係機関との連携促進（山口県）

事例 2

③市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

市町の支援体制強化に向けた関係機関との連携促進（山口県）

基礎情報

※1…令和3年10月1日時点 ※2…令和4年3月31日時点

- 子ども数：185,301人※1
- 代替養育が必要な子ども数：451人※2
- 児童相談所数：6か所
- 児童虐待相談対応件数：662件

施策① 泣き声通告・面前DV通告の市町への送致

- ・平成28年の児童福祉法改正を踏まえ、今後の地域における支援の中心は市町が担うという認識を共有し、県と市町が協力して支援体制の強化を進めていくこととした。
- ・まず、児相に連絡があった泣き声通告や面前DVによる心理的虐待の通告を市町に送致し、初期段階から市町が対応する取組を始めた。送致後に市町でリスクが高いと判断したケースや専門的支援が必要なケースは児相が対応することを前提として取組を進めている。
- ・市町による初期対応は定着してきており、市町職員が家庭訪問等の経験を重ね、地域の中心となって支援を検討することで、対応力の向上が図られている。また、市町が中心となることにより、DV被害者対策や生活保護等、市町の関係部署が担当する様々な福祉サービスを活用した支援を検討することが可能となる点も大きなメリットと考えている。

施策② 市町支援児童福祉司の配置

- ・山口県では令和2年度から、中央児童相談所に、県内全市町の子ども家庭支援担当職員との連絡調整を担う、市町支援児童福祉司を配置している。
- ・市町支援児童福祉司は、子ども家庭総合支援拠点の早期設置を目標に、市町への個別訪問や会議の開催を行っており、市町の担当者が感じている課題について把握を進めた。
- ・こうした取組の結果、令和4年4月に県内全市町に子ども家庭総合支援拠点が設置された。
- ・市町支援児童福祉司の活動を通して、県内市町の取組状況を集約し、先進事例や事業推進に当たった課題等を全市町の担当者が共有できた点は非常に効果的であった。
- ・市町にとって、市町支援児童福祉司の活動が効果的なものとなるようにという視点から、現場が直面している課題の把握や会議の開催方法など、活動のあり方を適宜見直している。

施策③ 市町及び児童相談所の専門性の理解につながる研修

- ・山口県では、児童相談所職員を対象とした研修に市町職員も参加可能としている。また、要保護児童対策地域協議会の調整担当者を対象とした研修は、児童福祉司の法定研修と併せて実施しており、研修への参加が相互の専門性に関する理解促進につながっている。
- ・児童虐待への対応経験が少ない市町職員に対して、市町支援児童福祉司が個別に訪問して、児童虐待対応の基礎研修を実施している。加えて、オンラインによる研修も実施している。
- ・各児相では、管内の市町職員に対して、児相の援助方針会議への参加を働きかけている。特に該当市町のケースに関して、児相のアセスメントの過程を見学していただくことは、市町職員の専門性の向上につながっている。
- ・さらに、県内6か所の児童相談所において、各児相管内の教育、警察、母子保健など様々な分野の関係者が集まる研修を実施している。同じ地域で子どもを支える関係者が一緒に研修を受講することによって、顔の見える関係づくりが進むことを目標としている。

施策④ 児童家庭支援センターの設置促進

- ・山口県では、児童虐待防止には身近な相談機関の設置が効果的であるという認識のもと、児童家庭支援センターの設置に努めてきた。令和4年現在で県内に5か所設置している。
- ・市町と児家センの連携が深まり、市町からは、夜間の相談対応やショートステイの委託に加え、養育支援訪問事業や子ども家庭支援拠点事業の委託など、児家センの専門性を活かせる事業を委託されている。県では、こうした取組の横展開にも取り組んでいきたい。
- ・市町の子ども家庭支援担当部署は必ずしも十分な人員体制ではないことから、市町と民間機関が連携して対応することが効果的と考えており、市町は必要に応じて児家センからの支援を受けながら、泣き声通告や面前DV通告の送致に対応している。

課題・今後の取組方針

- 市町においては、担当者の経験不足等の要因により、支援の具体的な方向性について悩む場面が多いという声も聞いている。今後は、市町の支援体制の整備から個別ケースに対するケースワークまで、一貫して技術的支援を行うことができる人材が必要と考えている。

(3) 緊急一時保護における乳幼児の里親委託推進（大分県）

事例 3

⑤ 里親等への委託の推進に向けた取組及び⑧ 一時保護改革に向けた取組

緊急一時保護における乳幼児の里親委託推進（大分県）

基礎情報

第1～令和3年10月1日時点 第2～令和4年3月31日時点
第3～令和3年度 第4～令和3年度

- 子ども数：166,033人※1
- 代替養育が必要な子ども数：445人※2
- 児童相談所数：2か所
- 児童虐待相談対応件数：1,664件※3
- 一時保護所の定員数：22人
- 一人あたりの平均保護日数：23日※4

施策 「乳幼児短期緊急里親事業」の開始（令和3年7月～）

背景

- ・ 大分県では養育里親のリクルートを進める中で、平成27年頃から「赤ちゃん短期里親」として委託対象児童を限定した里親の登録に取り組んできた。令和2年度末時点で数組の里親が「赤ちゃん短期里親」として子どもを受託してくれていた。
- ・ しかし、「赤ちゃん短期里親」であっても一般家庭であることから、児童相談所から、夜間・休日に一時保護の委託打診をすることには、ためらいがあった。また、県内には乳児院が1ヶ所しかなく、遠隔地から移送する場合の子どもへの負担等についても課題を感じていた。
- ・ こうした背景の中、日本財団との家庭養育推進自治体モデル事業のひとつとして民間フォスティング機関と協働して「乳幼児短期緊急里親事業」に取り組むこととなった。

取組

◆事業の概要◆

- ・ 「乳幼児短期緊急里親」として民間フォスティング機関と契約した里親は、毎月定額の報酬を受け取り、原則24時間365日、児童相談所から依頼があれば乳幼児の一時保護に応じる。
- ・ 原則、休日・夜間も含め常時委託可能な里親として登録しているが、里親側が都合により委託が難しい日時は、毎週、民間機関があらかじめ確認して児童相談所に連絡している。
- ・ 契約する里親の選定は、すべての養育里親に案内文書を送付し応募制とした。選考にあたっては、地域性を考慮し県内全域をカバーできるようにした。
- ・ 令和3年度は5家庭、令和4年度は7家庭が乳幼児短期緊急里親として契約を締結している。

◆実際の流れ◆

- ・ 委託打診は、児童相談所から乳幼児短期緊急里親に直接行う。性別、月齢、子どもの特性などその時点で分かる範囲で子どもの状況を伝える。また、実際の委託となった場合には里親家庭に見相が子どもを移送し、氏名、アレルギーや病気の有無、ミルクや離乳食等の説明を行う。
- ・ 児童相談所では、原則2歳以下の乳幼児に関しては、全て乳幼児短期緊急里親に委託打診を行うこととしている。きょうだい児、一時保護委託先がない子どもは5歳児でも委託したケースがある。医療的ケア児や発達特性が顕著で家庭養育に困難が予想される場合は、乳児院・児童養護施設に一時保護委託した。
- ・ 民間フォスティング機関は、里親に粉ミルク・おもちゃ・ベビーベッドなど必要物品の提供、委託可能日の確認（毎週）、研修・意見交流の開催などを担当。また、事業開始前や開始後の説明会等も担い、応募者や乳幼児短期緊急里親に丁寧な説明を行っている。

効果

- ・ 乳幼児短期緊急里親は、県内全域をカバーできるよう選考しているため、子どもにとっても移送負担が軽減した。また、一時保護においても、個別ケアの特性を活かした環境が提供できることは非常に大きなメリットである。
- ・ 里親からは、「短期緊急」という制限のある中で、子どもに対して関わる意義等について、悩んでいるという声も聞かれる。しかし、児相としては短期であっても家庭環境の中で安心して過ごすことができることは、子どもの発育・発達に非常に良い影響を与えると考えている。
- ・ 一般家庭であるため感染症リスクによる受入制限が一律に行われることがなく、柔軟な対応ができる。
- ・ 児相職員は休日夜間であっても遠慮なく委託打診ができることは非常に安心。これまでは、委託先の確保は時間がかかることも多かったが、連絡を取り、すぐに委託先が決まることは児相としてはありがたい。

課題・今後の取組方針

- 里親への一時保護委託が増えたため、委託後の里親家庭訪問など児相職員の負担が増えた面がある。また、年末年始の委託不可日が多く、今後改善が必要。
- モデル事業を開始して、子どもにも児相職員にもメリットは多く、短期緊急里親体制は価値がある。継続的な実施のために、今後モデル事業の制度化を望む。

(4) こどもを核としたまちづくりによる一貫した子ども家庭支援（明石市）

事例 4

⑤ 里親等への委託の推進に向けた取組及び⑩ 児童相談所の強化等に向けた取組

こどもを核としたまちづくりによる一貫した子ども家庭支援（明石市）

基礎情報

第1～令和4年度推計値 第2～令和4年度11月1日時点実績値
第3～令和3年度実績値

- 子ども数：50,512人※1
- 代替養育が必要な子ども数：72人※2
- 児童相談所数：1か所
- 児童虐待相談対応件数：695件※3

施策① 中核市における児童相談所の設置

- ・ 明石市では「こどもを核としたまちづくり」を掲げて施策推進してきた。特例市から中核市となり、各種のこども施策・支援を行っていく上での総合拠点として2019年4月に児童相談所を開設した。
- ・ 開設に際して、市長や担当者が10ヶ所以上の児童相談所の視察に行き、良いところを積極的に取り入れた。また以前は課題であった、都道府県と市の組織の違いによって子どものリスク認識に温度差が生じることや、緊急一時保護など意思決定に時間がかかることが改善された。
- ・ 市で独自の児相を持つことは、相談受付から家庭復帰後まで責任を持って明石市の子どもの支援することができる点が大きなメリットである。また、障害福祉部門や生活保護部門は市で担っているため担当者間の連携がしやすく、町内会や民生委員など地域との関係も強いため協働がしやすいメリットも挙げられる。

施策② 常勤弁護士の数配置

- ・ 常勤弁護士は介入部門と相談支援部門にそれぞれ1人ずつ計2名配置している。児相時には人権も制限するような強い行政権限を行使するため、根拠法令をしっかりと押さえた対応ができるメリットがある。
- ・ 職務はケースワーカーに近い仕事を担い、援助方針会議等にも参加する。特に、裁判所への提出書類の作成や、情報公開請求への対応、弁護士会や警察・検察との調整・連携を担い、今後は一時保護の司法審査についても中核的な役割を果たす予定である。
- ・ 常勤配置により、法的素養を持つ弁護士が一緒に仕事をすることで、相談のハードルが下がり気軽に相談することができる。常勤であれば必要なタイミングですぐに相談でき、また、適時にアドバイスを受けられるメリットがある。

施策③ 各小学校区の里親配置の目標化

- ・ 社会的養護において里親の果たす役割が非常に大きいという認識のもと、児相開設以前から「あかし里親100%プロジェクト」と銘打って、里親相談会の毎月開催など、里親を市民に知って頂きその担い手を増やす活動を行ってきた。
- ・ 里親を支援する体制も構築してきた。法定研修受講の際の交通費支援や、初めて委託された際のスタート支援として受け入れに必要な物品を購入する商品券等の支給、里子と一緒に市内施設(科学館や博物館など)を無料で使ってもらえるように支援を行なっている。
- ・ 明石市内に小学校は28校あり、すべての校区で里親がいる状態を目指すプロジェクトを進めている。各校区に里親がいることで、ショートステイの担い手にもなって頂き、ショートステイ中でも学校を休むことなく通うことが出来る。
- ・ 明石市の子どもは市民みんなで育てるという意識のもと、単にショートステイや措置中の子どもを預かるだけでなく、里親が地域における子育て支援の拠点のような役割を果たして頂きたいと考えている。自分は里親になれなくても里親家庭をみんなで応援しようという機運を高めるため、各校区への配置を進めている。

明石こどもセンター



課題・今後の取組方針

- 里親等委託率などの目標を掲げて取組を進めているが、最近では発達障害を持つ児童や、養育にスキルの必要な児童を長期で預かるケースも増えてきており、そういった専門性を求められる里親の確保が今後の課題となっている。

(5) 民間機関等との連携・協働による養子縁組の推進（東京都）

事例 5

⑥ パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組

民間機関等との連携・協働による養子縁組の推進（東京都）

基礎情報

※1…令和3年度末時点実績値 ※2…令和3年度末実績値
※3…東京都児協のみ ※4…令和3年度末実績値（特別区児相含む）

- 子ども数：1,887,608人※1
- 代替養育が必要な子ども数：3,673人※2
- 児童相談所数：10か所※3
- 児童虐待相談対応件数：26,047件※4

施策① 民間フォスティング機関との密な連携・協働

- ・ 東京都では、事業委託している民間フォスティング機関の職員が配置される等、里親家庭の支援を行っている。メリットとしてはツールの共有等により業務連携が非常に取りやすい点が大きく、里親のリクルートから登録に至るまでスムーズに進められる。
- ・ 民間フォスティング機関に委託するメリットとしては、職員の異動が少なく同じ職員によって長期的視点で包括的に里親支援を継続できること、また民間ならではの柔軟な発想できめ細かい支援ができることが挙げられる。一定の基準を確保しつつ、研修や支援にそれぞれの独自性があることも重要である。

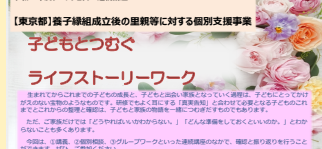
施策② 民間あっせん機関と児童相談所の連携

- ・ 平成30年4月の「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の一部施行後、東京都では民間あっせん機関との連携を重要視しつつ、意見交換の場を設定するなど、その在り方を検討してきた。その上で、令和3年度より連携の仕組みをモデル的に実施しており、児童相談所内または民間あっせん機関内で養親候補者が見つからない場合に打診して候補者を紹介することを行っている。
- ・ 民間あっせん機関は全国的に幅広い養親候補者と繋がっており、東京都としてもその点が非常にメリットと感じている。一方で、遠方の養親の場合には、児童福祉司も出向いて児童の様子の確認や関係機関との連携を図る必要があるため、児童相談所の負担も大きい。一方で、民間あっせん機関側からも、連携する自治体によって連携の進め方が異なるなどの課題が聞かれている。
- ・ 民間あっせん機関に登録されている養親へも養親候補者を募ることができる仕組みは、養親の多様性の面においてメリットも大きく、児童の福祉の観点からは非常に大切と感じている。

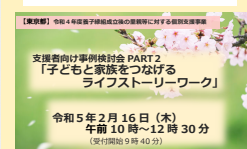
施策③ 養子縁組成立後の里親等に対する個別支援事業の実施

- ・ 東京都では令和4年度より、養子縁組成立後の里親等に対する個別支援事業（ライフストーリー）を無料で実施している。里親支援機関へ委託する形で、一般的な講義に加えて縁組家庭の個別の事情に応じた支援を行うことを目的としており、実実告知や児童の生い立ちの整理（ライフストーリーワーク）をどのように行えばいいかなど専門家に相談できる体制を構築している。
- ・ 養親への支援は3ステップで行なっており、ステップ1では講義形式で実実告知の必要性や意義などを取り扱い、ステップ2では各家庭の状況に合わせて個別相談を実施、ステップ3ではグループワークにより当事者同士の悩み等の共有等を行なっている。それに加えて、児相職員、民間フォスティング機関職員・里親支援機関、各施設の里親支援専門相談員などに向けて専門家による講義や事例検討を実施し養子縁組成立後の里親への支援力向上を図っている。
- ・ 養子縁組成立直後よりも、ある程度年数を重ねた家庭にこそ実実告知等の支援の必要性があると考えている。一方で、年数が経つと児相との関わりをもたない家庭も多くなり、縁組家庭に大切な情報を届けることに難しさを感じている。

令和4年度ワークショップ・連続講座



ライフストーリーワークのご案内



課題・今後の取組方針

- 民間あっせん機関と児童相談所の連携においては、それぞれが把握している養親や児童の情報やノウハウをどのように共有し、支援に活用していくかが大きな課題である。
- また、児童の出自を知る権利の保障の観点から、支援の経過など個人情報の管理や開示の在り方についても、整理が必要な課題である。

(6) 施設の多機能化・機能転換による地域支援メニューの充実（福岡市）

事例 6

⑦ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

施設の多機能化・機能転換による地域支援メニューの充実（福岡市）

基礎情報

- 子ども数：247,227人
- 代替養育が必要な子ども数：295人
- 児童相談所数：1か所（福岡市こども総合相談センター）
- 児童虐待相談対応件数：2,685件
- 市内の各施設数：乳児院（2か所）、児童養護施設（3か所）、児童心理治療施設（1か所）

施策① 乳児院・児童養護施設の多機能化・機能転換の取組

背景

- ・ 福岡市では2005年頃から里親委託推進を開始し、民間団体との協働による市民参加型の里親制度普及や乳幼児短期里親のリクルートなど様々な取組を経て、新規措置児童の里親委託率が上昇した。
- ・ 児童相談所における「家庭移行支援係」の設置により、施設へ措置中の児童に関しても、家庭復帰や親族養育への移行、特別養子縁組、養育里親への委託などのケースマネジメントの強化を行い、結果として施設入所児童が減少した。
- ・ 加えて、各施設への一時保護専用施設設置による一時保護の地域分散化や、ショートステイ事業の受け皿拡大を積極的に施設に働きかけることにより、地域で暮らす家族と施設との繋がりが増え、それぞれのニーズを把握していく中で、予防的な地域支援に向けた多機能化への意識が少しずつ芽生えていった。

取組

- ・ 市内の乳児院において、様々な課題を抱える親子に向けた宿泊型の支援を令和4年度から実施。
- ・ また、同じ乳児院において通所型のペアレントトレーニングとしてPCIT（親子相互交流療法）を令和5年度から実施予定。どちらも令和5年度から福岡市の予算事業として、宿泊型・通所型を併せた親子関係構築支援を乳児院で行う。
- ・ あわせて、令和5年度からは、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、里親家庭（民間フォスティング機関）において、親子ショートステイを開始し、より短期的のレスパイト目的の親子宿泊のニーズに応えていく。
- ・ 児童養護施設の多機能化・機能転換として、一時保護委託やショートステイ等の短期養育に加え、個別訪問型のペアレントトレーニングとしてSafeCare（親子相互交流、安全環境づくり）を令和5年2月よりモデル実施。訪問員研修や実施ガイドライン作成、各種様式整備を児童養護施設が中心となって行った。

施策② 産前産後の母子支援拠点の開設（令和2年度～）

- ・ 令和2年度より母子生活支援施設の多機能化として、産前・産後母子支援センター「Comomotie（こももティエ）」を開設。市から産前・産後母子支援事業を委託し、行政窓口へ妊娠届を出す前の妊娠葛藤の把握・相談、必要な訪問支援、産前も含む母子入所支援などを実施。
- ・ 相談から産婦人科等への同行支援、産前の居場所提供、生活困窮相談や各種申請手続支援、就労支援まで幅広く行うことで、相談に来る方と継続的につながっていくことができる。
- ・ 民間機関のメリットとして、SNS等の活用による気軽な相談受付や、行政に対して抵抗感のある人への支援提供が可能となる点があげられる。
- ・ 令和5年度から母子入所専用室の拡充（1室→4室）や人員体制強化、妊婦等訪問支援事業の開始を予定。



施策③ 児童心理治療施設の開設（令和2年度～）

- ・ 令和2年度より児童心理治療施設を開設し、これまで市外の施設を頼らざるを得なかった二次障がいが生じている発達障がいを持つ子どもや虐待を受けた子どものケアなど短期の心理治療を担っている。
- ・ 「入所機能」と「通所機能」を併せ持つ形で、あくまで家庭養育優先原則のもと十分なアセスメントによる支援計画を立て、入所期間が長期とならないようなケースマネジメントと通所支援によるサポート（里親家庭の支援も含む）を行う。

課題・今後の取組方針

- 各施設が担う短期養育や多機能化による親子支援・家庭支援の事業について、行政区や児相が把握している家庭への支援に活かせるよう、行政側の活用好事例の蓄積やケースマネジメント力の向上、官民の情報共有による効果的な支援展開などが課題といえる。
- また、医療的ケアが必要な子どもや発達特性の著しい子どもなどケアニーズの高い子どもへの質の高いケアを中心として、これまでの対応スキルの蓄積も踏まえて、乳児院・児童養護施設等の高機能化も課題である。

3. 小括

都道府県等事例インタビュー調査では、計 6 つの自治体から取組内容の聴取を行っており、その結果から得られた気づきを 2 つの観点に整理した。

(1) 取組推進における項目間の連動性

本インタビュー調査では、各都道府県等の取組について国が策定要領で示した 10 項目をできる限り網羅する形で対象自治体を選定した。結果の取りまとめに関しても項目ごとに行なっているが、実際には 1 つの施策の中にいくつかの記載項目がまたがって含まれる点が特徴的であった。例えば、児童家庭支援センターの設置促進と施設の多機能化・機能転換の取組や、特別養子縁組推進と里親委託推進など、関係する機関が複数となる中で、記載項目の連動性を意識しつつ、取組を推進することが求められる。

逆の観点からは、一つの課題解決に向けたアプローチは一つの関係機関の取組だけでは難しいことも示唆されている。社会的養育施策の推進に関しては、まず初めに丁寧な現状把握と課題認識を行なった上で、各関係機関にその認識が十分に共有されることが必要となる。その上で、各関係機関で何ができるのか複数回に渡る協議を重ね、時間をかけて取組を進めるという実践プロセスが、複数の自治体の語りから得られた内容であった。

各都道府県等には、子どもの権利擁護やパーマネンシー保障、家庭養育優先原則など大きな視点を共有しつつ、全体的に取組を進めていくことが求められる。このような項目間の連動性を十分に意識して施策を進めることが、先進的な取組のポイントなると本インタビュー調査では示唆された。

(2) 先進的な取組の全国的展開可能性

都道府県等の創意工夫に富んだ取組の背景には、他自治体を参考としたものや多くの公的機関・民間機関への視察を重ねる中で良いポイントを取り入れたという語りも多く伺った。例えば、児童相談所や一時保護所を新設する際に、開設前に職員が複数の自治体で研修と位置付けて勤務を行い、その中で良かった取組や感じた違和感などを十分に協議してその内容を反映していることも取組例として挙げられている。このように先進的な取組の背景には、たくさんの参考となる実践がありそれぞれが相乗効果によって、より良いものへと高め合うことが今後の全国的展開として期待される。

本調査研究では各自治体の施策を事例集として取りまとめたが、より多くの自治体に取組例が共有されることが必要となる。施策が進められる際には、当然ながら直線的に行われるのではなく、民間機関への説明や財政担当課も含めた自治体内部での細かな調整が数多く重ねられて、その中での様々な事情を踏まえたものとなる。また、実際に施策を展開する中では、浮かび上がってきた課題やそれに対する対応策など、試行錯誤の中で培われる知見が数多く蓄積されている。

このような具体的な知恵について本インタビュー調査では数多く伺うことが出来たが、各自治体の実情も含まれるため、取りまとめにおいて書ききれていないものも多い。オンライン等も活用しつつ相互に意見を率直に交換できるような形式で実践を学び合える場の設定が、今後の全国的な横展開を促す中では必要と考えられる。

第4章 都道府県等アンケート調査

1. 概要

(1) 実施目的

新たな計画策定に向けて現行の策定要領で示された項目の再編や追加、また計画に沿った実践展開に必要な方法や評価指標について検討する上で、計画策定、進捗管理の方法や各段階で必要とされるサポート等についても具体的に検討する必要がある、確実な成果を得るために必要な体制整備をできる限り具体的に提示しなければならない。そこで、本調査研究では、これまで計画策定とその実践にかかわってきた自治体を対象として、計画策定における実態を把握することを目的としたアンケート調査を実施した。

(2) 対象

本調査では、都道府県 47 か所、政令市及び社会的養育推進計画を策定している児童相談所設置市 21 か所、特別区 2 か所の計 70 か所を対象とした。以下、政令市及び社会的養育推進計画を策定している児童相談所設置市と特別区は「対象市区」と表記した。

(3) 聴取事項

① 計画策定における検討体制

- ・ 計画策定における検討体制及び名称
- ・ 検討委員会の構成員及び開催回数
- ・ 検討委員会等への社会的養護当事者（経験者も含む）の参画

② 計画策定における社会的養護当事者（経験者も含む）の意見の反映

- ・ 意見の聞き取りの有無及び対象者と聞き取りの主な内容や項目
- ・ 聞き取り内容の計画への反映
- ・ 聞き取り後の社会的養護当事者（経験者も含む）へのフィードバックやアフターフォロー
- ・ 聞き取りや反映において苦労した点、難しかった点

③ 計画策定の過程

- ・ 計画策定に要した期間
- ・ 計画策定において関係機関等を対象に実施したアンケートやヒアリングの対象者及び内容
- ・ 里親委託率の目標値の設定及び算出方法、算出において課題に感じたこと
- ・ 「子ども・子育て支援事業支援計画」（政令市の場合は「子ども・子育て支援事業計画」）への社会的養育推進計画の内容の反映
- ・ 計画策定において苦労した項目とその理由
- ・ 計画策定に困難があった場合の対処手段

④ 計画の進捗管理

- ・ 計画の公表状況及び取組状況の報告と場所
- ・ 計画の取組状況の点検・評価の回数及びその内容
- ・ 現在の取り組み推進において課題に感じている項目とその理由及び対応

⑤ 策定要領に対する意見

- ・ 策定要領について、計画策定においてより具体的な説明が欲しい項目や内容
- ・ 策定要領について、2022年度の児童福祉法改正や自治体ごとの取組状況を踏まえて内容を見直すべき項目とその理由
- ・ 策定要領の「評価のための指標例」について、他に追加や修正が必要な点

(4) 実施方法

調査票は電子メールにて自治体へ一括送付し、記入後は個別返送とした。

(5) 実施期間

令和4(2022)年12月～令和5(2023)年1月

(6) 有効回収率(数)

全体 57.1%(40)、都道府県 63.8%(30)、対象市区 43.5%(10)

2. 都道府県等アンケート調査結果

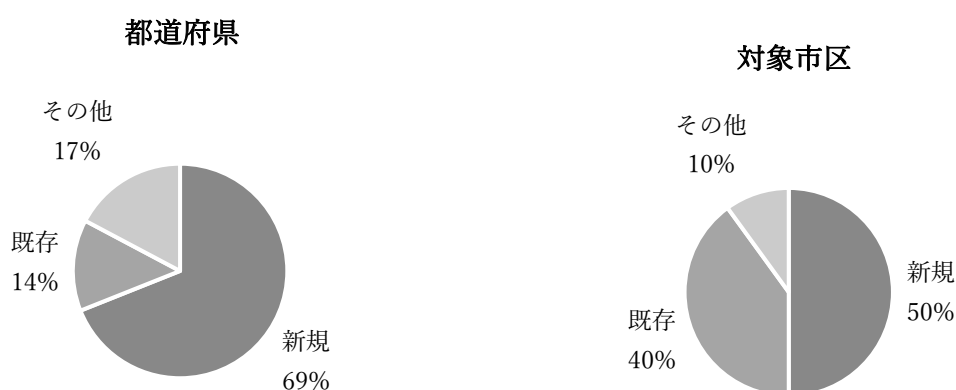
(1) 計画策定における検討体制について

(1)-1 計画策定における検討体制

- 都道府県(n=30)では7割近くが新規に検討体制を作った。
- 対象市区(n=10)では半数が新規に検討体制を作った。
- 2か所の自治体では、都道府県と市が同一の検討体制を構築していた。

図表Ⅳ－1

計画策定における検討体制の設置



[その他]

- ・ 既存の児童福祉審議会の権利擁護部会と施設里親部会を合同開催する形で検討
- ・ 関係者で組織したワーキンググループを設置
- ・ 過去の検討体制の枠組みを活用しつつ会議名を「社会的養護」から「社会的養育」に変更し、議論すべき項目が多岐に亘るため会議体の下に2つのワーキンググループを設置して、担当する項目について審議

- ・ 既存の子ども子育て審議会における審議及び新設の子ども子育て審議会や計画部会における審議
- ・ 既存の「社会福祉審議会児童福祉分科会」及び「社会福祉審議会児童福祉分科会施設入所児童権利擁護部会」に加え、オブザーバー14名（社会的養護経験者、各児童福祉施設の代表、市町の担当課 等）

(1)－2 検討体制の名称

- 検討体制の名称は自治体ごとにさまざまであり、最多は「社会的養育推進計画策定検討委員会」であった。

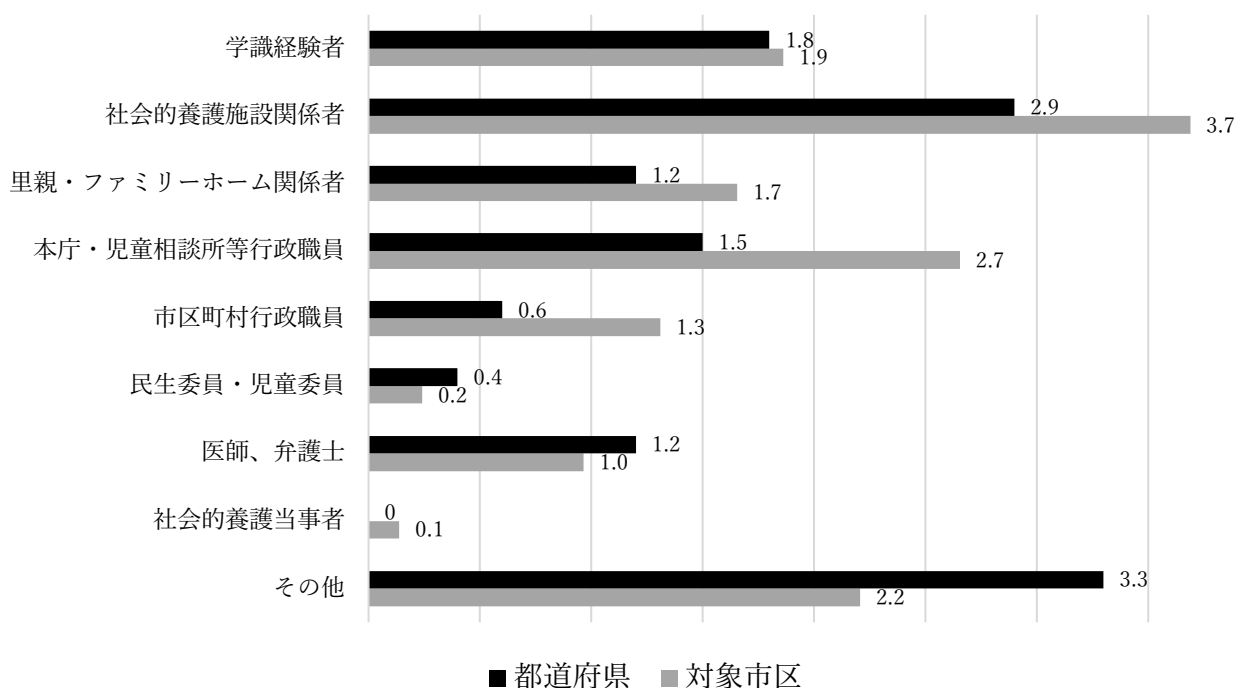
(1)－3 検討体制の構成員

- 都道府県（n=29）では、検討委員会の構成員は平均 14.7±5.4 人（7～27 人）であった。委員会の構成員に市区町村行政職員を含めた対象都道府県は 17 か所であり、半数以上が市区町村と連携していた。一方で、社会的養護当事者を委員会の構成員に含めた対象都道府県は 3 か所のみであった。
- 対象市区（n=10）では、検討委員会の構成員は平均 12.9±6.6 人（6～25 人）であった。委員会の構成員に市区町村行政職員を含めた対象市区は 3 か所であり、社会的養護当事者を含めた対象市区はなかった。

図表Ⅳ－2

検討委員会構成員の平均人数

単位：人



[その他]

自立援助ホーム・児童家庭支援センター（2）、自立支援、日本社会福祉会（2）、里親支援機関、母子寡婦福祉会、県議会議員、NPO 法人（3）、教育関係団体、社会福祉協議会（4）、青少年健全育成関係、人権擁護関係団体、保育関係団体、学識経験者、子ども家庭支援センター連絡協議会代表、自立援助ホーム協議会、児童自立支援施設、助産師会、保育協議会、私立幼稚園 PTA 連合会、PTA 連合会、保育連盟連合会（2）、私立幼稚

園連盟、国公立幼稚園・こども園連盟、全国保育サービス協会、学童保育連絡協議会、支援団体、市町長、事業主団体、自閉症協会、県議会、警察本部生活安全部少年課少年健全育成室、保育協会、青少年育成県民会議、中学校校長、書店商業組合、臨床心理士会、育成会、宮崎市教育委員会、社会福祉士会、看護協会、母子寡婦福祉連合会、障害児者関係者、区・市民公募委員（2）、放課後児童クラブ 等

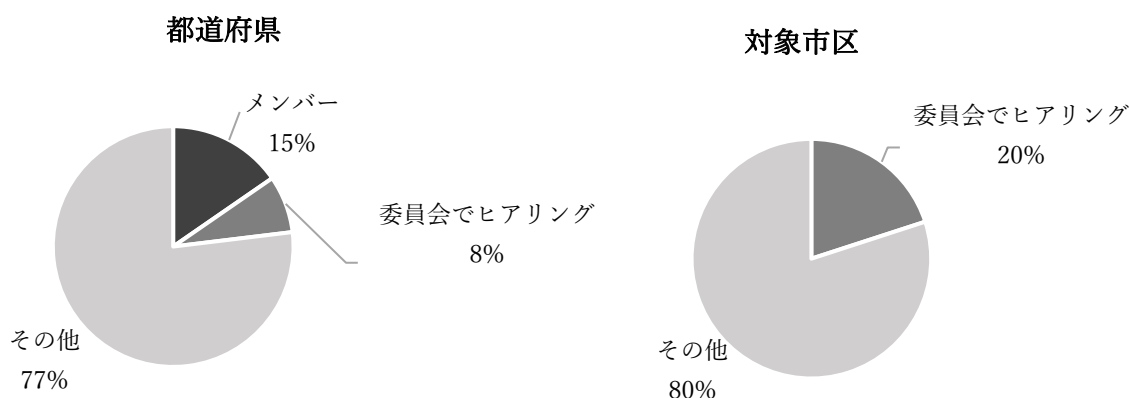
(1)－4 検討委員会等の開催回数

- 都道府県では、検討委員会等の開催回数は平均 7.3 ± 4.86 回（2～26 回）であった。15 回以上開催した自治体が 2 か所あり、「委員会等」としたため多様な形態が含まれた可能性がある。
- 対象市区では、検討委員会等の開催回数は平均 4.9 ± 1.37 回（3～7 回）であった。

(1)－5 検討委員会等への社会的養護当事者（経験者も含む）の参画

- 都道府県（n=26）では、検討委員会のメンバーに社会的養護当事者が含まれていた自治体は 4 か所（15.4%）であった。
- 対象市区（n=5）では、どの自治体も検討委員会のメンバーに社会的養護当事者を含まれていなかった。

図表Ⅳ－3
検討委員会等への社会的養護当事者（経験者も含む）の参画



[その他]

アンケートおよび/またはヒアリングの実施（14）、当事者団体との意見交換会を実施、乳児院・児童養護施設等で働いているワーキンググループの構成員 6 名から社会的養護当事者の意見を代弁、「社会的養育推進計画の策定に向けた地域懇談会」を開催、児童養護施設に入所している子どもや里親宅で生活する子ども（自立後の退所者も含む）を対象として自身の養育に関することについて意見交換、第三者である弁護士を中心として、直接面接によるヒアリングを実施、入所児童へのグループインタビューを実施

(2) 計画策定における社会的養護当事者（経験者も含む）の意見の反映について

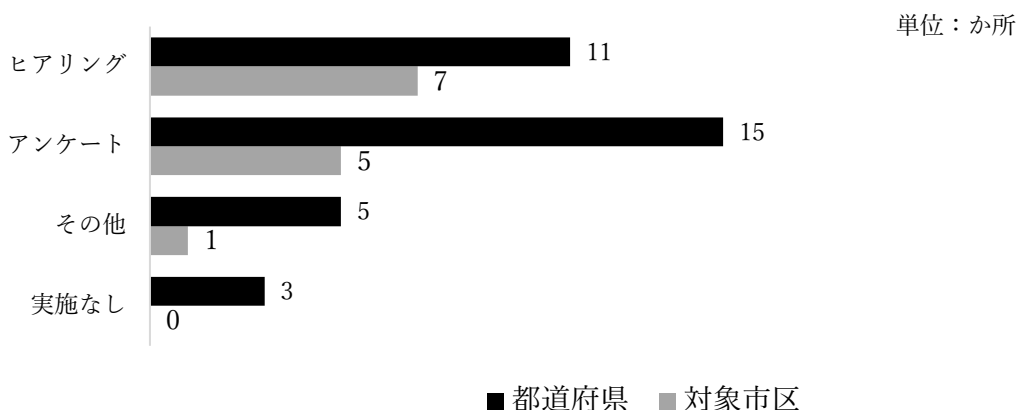
(2)－1 意見の聞き取りの有無 ※ 複数回答

- 都道府県（n=29）では、9 割の自治体が計画策定において社会的養護当事者の意見を何らかの形で反映した。ヒアリングの実施は 11 か所（37.9%）、アンケートの実施は 15 か所（51.7%）、その他は 5 か所（17.2%）、意見の反映を行っていない自治体は 3 か所（10.3%）であった。

- 対象市区（n=10）では、すべての自治体が計画策定において社会的養護当事者の意見を何らかの形で反映した。ヒアリングの実施は7か所（70.0%）、アンケートの実施は5か所（50.0%）、その他は1か所（10.0%）であった。
- 3か所の都道府県及び2か所の対象市区では、アンケートとヒアリングの両方を実施していた。

図表Ⅳ－４

計画策定における社会的養護当事者への意見の聞き取り



[その他]

当事者団体と事務局で意見交換会を実施、パブリックコメントを実施（2）、計画原案を議論する社会福祉審議会児童福祉専門分科会施設入所児童権利擁護部会においてオブザーバーとして参加

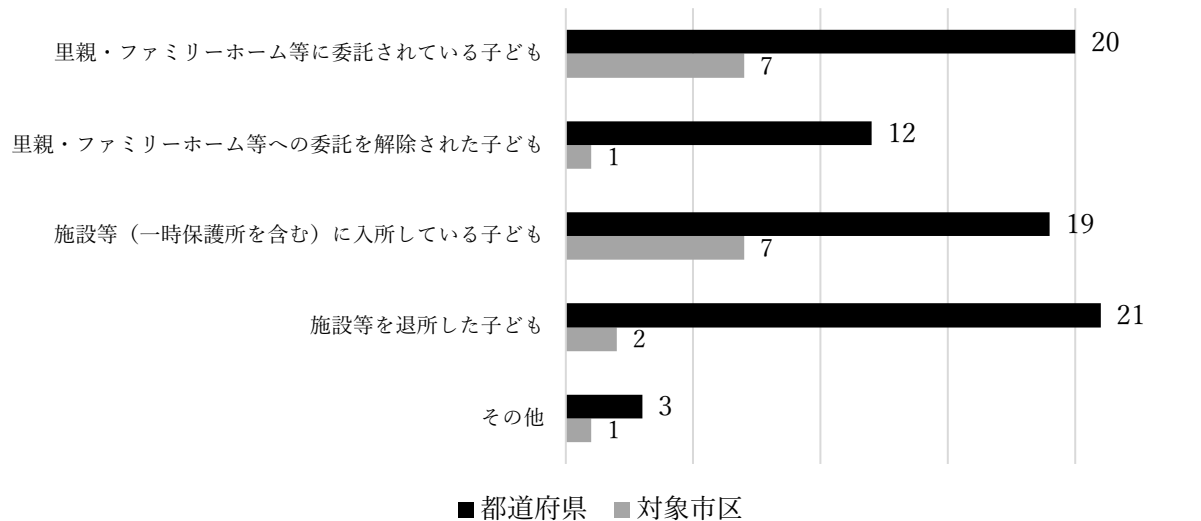
(2)－2 意見の聞き取り対象者 ※ 複数回答

- 都道府県（n=27）では、社会的養護当事者の意見の反映のために聞き取りを行った対象者は、施設等を退所した子どもが7割と最多であり、里親・ファミリーホーム等への委託を解除された子どもは4割であった。
 - ・ 里親・ファミリーホーム等に委託されている子どもへの聞き取りは20か所（66.7%）、里親・ファミリーホーム等への委託を解除された子どもへの聞き取りは12か所（40.0%）、施設等（一時保護所を含む）に入所している子どもへの聞き取りは19か所（63.3%）、施設等を退所した子どもへの聞き取りは21か所（70.0%）、その他は3か所（10.0%）であった。
- 対象市区（n=8）では、社会的養護当事者の意見の反映のために聞き取りを行った対象者は、里親・ファミリーホーム等に委託されている子どもと施設等（一時保護所を含む）に入所している子どもが7割と最多であり、里親・ファミリーホーム等への委託を解除された子どもは1割であった。
 - ・ 里親・ファミリーホーム等に委託されている子どもへの聞き取りは7か所（70.0%）、里親・ファミリーホーム等への委託を解除された子どもへの聞き取りは1か所（10.0%）、施設等（一時保護所を含む）に入所している子どもへの聞き取りは7か所（70.0%）、施設等を退所した子どもへの聞き取りは2か所（20.0%）、その他は1か所（10.0%）であった。
- 3か所の都道府県及び1か所の対象市区では、その他を除く対象者すべてに意見の聞き取りを実施していた。

図表Ⅳ－５

社会的養護当事者の意見の反映のために聞き取りを行った対象者

単位：か所



〔その他〕

小学校４年生以上の子ども、サポーター・アダルト、施設職員、里親

(2)－３ 意見の聞き取りの主な内容や項目

- 都道府県、対象市区ともに、主に施設や里親宅での生活状況や、退所後の生活について聞き取りを行っていた。

【都道府県】 ※ カッコ内は記載自治体か所数

- ・ 施設や里親宅での生活状況（良い点、安心できること、困っている点、心配していること）（17）
- ・ 一時保護や入所措置の際に十分な説明を受けたか、意見を聞いてくれる大人は誰か、どの程度意見表明できたか、児相への意見表明のしやすさ（8）
- ・ 退所後の未来像、不安、支援に対する要望（進学や就職時の支援）（8）
- ・ 退所後の生活状況（就業、相談者、家庭での生活状況）（5）
- ・ 入所当時の生活状況（満足したこと、不満だったこと、学んだこと）（4）
- ・ 嫌なこと、困ったことがある時に相談する方法、あると良い相談方法（4） 等

【対象市区】 ※ カッコ内は記載自治体か所数

- ・ 施設や一時保護所での生活状況（施設で生活していてよかったこと・困ったこと）（7）
- ・ 一時保護所やケースワーカーについて（4）
- ・ 施設退所後の生活について（施設を退所してよかったこと、困っていること）（3） 等

(2)ー4 意見の聞き取り内容の計画への反映

- 都道府県では、社会的養護当事者（経験者も含む）への聞き取り内容から現状や課題を把握し、権利擁護や自立支援等、さまざまな計画策定時の参考としていた。
- 対象市区では、計画策定時のみならず、見直し時にも、社会的養護当事者（経験者も含む）への聞き取り内容を反映すべく検討していた。

【都道府県】

- ・ 社会的養護当事者が抱く生活上の課題等を取りまとめ、計画策定時の参考資料とした。
- ・ 児童相談所の組織体制の強化、アドボケイト制度の導入の方向性、里親委託の推進や施設の小規模化・地域分散化の方向性などについて意見を参考にした。
- ・ 策定委員会時に結果を委員へ報告し、計画策定のための意見を頂いた。
- ・ 措置や一時保護された子どもの権利擁護に関する取組への反映
- ・ 施設を退所した子どもの多くが退所後1年以内で学校を退学したり、会社を退職していることが判明。そのため、計画には特に退所後の子どもの進学や就労に関する支援の強化を明記
- ・ 将来（施設、里親等を出た後の自立）への経済的な不安を感じる意見が半数以上を占めていたため、施設や里親等を出た後の自立に向けた経済的な支援について計画に反映 等

【対象市区】

- ・ 児童相談所の組織体制の強化、アドボケイト制度の導入の方向性、里親委託の推進や施設の小規模化・地域分散化の方向性などについて意見を参考にした。
- ・ 計画の柱のうち、「一時保護中や里親委託・施設入所中の子どもの権利擁護の取り組み」について、アンケート結果を参考としながら整理を行った。
- ・ 計画の見直し時に反映を検討 等

(2)ー5 意見の聞き取り後の社会的養護当事者（経験者も含む）へのフィードバックやアフターフォローに関して、実施した取組等

- 社会的養護当事者（経験者も含む）に対して聞き取り結果をフィードバックしている自治体は、都道府県で1か所、対象市区で1か所であった。その他の自治体では、施設の職員、里親等支援者や委員会に対するフィードバックを実施していた。
- 9カ所の都道府県及び1か所の対象市区では、どこに対してもフィードバック等を実施していなかった。

【都道府県】

- ・ 引き続き年に1回アンケートを実施。アンケートの主旨について説明し、前年度のアンケート結果の集計をフィードバックしている。
- ・ 策定した社会的養育推進計画について、県ホームページにて公表した。
- ・ 施設や里親と共有し、児童への支援等に役立てた。
- ・ インタビュー協力児童について、伝え忘れたり、その場では言えなかった意見がある場合を想定し、フォローアップのアンケートを実施。

- ・ 計画策定後、対象者全員に計画冊子を送付。 等

【対象市区】

- ・ インタビューに協力した児童へ取りまとめ結果を報告
- ・ ヒアリング結果について、児童養護施設等との共有は行ったが、当事者へは特に実施していない。
- ・ 社会的養育推進計画策定後、アンケート調査を実施した各施設に計画を送付。

(2)－6 意見の聞き取りや反映において苦労した点、難しかった点

- 都道府県、対象市区ともに、意見の聞き取りにおいては、主に対象者や意見聴取期間の確保、調査項目及び方法について苦慮していた。意見の反映においては、多様な意見をとりまとめ、一般化することに苦慮していた。

【都道府県】

- ・ 施設や一時保護所に入所する児童からのアンケート回収は職員がまとめて行えたが、里親やファミリーホームに委託された児童からの回収に苦労した。
- ・ 協力いただける子どもの確保及び実施日等の調整（学校や部活といった子どもの予定を勘案すると、平日夕方以降か休日の実施となる）
- ・ 措置児童の心情に配慮したアンケートとなるよう質問項目の設定に苦慮した。
- ・ 自由に出された様々な意見を計画の具体的な内容に反映することが難しく、総論的な内容になったと考えられること。
- ・ 子ども一人ひとりの実情が異なるため、多様な意見が出たが、単純に多数意見の反映だけではなく、すべての子どもの意見を尊重する必要性を感じ、最終的に子どもの自由意見をすべて計画に記載することとした。 等

【対象市区】

- ・ アンケート実施にあたっての対象人数・範囲の設定等。
- ・ 計画策定のスケジュールの関係上、意見聴取期間の確保に苦慮した。
- ・ 聞き取った内容について、課題等を一般化して、計画の方針等に反映させること

(3) 計画策定の過程について

(3)－1 計画策定に要した期間

- 都道府県（n=30）では、計画策定に要した期間は平均 16.4 ± 6.2 ヶ月（2～30 ヶ月）であった。2 ヶ月で策定する自治体がある一方で、3 か所の自治体では2年以上の時間をかけて策定していた。
- 対象市区（n=10）では、計画策定に要した期間は平均 13.0 ± 4.1 ヶ月（6～20 ヶ月）であった。半年以上の時間をかけて策定しているが、2年以上要した自治体はなかった。

(3)－2－1 計画策定において、関係機関等を対象に実施したアンケート

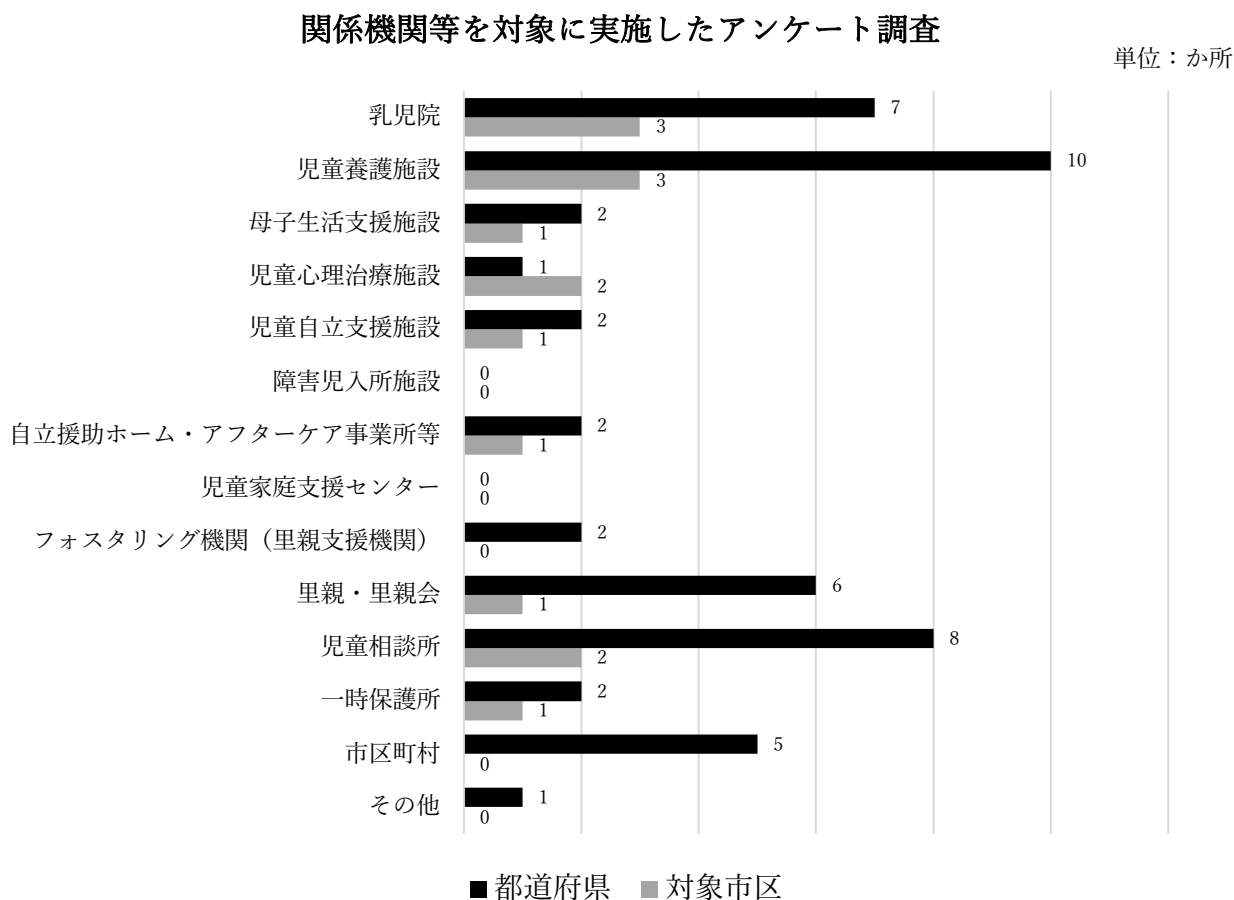
- 都道府県（n=28）では、計画策定において関係機関を対象にアンケートを実施した自治体は13 か所（46.4%）であった。
- 対象市区（n=10）では、計画策定において関係機関を対象にアンケートを実施した自治体は3 か所

(30.0%) であった。

(3)－2－2 計画策定において、関係機関等を対象に実施したアンケートの対象者 ※ 複数回答

- 都道府県 (n=13) におけるアンケート実施先としては児童養護施設が最多であり、障害児入所施設、児童家庭支援センターへの実施はなかった。
- 対象市区 (n=3) におけるアンケート実施先としては乳児院、児童養護施設が最多であり、障害児入所施設、児童家庭支援センター、フォスタリング機関への実施はなかった。

図表Ⅳ－6



[その他] 企業

(3)－2－3 計画策定において、関係機関等を対象に実施したアンケートの内容

- 都道府県、対象市区ともに、関係機関等を対象に実施したアンケートの内容は、主に代替養育を必要とする子ども数の見込みや里親等への委託の推進に向けた取組、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組等の計画策定項目や、措置児童の発達状況や養育環境について、実態やニーズを把握するためのものであった。

【都道府県】

- ・ 計画の策定において、代替養育が必要な子ども数の見込み等を把握するため措置児童1人1人の状態について児童相談所にアンケート調査を実施

- ・ 代替養育を必要とする子ども数の見込み（児童養護施設、乳児院、児童相談所）、里親等への委託の推進に向けた取組（ファミリーホーム、里親登録者、児童相談所、里親支援機関、都民、企業）、特別養子縁組の推進のための支援体制の構築（児童相談所、民間あっせん機関）、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組（乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム）一時保護改革に向けた取組（児童相談所） 等

【対象市区】

- ・ 子どものケアニーズや保護者の状況・意向、委託・入所時に最も望ましいと考えられた養育環境等（児童福祉施設）、里親登録までの経緯や、委託に係る課題と必要な支援策等（養育里親） 等

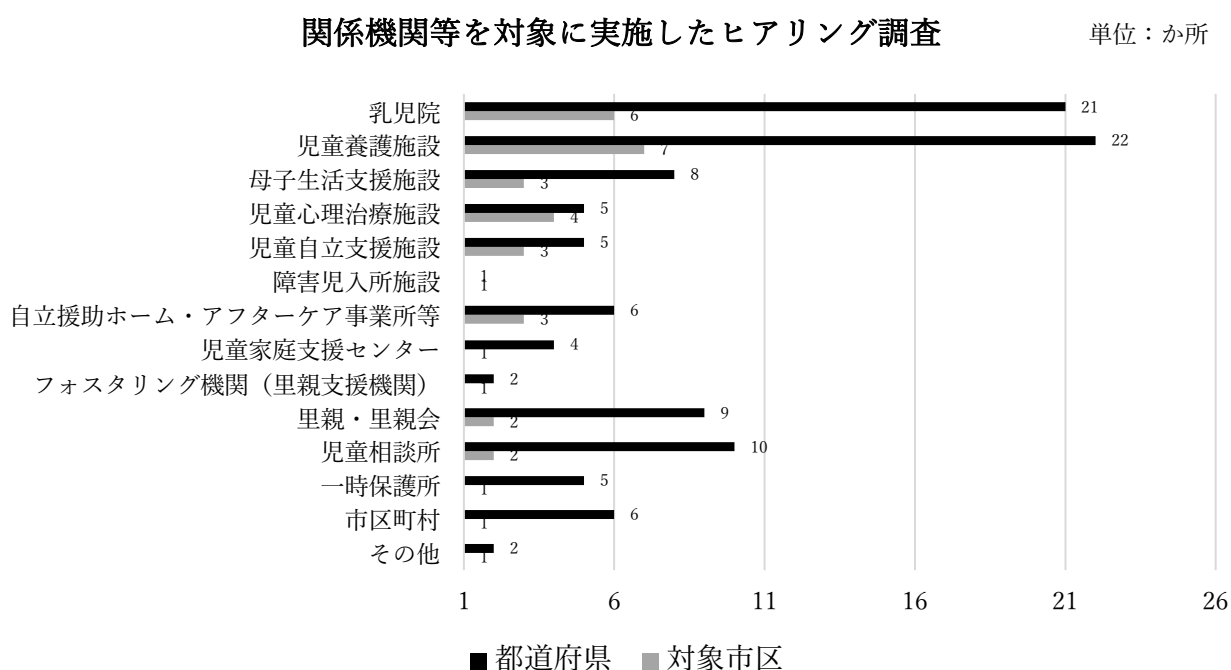
(3)－3－1 計画策定において、関係機関等を対象に実施したヒアリング

- 都道府県（n=29）では、計画策定において、関係機関を対象にヒアリングを実施した自治体は 26 か所（89.7%）であった。
- 対象市区（n=7）では、計画策定において、関係機関を対象にヒアリングを実施した自治体は 3 か所（42.9%）であった。

(3)－3－2 計画策定において、関係機関等を対象に実施したヒアリングの対象者 ※ 複数回答

- 都道府県（n=26）におけるヒアリング実施先としては、児童養護施設が最多であり、障害児入所施設への実施は 1 か所のみであった。
- 対象市区（n=7）におけるヒアリング実施先としては、児童養護施設が最多であり、障害児入所施設、児童家庭支援センター、フォスタリング機関、一時保育所、市区町村への実施は 1 か所のみであった。

図表Ⅳ－7



〔その他〕 社会福祉協議会、社会福祉協議会児童福祉分科会

(3)－3－3 計画策定において、関係機関等を対象に実施したヒアリングの内容

- 都道府県、対象市区ともに、関係機関等を対象に実施したヒアリングの内容は、国の計画策定項目や措置児童の発達や養育状況、自立支援、10年後の施設の在り方など多岐にわたり、実態把握と課題整理を行うためのものであった。

【都道府県】

- ・ 各施設における高機能化及び小規模かつ地域分散化のあり方、多機能化・機能転換のあり方、概ね10年程・里親委託等へつなげることにおける課題
- ・ <施設の現行計画（家庭的養護推進計画）の確認> 1 小規模かつ地域分散化の目標、2 里親支援の目標、3 職員の配置計画について、4 キャリアパスの設定、5 今後のスケジュール、<現在の取り組み、社会的養育推進計画を踏まえての課題> 1 施設の高機能化及び小規模化かつ地域分散化について、2 多機能化・機能転換について、3 処遇職員の配置、人材育成について、4 計画策定及び今後の取り組みにおける貴施設の強み・課題について、5 その他、計画全体に対するご意見、県への要望 等

【対象市区】

- ・ 1 全般（国の家庭養育の原則・推進方針についての考え方、家庭養育の中で懸念される課題と求められる支援）、2 児童の養育について（児童の権利擁護の取組の現状と課題、障害等を抱える児童へ支援と課題、医療機関や児童相談所、各専門機関との関わり）、3 里親等への委託の推進に向けた取組について（里親に委託する子ども数の見込み、里親委託を推進する際に必要な条件や求められる支援、里親支援のために今後の児童相談所・児童養護施設・乳児院等が果たす役割や機能、フォostリング業務の今後の実施体制、一時保護委託への対応と課題）、4 児童の自立支援について（児童の進路選択と自立支援、支援体制、アフターフォロー等について） 等

(3)－4－1 里親委託率の目標値の設定

- 都道府県（n=26）では、学童期以降の里親委託率の目標値はすべての自治体で設定していた。3歳未満及び3歳以上の就学前の目標値は、1か所の自治体で設定していなかった。
- 対象市区（n=10）では、3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降いずれにおいても、すべての自治体で里親委託率の目標値を設定していた。

(3)－4－2 里親委託率の目標値の算出方法

- 都道府県、対象市区ともに、里親委託率の目標値の算出においては、国の目標値を参考としたり、自治体独自の計算式を用いたりしていた。

【都道府県】

- ・ 国目標と同値
- ・ 児童相談所が平成30年度に新規委託したケースで、里親委託できなかった理由を分析し、「実親の拒否」「里親の養育ニーズとの不一致」について、里親制度の啓発により解消が可能であるものとして、各年度の新規委託数を設定。委託解除数は、前年度の在籍数に対する退所数の割合を、翌

年度の在籍数に掛け合わせて算出。施設入所者のうち乳幼児は、里親委託への変更を進めるものとした。在籍子ども数に、新規で入所・委託となる子ども数を加え、退所・委託解除及び里親委託へ移行した子ども数を差し引くことで、各年度末の在籍子ども数を算出。

- ・ 委託率に影響を与える次の①～⑤の過去5年間の県内3児童相談所の平均値（現状）を算出し、現在の里親等委託推進の取組みに加え、更に実現可能な追加的努力を加味して算出。①児童相談所による新規委託児童数、②乳児院からの措置変更、③児童養護施設からの措置変更、④委託解除（家庭復帰、自立、特別養子縁組）⑤里親等からの措置変更（不調） 等

【対象市区】

- ・ 国の目標値をもとに現場の意見を踏まえて検討した。
- ・ 代替養育を必要とする子ども数の見込を①から⑤で算出。①こどもの人口の推計、②代替養育が必要となる子ども数の見込を、現に入所措置又は里親委託等されている子ども数のこどもの人口に占める割合から推計、③②の推計に潜在的需要の加味について検討し、最終的に代替養育が必要となる子ども数の見込みを算出、④国の要領に示された算式1及び算式2により、里親等委託が必要な子ども数を年齢区分別に算出、⑤③から④を減じて算出。施設の小規模化かつ地域分散化等を進めることをふまえ、定員数を推計し、残数を里親等委託児童数と想定し、里親委託率を算出 等

(3)－4－3 里親委託率の目標値の算出において課題に感じたこと

- 都道府県、対象市区ともに、国の目標値と自治体の現状との乖離を課題に感じていた。加えて、子どものケアニーズを正しく把握したり、ライフステージの変化に対応したりすることに対する課題が指摘された。

【都道府県】

- ・ 前提として国の目標値（里親委託率）が示されたが、当県の現状との乖離があまりにも大きく、県として現実的な目標値とすべきか、理想として国の目標値の近づけるべきか、最後まで課題が残ったと感じている。
- ・ 理論上、国の示す「新しい社会的養育ビジョン」目標値で示したものの、保護者の同意の課題や、進学等子どものライフステージの変化等、実態に合わない部分もあること。

【対象市区】

- ・ 社会的養育ビジョンに示されている委託率目標と、本市における委託率に乖離が大きく、地域の実情に応じた目標設定が必要。
- ・ 就学児については、児童一人一人のケアニーズに着目したため、ケアニーズを正しく把握しなければならなかった点。 等

(3)－5－1 「子ども・子育て支援事業支援計画」（政令市の場合は「子ども・子育て支援事業計画」）への社会的養育推進計画の内容の反映

- 都道府県（n=29）では、24 か所（82.8%）の自治体が「子ども・子育て支援事業支援計画」へ社会的養育推進計画の内容を反映していた。

- 対象市区（n=10）では、7 か所（70.0%）の自治体が「子ども・子育て支援事業計画」へ社会的養育推進計画の内容を反映していた。

(3)－5－2 「子ども・子育て支援事業支援計画」（政令市の場合は「子ども・子育て支援事業計画」）へ反映した具体的内容

- 都道府県、対象市区ともに、目標値や取組の方向性・内容について、「子ども・子育て支援事業支援計画」（政令市の場合は「子ども・子育て支援事業計画」）と整合をはかっているという認識であった。一方で、社会的養育推進計画の目標達成のために、市町村レベルで整備が必要とされる事項を意識している自治体は少なく、計画策定期間が異なるため内容の反映はしていないとの回答もあった。

【都道府県】

- ・ 「社会的養育の体制整備」として章立てし、現状と課題、今後の取り組み（以下、内容）を記載した。当事者である子どもの権利擁護、里親等への委託の推進、特別養子縁組等の推進、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換、社会的養護自立支援の推進。
- ・ 目標値や取組の方向性・内容について、整合を図った。
- ・ 子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置に向けた目標について反映している。 等

【対象市区】

- ・ 市の子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定。
- ・ 区では、子ども子育て支援事業計画に位置付けられる、「子ども計画」を策定したが、「社会的養育推進計画」は、子ども計画に内包される計画として策定した。計画策定の時点が異なるため、内容の反映はしていないが、計画の位置づけは整理している。 等

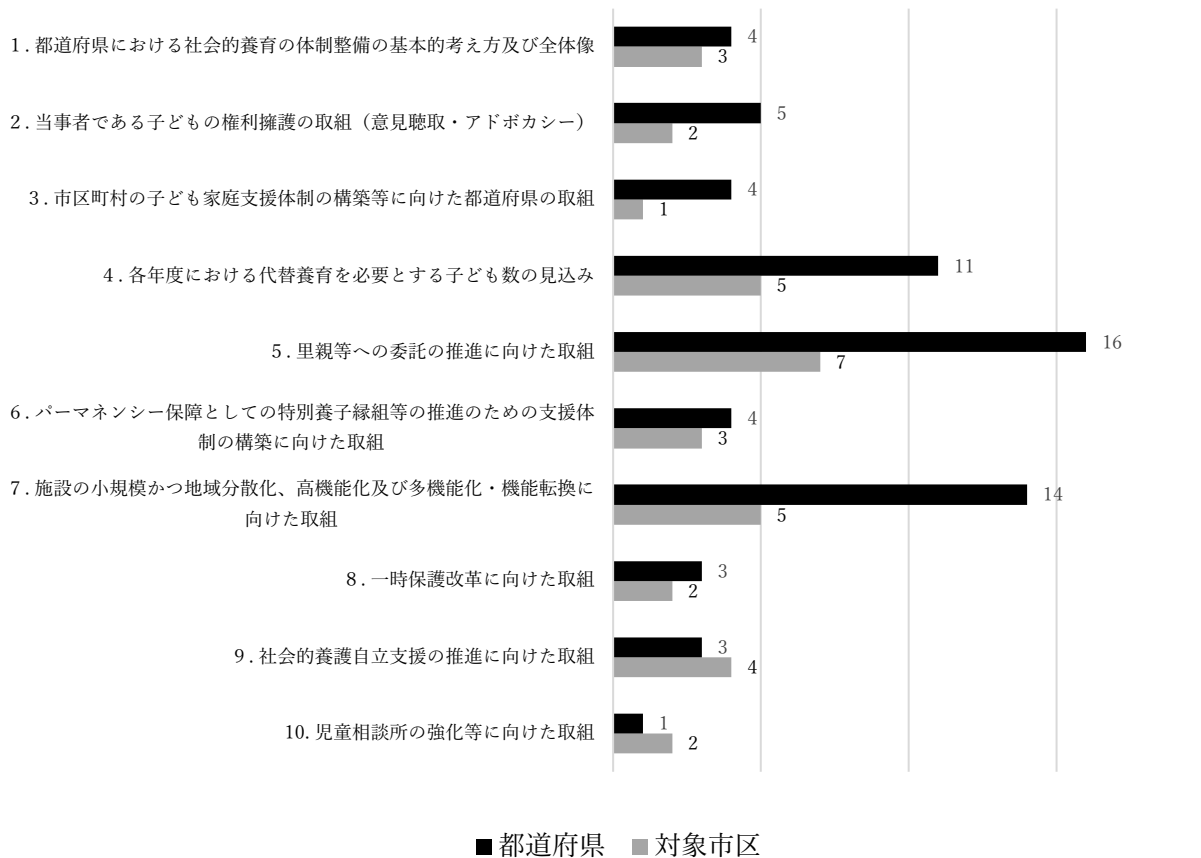
(3)－6－1 計画策定において苦勞した項目 ※ 複数回答

- 都道府県（n=25）では、計画策定において、主に「5.里親等への委託の推進に向けた取組」、「7.施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」、「4.各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」で苦勞していた。
- 対象市区（n=10）では、計画策定において、主に「5.里親等への委託の推進に向けた取組」、「4.各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」、「7.施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」で苦勞していた。

図表Ⅳ－8

計画策定において苦労した項目

単位：か所



(3)－6－2 計画策定において苦労した理由

- 都道府県、対象市区ともに、計画策定においては関係機関の意見集約や調整に苦労していた。

【都道府県】

- ・ 里親等への委託推進について、国が示す目標値を踏まえ、自治体としてどう目標値を設定するか、児童相談所や児童養護施設等と協議し、理解を得るのに労力を費やした。
- ・ 「各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」については、潜在需要をどう把握するかに悩んだ。できれば様々な項目により潜在需要を見込みたかったが、時間的な制約から、一時保護が長期化している児童のみにとどまってしまった。
- ・ それぞれの機関（児童養護施設、市町村等）の状況に差があり、都道府県全体の計画として取りまとめ、それを踏まえた施策を実行していくことが難しいこと。特に、施設の小規模かつ地域分散化については、施設としては必要性を感じにくく、施設整備や職員確保等、負担が大きくなる印象を持たれた。
- ・ 市町村の子ども家庭支援体制の構築については、本県は人口 30 万人を超える中核市から、500 人以下の村まで規模や状況の異なる 70 以上の市町村があり、これらの支援体制構築を支援する取組も規模等に応じて異なるため。 等

【対象市区】

- ・ 特に里親等委託率の目標値を国基準とすることへの全庁及び施設等関係者との合意形成（里親委託推進のための施策検討や小規模化・機能転換等についての各施設での検討等を含む）に苦労があった。
- ・ 施設等社会的養護の現場の思いとして、日々困難な課題に直面しているなかで、理念としては理解できても、財政面、人材面での裏打ちが必須となる小規模分散化や機能強化を求められる計画策定に対する不安が大きい。 等

(3)－6－3 計画策定全体を通して苦労した点

- 都道府県、対象市区ともに、策定期間の短さや関係機関との調整に苦労していた。また、子どもの意見聴取により子どもが望んでいることとして方向性を示すことが、関係機関間のとりまとめの助けになったとの指摘があった。

【都道府県】

- ・ 策定要領は H30.7 月に示されたが、通常業務で手一杯の中、本格的に検討を開始したのが R1 年度に入ってからだったため、とにかく時間的な余裕がなかった。
- ・ 関係機関に対する説明も「計画策定の期限」や「里親委託率の目標値」ありきとなり、それぞれの関係機関の現状や立場の違いから、不満が生じやすく意見をまとめるのに苦労があった。逆に子どもへの意見聴取後、子どもが望んでいることとして方向性を示すと、関係機関の協力がスムーズに得られた。
- ・ 計画策定全体を通して、国の高い里親委託率の目標値との整合性、反映が最も苦労した点である。高い目標設定は、理念として強力に施策展開を進める原動力となるメリットもあるが、実情からかけ離れた数値目標は達成感を得られにくく形骸化するデメリットもあると感じ、里親推進の取組みと整合性を図る点でも苦労した。
- ・ 本計画については、養育の対象となる子どもに始まり、施設を運営する法人、里親会をはじめとする里親関係者、児童相談所、市町村まで関係機者・機関が多岐にわたるが、それぞれの立場で様々な意見や考え方があり、それらの声を一つの計画として取りまとめ・集約するのに非常に労力を要した。 等

【対象市区】

- ・ 短期間で計画策定を行うにあたり、既存の体制で検討・整理することが必要であった。また、市、児童相談所、関係機関等との調整、当事者からの意見聴取等に時間を要した。
- ・ 各担当課の担当分野が異なるため、横断的に同じ方向性の計画を策定する調整に苦労した。 等

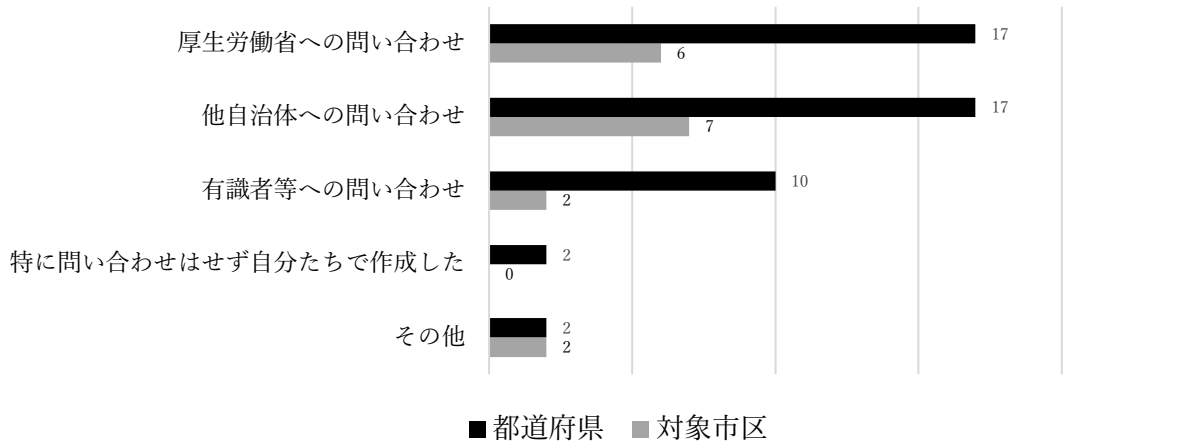
(3)－6－4 計画策定に困難があった場合の対処 ※ 複数回答

- 都道府県（n=25）では、計画策定に困難があった場合、厚生労働省や他自治体に問い合わせることが多い一方で、2 か所の自治体では特に問い合わせはせず作成していた。
- 対象市区（n=10）では、計画策定に困難があった場合、他自治体や厚生労働省に問い合わせることが多く、問い合わせをしない対象市区はなかった。

図表Ⅳ－ 9

計画策定に困難があった場合の対処手段

単位：か所



[その他]

社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会等で意見聴取

(3)－7－1 計画策定における外部団体等からの助言・コンサルテーション等

- 都道府県（n=29）では、計画策定において外部団体等からの助言・コンサルテーション等を受けた自治体は3か所（10.3%）であった。
- 対象市区（n=10）では、計画策定において外部団体等からの助言・コンサルテーション等を受けた自治体はなかった。

(3)－7－2 計画策定において助言・コンサルテーション等を受けた外部団体等

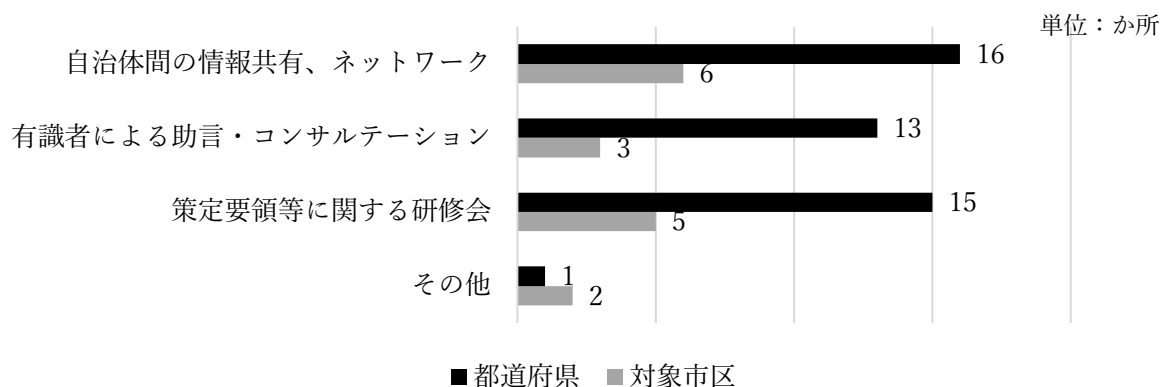
- ・ 計画策定において助言・コンサルテーション等を受けた外部団体としては、社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び大学教授（有識者）という回答があった。

(3)－7－3 計画策定において必要と考えられる助言・コンサルテーション等 ※ 複数回答

- 都道府県（n=23）では、計画策定において、21か所（91.3%）の自治体が自治体間の情報共有やネットワーク、有識者による助言・コンサルテーション、策定要領等に関する研修会等による研修会を必要としていた。
- 対象市区（n=8）では、計画策定において、7か所（87.5%）の自治体が自治体間の情報共有やネットワーク、有識者による助言・コンサルテーション、策定要領等に関する研修会等による研修会を必要としていた。

図表Ⅳ－１０

計画策定において必要と考えられる助言・コンサルテーション等



[その他]

策定要領等に関する質疑に係る迅速な回答（ヘルプデスク等）、目標数値の設定基準・手順等の提示

(4) 計画の進捗管理について

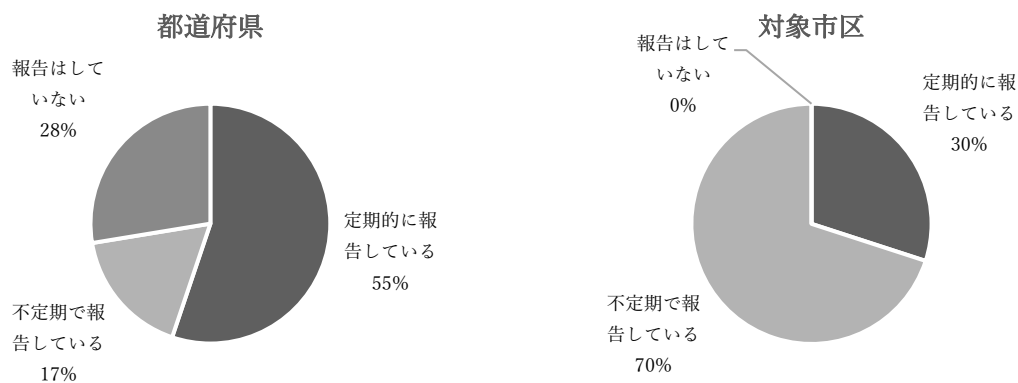
(4)－１ 計画の公表状況

- 都道府県（n=29）では、27 か所（93.1%）の自治体が計画を公表している一方で、2 か所の自治体は公表していなかった。
- 対象市区（n=10）では、すべての自治体が計画を公表していた。

(4)－２－１ 計画の取組状況の報告

- 都道府県（n=29）では、8 か所（27.6%）の自治体が取組状況を報告していなかった。
- 対象市区（n=10）では、すべての自治体で取り組み状況を報告していた。

図表Ⅳ－１１
計画の取組状況の報告



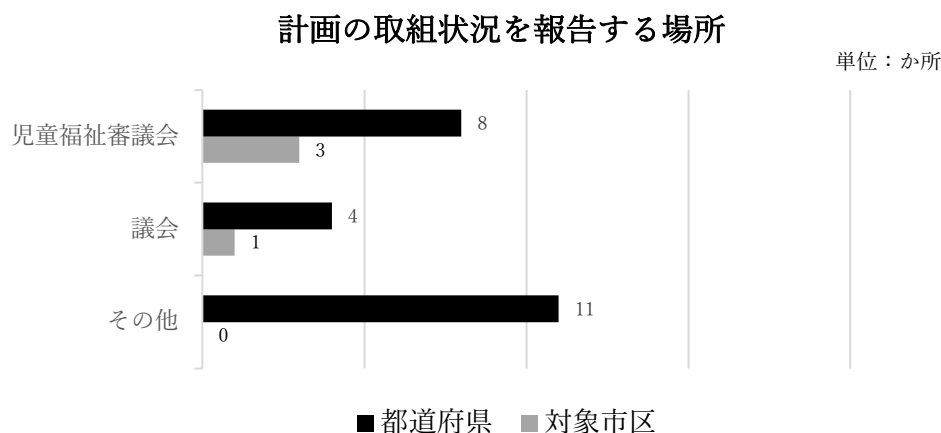
(4)－2－2 計画の取組状況の年度ごとの報告回数

- 都道府県（n=20）では、計画の取組状況を報告している自治体の 18 か所（90.0%）が年 1 回の報告であり、他の 2 か所は、年 2 回と年 4 回の報告であった。
- 対象市区（n=3）では、計画の取組状況を報告している自治体の 2 か所（66.7%）が年 1 回の報告であり、他の 1 か所は年 2 回の報告であった。

(4)－2－3 計画の取組状況を報告する場所 ※ 複数回答

- 都道府県（n=21）では、計画の取組状況を児童福祉協議会に報告する自治体が 8 か所（38.1%）、議会が 4 か所（19.0%）であり、その他の場所に報告する自治体が 11 か所（52.4%）と最多だった。
- 対象市区（n=4）では、計画の取組状況を児童福祉協議会に報告する自治体が 3 か所（75.0%）、議会が 1 か所（25.0%）であり、その他の場所に報告することはなかった。

図表Ⅳ－ 1 2



[その他]

- ・ 社会的養育推進会議（策定部署が事務局）、子ども・子育て会議、社会的養育推進会議（2）、児童養護施設協議会施設長会議、社会福祉審議会、社会的養護施設等、委員会、要保護児童対策地域協議会代表者会議、施設や里親等との意見交換会、HP での公表

(4)－3－1 計画の取組状況の点検・評価 ※ 複数回答

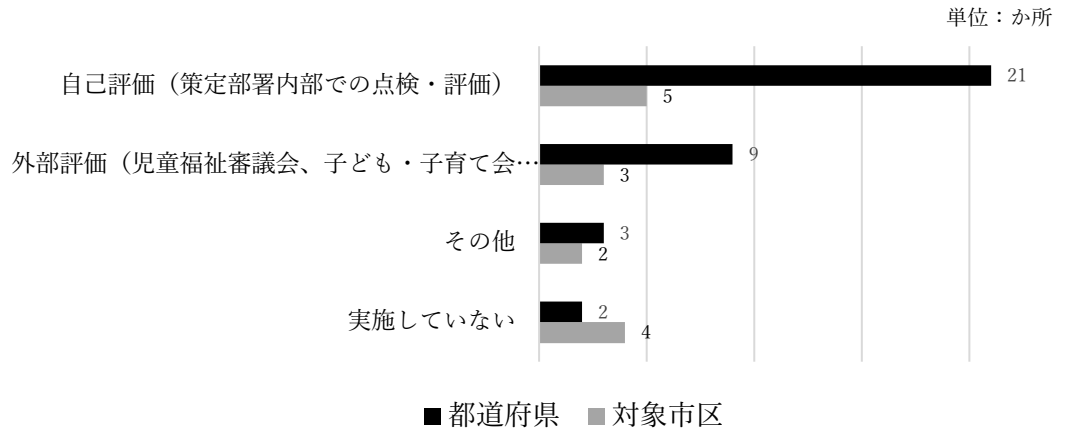
- 都道府県（n=27）では、21 か所（77.8%）の自治体が自己評価により点検・評価しており、外部評価を実施したのは 9 か所（33.3%）であった。一方で、2 か所の自治体では点検・評価を実施していなかった。
- ・ 外部評価機関は、児童福祉審議会（2）、議会（2）、児童福祉専門分科会、児童養護施設、児童家庭支援センター等民間関係機関も入った会議、社会福祉審議会、要保護児童対策地域協議会代表者会議、社会的養育推進会議、社会福祉審議会児童福祉専門分科会であった。
- 対象市区（n=10）では、5 か所（50.0%）の自治体が自己評価により点検・評価しており、外部評価を実施した自治体は 3 か所（30.0%）であった。一方で、4 か所（40.0%）の自治体では点検・評

価を実施していなかった。

- ・ 外部評価機関は、児童福祉分科会里親部会、里親等委託推進委員会（主に里親委託率や里親委託推進に係る取組について）、児童福祉審議会社会的養育専門部会、児童福祉審議会、議会であった。

図表Ⅳ－１３

計画の取組状況の点検・評価



〔その他〕

国の「対象都道府県社会的養育推進計画に基づく取組状況調査」「里親委託加速化プラン」、計画策定期間の中
間年に点検することを計画上に明記、社会的養育推進計画検討ワーキンググループ、各施策の実施時において、
適宜、本計画の進捗状況を自己点検

(4)－3－2 計画の取組状況の年度ごとの点検・評価回数

- 都道府県（n=22）では、計画の取組状況を点検・評価している自治体の20か所（90.9%）が年1回の報告であり、他の2か所は、年2回と年4回の点検・評価であった。
- 対象市区（n=5）では、計画の取組状況を点検・評価している自治体の4か所（80%）が年1回の報告であり、他の1か所は年2回の点検・評価であった。

(4)－3－3 具体的な点検・評価の取組内容

- ・ 都道府県、対象市区ともに、計画の取組状況の点検・評価については、厚生労働省の取組状況調査時に自己点検を実施したり、児童福祉審議会等に報告したりしていた。

【都道府県】

- ・ 例年厚生労働省が実施する「社会的養育推進計画の取組状況に係る調査」に合わせ点検・評価を行っている。
- ・ 代替養育の需要量と供給量及び計画で定めた評価項目について、年度ごとの進捗をまとめ、児童福祉審議会権利擁護部会・施設里親部会に報告の上、ホームページに公開している。
- ・ 各関係機関毎に、計画の項目に沿って、具体的な取り組み内容や問題点・課題及び今後の方針を確認し、進捗状況の評価を行う。 等

【対象市区】

- ・ 厚生労働省からの取り組み状況調査時に自己点検を実施。
- ・ 計画の各項目ごとに、前年度の実績及び当年度の予定を確認の上、児童福祉審議会社会的養育専門部会にて報告し、ご意見等をいただいている。 等

(4)－4 その他、進捗管理として実施していること

- 都道府県では、ロードマップの作成や、施設への定期的なヒアリングの中で進捗管理している自治体があった。
- 対象市区では、児童相談所事業概要の中で社会的養護の取組状況を確認している自治体があった。

【都道府県】

- ・ 個別施策についてロードマップを作成し、それに基づき取組を進めている。
- ・ 里親等委託率については、児童相談所所長連絡会や県全体・地域ごとの里親委託等推進委員会において、具体的に説明・確認等を行い、取組の方針や具体的な取組内容等について共有したり、地域ごとの課題や対策等の整理・検討を依頼するなどしている。
- ・ 児童養護施設及び乳児院に対して、計画の進捗状況（施設整備、施設の多機能化、高機能化）に係るヒアリングを毎年実施 等

【対象市区】

- ・ 毎年度作成公表している「児童相談所事業概要」において、児童相談所業務の状況や里親等委託率をはじめとした社会的養護の取組状況を確認している。 等

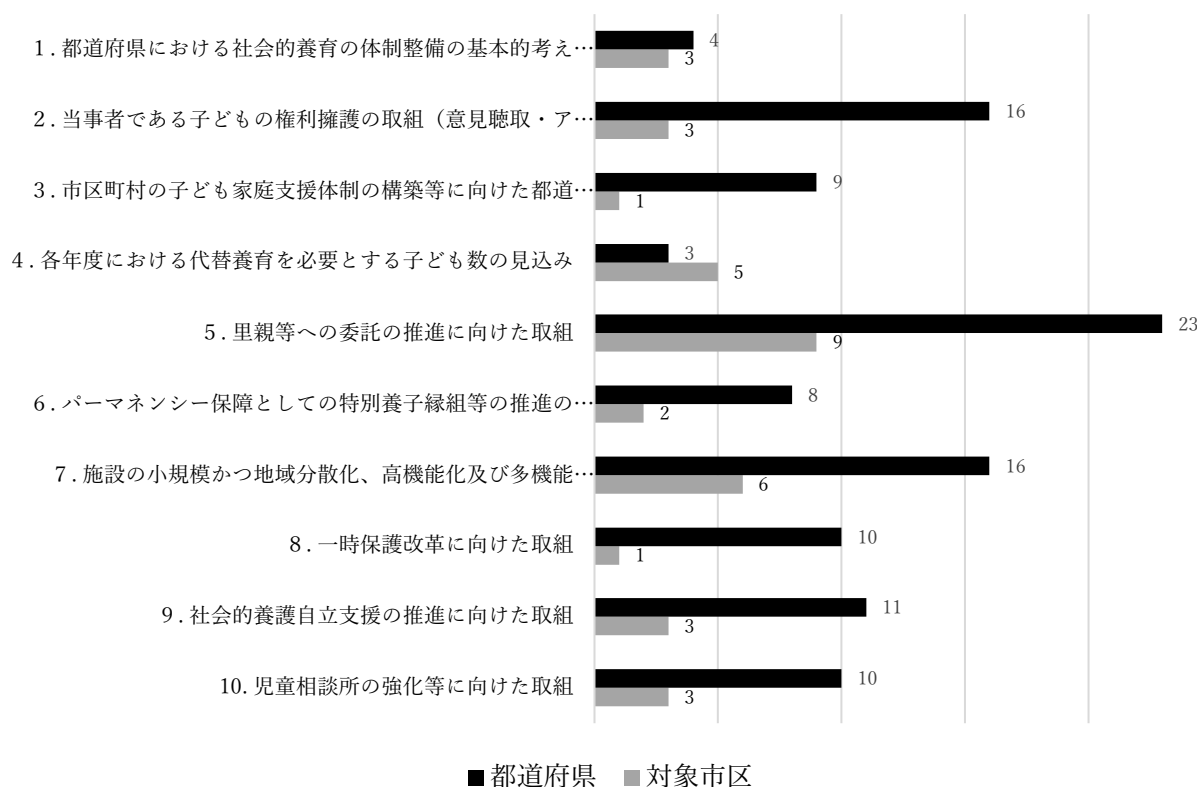
(4)－5－1 現在の取組推進において課題に感じている項目 ※ 複数回答

- 都道府県（n=26）では、23 か所（88.5%）が「5.里親等への委託の推進に向けた取組」に、16 か所（61.5%）が「2. 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）」及び「7. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」に課題を感じていた。
- 対象市区（n=9）では、すべての自治体で「5.里親等への委託の推進に向けた取組」に課題を感じていた。また、6 か所（66.7%）の自治体が「7. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」、5 か所（55.6%）の自治体が「4. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」に課題を感じていた。

図表Ⅳ－１４

現在の取組推進において課題に感じている項目

単位：か所



(4)－5－2 現在の取組推進において課題に感じている項目とした理由

- 都道府県、対象市区ともに、現在の取り組み推進においては、関係機関、特に施設の理解を得ていくことや、里親や関係機関の人材確保とその育成について課題に感じていた。

【都道府県】

- ・ 家庭養育優先原則から里親等委託を推進していくための施設とのバランスが難しい。
- ・ 里親委託の推進については、委託が増えるに伴い里親家庭の支援もより必要になるが、児童相談所の体制がそれに追いついていない。（人員不足、経験の浅い福祉司の増加など）
- ・ それぞれの機関（児童養護施設、市町村等）の状況に差があり、体制整備の状況、そのことに対する意識についても差が広がっていること。
- ・ 権利擁護の取組みについて、事業実施にあたってはアドボケイトの確保や実施スキーム調整等、かなりの時間を要するが、法改正から施行までが短期間であり、また国からの指針が示されていない状況のなか、目標設定が困難である。 等

【対象市区】

- ・ 里親等委託率の数値目標に追い立てられながら里親委託を行うと、委託後の不調が急増する懸念もあり、大幅に里親委託率を伸ばせていないため。質の高い里親養育の実現と里親委託率の向上の両立が難しい。
- ・ 施設の小規模化、里親委託率の向上について、施設の理解が得られにくいこと。

- ・ 各施設が周辺区に偏在しており、特に地域支援に係る事業について、全市をカバーした制度構築が困難 等

(4)－5－3 現在の取組推進における課題に対する対応として実施していること

- 都道府県、対象市区ともに、課題に対する対応として、関係機関と協議を重ねたり、研修等を実施したりしていた。一方で、「県の予算が確保できないため事業を実施できない」、「有効な対策が見いだせていない」との声もあった。

【都道府県】

- ・ 当県の実情に応じたフォスタリング業務のあり方について、フォスタリング機関及び児童相談所と協議している。
- ・ 市町村子ども家庭総合支援拠点については、その設置に向け、市町村への丁寧な情報提供等に力を入れている。
- ・ 施設等関係機関への働きかけを継続し、必要な財政措置等について助言を行う、研修を開催するといった対応を行っている。
- ・ 施設の小規模化・地域分散化に関する課題については、非常勤職員を一定数配置し、児童が施設内にいる朝、夕を複数人勤務としている等、工夫した取組をしている施設の事例について、他の施設にも情報共有し、同様の取組ができないか検討を促している。
- ・ 権利擁護については事業として予算化して計画的に実施している。

【対象市区】

- ・ 未委託里親を対象とした研修の実施により、スキルの底上げを図り、委託できる里親の増加を目指している。
- ・ 児相職員がケースワーク時点で里親委託を優先的に検討できるよう、里親委託に関する知識・理解を深める職員向け研修を実施。

(5) 策定要領に対する意見

(5)－1 策定要領について、計画策定においてより具体的な説明が欲しい項目や内容

- 都道府県、対象市区ともに、計画策定においては、自治体の実情に応じた目標値設定を求める声や、わかりやすい目標値の算出基準の提示に対する要望が挙がった。また、特別養子縁組の推進と里親委託率向上という目標をどう整合させるのかを問う声もあった。

【都道府県】

- ・ 計算式により数値を算出するような項目については、どういう数値を用いればよいのか、具体的に分かりやすく記載してほしい。
- ・ (5) 里親等への委託の推進に向けた取組、(6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組に関連し、令和3年度分社会的養育推進計画に基づく取組状況調査中の「家庭養育率」について、特別養子縁組の推進に向けた取組が進むと、里親委託率としては下がるように見えるが、目標値としては、双方をどのような位置づけとして設定するのがよい

か。その考え方についてご教示いただければと思う。

- ・ 児童養護施設等へ措置される児童が減っていくことに対して施設運営の面での経済的な支援等の見直しを持つことができるように説明を頂きたい。
- ・ 国における計画の進捗管理について、策定要領が示される段階で方針を示していただきたい。
- ・ 具体的な取り組みや支援の方法についての例示が少なく苦勞した。多くの事例を提示していただけるとイメージが浮かびやすく有効であると考えます。 等

【対象市区】

- ・ 推計値算出に係る潜在需要等、算出が難しい項目について、各自治体の解釈が分かれることのないよう基準を明確にしていきたい。
- ・ 自治体ごとの地域特性なども勘案した策定要領を示していただきたい。 等

(5)－2 策定要領について、2022 年度の児童福祉法改正や自治体ごとの取組状況を踏まえて内容を見直すべき項目とその理由

- 里親委託率について地域（自治体）の実情に応じた目標値設定や家庭復帰、養子縁組、一時保護委託なども考慮した見直しを求めている。

【都道府県】

- ・ <里親等委託率について>国の示す数値でなく、自治体の実情に応じ設定できるようにしてほしい。養子縁組の成立や、乳幼児のアセスメントのための施設入所、短期里親や緊急一時保護委託里親など、現在の委託率には反映されない点についても考慮されるようにしてほしい。
- ・ 里親委託率については、児童の状態により里親委託が馴染まない児童もいることから、全国一律の数値目標を設定するのではなく、数値目標算出に係る基本的な考え方を設定し、それに基づき各地域毎に数値目標を設定する形に見直した方が良いと考える。
- ・ 家庭への復帰に最大限努力するとしつつも、里親委託率の高い目標値が目立っており、実態との乖離が著しいことから、里親等委託率の見直しが必要であると考えている。
- ・ <施設の小規模かつ地域分散化について>策定要領だけの話ではないが、小規模かつ地域分散化は、地域（特に都市部）の実情に応じて進めていくことを前提にしてほしい。人材確保・育成が十分でない中での小規模・地域分散化は、施設にとってリスクが大きい。
- ・ 新規項目を含め、指標については、他の照会（福祉行政報告例）で算出・回答する数値と重複を避けるなど、作業負担の軽減になるよう御配慮願いたい。また、指標における算出すべき内容（範囲等）がより明確かつ算出に係る負担が少なくなるよう御配慮いただきたい。 等

【対象市区】

- ・ 里親等委託率の目標値について、全国一律で「未就学児は 75%以上、学童期以降は 50%以上」とする点について、地域特性も勘案した目標設定としていただきたい。

(5)－3 策定要領の「評価のための指標例」について、他に追加や修正が必要な点

- 都道府県では、「評価のための指標例」において、子どもの最善の利益保障の観点から地域の実情に配慮した上で、具体的な指標例の提示を求めている。

【都道府県】

- ・ 国は、各都道府県の計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行うことを目的に、ホームページ上で公表しているが、自治体によって人口や財政事情、里親を含む社会的資源の状況は様々である。計画の進捗のモニタリングや評価を行うに当たっての指標を示す際には、子供の最善の利益の確保の観点に立った上で、全国一律ではなく、地域の実情に配慮すべきである。
- ・ 全般に、具体的な取り組みの例示が少なく、またそれに対する国からの支援などの情報がないため、評価の指標例などを多く挙げていただけるとありがたい。
- ・ 「里親等への委託の推進に向けた取組」及び「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」の指標について、里親と施設が各々で目標値達成に向けて努めているところではあるが、家庭的な養育を推進するという観点からいうと関係機関が相互に関心を持ち、子どもの最善の利益のために協力して進めていくべきと思われる。そのため、各々で指標例を設定するのではなく、令和6年4月施行の改正児童福祉法において法定化された「親子再統合支援事業」と合わせて総合的に家庭的養育を推進するための指標を設定すべきではないか。※例えば家庭的養育に移行すべき子どもの見込み数を算出して目標値を出し、その目標値を達成するための方法として上記のどの方法でも良いといった内容のもの。 等

【対象市区】

- ・ なし

3. 小括

アンケート調査結果で得られた考察を3点に整理した。なお、自由記述の詳細については、第Ⅷ章「資料編」の「都道府県等アンケート調査：自由記述結果一覧」を参照されたい。

(1) 計画策定における社会的養護当事者・経験者の参画推進について

策定要領では、「当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）」において、社会的養護に関する施策を検討する際に社会的養護経験者を含む当事者参画が求められている。本調査では、都道府県で9割、対象市区ではすべての自治体において、計画策定における社会的養護当事者・経験者の意見反映が実現できているという結果であった。しかし、意見の聞き取り手段はアンケートのみの実施が多く、アンケートとヒアリング両方を実施して意見聴取した自治体は、都道府県で3か所（10.3%）、対象市区では2か所（20.0%）にとどまった。策定要領において、意見聴取は自治体の実情に応じた取組とされているものの、より丁寧な意見聴取のあり方を検討することの必要性が指摘できる。また、社会的養護当事者・経験者が計画策定における検討委員会のメンバーとして参画した自治体は、都道府県で4か所（15%）、対象市区で0か所であった。社会的養護に関する施策を検討する直接の場である検討委員会においては、より多くの社会的養護当事者・経験者の参画を推進していく必要があると考えられる。さらに、意見の反映のために聞き取りを行った対象者は、里親・ファミリーホーム等に委託されている子どもや施設等（一時保護所を含む）に入所している子どもが多く、里親・ファミリーホーム等への委託を解除された子どもへの聞き取りを実施している自治体は、都道府県で12か所（40.0%）、対象市区で1か所（10.0%）であった。策定要領の「社会的養護自立支援の推進に向けた取組」において自立支援の充実を図るためには、措置解除者等の実態把握が非常に重要であり、里親・ファミリーホーム等への委託を解除された子どもに対して意見聴取するための方策の検討が必要であると考えられる。その際、本調査結果より、意見聴取における自治体の苦労として、「対象者の確保」や「意見聴取期間の確保」に対する課題が挙がった。措置解除者の意見反映を促進するためには、措置解除者といつでもコンタクトをとることのできるような、措置が解除された後も繋がり続けることのできる仕組みづくりがより一層求められるだろう。

本調査の自由記述回答には、「子どもへの意見聴取後、子どもが望んでいることとして方向性を示すと、関係機関の協力がスムーズに得られた。」という意見があった。社会的養護当事者・経験者の参画を推進して声を広く丁寧に吸い上げることは、権利擁護の観点から必要であるというだけでなく、自治体が策定要領に沿った計画立案・実施を行う上でも、特に関係機関間の調整においては大変有益であると考えられる。

(2) 計画策定における外部団体等からの助言・コンサルテーションの必要性について

本調査の結果、計画策定においては、特に「4. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」、「5. 里親等への委託の推進に向けた取組」、「7. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」に対して苦労した自治体が多く、国の目標値と自治体の現状との乖離や、関係機関の意見集約や調整の困難さ等が課題として浮き彫りとなった。計画策定全体としては、短い策定期間の中で、策定要領に沿った計画づくりに苦労している自治体が多かった。

本調査において、上述の課題に直面した際に外部団体等への助言やコンサルテーション等を受けたか

尋ねたところ、受けたと回答した自治体は、都道府県で3か所（10.3%）、対象市区では0か所であった。一方で、都道府県では21か所（91.3%）、対象市区では7か所（87.5%）の自治体が、自治体間の情報共有やネットワーク、有識者による助言・コンサルテーション、策定要領等に関する研修会等を必要としていた。すなわち、多くの自治体は、計画策定において何らかの形での助言・コンサルテーションを求めているが、その機会がなかったと考えられる。次期計画策定においては、自治体担当者向けの研修会や、自治体間で情報共有できるネットワーク構築の場を設けるなど、計画策定を円滑に進めるための対策を講じる必要があるだろう。また、本調査の「計画策定において必要と考えられる助言・コンサルテーション等」のその他回答には、「策定要領等に関する質疑に係る迅速な回答（ヘルプデスク等）」という意見があった。研修会での策定における具体的手順等の提示や交流会等のネットワーク構築に加えて、自治体担当者が困ったときにワンストップで迅速に助言できる体制整備も期待されている。

(3) 現在の取組推進における課題と対応について

本調査の結果、計画の取組推進においては、特に「2. 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）」、「5. 里親等への委託の推進に向けた取組」、「7. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」を課題とする自治体が多かった。その中でも、「5. 里親等への委託の推進に向けた取組」は、都道府県で23か所（88.5%）、対象市区では全ての自治体が課題に挙げていた。課題に感じる背景としては、関係機関、特に施設の理解を得ていくことや、里親や関係機関の人材確保とその育成の困難さを理由としている自治体が多かった。それらの対応として、関係機関と協議を重ねたり、研修等を実施したりする自治体がある一方で、自由記述回答には、「県の予算が確保できないため事業を実施できない」、「有効な対策が見いだせていない」との声もあり、課題に感じているものの具体的な対策を講じることのできない自治体があることも明らかとなった。このような課題への対策については、上記で提案した自治体間でのネットワーク等で、好事例を共有するなどして具体的な取組方法を学ぶ場があると良いと考えられる。

また、これらの課題に対する国への要望として、里親委託率については、地域（自治体）の実情に応じた目標値設定や、家庭復帰、養子縁組、一時保護委託なども考慮した指標設定、さらに、特別養子縁組の推進と里親委託率向上という目標の整合について求める声があった。里親委託については、子どもの最善の利益を保障する観点から、パーマネンシー保障に関わる対応を優先した上で、必要な代替養育における里親委託率の向上が求められるものであることを明示する必要がある。

さらに、取組における進捗管理については、計画の取組状況の報告や点検・評価を年に複数回実施している自治体がある一方で、全く実施していない自治体もあった。外部評価については3分の2の自治体で実施されていなかった。計画の策定だけでなく、その後の進捗管理についても確実にPDCAサイクルを運用していくためには、各自治体は少なくとも毎年の自己評価と報告を実施する必要がある。国はそのために必要な具体的な評価指標や方法を提示し、外部評価の機会も確実に準備し、計画策定段階からこれらについて各自治体に示す必要があると考えられた。

第Ⅴ章 都道府県等自治体交流シンポジウム

1. 概要

(1) 目的

本シンポジウムでは、社会的養育体制のより良い推進の在り方について、先進的な取組や知見を共有しつつ、都道府県等担当職員の意見交流の場を設けるとともに、今後の計画見直しに向けた策定の在り方について、参加者・登壇者双方の意見により検討を深めることを目的として実施した。

(2) 開催日時

令和5(2023)年2月20日(月)13時～16時

(3) 対象者

都道府県・指定都市・児童相談所設置市の推進計画の企画・調整担当者を対象とした。

(4) 開催方法

参加者はオンライン会議形式とし、開催者・登壇者のみ現地参集とした。

(5) プログラム

当日のプログラムは以下の通りとなる。

図表Ⅴ－1 自治体交流シンポジウム当日プログラム

時間	登壇者・発表者(敬称略)	内容
13:00-13:05	上鹿渡和宏（早稲田大学社会的養育研究所）	開会のご挨拶
13:05-13:20	厚生労働省家庭福祉課	行政説明（都道府県社会的養育推進計画の見直しの方向性・スケジュール等について）
13:20-13:35	岩崎美奈子、中村豪志（早稲田大学社会的養育研究所）	調査報告（調査研究の概要、都道府県等アンケート調査の一部結果報告）
13:35-14:00	福井充（福岡市こども家庭課）	自治体事例紹介1（福岡市におけるパーマネンシー保障を目指した取組）
14:00-14:25	牧戸貞（桑名市子ども総合センター）	自治体事例紹介2（桑名市における要保護児童支援・子育て支援）
14:25-14:50	畑山麗衣（NPO 法人 IFCA、NPO 法人 Giving Tree）	講師講義（社会的養育推進計画の策定、政策決定における子どもの参画の在り方）
14:50-15:00	福井充、牧戸貞、畑山麗衣、上鹿渡和宏	質疑応答
15:00-15:40	上村宏樹（早稲田大学社会的養育研究所）	グループワーク（自治体事例紹介・講師講義、本調査研究への質問や疑問、要望、自治体ごとの取組と課題の共有）
15:40-15:55	福井充、牧戸貞、畑山麗衣、上鹿渡和宏	グループワークを踏まえたディスカッション、ご参加の皆様との質疑応答

15:55-16:00	上鹿渡和宏（早稲田大学 社会的養育研究所）	閉会のご挨拶
-------------	--------------------------	--------

(6) 参加募集方法

都道府県等宛にメールにてチラシを送付することで告知し、参加を呼びかけた。参加者は38自治体から計53名となった。

図表V-2 自治体交流シンポジウム ご案内チラシ



2023年2月20日(月) 13～16時

参加対象者

各自治体の社会的養育推進計画の企画・調整のご担当者様
※自治体職員様であれば、本庁・児童相談所職員様等より複数名のご参加が可能です。

参加費無料

趣旨・概要

早稲田大学社会的養育研究所では、厚生労働省補助事業により「社会的養育推進計画の適切な指標設定に関する調査研究」を実施しています。この調査研究は、社会的養育専門委員会における議論や令和4年度児童福祉法改正等を踏まえて都道府県社会的養育推進計画の策定要領について、新たな指標を検討することを目的としています。

このシンポジウムでは、社会的養育体制のより良い推進の在り方について、先進的な取組や知見を共有しつつ、自治体の皆さま同士の意見交流の場を設けるとともに、今後の計画見直しに向けた策定の在り方について参加者・登壇者双方の意見により検討を深めることを目的としています。

プログラム案

- *ご挨拶：早稲田大学社会的養育研究所所長 上鹿渡和宏より
- *行政説明：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課より
- *調査報告：本調査研究のアンケート調査の結果に関してご報告いたします。
- *自治体事例紹介・講師による講義等：自治体の取組を進める上での知見の共有としてお話しします。
- *グループワーク：自治体ごとの取組の工夫や課題について、ご参加者同士で情報交換して頂く機会を設けます。
- *質疑応答・意見交換：参加者・登壇者双方の意見交換の場として、時間を設けます。

オンライン
形式
(zoom)

お申込み方法

電子メールにて以下の事項を
明記の上お申込みください。

- ①お名前
- ②ご所属
- ③ご連絡先電話番号
- ④ご連絡先メールアドレス

★お申込みメールアドレス

waseda.ricsc@gmail.com

お申込み〆切 2023年2月15日(水)

主催：早稲田大学社会的養育研究所(<https://waseda-ricsc.jp>)
お問い合わせ先：waseda.ricsc@gmail.com

2. 実施結果

図表V－3 シンポジウムの当日の様子



以下、シンポジウムで議論された内容の一部を抜粋して掲載した。

(1) 開会挨拶

○早稲田大学社会的養育研究所の紹介

- ・ 2016年の児童福祉法改正以降、社会的養育・社会的養護の領域で大きな変革が起きている。社会的養育推進計画は2020年度から実施されて3年目になるところである。
- ・ 「子どものために」で終わらず「子どもとともに」までつなげるということを大事に考えている。これまでも子どものために皆さん努力をしてくださっているが、それが本当に子どもにとって最善のものになっているかを確認する必要がある。そのためには、子どもの声をしっかり聞き、客観的な評価をした結果を皆さんの実践や施策に返していく。施策・実践・研究の3つの歯車が連動するような動きを作っていきたい。皆さんと一緒にこの大事な仕事を成し遂げるために設置したのが社会的養育研究所である。
- ・ 厚生労働省の調査研究事業として、昨年度は各記載項目の取組の評価・検証、フィードバックを行う際の効果的なPDCAサイクルの運用の検討及び実践への機運を高めることを目的として実施した。今年度は、2022年の法改正に基づいて後半5年の計画を作り直していくにあたり、計画をどう変えていくのか、さらに新しい項目として何が必要なのかということについて、委員会を立ち上げて検討したり、自治体や有識者にインタビューさせていただいたりして、またアンケートも通して検討を進めている。

(2) 行政説明

○社会的養育推進計画の見直しの方向性、スケジュール

- ・ 現行の社会的養育推進計画の課題としては、里親等委託の目標値等はあるがその他の資源の整備目

標が不明確であること、指標の設定やPDCAサイクルの運用が十分でないこと、自治体によって記載内容にばらつきがあることが指摘されている。

- ・ 昨年 2 月の社会的養育専門委員会報告書では、社会的養育推進計画は資源の計画的な整備方針のための計画とするということ、里親数、施設数に加えて各種機関や体制等についても整備計画を作成する必要があるという指摘がなされた。また、自治体によるPDCAサイクルの運用の必要性についても指摘がなされた。新しい計画では、里親等委託率だけでなく里親や施設の数、児家セン等の機関、権利擁護の体制等についても整備目標を設定していただく必要がある。また、取組を評価してPDCAサイクルを運用するための適切な指標を設定していただく必要もある。
- ・ 本日のシンポジウムもその一環だが、現在、早稲田大学社会的養育研究所が推進計画の新たな記載事項や評価指標等について調査研究事業を行っている。この内容を踏まえて新しい計画の策定要領の検討を進めている。来年度、こども家庭庁への移行後、審議会報告を経て各自治体の皆様のご意見もお聞きしながら策定要領を取りまとめ、来年度の秋頃にはお示しできたらと考えている。
- ・ また、市区町村における子育て家庭の支援の強化、親子関係再構築支援や特定妊婦に対する支援の強化、社会的養育経験者の自立支援の強化、子どもの権利擁護の取組の強化等、昨年 6 月に成立した改正児童福祉法を踏まえた内容にする必要がある。これら改正児童福祉法の内容は令和 6 年 4 月の施行であるが、推進計画の施行は第 3 期子ども・子育て支援計画と合わせて令和 7 年 4 月からのスタートとなる。
- ・ 策定要領を踏まえて自治体の皆様には計画の見直しを行っていただく。新しい計画では各資源の計画的な整備方針のための計画とする必要があり、各自治体においては地域のニーズ整備量の見込み等、地域の現状把握というものが必要になる。この地域の現状把握の方法等について、策定要領の発出後できるだけ早期に技術的な通知をお示しできたらと考えている。皆様には、令和 7 年度からの新計画のスタートに向けて令和 6 年度末までに計画の見直しを行っていただく必要があるが、今後ともご協力をよろしくお願いしたい。

○推進計画に基づく取組の進捗の評価等について

- ・ 国においては毎年各都道府県等における計画の取組状況等を評価・公表することになっている。これまでの見える化の取組としては、里親等委託の状況についてレーダーチャート資料で公表しているが、それ以外の項目については公表できていない状況だった。現行計画にかかる今後の見える化の取組としては 2 つある。1 つは、このレーダーチャート資料について里親等委託の状況等調査として毎年リバイスして公表する。もう 1 つは、新たに里親等委託の状況等を含むより幅広い項目にかかる取組状況について、全体調査を実施してその内容を公表することを予定している。既に計画初年度である令和 2 年度の調査は昨年度実施し、令和 3 年度分の取組状況の調査については昨年 10 月に実施した。これらをまとめて公表する予定にしているが、どのような公表内容にするかについては現在検討中であり、今後、皆様にご相談させていただきたい。

○お知らせ、お願い

- ・ 里親委託加速化プランについて、しっかりと計画を立てて取り組んでいる自治体には令和 6 年度末までの集中取組期間において補助率のかさ上げをしているところ。令和 4 年度については 41 団体をプランによる財政支援の対象として採択した。現在令和 5 年度に向けて申請を受け付け中であり、まだ申請いただいてない自治体には是非ご検討をお願いしたい。

- ・ 改正児童福祉法の円滑な施行に向けて、基盤整備を行っていただくための事業費を安心こども基金に計上している。国庫補助率の臨時的な引き上げも行っているこの安心こども基金を積極的に活用していただいて、施行を待たずに可能な自治体から先行して積極的な事業実施をお願いしたい。都道府県におかれては、管内市町村における安心こども基金の積極的な活用についての働きかけを引き続きお願いしたい。

(3) 調査報告

○背景及び目的

- ・ 社会的養育推進計画の前期期間最終年度での見直しが予定されている。見直しに際して、令和 4 年の児童福祉法改正及び社会的養育専門委員会での議論を踏まえた上で、記載内容や指標の在り方を検討する必要がある。
- ・ 子どもや保護者のニーズに適切に応えられるための資源整備が必要であり、推進計画の内容、効果や課題とその適切な指標の設定について、今後速やかに検討を開始する必要があると専門委員会の報告書でも指摘されている。各自治体の実情も踏まえた適切な指標設定の必要性がある。

○調査研究の概要

- ・ 各調査の方法論、内容、結果に対する専門的な意見をいただくことを目的として、学識経験者、社会的養護経験者および自治体職員様より構成される検討委員会を設置し、定期的な開催により意見を集約している。
- ・ 有識者インタビューを実施した。国が策定要領で示した各記載項目及び令和 4 年の児童福祉法改正における重要項目について、各項目の有識者を対象として、取組の現状と課題、今後の取組のポイント、今後の策定要領の記載内容や指標の在り方について具体的に聴取した。
- ・ 先行自治体インタビューに関しては、各記載項目について、都道府県等の行っている特に効果的と思われる事例を取り上げて、推進計画に基づく取組がより充実するように要点を整理した。事例集として見やすい形での取りまとめを予定している。
- ・ 都道府県等アンケートに関して、自治体の皆様にもご協力をいただいた。計画策定及び進捗管理の方法、各段階で必要とされるサポート、策定要領の記載内容や指標の在り方等について、具体的に検討するために各自治体の取組実態や課題、ご意見を集約することを目的に実施した。この後、一部結果に関して報告させていただく。
- ・ 自治体交流シンポジウムの開催に関しては、社会的養育推進の在り方について、先進的な取組や知見の共有を行いつつ、自治体の皆さま同士の意見交流の場を設けるとともに、今後の計画見直しに向けた策定の在り方について参加者・登壇者双方の意見交流により検討を深めることを目的としている。
- ・ 報告書の作成に関して、各調査の結果及び考察について検討委員会での十分な協議の上、内容の取りまとめを行う。年度末に報告書として、社会的養育研究所ホームページ上にて公開を予定している。

○都道府県等アンケート調査

- ・ 都道府県と政令市及び社会的養育推進計画を策定している児童相談所設置市と特別区を対象に実施した。対象データは、都道府県 30、対象市区 10 である。
- ・ 調査項目は、計画策定における検討体制、計画策定における社会的養護当事者の意見の反映、計画策定の過程、計画の進捗管理、策定要領に対する意見である。

- ・ 社会的養護当事者・経験者への意見の聞き取りについて、ヒアリングやアンケートのどちらかを実施している都道府県や対象市区が多い中、3 か所の都道府県及び 2 か所の対象市区ではヒアリングとアンケートの両方を実施していた。対象者への結果のフィードバック等は都道府県 1 か所及び対象市区 1 か所のみ実施していた。
- ・ 計画策定において苦勞した項目として、都道府県推進計画の記載事項のうち、「4.各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」「5.里親等への委託の推進に向けた取組」「7.施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」が多く挙げられていた。困難があった場合に、多くは厚生労働省や他自治体に問い合わせていたが、外部からの助言等を受けた対象市区は無く、都道府県は約 1 割であった。一方で、9 割以上の都道府県や対象市区が、情報共有や助言・コンサルテーション、研修会等を必要としていた。
- ・ 計画の公表及び取組状況の報告について、ほぼ全ての都道府県及び全ての対象市区が計画を公表していたが、取組状況の報告は都道府県では約 7 割にとどまった。
- ・ 現在の取組推進において課題に感じている項目として、「5.里親等への委託の推進に向けた取組」「7.施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」「2.当事者である子どもの権利擁護の取組」が多かった。
- ・ 計画策定においてより具体的な説明が欲しい項目について、次のような意見があった。特別養子縁組の推進に向けた取組が進むと、里親委託率としては下がるように見えるが、目標値としては、双方をどのような位置づけとして設定するのがよいか。政策決定プロセスにおける当事者参画。子どもや社会的養護経験者の視点や意見・意向の反映方法等。フォスタリング機関、児童家庭支援センター等の整備目標の基準や施設（特に乳児院）の小規模及び地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換のモデル提示等。計画策定を要する項目に直接関係している国の財源措置。国における計画の進捗管理について、策定要領が示される段階での方針提示。
- ・ 令和 4 年の児童福祉法改正や自治体ごとの取組状況を踏まえて内容を見直すべき項目について、次のような意見があった。里親等委託率について、養子縁組の成立や乳幼児のアセスメントのための施設入所、短期里親や緊急一時保護委託里親等、現在の委託率には反映されない点についても考慮されるようにしてほしい。「社会的養護自立支援拠点事業」及び「意見表明等支援事業」について、子どもの最善の利益を考慮するうえで最も重要な事業となってくることから、里親等委託率のような、より具体的な算出式を用いた指標例を設定するべきではないか。

(4) 自治体事例紹介 1（福岡市におけるパーマネンシー保障を目指した取組）

○背景

- ・ 福岡市は 2005 年ごろから里親等委託率が上がっている。当初は施設が満床であり預け先として里親制度を活用しようとなった。市民団体と協働して里親制度について市民に知ってもらう取組も始めた。子どもの支援に関心のある方々を中心に里親登録が進み、里親等委託率が上昇した。
- ・ 同時に里親支援の体制も強化してきた。現在、児童相談所に里親係が 7 名いる。2016 年から民間フォスタリング機関 1 か所に委託していて、乳幼児の短期養育中心にアプローチをして里親になるハードルを下げていった。児童家庭支援センターは 3 か所であり、児童相談所には相談しにくいという里親の声もあって児童家庭支援センターやキアセットに相談を受けていただいている。乳児院

や児童養護施設の里親支援専門相談員は、それを補完する形で里親サロンや里親レスパイト、養子縁組後の当事者グループの相談支援を行っている。里親同士の支え合いも各地域で活発になってきている。

○パーマネンシー保障

- ・ 里親の普及によって、里親の数は増えて多面的な里親支援も充実した。2015 年ごろ児相の中で、新規措置児童の里親委託が増えればそれで良いのか、既に施設入所している児童に目を向けているかという声が上がった。
- ・ 児相や市町村の支援を受けて育った方の講演や書籍で、家族と離れたいわけではなかった、家族が私を育てていけるよう支援をしてほしかった、なぜ親ではなく私が家を離れなければいけないのか、早く家族のもとに戻れるようにしてほしかったなどの声があった。
- ・ 福岡市の社会的養育としてはパーマネンシー保障を目指して様々な施策をしている。パーマネンシー保障は、親子分離予防を最優先に、親子分離後にできる限り早く家に帰って家族のもとで安心して暮らし続けるということも含まれる。
- ・ 安全で妨げられない情緒的な結びつきと将来への予測がつく中で、アタッチメントが十分に形成され、家族への所属感のもとでアイデンティティが育っていく。それが、生涯にわたってウェルビーイングへつながると言われている。
- ・ パーマネンシーゴールは、①家庭復帰、②親族養育移行、③特別養子縁組の順で検討され、④養育里親移行は①から③がどうしても難しい場合に、里親養育に家族が関与する形で交流を続けて実家族に所属感を持ちながら里親家庭で育つということ。
- ・ 家庭移行支援系の設置によって、施設入所児童の家庭復帰や親族養育への移行を支援したことで、施設入所児童数が減り、分母が減って里親等委託率が急上昇した。
- ・ 計画的な実践を進めていく上でもとになった調査があった。家庭復帰した子どもの大半は児童養護施設在り 3 年以内であり、3 年を超えると家族との交流が希薄なまま自立まで長期入所となる子どもが多くなる。それを防ぐことを重視したケースマネジメント実践やメニューを充実させる方向に進んできた。

○実践の内容

- ・ 乳児院入所児童の家庭移行の実践を特に重視したほか、児童養護施設入所児童は 3 年以内に家庭支援や親子交流促進を集中的に行っていくことを重視した。家庭移行支援係が、会議開催による再評価等を通じた進行管理と、個別のケースワークをやっていた。パーマネンシーゴールをいつ頃見直すのかについて家族参画で一緒に考えて定期的に見直していった。結果として、親族養育や里親養育への移行が増え、3 年以上の在所でも家庭復帰が増えてきた。
- ・ 家庭復帰に向けた里親養育のあり方や必要なメニューも、推進計画に位置付けて推進していった。実家族や親族と里子との交流の支援を、里親の協力を得てやっていった。里親さんが実際に養育している中で対応に困ったことやそれに対する関わり方を実親と共有している。実親子の交流時に、里親さんから実家族に直接お伝えいただくこともあるし、直接会わないケースでは、児童福祉司や民間フォスティング機関が里親さんからいただいた情報を実家族に伝えたりする。里親系では、こういったことができるように里親さんに日々の記録や実親子の交流前後の子どもの様子の記録などをお願いし、里親さんとの情報共有を充実している。実家族の参加として、実家族が里親養育の状況や子どもの様

子を聞く機会を設けたり、時には乳幼児健診や受診、子どもの就学相談や進路を決める会議等に家族に同席いただくこともある。里親家庭で育つ子どもにとって、日頃の自分の状況が実家族に伝わっていることや、さまざまな場面で養育に実家族が関わっている感覚がパーマネンシーにつながるものだと考えている。

- ・ 家庭復帰に向けた支援メニューのうち、親子関係構築支援として、児童家庭支援センターへの親子支援プログラム（CRC）の委託、児相と乳児院で分担してペアトレの充実、家庭復帰のプロセスで活用する親子宿泊事業を作っている。
- ・ 親子交流のサポートとして、直接的な児相の立ち合いや調整だけではなく、フォスタリング機関に送迎をお任せしたり、NPO に送迎や交流の場の提供を委託したりしている。
- ・ 小学生以降や特に思春期での復帰では親子関係が悪化することがある。家庭復帰前後の子どもへの直接的な訪問相談支援を NPO に委託し、家庭復帰の前に子どもや家族と顔合わせし、家庭復帰後、家族や学校について相談に乗ったり、宿題の支援をしたりしている。児相や区が行う実践の補完となる様々なメニュー構築を計画的に進めている。
- ・ 現在特に、予防のメニューの充実を進めている。2019 年に実施した市の社会的養育のあり方検討会では、在宅家庭支援のための相談体制とメニューの強化を最も重視した。
- ・ 第 5 次福岡市子ども総合計画では、以下を位置付けた。在宅支援体制として、区の支援拠点の設置と人員強化、児童家庭支援センターの増設。在宅支援メニューとして、引き続き民間の力を活用することと、施設を多機能化して空間や人員を活かして地域の親子支援を担っていただくこと。区の在宅支援につなぐ仕組みとして、児相が面前 DV 等の心理的虐待通告をそのまま終結するのではなく継続支援できるよう区に振り分ける部署を設置。メニューへのアクセス向上のため、支援が必要な家庭への利用料無償化。
- ・ なぜ入所したかが分かればどうすれば入所せずに済むのかが分かるため、施設の入所理由も参考にした。最も多いのは乳幼児期の子どものネグレクトであった。
- ・ 早期のニーズ把握と親子支援として、24 時間の SNS 妊娠相談窓口と、そこでつながった方を取りこぼさず支援に繋げるための訪問支援や病院への同行、母子入所支援を 1 つの場所でできるよう、母子生活支援施設の多機能化のメニューとして充実させている。来年度から妊婦等訪問支援の機能も付加して、妊娠の届出はあったが健診が遅れているケース等のより早期のニーズ把握と相談支援をする。
- ・ 多種の訪問支援サービスとして、保育所送迎等もできるヘルパー型、直接子どもの相談にのる子どもサポーター、区との援助関係を構築していく端緒として食料提供を伴う支援対象児童等見守り訪問などを充実させてきている。
- ・ 断らないショートステイに向けて、受け皿を拡大するために、ショートステイ専用棟を設置したり、里親ショートステイを全市に展開できるようにしたりしている。来年度は里親ショートステイの調整人員の拡充や施設への専任職員の配置などにより受け皿をさらに充実させていきたい。
- ・ 施設が担う事業と里親が担う事業が見えてきた。施設はショートステイや一時保護の短期養育を担っていただくために、一時保護専用施設を複数設置していただいていて、ショートステイも年々増やしていただいている。通所型のペアトレ（PCIT 等）、親子宿泊型の支援も構築している。里親も、ショートステイだけでなく里親家庭に親子が泊まって支援できるサービスの開発をフォスタリング

機関に進めていただいている。実践によって、家庭のニーズが把握されたり、施設定員が縮小したり、里親が増えたりしたことで、様々な事業を担っていただけるようになったのが福岡市の特徴。そこに最近の研究の力も借りて、メニュー開発に必要な知見やスーパーバイズをいただいている。

○今後の課題

- ・ 親と子どものそれぞれを支援するような訪問支援やショートステイだけではなく、親子関係を作っていくことや、親子分離の前に地域で生活できるように集中的な支援を行えるように民間団体と取り組んでいる。それ以外にも必要なメニューがないかを区の支援ニーズから検討していて、今年度から訪問型のペアトレを開始している。
- ・ これらは民間助成をいただいて開発しているが、できるだけ早く市の事業にしたい。様々な補助事業を組み合わせたり措置費を活用したりして順次予算事業化していく。
- ・ 今後、推進計画に位置付けて自治体としてやるべきだと考えているのは、次のようなことである。多様なメニューを多くの地域で使えて、家族が自らもアクセスできること。それを活用したケースマネジメントをやっていくための区子ども家庭センターの体制の充実、技術の向上。都道府県と市町村の関係として、分離後も市町村が家族に関わり続けて家庭の生活安定や心理面をサポートして家族再統合を支援したり、家庭復帰前から市町村が親子に関わって家庭復帰後の継続支援につなげること。社会的養護資源を在宅支援に活かすため、都道府県がイニシアチブをとって市町村に提案すること。
- ・ 補助メニューを上手に組み合わせて使い、足りないところはモデルを作って国に要望しながらやっていきたい。

(5) 自治体事例紹介 2（桑名市における要保護児童支援・子育て支援）

○桑名市の紹介

- ・ 一般市として都道府県・児相との関係ということも含めて発表したい。以前、社会的養育は都道府県のものだと思っていたが、一般市町村の役割も重要だと気づいてきた。
- ・ 令和 3 年 4 月にできた子ども家庭総合支援拠点は、センター長の下に母子保健係、家庭支援係、子ども発達小児・在宅支援室があり、3 部門を統合して全ての子どもを支援している。
- ・ 同じフロアに母子保健と家庭支援係がいるため、要保護児童支援の話が母子保健係の保健師にも聞こえ、ミニカンファレンスがすぐできている。
- ・ お互いの仕事がよく見えることがメリット。それぞれの仕事が見えるようになったことで役割分担ができ、お互いにリスペクトしながら進めていけるようになった。同じフロアに保育所や児童手当の係、教育委員会もある。
- ・ 桑名市の要対協の特徴として、産前・産後サポートや子どもの権利擁護を行っている複数の NPO 法人、子ども食堂ネットワーク、里親会、障害児の事業所連絡会等の民間の方々に多く参加してもらっているという点がある。
- ・ 医療との連携も進めている。桑名市総合医療センターの産婦人科、小児科と定期的にウェブ会議を開催して情報交換をしている。保健師が訪問するだけでは不足する情報もあり、妊婦健診等で医療センターが気づいたことや把握できたことを密に情報交換することで、一緒に出産まで支援していく。出産後の訪問を断られることもあるため、1 ヶ月健診等でドクターから市の保健師の訪問を勧めてもらったりしている。

○新たな社会的養育

- ・ 社会的養育は都道府県のものだと思っていたが、全ての子どもが対象であり市町村が支援する方が数としては圧倒的に多い。在宅の支援が重要で、それを充実させていくことが新たな社会的養育だと考えている。
- ・ 母子保健と一緒にになったことで、産後ケアや産前・産後サポートも含めて、要保護児童支援施策、母子保健支援施策を併せてデザインできるようになった。
- ・ 桑名市での新たな社会的養育の例として、毎週末の里親宅でのショートステイがある。完全に分離するほどではないが、ワンオペでどうしてもイライラして叩いてしまう事例がある。週末は里親宅に預けてゆっくりしてもらい、平日は頑張っていただくということをしている。
- ・ 母子生活支援施設において、母子でのショートステイができる仕組みにしている。出産後約 1 か月ショートステイをして、必要があればその後も措置をして入っていただくこともできる。自宅に戻った後は、産後ケア事業や保健師の訪問で支えていく。一時保護委託として妊婦の間から母子生活支援施設に入り、出産後も市が受け継いで措置やショートステイをするパターンもある。
- ・ 子どもの居場所事業と支援対象児童等見守り強化事業を同じ子ども食堂に委託してアウトリーチ支援をしている。子ども食堂の関わりによって子どもの表情や親御さんが変わった事例もあり、新たな社会的養育としてアウトリーチ支援によって地域の子どもたちの支援をすることも大事だと思う。
- ・ 親との関係が悪く、家出をする子どもがいる。一時保護所ではスマホが使えないという理由で一時保護に強く抵抗するケースがある。スマホが使える里親宅でショートステイすることで、親御さんとの適切な距離を保つことができるようになり良い親子関係ができる。

○今後の課題

- ・ 社会的養育推進計画に関連する市区町村の計画として、子ども・子育て支援事業計画、母子保健計画、子どもの貧困対策計画、子ども・若者計画があり、計画の関連性が大切となる。
- ・ 市区町村の計画の中で事業の整備をして社会的養育推進計画とリンクさせていく必要がある。おそらく推進計画の策定にあたって市区町村の意見を聞いている都道府県は少ない。新たな社会的養育では市区町村が担う役割が大きいため、都道府県の計画への市区町村の参画や意見を聞く場を設けることが必要。施設養育・里親養育と新たな社会的養育の連続性が重要であるため、それを担保するためにも計画に矛盾が生じないようにする必要がある。
- ・ 現行の子ども・子育て支援事業計画は保育の定数に重心が置かれている。市区町村のメニューとして現計画ではショートステイや養育支援訪問事業があるが、産後ケア事業等の母子保健の事業についても子ども・子育て支援事業計画の中でも考えていくべきではないか。
- ・ 一般市の場合は都道府県と市町村がばらばらになり、支援の隙間ができがちである。市町村が全ての子どものことを把握し、その中で難しいケースは県も把握している。その仕組みが大切だと思う。
- ・ 一般市も里親支援に関わるのが非常に大事だと思っている。平成 26 年からくわな里親支援ネットワークを作り、里親リクルートや市内の里親さんの支援を行っている。
- ・ 今年度から子どもの居場所づくり事業を始めた。子どもが自転車に乗って行ける距離で週 1 回以上開催の居場所を作ることができるよう、市内を 6 地域に分けて計画的に整備を進めている。
- ・ 里親リクルートについて、基礎自治体である市区町村は自治会や子育て支援ボランティアとの関係を持っていて、膝詰めで話をするによって里親について理解を得られることもある。里親支援に

についても、里子さんは医療費助成、保育、教育等、市区町村のサービスを使うことが多いため、市区町村が関わるのが重要。現在は市区町村が里親の情報を得られない仕組みになっているため、制度を考えて欲しい。

○人材育成

- ・ 桑名市子ども総合センターには、所属長がいて、職員は3つの類型がある。保健師や社会福祉士といった正規の専門職はジョブローテーションで回る仕組みになるよう検討をしている。専門職の会計年度職員で、異動がなくずっといらっしゃる方もとても大事だと思う。全体を見て、長期のスパンで人材育成を考えることが必要となる。
- ・ 高齢分野では、病気やしんどくなったときに地域包括ケア病棟へ入院して、治療が終わったら地域へ戻って支援する仕組みがある。児童福祉でもそれを参考にして、地域で支えて、その中でしんどい場合だけ施設や里親で預かり、家庭復帰が可能となれば、地域に戻ってきてまた地域で支えていくという仕組みが重要となる。
- ・ 地域包括ケアシステムの構築では、日常圏域ニーズ調査として社会診断や社会調査をする。これから新たな社会的養育となる中で市区町村が要対協や子ども・子育て会議の中でどのような資源が足りないのかを考えていく仕組みがあると良い。

(6) 講師講義（社会的養育推進計画の策定、政策決定における子どもの参画の在り方）

○策定要領について

- ・ NPO 法人 Giving Tree は里親さんと社会的養護経験者のサポートをする団体で、そこでピアカウンセラーとして働いている。ファミリーホームの補助員として社会的養護のケアを受ける子どもたちにも関わっている。私自身も社会的養護のケアを受けていた経験を持っている。当事者、支援者、社会保障審議会等の制度・政策を議論する場に参画させていただいている立場から、社会的養育推進計画の策定、政策決定における子どもの参画の在り方についてお話ししたい。
- ・ 2016年の改正法によって子どもの声を聞くことの大切さが広く認識されるようになってきた。各自治体で計画を策定するにあたって、議論する場に子ども・若者がいたか。策定要領の基本的な考え方の中にあつた当事者に意見を求めるということはできたか。多くの自治体では、子ども・若者は議論の場に不在だったと思う。
- ・ 推進計画策定プロセスへの当事者参画の状況を見ると、審議会等に当事者が参画していたのは8自治体、当事者にアンケート調査やヒアリング等を実施したのは57自治体であった。当事者参画のハードルは高く、自治体の方との会話でもどのように当事者を参画させたら良いのか分からない、何に配慮すれば良いのか分かりにくく進められなかったという声があった。

○どのように進めていけば良いのか

- ・ 推進計画は、子どもの最善の利益の実現に向けて作られる子ども・若者のための計画。直接ケアを受けてきた子ども・若者の意見やニーズを政策に反映させていくことが、子どもたちの満足度につながっていくと思う。
- ・ 当事者活動の中でよく使う言葉に「私たち抜きに私たちのことを決めないで」がある。社会的養護経験者は、保護、措置、措置解除等やケアに関する多くのことを大人だけで決められてきた。自分の人生なのに自分がいないという言葉を発する方もいる。大人としては子どもの最善の利益を考慮した

ケースワークを行っているが、予期せぬタイミングで様々なことが起こっていく中で子どもは力を失っていく。

- ・ 制度・政策に関しても、当事者不在の議論ではなく子ども・若者が参画することによって当事者のニーズをより反映させることで社会的養護の質が高まっていく。
- ・ 児童福祉法成立後 70 年経って初めて、2020 年に社会的養護退所児童等の全国調査が行われた。措置解除されてケアを離れた若者がどのような状態にあったのか、社会的養護の仕組みが子どもの最善の利益が保障されたものであったのかは子ども・若者の声を聞かなければ分からない。これまで、ケアを離れた若者の状態を把握せずに制度や施策が考えられてきた。ケアリーバーの実態調査としてアンケートを通して当事者の声が拾い上げられる中で、ケアから離れた若者の過酷な状況が明らかにになった。

○配慮事項

- ・ 法制度や計画策定への子ども・若者の参画方法として、アンケート、ヒアリング、審議会等の構成員等がある。推進計画を作り直すにあたって少しでも当事者参画が進むことを願って、それぞれの方法における配慮事項等をお話ししたい。
- ・ アンケートを実施する際のポイントは次の通りである。インケアにある子どもとケアを離れた若者に届く方法の検討が必要。インケアにある子どもは施設職員や里親さんを通せば集まりやすいが、ケアを離れた若者に届けるのはなかなか難しい。設問数が多いと疲れて回答できないということも起こるため、どうすれば回答しやすいのかを議論する必要がある。設問の中には精神的にしんどくなってしまう項目もあるため、子どもたちの立場に立って文言を考えていく必要がある。参画したくても質問が難しく回答できない場合があるため、支援者がサポートして回答できる体制を整えることが必要。回答したあとにしんどくなってしまう方もいるため、その後のフォローも考えなければ身勝手なものになってしまう。アンケートに回答するメリットとして、自分たちの意見が反映される、実際に生活が良くなったと感じられるように見える化することが必要となる。
- ・ ヒアリングを実施する際のポイントは次のとおりである。実施者について、自治体の職員 3 名と大学の先生 1 名で施設の中で子ども 1 人に対して実施したケースがあった。スーツを着ていて、何のために聞かれているのか分からず怖かった、施設職員に聞かれているかもしれないため本当のことを言えなかったという感想があった。メモがどのように利用されるのかが分からない、倫理的な配慮を説明されたが圧迫的な空間で回答を拒否することが難しいということがある。ヒアリングの検討段階から当事者を参画させることによって、当事者のしんどさを当事者が代弁してくれる。子どもたちに個別とグループのどちらの方が楽かを聞くことも必要。当事者の声を聞くだけでなくフィードバックが重要。希望が叶わなかった場合でも、なぜ叶わないのか、どのように議論が行われたのか等のフィードバックが必要。
- ・ 審議会等の構成員として参画する際のポイントは次のとおりである。複数名配置が非常に重要。複数名いることは当事者が安心して声を上げられる空間づくりの 1 つになる。形だけの参画にならないように配慮が必要。資料の不明な点を解消できないまま会議に参加すると、発言できなかったり不安な気持ちになったりする。事前に資料の確認や不明な点を確認できるようにする必要がある。オブザーバーとして普段からサポートしてもらっている大人に同席してもらうことを可能にする体制づくりも安心して参画するための 1 つの方法。

- ・ 所属している IFCA という団体では、ユースアダルトパートナーシップという若者と大人が対等な立場で一緒に活動するという考え方をベースに、資料作成や難しい言葉の言い換え等の大人のサポートを得ながら当事者が会議の場に参画している。
- ・ ケアリーバー調査では、検討事項について意見や助言、提案を行う役割として、当事者委員会が設置された。当事者委員が安心して参加できるようなルールづくりが行われた。
- ・ PDCA サイクルにおいて、計画策定から実行、評価、見直しまで、子ども・若者の参画を続けてほしい。ツールの活用や当事者団体に意見を求める等、当事者の立場に立った当事者参画を進めていくことが必要。

(7) 質疑応答、ディスカッション

○市町村や民間を巻き込んでいくための工夫

- ・ 福井氏：福岡市では行政区のニーズをどのように計画に反映させるかを考えた。在宅支援を進めていくときに、行政区が欲しいメニューについて全区へ調査した。次の推進計画に向けてこのようなことが都道府県と市町村の間でも必要。推進計画と市町村の子ども・子育て支援事業計画はリンクしている。在宅サービスを増やしていくということは、市町村の計画に目標値を載せて計画的に提供量の見込みを立てて目指していくもの。ニーズ調査では、5年前の調査での提供量に加えて、こども家庭センターが利用勧奨・措置することも踏まえる必要がある。市町村と都道府県とのやり取りの中で必要だとされたメニューを、行政側の課題として民間へ投げかけていく。市町村が知っている居場所やNPO 団体と、都道府県が所管しているフォostタリング機関や施設があるため、強みを知っているところに投げかける。民間に投げかける際には不安を解消できるよう情報提供とともに提案をする。
- ・ 牧戸氏：市町村からすると、情報が不十分なところがあるのではないかと。推進計画の策定にも、市長会の代表が出席しているということだったが他の市町村に情報共有されていない。各市町村に意見があると思う。三重県には児童相談センターがあり、各市町村を回って意見を聞いたり、アセスメントシートを作って市町村の標準化に取り組んでいたりする。その中で推進計画を見据えた意見を聞いたり、アンケートで市町村の意見を吸い上げたりしていただけると助かる。
- ・ 上鹿渡：今回の都道府県等アンケート調査では、計画策定において苦労した項目として市町村とのやり取りについてはあまり挙がらない結果となった。次の策定要領ではパーマネンシー保障や予防の部分で市町村が担う役割が大きくなるため、市町村との関係をどう作っていくかが非常に重要となる。

○子どもの意見、参画の在り方について

- ・ 畑山氏：自治体とつながりのある子ども・若者を委員にすることがベストだが、計画を策定する段階でつながりを見つけれない場合には当事者団体にアドバイザーとしての参画を依頼してつながる方法もある。ある自治体では、児相主導でインケアにある中高生を集めて意見交換会をしているところもある。実際に意見を聞いてもらって保護所や施設での生活が改善された経験を持つ中高生がいるため、将来的に計画策定に関わってくれるような若者とつながりを作ることができる。インケアにいる段階から当事者とつながるツールや場面を作ることが求められる。
- ・ 牧戸氏：障害者福祉では自立支援協議会に当事者が参画しているが、突然委員として入っていただいてもお客様になってしまうため、行政とケアリーバーとの普段からのお付き合いが必要となる。

- ・ 福井氏：社会的養育のあり方検討会に入っていたいただいた２名の委員のうち、１人は団体代表で、１人は普段から児相向けの研修等で関わっていただいていた方に個別にお声がけした。

○全体を通して一言ずつメッセージ

- ・ 福井氏：目指すところは、地域の身近なところに社会的養育を担う人が沢山いる状況。市町村こども家庭センターでは、地域での相談や親子支援を担う民間団体や支援者をバックアップやＳＶしたり、家族とともにニーズを整理して適切な資源を誂えるなどのケースマネジメントができる人材の育成が必要であり、次の推進計画の課題である。
- ・ 牧戸氏：施設か在宅かではなく、中間の新しい社会的養育が重要。もちろん死亡事例や重篤事例はあってはならないため臆することなく介入しなければならない。検証委員会における死亡事例検証だけでなく、在宅支援の好事例やヒヤリハットの検証も必要となる。
- ・ 畑山氏：推進計画をどのように策定していくかを考える段階にも当事者が参画するようになったことは大きいこと。自治体として、子どもたちと接点を作り、子どもたちを真ん中に置いて声を聞き反映する方法を考えていく必要がある。

3. 小括

本調査研究におけるシンポジウム開催は、先進的な取組や知見を共有しつつ、今後の見直しに向けた計画策定の在り方について、参加者・登壇者双方の意見により検討を深めることを目的として実施した。参加者からの事後アンケート等を踏まえつつ、シンポジウム内容の要点を以下の3点から整理した。

(1) 取組推進における都道府県等と市区町村との連携・協働

本シンポジウムでは、自治体事例紹介において都道府県等と市区町村のそれぞれの職員に登壇頂いた。都道府県等の立場からは、市区町村のニーズを把握した上で推進計画に反映していくことや社会資源の活用に関して都道府県等が積極的にイニシアチブをとって市区町村に提案していくことが述べられ、市区町村の立場からは、子ども・子育て支援事業計画などの市区町村計画と推進計画との関連性が大切となることや推進計画策定において市区町村の意見を聞く場を設けることの重要性などが述べられた。

参加者からのアンケートにおいても、市区町村を巻き込んだ形で計画策定を行なっていくことの重要性を改めて認識したとの意見や措置と在宅との垣根を埋めていく必要性を認識したとの意見もあり、今後の取組推進では在宅支援を中心とした市区町村の役割が重要であることを踏まえて、都道府県等と市区町村の連携・協働の在り方の検討がシンポジウムを通じた論点の一つとなった。

(2) 具体的な施策を進めるための工夫の共有

また講師講義では、社会的養護当事者が推進計画や関係施策に参画することの意義に加えて、委員会における当事者の複数参画やアンケート・ヒアリングにおける配慮事項など具体的な手順について提示された。さらにディスカッションでは、各自治体の登壇者から計画策定等において社会的養護当事者に実際に参画頂くための工夫に関しても意見交換が行われ、参加者からは大変参考になったとの意見を多く頂いている。

このような具体的な施策を進めるための工夫の共有は、子どもの意見聴取や当事者参画など最重要であるにも関わらず取組推進に難しさを感じられている記載項目について特に為されるべきであり、専門家等による助言や研修、自治体間の意見交流など、各般の手法を用いた場作りが求められる。

(3) 計画策定における自治体間の意見交流や担当者へのサポート体制

本シンポジウムの意義として、各都道府県等の担当者同士の取組推進状況やそれに関する課題・困り感の共有が挙げられるが、この点に関しては参加者からより多くの時間を設けて欲しいとの意見を多数頂いた。特に、推進計画の策定体制や記載内容について自治体間の意見交換の場が欲しいとの意見や、国の策定要領について理解を深める機会を設定して欲しいなどの意見も頂いており、計画策定におけるサポート体制の在り方として担当者に向けた研修実施やコンサルテーションの有用性が示唆される結果となった。

この点は次期計画策定ににおいて、必要な助言やコンサルテーションを実施できる体制整備、推進計画担当者間のネットワーク形成など、更なる検討が必要な事項となる。推進計画の記載内容がより充実し、それに基づいた取組が各自治体で実現されるためにも、都道府県等担当者への手厚いサポート体制が必要であると考えられる。

第Ⅵ章 総括－今後の社会的養育推進計画の在り方について－

1. 推進計画の記載内容・指標の在り方

(1) 現行計画の取組状況を踏まえた、新たな推進計画に向けた策定要領の見直し

①連動して検討すべき項目の明示

- 策定要領の各項目は密接に関連していることから、推進計画の策定に当たっては、自治体において、関連する項目間での連動を意識して社会的養育推進の取組について検討を行い、計画に位置づけていくことが重要である。
- 現計画において、自治体において十分に意識されているか定かでないことから、新たな策定要領においては、推進計画の各項目において関連して検討すべき項目や内容について明示し、連動して取組の検討を行うよう促していくことが考えられる。

②計画に記載すべき内容の統一と計画的な整備方針の検討（地域の現状、整備取組方針、定量的な整備目標等）

- 当研究所が実施した昨年度の調査研究（都道府県社会的養育推進計画の好事例作成と自治体向けシンポジウム（都道府県社会的養育推進計画の実践に向けた調査研究））においても指摘しているが、現行策定要領の下で各自治体において策定された計画については、記載内容の充実度には大きな差がみられるところである。また、社会的養育専門委員会の報告書（令和4年2月）においては、推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とする必要があるとされたところである。
- これらを踏まえ、自治体による推進計画の記載内容のばらつきを防ぎ、整備のための計画とするためにも、推進計画においては、各項目について、当該自治体の「地域の現状」、「整備取組方針」及び「定量的な整備目標等」を記載するよう、新たな策定要領において明示することが考えられる。
- あわせて、計画的な整備取組方針や定量的な整備目標等を検討するためには、地域の現状を踏まえた支援の必要量の見込を踏まえることが必要である。現行の策定要領においても、代替養育を必要とする子どもの数及び里親等委託を必要とする子どもの数について、各年度の見込数を算出することとされているが、社会的養育専門委員会報告を踏まえ、資源の計画的な整備方針のための計画とするためには、策定要領上の各項目において、支援の必要量の見込を算出した上で整備方針等を検討することが望ましい。

③評価のための指標の設定

- 現行の策定要領においては、毎年、国において、都道府県等の社会的養育の取組状況について評価・分析を行い、これを公表することとされているが、現行の策定要領においては、評価のための指標は例示にとどまり、取組の進捗状況を図る統一的な指標が設定されているとは言い難い。このため、令和3年3月時点で公表されている国の評価についても、特に目標設定が求められていた里親委託率にフォーカスした形での見える化にとどまっている現状にある。
- こうした点を踏まえ、社会的養育専門委員会の報告書（令和4年2月）においては、「この計画

で整備された資源が子どもや保護者のニーズに適切に応えられていることが重要であり、整備された資源による効果や課題について、適切な指標を設けて都道府県等に対して実態把握・分析を促していくとともに、「見える化」を図ることにより国は確認していくことが必要である」とされた。

- これを踏まえ、計画の推進状況を測る指標として、各項目において統一的な評価のための指標を設定することが必要である。その際、地域の現状を踏まえ、自治体独自の指標を設定することも考えられる。

(2) 今般の児童福祉法改正等を踏まえた策定要領の具体的な項目立て

- 令和4年改正児童福祉法において、新たに意見表明等支援事業や妊産婦等生活援助事業、親子再統合事業等の多くの事業が法律上位置づけられた。また、こども家庭センターの設置により児童福祉分野と母子保健分野との一体的な相談支援体制を市町村に整え、家庭支援事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業・子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の6事業。以下同じ。）の創出とあわせて、虐待を未然に防ぐ観点から市町村における家庭支援の強化が目指されている。加えて、里親家庭への支援を包括的に担う里親支援センターの創設、社会的養護経験者等に対する支援が都道府県の業務と明確化されるなどの支援についても位置づけられたところである。
- これらの改正内容を踏まえ、支援を必要とする妊婦等への支援、親子関係再構築の支援について、新たに項目立てを追加するとともに、「市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組」、「社会的養護自立支援の推進に向けた取組」についても、内容を充実させることが適当である。
- また、項目の構成については、家庭養育優先及びパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に沿って並び順を見直すことが適当である。
- 以上を踏まえ、新たな項目立てについて、以下のとおりとすることが考えられる

【新たな項目立ての案】※下線部分が新たな項目

- ① 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方（パーマネンシー保障⁵）及び全体像
- ② 社会的養育関連の子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- ③ 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
 - (i) 市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組
 - (ii) 市区町村の家庭支援事業の整備に向けた都道府県の支援・取組
 - (iii) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組
- ④ 支援を必要とする妊婦等の支援に向けた取組
- ⑤ 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- ⑥ 代替養育されている子どものパーマネンシー保障に向けた取組
 - (i) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組
 - (ii) 親子関係再構築に向けた取組

⁵ 「パーマネンシー保障」については、第Ⅷ章「資料編」－1を参照。

(iii)特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

⑦ 里親等への委託の推進に向けた取組

(i)里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

(ii)里親支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

⑧ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(i)施設で養育が必要な子ども数の見込み

(ii)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

⑨ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(i)自立支援を必要とする社会的養護経験者数の見込み及び実態把握

(ii)社会的養護経験者の自立に向けた取組

⑩ 児童相談所の強化等に向けた取組

(i)中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

(ii)都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

⑪ 一時保護改革に向けた取組

⑫ 留意事項

(3) 新たな策定要領における各項目の記載事項及び評価のための指標等

1 (1) 及び (2) を踏まえ、新たな策定要領の項目立てに沿って、一部の項目を除き、それぞれ、ア. 新たな計画策定要領に盛り込むべき事項（連動して取り組むべき項目を含む。）、イ. 連動して検討すべき項目、ウ. 評価のための指標、エ. 整備目標について整理を行った。

①都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方（パーマネンシー保障）及び全体像

ア. 新たな計画策定要領に盛り込むべき事項

（パーマネンシー保障の理念の明確化）

- 現行の策定要領においても、「家庭養育優先原則」の徹底について記載されているが、都道府県等における家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくためにも、新たな計画策定要領においても、令和4年改正児童福祉法の内容も踏まえて、パーマネンシー保障の考え方も明記することが重要である。

（推進計画の策定等における当事者の参画・意見聴取等）

- 現行の策定要領においても、計画策定には幅広い関係者の参画の下に行うこと等が示されているが、推進計画策定等の際には、社会的養護当事者（経験者及び養子縁組成立児童を含む）の委員としての複数参画を基本とした上で、里親・ファミリーホーム、施設等に在籍している子どもに対してヒアリングやアンケートによる意見聴取を行い、その内容を十分に反映させることとすることが適当である。計画策定段階に限らず、PDCAサイクルの各段階での当事者の参画も必要との意見もあった。
- なお、ヒアリング等により、直接意見聴取を行う際には、丁寧な説明（聞くことの理由・意図、話すことの意義、匿名性の担保、話す内容によって不利益を被ることがないこと、聞き取

りはあくまで自由参加であること）と、その意見の反映結果についての報告を行うことに留意すべきである。

- また、安全を確保した子どもへの聞き取り方法については、社会的養護経験者全国交流会の「子どもアドボカシーにおける子どもの聞きやすい状況説明」や NPO 法人インターナショナル・フォスターケア・アライアンス（IFCA）の「ストラテジック・シェアリング」等を参照することが望ましいとの意見もあった。

（都道府県と市区町村との連携体制について）

- 子どもや保護者等への支援に当たっては、都道府県と市区町村との連携が必要不可欠であり、児童相談所運営指針に示されているとおり、児童相談所による市区町村職員の専門性向上のための研修の実施をはじめ、市区町村から送致を受けた事案についての情報の共有、在宅指導措置の委託・市区町村送致を実施する際の事前の十分な協議など、都道府県等と市区町村の役割と機能を理解・尊重した上で、円滑で一体的な連携を行うことが重要である。
- また、推進計画の策定・見直しに当たっては、地域の子どもやその保護者に対する支援を担う市区町村の意見を反映するとともに、今般創設された家庭支援事業をはじめ、市区町村における支援においても、社会的養育とのつながりを意識して取り組む必要がある。
- このため、都道府県における子ども・子育て支援担当部局等と連携を図ることにより、推進計画の内容と、子ども・子育て支援事業支援計画（都道府県計画）及び子ども・子育て支援事業計画（市区町村計画）との整合が図られるようにすることが望ましい。
- 加えて、都道府県の役割としては、広域的な見地から、例えば、児童家庭支援センター等による支援について、都道府県内の市区町村間で受けられるサービスに格差が生じないように、計画策定に当たって、適正な支援体制を整備するよう検討を行うなどが考えられ、これらの考え方を策定要領において明記することが考えられる。
- なお、人材確保や育成は児童相談所、市区町村、児童家庭支援センター等に共通する課題であり、責任主体を明確化すべきとの意見や、数だけでなく質の担保の重要性についても盛り込む必要があるとの意見があった。

（その他）

- このほか、障害児入所施設（福祉型）に措置入所している児童については、虐待（疑いあり）を理由とする入所が約 35%と最も多く（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室調べ（平成 31 年 3 月 26 日時点））、また、児童相談所による措置を経て入所しているため、社会的養護の子どもに含め、社会的養育推進計画の対象として検討を行うべきとの意見もあった。
- 一方で、自治体によっては、契約入所が多いなど差異があり、各自治体の実態を踏まえて検討すべきとの意見もあり、引き続き、社会的養育推進計画における障害児の位置づけについては、検討を深めることが望ましい。

イ. 評価のための指標

アのとおり、引き続きの検討が必要な事項となるが、「障害児入所施設（福祉型）に措置入所している障害児数」を社会的養護の子ども数に含めた上で、全体児童数のうちの割合を算出したものについて、自治体で把握することも考えられるとの意見もあった。

②社会的養護関連の子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

ア. 新たな計画策定要領に盛り込むべき事項

（子どもの意見形成支援及び意見聴取に係る留意点）

- 現行の策定要領においては、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めることとされている。
- これについては、子どもからの意見聴取や子どもの権利の代弁に先んじて、子どもの意見形成を支援することも重要であることを明記するとともに、
 - ・ 特に低年齢の段階から、権利ノートの配布など、分かりやすい権利学習機会を提供する
 - ・ また、その際には、子どもが理解しやすいよう配慮を行い、また、子どもが十分に理解していることの確認を行う

等に留意するよう示すことが考えられる。

- また、子どもの権利擁護に当たっては、
 - ・ 子どもが自分の意見を表明する上で使える手段（SNS・メール・手紙・電話等による相談、施設等における第三者委員の活用、意見箱の設置、定期的な訪問アドボケイトなど）を子ども自身に十分に周知するとともに、
 - ・ 子どもからの意見聴取の際には、その担当者は、可能な限り、児童相談所・一時保護所・里親・ファミリーホーム・施設職員など当事者と関係性（利害関係）のある人を避け、第三者を中心としつつ、当事者・経験者によるピアサポートも含めて、子どもが意見を述べやすい人物・場所・雰囲気配慮する

等に留意することを示すことが考えられる。

- 加えて、現行も、社会的養護に関する施策を検討する際には、当事者である子どもの複数の参画を求めること等について示されているが、①ア同様、児童虐待防止施策の検討、権利擁護のためのツールの作成等、自治体において社会的養護に関する施策を検討する際には、社会的養護当事者（経験者及び養子縁組成立児童を含む）の委員としての複数参画を基本とした上で、当事者に対してヒアリングやアンケートによる意見聴取を行い、その内容を十分に反映させることとすることが適当である。なお、当事者である子どもの参画の在り方については、当事者等によって構成される諮問委員会のような会議を設置し、意見を求めるなどの方法も検討すべきであるとの意見があった。

（措置決定等の際の子どもへの意見聴取・説明）

- 今般の改正児童福祉法において、施設入所、里親委託、在宅指導等の措置や一時保護の決定時には、子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの意見又は意向を勘案して措置等を行

うため、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の子どもの事情に応じた意見聴取等の措置をとることとされた。

- 現行の策定要領においても、措置時等における定期的な子どもへの説明や意見聴取を求めているが、新たな策定要領においては、本年度国において実施している調査研究内容も踏まえ、改めて、改正を踏まえた子どもの権利擁護の取組を都道府県に求めていくことが考えられる。
- なお、本人が一時保護を拒否しているケースに関しては児童福祉審議会への諮問を検討することも考えられるところであり、その活用についても留意されたい。

(子どもの権利擁護に係る体制の整備)

- 子どもの権利擁護を進めるためには、都道府県等における体制の整備が重要であることから、現行の策定要領の内容に加えて、
 - ・ 社会的養育に関わる関係職員（児童相談所、一時保護所、里親、ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業に携わる者）に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修の定期的な実施
 - ・ 子どもの権利擁護に関わる相談機関として、児童福祉審議会における子どもの権利擁護部の新設や、民間機関への事業委託等による体制整備を進めるよう求めるべきといった意見もあった。

イ. 連動して検討すべき項目

- 本項目については、
 - ⑥代替養育されている子どものパーマネンシー保障に向けた取組
 - ⑦里親等への委託の推進に向けた取組
 - ⑧施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
 - ⑨社会的養育自立支援の推進に向けた取組
 - ⑪一時保護改革に向けた取組などの項目とあわせて取組について検討を行うことが望ましいことを示すことが考えられる。

ウ. 評価のための指標

- 子どもの権利擁護の取組を評価するための指標としては、
 - ・ 社会的養育に関わる関係職員（児童相談所、一時保護所、里親、ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修の実施状況
 - ・ 社会的養育施策策定の際の検討委員会への委員としての当事者参画の有無や、措置・委託児童に対するヒアリングやアンケートの実施の有無
 - ・ 意見表明等支援事業の実施の有無、実施した人数、第三者への事業委託状況（子どもと利益相反のない独立性を担保しているのか）等などについて、自治体において定量的な目標設定をした上で、その進捗について国による公表・評価の対象とすることが考えられる。

- なお、上記の意見表明等支援事業の指標については、今後の調査研究において、以下のような指標の設定も含め、引き続き検討を深めることが望ましい。
 - ・ 一時保護所、一時保護委託先、措置・委託先ごとの、子どもの意見表明等支援事業の認知度（事業の存在、利用方法／等）
 - ・ 一時保護所、一時保護委託先、措置・委託先ごとの、意見表明等支援事業を利用しやすいと子ども本人が感じている程度

- また、自治体による定量的な整備目標の設定にはなじまないものの、
 - ・ 措置児童、一時保護所入所児童及び一時保護委託児童を対象とした、児童福祉審議会、権利ノート、意見箱、第三者委員、訪問アドボケイト等子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度（知っているか）、利用度（利用したことがあるか）、満足度（利用してどうだったか）
 - ・ 児童福祉法第 27 条第 6 項及び児童福祉法施行令第 32 条の規定に基づく児童相談所と子ども・保護者の意見相違ケース、一時保護所、一時保護委託先、措置先における生活の困りごと・要望や権利侵害等の処遇に関する意見が子どもからあったケースについて、これらケースごとに調査審議件数及び申立て件数
 - ・ 児童福祉審議会において社会的養護当事者（経験者及び養子縁組成立児童を含む）の委員としての参画があった割合
 - ・ 児童福祉審議会において直接子どもから意見聴取を行った回数・人数（意見相違ケース、意見表明ケースごとに）
 - ・ 子どもに対する権利・権利擁護に関わるプログラムや研修等の実施数
 等については、国による公表・評価の対象とすることが考えられ、取組推進の方針など定性的な取組内容について定めることとするなどについて、検討を深めることが適当である。

もっとも、措置児童、一時保護所入所児童及び一時保護委託児童を対象とした、児童福祉審議会、権利ノート、意見箱、第三者委員、訪問アドボケイト等子どもの権利擁護に関する取組に係る認知度、利用度、満足度については、アンケート調査の実施等自治体の負担等にも鑑み、指標の設定の在り方等について引き続き検討が必要である。

また、子どもに対する権利・権利擁護に関わるプログラムや研修等の実施に当たっては、集団的な研修だけでなく、訪問アドボケイトや意見表明等支援員による意見表明支援などの個別の支援のほか、ライフストーリーワークなども行うべきであるとの意見や、基本的には子ども全員に研修等を実施する前提の上で、強制するのではなくあくまで子どもの希望に添って行われることが望ましいとの意見もあった。

- さらに、国による定期的な評価・公表の対象にはなじまないが、「一時保護、措置・委託先において自分の生活にどの程度満足しているか、安心・安全な生活を出来ているのか感じている程度」については、実施自治体において、対象児童等にアンケートを実施する等により把握することも重要であるとの意見や、「子どもの権利ノートについて入所時に渡しているか、内容

を説明しているか、渡しっぱなしにせず児童福祉司記入欄などを更新しているか」、「児童福祉審議会における子どもの権利擁護部会の設置の有無、年単位の開催回数」等についても評価の指標とすることが望ましいといった意見もあった。

エ. 整備目標

○ ウを踏まえ、地域の現状（現在の資源の整備状況等）を把握した上で

- ・ 社会的養育に関わる関係職員（児童相談所、一時保護所、里親、ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修の実施状況
- ・ 社会的養育施策策定の際の検討委員会への委員としての当事者の参画の有無や、措置・委託児童に対するヒアリングやアンケートの実施の有無
- ・ 意見表明等支援事業の実施の有無、実施した人数、第三者への事業委託状況（子どもと利益相反のない独立性を担保しているのか）等

について、推進計画において、それぞれ定量的な整備目標を記載することとすることが考えられる。

○ また、

- ・ 措置児童、一時保護所入所児童及び一時保護委託児童を対象とした、児童福祉審議会、権利ノート、意見箱、第三者委員、訪問アドボケイト等子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度、利用度、満足度
- ・ 児童福祉審議会における措置先等における要望等の処遇に関する意見が子どもからあったケースに関する申立て件数
- ・ 児童福祉審議会において社会的養護当事者（経験者及び養子縁組成立児童を含む）の委員としての参画があった割合
- ・ 児童福祉審議会において直接子どもから意見聴取を行った回数・人数（意見相違ケース、措置先等における要望等の処遇に関する意見が子どもからあったケースごとに）
- ・ 子どもに対する権利・権利擁護に関わるプログラムや研修等の実施数

については、取組方針などそれぞれ定性的な取組内容を記載することとすることが考えられる。

③市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県が取組

(i)市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

ア. 新たな計画策定要領に盛り込むべき事項

（市区町村における予防的支援の重要性）

- 今般の改正児童福祉法によるこども家庭センターの設置等の相談支援体制の施行に当たっては、市区町村において、子育て家庭に対して、虐待等に至る前にどれだけ家庭の支援ニーズを把握し、家庭支援事業等の必要な支援に結びつけることができるかという予防的支援の視点が非常に重要である。

(都道府県と市区町村との連携、人材育成)

- ①アで記載したとおり、市区町村から送致を受けた事案についての情報の共有、在宅指導措置の委託・市区町村送致を実施する際の事前の十分な協議など、都道府県等と市区町村の役割と機能を理解・尊重した上で、円滑で一体的な連携を行うことが重要である。
- 現行の策定要領においても、子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策の策定について記載されているが、市区町村職員に対する研修等の実施により、日頃から子育て家庭と接点を持つような市区町村の相談支援体制を担う人材の育成が重要であり、研修の実施に当たっては、児童相談所職員と一緒に研修を行うことや、社会福祉協議会に委託された児童相談所向けの研修に市区町村職員も参加可能とすること、要対協担当者向けの研修を児童福祉司法定研修と併せて実施すること等により児童相談所と市区町村とがお互いの専門性について理解を深めることも考えられる。
- また、関係する市区町村職員に児童相談所援助方針会議に参加を促し、実際の児童相談所職員のケース検討を見てアセスメントのポイントを共有するなどの方法も考えられる。
- このほか、市区町村に社会福祉士や精神保健福祉士等の国家資格を持った人材を配置して専門性を高める必要があるとの意見もあった。

(ヤングケアラーに対する支援)

- さらに、ヤングケアラーに対する支援については、子ども家庭福祉分野だけでなく、家庭における高齢・障害・公的扶助等の他分野の資源が必要であるため、こども家庭センターを中心とした支援の連携体制の整備が重要なだけでなく、重層的支援体制の観点も重要であると考えられる。

イ. 連動して検討すべき項目

- 本項目については、
 - ③市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組のうち、(ii)市区町村の家庭支援事業の整備に向けた都道府県の支援・取組、(iii)児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組
 - ④支援を必要とする妊婦等の支援に向けた取組
 - ⑥代替養育されている子どものパーマネンシー保障に向けた取組のうち、(i)児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組、(ii)親子関係再構築に向けた取組
 - ⑩児童相談所の強化等に向けた取組のうち、(ii)都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

などの項目とあわせて取組について検討を行うことが望ましいことを示すことが考えられる。

ウ. 評価のための指標

- 市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組を評価するための指標としては、
 - ・ こども家庭センターの設置数
 - ・ 子ども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の受講者数とその割合について、定量的な目標設定をした上で、その進捗について国による公表・評価の対象とするこ

とが考えられる。

- また、自治体における定量的な整備目標の設定にはなじまないものと考えられるが、
 - ・ 市区町村の人材育成に係る体制整備（都道府県と市区町村との人材交流、子ども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の在り方等）
 - ・ こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況
 - ・ 市区町村への指導委託の件数と割合（分母：指導委託全件数）

については、国による公表・評価の対象とすることが考えられ、取組の推進に向けた取組方針など定性的な目標設定を行うなどの検討を深めるべきである。

サポートプランの策定状況については、具体的な指標の在り方や、市区町村ごとのばらつきをどのように調整するのかといった点についても、国における今年度の調査研究の内容を踏まえて検討を深めることが望ましい。

また、市区町村との連携状況の評価に当たっては、児童虐待相談対応件数に占める指導委託の割合も併記してはどうかとの意見もあった。

- このほか、国による定期的な評価・公表の対象にはなじまないが、「こども家庭センターにおける国家資格（社会福祉士・精神保健福祉士）を持ったソーシャルワーカーの配置数」や「要保護児童対策地域協議会に登録された要保護・要支援児童・特定妊婦のうち、市区町村の児童福祉又は母子保健の担当部署が関わるケース数」についても指標として考えられるといった意見もあった。

エ. 整備目標

- ウを踏まえ、地域の現状（要支援・要保護児童数、支援を必要とする妊婦等の数、在宅指導措置移行児童数等の見込みなどを踏まえた支援の必要量及び現在の地域資源の整備状況等）を把握した上で、
 - ・ こども家庭センターの設置数
 - ・ 子ども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の受講者数とその割合については、推進計画において定量的な整備目標を記載することとすることが考えられる。

- また、
 - ・ 市区町村の人材育成に係る体制整備（都道府県と市区町村との人材交流、子ども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の在り方等）
 - ・ こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況
 - ・ 市区町村への指導委託の件数と割合については、市区町村における人材育成に係る体制整備や児童相談所と市区町村との連携促進等に向けて、それぞれ定性的な取組内容を記載することとすることが考えられる。

(ii)市区町村の家庭支援事業の整備に向けた都道府県の支援・取組

ア. 新たな計画策定要領に盛り込むべき事項

(都道府県と市区町村との連携)

- 現行の策定要領においても、市区町村の支援メニューの充実について記載されているが、今般の改正児童福祉法により創設された家庭支援事業については、要支援家庭等に対する予防的支援として重要な役割を果たすものであることから、広域的な見地からその整備促進を図るため、都道府県としても管内市区町村の取組方針を把握し、都道府県としての支援・取組を推進計画に記載していくことが望ましい。
- そのためにも、推進計画の内容と、子ども・子育て支援事業支援計画（都道府県計画）及び子ども・子育て支援事業計画（市区町村計画）との整合が図られるよう、都道府県においては、社会的養育担当部局と子ども・子育て支援担当部局等との連携を図るよう求めることが考えられる。

(地域の里親に関する連携)

- 里親は、委託されている子どもの養育にあたり、他の子育て家庭と同様に地域の支援やサービスを利用することとなるが、こうした里親の情報が都道府県から市区町村に共有されていないケースが多いこと、里親が市町村事業であるショートステイ事業等の受け皿として期待されていることなどから、市区町村と地域の里親との繋がりがつくられるよう、都道府県から市区町村に対して、里親に関する情報提供や、市町村と里親とのコーディネートを行う等のフォローを行う必要があるとの意見もあった。

(母子生活支援施設の体制整備・活用促進)

- 現行の策定要領においても、母子生活支援施設の活用について記載されているが、母子生活支援施設については、社会的養護関係施設で唯一、親子が安心・安全な環境で同居しながら個別の支援を受けることができるという強みを生かし、親子分離を防ぐための予防的支援から、措置解除後の親子関係再構築支援まで、幅広い活用可能性があるものである。
- こうした特性を踏まえ、都道府県においては、DV被害に限らず、虐待・ネグレクト・障害・親子関係再構築・生活困窮・安定した住環境など様々な生活上の困難を抱える親子に対する入所支援を行えるものとして、市区町村に対して幅広く活用を促すとともに、必要な体制整備を行うよう示すことが考えられる。

イ. 連動して検討すべき項目

- 本項目については、
 - ③市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組のうち、(i)市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組、(iii)児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組
 - ④支援を必要とする妊婦等の支援に向けた取組
 - ⑥代替養育されている子どものパーマネンシー保障に向けた取組のうち、(i)児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組、(ii)親子関係再構築に向けた取組
 - ⑦里親等への委託の推進に向けた取組
 - ⑧施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

などの項目とあわせて取組について検討を行うことが望ましいことを示すことが考えられる。

ウ. 評価のための指標

- 市区町村の家庭支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組を評価するための指標としては、
 - ・ 家庭支援事業の要支援児童、要保護児童 1 人当たりの年間利用日数（件数）
 - ・ 市区町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率について、定量的な目標設定をした上で、その進捗について国による公表・評価の対象とすることが考えられる。

なお、家庭支援事業のうち既存事業（子育て短期支援事業、一時預かり事業、養育支援訪問事業）については、社会的養育専門委員会報告書（令和 4 年 2 月）でも利用水準の低さが指摘されており、今般の改正児童福祉法において、家庭支援事業については、利用勧奨・措置の仕組みが導入されたことを踏まえ、例えば目標値を 2 倍以上に設定してその達成度を評価すべきとの意見もあった。

エ. 整備目標

- ウを踏まえ、地域の現状（利用勧奨・措置も踏まえた支援の必要量、現在の地域資源の整備状況等）を把握した上で、
 - ・ 家庭支援事業の要支援児童、要保護児童 1 人当たりの年間利用日数（件数）
 - ・ 市区町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率については、推進計画において定量的な整備目標を記載することとすることが考えられる。

(iii) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

ア. 新たな計画策定要領に盛り込むべき事項

- 現行の策定要領において示されているような、児童家庭支援センターの機能強化の計画及び設置に向けた計画を策定する際には、実施機関及び市区町村へ十分なヒアリング・説明を行い、それぞれとの連携を密にした上で、相談・支援ニーズの把握や市区町村からの事業委託を含めた具体的な支援メニューの在り方などについて十分に協議を行う必要がある旨を示すことが重要である。

イ. 連動して検討すべき項目

- 本項目については、
 - ③市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組のうち、(i)市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組、(ii)市区町村の家庭支援事業の整備に向けた都道府県の支援・取組
 - ④支援を必要とする妊婦等の支援に向けた取組
 - ⑥代替養育されている子どものパーマネンシー保障に向けた取組のうち、(i)児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組、(ii)親子関係再構築に向けた取組
 - ⑦里親等への委託の推進に向けた取組

⑧施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

⑩児童相談所の強化等に向けた取組のうち、(ii)都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

などの項目とあわせて取組について検討を行うことが望ましいことを示すことが考えられる。

ウ. 評価のための指標

- 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組を評価するための指標としては、「児童家庭支援センターの設置数」について、定量的な目標設定をした上で、その進捗について国による公表・評価の対象とすることが考えられる。

なお、都道府県内で市区町村ごとの設置状況のばらつきの解消を図る必要があり、児童家庭支援センターの設置数だけでなく、設置された児童家庭支援センターによって市区町村がどの程度カバーされているかも含めて充実度合いを測るべきとの意見もあった。

- また、自治体における定量的な整備目標の設定にはなじまないものと考えられるが、都道府県と市町村との連携状況や、児童家庭支援センターの活用度合いを測る指標として、「児童家庭支援センターへの指導委託の件数と割合（分母：指導委託全件数）」については、国による公表・評価の対象とすることが考えられ、取組の促進に向けた取組方針など定性的な内容について記載を求めるなどの検討を深めるべきである。

なお、児童虐待相談対応件数に占める指導委託の割合も併記してはどうかとの意見もあった。

エ. 整備目標

- ウを踏まえ、地域の現状（在宅指導措置移行児童数の見込み等を踏まえた支援の必要量及び現在の地域資源の整備状況等）を把握した上で、「児童家庭支援センターの設置数」について、推進計画において定量的な整備目標を記載するとともに、「児童家庭支援センターへの指導委託の件数と割合（分母：指導委託全件数）」については、児童家庭支援センターへの指導委託方針等について、定性的な取組方針について記載を求めることが考えられる。

④支援を必要とする妊婦等の支援に向けた取組

ア. 新たな計画策定要領に盛り込むべき事項

（妊産婦等生活援助事業の整備）

- 今般の改正児童福祉法において、生活に困難を抱える妊産婦等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携及び入所調整等を行う妊産婦等生活援助事業を法律上位置づけるとともに、都道府県等がその体制整備や支援を必要とする妊婦等への利用勧奨等を通じて着実に支援を届けていくこととされたところ。
- この妊産婦等生活援助事業については、今年度、国において調査研究事業が実施されているが、新たな計画策定要領においては、同調査研究も踏まえ、同事業の整備が各都道府県において着実に進められるよう、必要な内容を盛り込むことが必要である。

(助産施設・助産制度の体制整備と周知)

- 経済的課題を抱える妊婦の入院制度を支援する助産施設を確保する必要がある、新たな推進計画においては、助産施設の確保についても、都道府県において取り組むこととすることが望ましい。
- 支援を必要とする当事者に制度が周知されていることが重要であることから、都道府県においては、制度の周知にも留意するよう求めることが考えられる。
この点、助産制度について認知を高めるとともに、支援を必要とする妊婦等が接触しやすいネット検索等において、助産施設が上位に挙がるよう工夫することが必要との意見もあった。

(市町村等との連携等)

- 支援を必要とする妊婦等に対する支援については、支援対象者の把握や地域生活を支援する観点から、母子保健分野や市区町村との連携が不可欠である。
このため、都道府県等の児童福祉担当と母子保健担当とで連携を行うことはもとより、改正児童福祉法により、妊産婦等生活援助事業の実施を必要とする妊産婦を把握した市町村や福祉事務所、児童相談所、婦人保護所の長について、同事業を実施する都道府県知事等への報告又は通知が義務付けられたことから、市区町村をはじめとした管内の関係機関と、広域的な地域資源についての情報共有や支援のつなぎのための関係づくり等を目的とした連絡会議を開催するなど、都道府県等が主導して連携体制を構築することが求められる。
- あわせて、支援を必要とする妊婦等への支援を担う人材育成の観点からは、こども家庭センター、女性相談センター、児童福祉及び母子保健関係部署などの関係機関の職員への研修を実施することも考えられ、研修内容は、生活困窮支援、特別養子縁組など福祉的なものとするのが望ましい。

(その他予算事業による支援体制の充実)

- このほか、妊娠葛藤相談窓口の設置、妊産婦訪問支援、初回産科受診料支援事業等、管内で実施されている予算事業による支援についても、都道府県において取組状況を把握するとともに、広域的・社会的養育の立場から、その充実に向けた支援等について検討を行うこととするとも考えられる。

イ. 連動して検討すべき項目

- 本項目については、
 - ③市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
 - ⑥代替養育されている子どものパーマネンシー保障に向けた取組のうち、(iii)特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
 - ⑦里親等への委託の推進に向けた取組
 - ⑧施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

などの項目とあわせて取組について検討を行うことが望ましいことを示すことが考えられる。

ウ. 評価のための指標

○ 支援を必要とする妊婦等の支援に向けた取組を評価するための指標としては、

- ・ 妊産婦等生活援助事業の実施状況
- ・ 助産施設の設置数
- ・ 妊娠葛藤相談窓口の設置状況
- ・ 関係機関との連携体制構築のための取組
- ・ こども家庭センター、女性相談センター、児童福祉及び母子保健関係部署等の関係機関の職員等への研修回数

について、定量的な目標設定をした上で、その進捗について国による公表・評価の対象とすることが考えられるが、上記のとおり今年度の調査研究を踏まえて設定することが望ましい。

○ このほか、国による公表・評価の対象にはなじまないが、「0日死亡事例件数」や「飛び込み出産数」については、実施自治体において把握することも重要であるとの意見もあった。

エ. 整備目標

○ ウを踏まえ、地域の現状（支援を必要とする妊婦等の数の見込み等を踏まえた支援の必要量及び現在の地域資源の整備状況等）を把握した上で、

- ・ 妊産婦等生活援助事業の整備
- ・ 助産施設の設置数
- ・ 妊娠葛藤相談窓口の設置
- ・ 関係機関との連携体制構築のための取組
- ・ こども家庭センター、女性相談センター、児童福祉及び母子保健関係部署等の関係機関の職員等への研修回数

については、推進計画において定量的な整備目標を記載することが考えられる。

⑤各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

代替養育を必要とする子ども数の見込みについては、現時点で現行計画からの見直しの必要については認められないが、

- ・ 自治体内で、里親養育の必要な子どもの見込み数と実際の委託数との乖離が生じていることから、次期計画策定時においては、見込み数を踏まえた現実的な里親委託の目標値をどのように設定するかが課題である
- ・ 各自治体の実情を踏まえた里親委託率の目標値の設定や見直しを考慮して欲しい
- ・ 社会的養護児童の見込み数の枠組みの中に障害児入所施設（福祉型）に措置入所している児童数を含めるべき

等の意見があった。

⑥代替養育されている子どものパーマネンシー保障に向けた取組

(i)児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

ア. 新たな計画策定要領に盛り込むべき事項

(パーマネンシー保障の理念の明確化)

- ①のアで記載した家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の考え方に基づくケースマネジメントの在り方を明らかにする必要がある。
- 具体的には、市区町村の家庭支援事業等による予防的支援により家庭維持等を目指した上で、児童相談所運営指針において示されているとおり、児童相談所が相談援助活動を行う際には、まずは家庭復帰に向けた努力を最大限に行う必要があり、それが困難と判断された場合は、親族・知人による養育（親族里親、養育里親や養子縁組）を検討し、さらには特別養子縁組を検討し、これらが子どもにとって適当でないと判断された場合には、里親等への委託や児童福祉施設等への措置を検討するという、家庭養育優先とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に留意するよう明記する必要がある。
- また、子どもの家庭復帰が難しい場合の親族養育、養子縁組の検討など、代替養育下における長期措置を防ぐためのケースマネジメントを行うためには、先行して取組を進めている自治体の例（福岡市における家庭移行支援係、山梨県において令和5年度から予定している実施体制など）も参考に、児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備について検討することが望ましい。

イ. 連動して検討すべき項目

- 本項目については、
 - ②社会的養育関連の子どもの権利擁護の取組
 - ③市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
 - ⑥代替養育されている子どものパーマネンシー保障に向けた取組のうち、(ii)親子関係再構築に向けた取組、(iii)特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
 - ⑦里親等への委託の推進に向けた取組
 - ⑧施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
 - ⑩児童相談所の強化等に向けた取組のうち、(ii)都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

などの項目とあわせて取組について検討を行うことが望ましいことを示すことが考えられる。

ウ. 評価のための指標

- 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組を評価するための指標としては、自治体における定量的な整備目標の設定にはなじまないものと考えられるが、
 - ・ 施設（乳児院・児童養護施設）、里親・ファミリーホームの平均措置期間

- ・ 子どもの家庭復帰が難しい場合の親族養育、養子縁組の検討など、代替養育下における長期措置を防ぐためのケースマネジメントを行うための児童相談所における専門チームや担当係の配置など体制整備の状況（検討状況も含む）

について、国による公表・評価の対象とすることが考えられる。

これらの指標を設定することで、都道府県において措置児童の状況を洗い出すことになり、改めて措置児童の処遇を検討する契機ともなると考えられることから、都道府県としてどのようにパーマネンシープランニングを行っていくか、推進計画にその取組方針を定めることとするなど、さらに検討を深めるべきである。

なお、評価に当たっては、措置が長期間に及んでも家庭復帰できる場合もあり、措置期間の長短のみにより評価を行うのは適当ではなく、措置中の児童について、適切にケースマネジメントが行われているかが重要であることに留意が必要である。

また、平均措置期間以外に、長期（３年以上）措置されている児童割合などを設定することも考えられるといった意見もあった。

○ さらに、国による定期的な評価・公表の対象にはなじまないが、

- ・ 措置児童を対象とした面会、一時帰宅等、実親や親族との交流状況
- ・ 施設の退所・措置解除の理由と在所期間
- ・ 永続性保障（家庭維持・復帰／親族養育／特別養子縁組／普通養子縁組（親族又は里親））方針の児童数・割合
- ・ 家庭養育保障（家庭維持・復帰／親族養育／特別養子縁組／普通養子縁組（親族又は里親）／里親委託／ファミリーホーム委託）方針の児童数・割合

等については、実施自治体において、親子分離後の措置児童に対するケースマネジメント（パーマネンシー保障）の実態を明らかにする重要な指標になるため、自治体で把握・検討することも重要であるとの意見もあった。

なお、「児童の再保護・再措置率」については、家庭復帰後の安定した養育環境を保障できているかに関する指標になり得るものであるが、一方で、家庭復帰しても、再保護・再措置に至るケースは発生し得るため、評価指標にはなじまないのではないかといった意見もあった。

エ. 整備目標

○ ウを踏まえ、地域の現状（施設等ごとの児童の措置期間等の状況）を把握した上で、

- ・ 施設（乳児院・児童養護施設）、里親・ファミリーホームの平均措置期間
- ・ 子どもの家庭復帰が難しい場合の親族養育、養子縁組の検討など、代替養育下における長期措置を防ぐためのケースマネジメントを行うための児童相談所における専門チームや担当係の配置など体制整備の状況（検討状況も含む）

については、定性的な取組内容を記載することとすることが考えられる。

(ii) 親子関係再構築に向けた取組関係

ア. 新たな計画策定要領に盛り込むべき事項

(親子再統合支援事業)

- 今般の改正児童福祉法において、都道府県による親子再統合支援事業の着実な実施が努力義務とされたことを踏まえ、児童相談所において親子関係再構築支援を適切に実施するための体制整備を行うことが重要であり、今後、国において策定予定であるガイドラインの内容を踏まえて、具体的な支援を実施していく必要がある。

(児童相談所における体制強化)

- 親子関係再構築支援に向けた体制が必要であり、例えば、親子関係再構築支援の専任職員の配置や、専門チームの設置などにより、支援に必要な体制を整備した上で、連続性のある支援を実施することが重要である。
- また、親への相談支援等に関する児童相談所職員への研修の実施等を通じて児童相談所全体がスキルアップを図っていく必要がある。

(市区町村における支援体制の強化と連携等)

- 親子関係再構築に向けた支援においては、子どもや親自身の課題に対する支援や、生活基盤を整えるための支援が重要であり、その資源を多く持っている市区町村が親子関係再構築支援の意義を理解し、児童相談所と連携して支援を実践していくことが不可欠であるため、市区町村の家庭支援事業等による支援の提供を通して、引き続き親子関係再構築支援が行われるよう、市区町村のこども家庭センターに適切に共有し、サポートプランの策定に反映させていくことが重要である。

(民間との協働による支援の充実)

- 子どもや親に対するよりよい支援の選択肢を増やしたり、多様な立場からサポートできる体制づくりや児童相談所だけでは難しい専門的な支援を実施するため、保護者支援プログラムの実施団体等と協働することも考えられるが、保護者支援プログラムの実施が親子関係再構築支援の唯一の方法ではないということには留意が必要である。
- 保護者支援プログラムの実施に当たっては、実施団体等に十分なカンファレンスを実施して、児童相談所のケースマネジメントを理解してもらうことが重要であるといった意見や、守秘義務がある中で支援内容の情報共有をどこまで行うかなどが課題であるといった意見、保護者支援プログラムの効果的な活用のためには、児童相談所職員がコーディネート業務（実施団体等との調整・マッチング、児童相談所内での援助方針への活用の提案、各担当者への研修等）を実施することが重要であるとの意見があった。
- このほか、保護者支援プログラムの効果は、短期の結果では測れない難しさがあるといった意見や、家庭復帰の件数＝プログラムの成果という単純なものではないことには留意が必要であるとの意見、地方には保護者支援プログラムの委託先がないケースもあるため、児童相談所職員がライセンス取得することや、一部プログラムのオンライン実施などの工夫が必要であるといった意見もあった。

(施設・里親等との協働による支援)

- 分離中の親子を対象とした親子関係再構築支援においては、子どもの状況や、親の面会状況等について、施設や里親等からもしっかりと情報収集等を行うなど、施設・里親等と協働しながら親子関係再構築支援を実施する体制づくりが重要である。

イ. 連動して検討すべき項目

- 本項目については、
 - ②社会的養育関連の子どもの権利擁護の取組
 - ③市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
 - ⑥代替養育されている子どものパーマネンシー保障に向けた取組のうち、(i)児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組、(iii)特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
 - ⑦里親等への委託の推進に向けた取組
 - ⑧施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
 - ⑩児童相談所の強化等に向けた取組のうち、(ii)都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

などの項目とあわせて取組について検討を行うことが望ましいことを示すことが考えられる。

ウ. 評価のための指標

- 親子関係再構築に向けた取組を評価するための指標としては、
 - ・ 親子再統合支業事業の実施状況
 - ・ 親への相談支援等に関する児童相談所職員への研修の実施等状況について、定量的な目標設定をした上で、その進捗について国による公表・評価の対象とすることが考えられるが、親子再統合支業事業の実施状況の指標については、上記のとおり今年度の調査研究結果を踏まえ設定することが望ましい。
- また、自治体における定量的な整備目標の設定にはなじまないものと考えられるが、
 - ・ 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況
 - ・ 保護者支援プログラム等を民間団体等に委託した件数
 - ・ 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施数やライセンス取得数については、国による公表・評価の対象とすることが考えられ、取組の推進に向けた 定性的な目標設定を行うなどの検討を深めるべきである。
- このほか、国による定期的な評価・公表の対象にはなじまないが、「保護者支援プログラムを効果的に実施するためのコーディネート業務（外部専門職との調整・マッチング、児相内での援助方針への活用）の提案、各担当者への研修等）を行う担当者の配置状況」についても指標として考えられるとの意見もあった。

エ. 整備目標

- ウを踏まえ、地域の現状（支援を必要とする親子等の数の見込み等を踏まえた支援の必要量及び現在の地域資源の整備状況等）を把握した上で、
 - ・ 親子再統合支援事業の実施状況
 - ・ 親への相談支援等に関する児童相談所職員への研修の実施等状況については、推進計画において定量的な整備目標を記載することとすることが考えられる。
- また、
 - ・ 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況
 - ・ 保護者支援プログラム等を民間団体等に委託した件数
 - ・ 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施数やライセンス取得数については、それぞれ推進のための取組方針など定性的な取組内容を記載するよう求めることが考えられる。

(iii)特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

ア. 新たな計画策定要領に盛り込むべき事項

（特別養子縁組に向けた具体的なケースマネジメントの在り方）

- 現行の策定要領においても、特別養子縁組の検討対象となる子どもに対しては、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を優先して検討することが記載されているが、(i)アに記載しているとおり、新たな策定要領においても、家庭復帰に向けた努力を最大限に行った上で、それが困難と判断された場合は、親族・知人による養育を検討し、それも困難である場合には特別養子縁組を検討するといった、家庭養育優先とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に留意するよう明記する必要がある。
- あわせて、このような支援の実施に当たっては、子どもの家庭復帰が難しい場合の特別養子縁組の検討など、代替養育下における長期措置を防ぐためのケースマネジメントを行うために、先行して取組を進めている自治体の例（福岡市における家庭移行支援係、山梨県において令和5年度から予定している実施体制など）も参考に、児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備について検討することが望ましい。
- なお、現行の策定要領において、特別養子縁組の検討対象となる子どもの例として「長期間にわたり親との交流がない子ども」が挙げられているが、この「長期間」の目安については3年間とすべきとの意見もあった。

（民間あっせん機関等との連携等）

- 特別養子縁組の推進に当たっては、民間あっせん機関等との連携も重要である。児童相談所において適切な養子縁組里親が見つからない場合に、民間あっせん機関等に協力を打診するほか、養子縁組成立後の支援を委託するなどの連携の在り方が考えられることを策定要領において示すことが考えられる。

- また、実親や親族との交流が途絶えたケースなど、家庭復帰が困難なケースにかかるパーマネンシー保障の観点からは、平成元年の民法改正により可能となった、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立て等の活用を促すことが望ましい。

(その他)

- このほか、ヒアリング等においては、
 - ・ 養育里親については長期的な支援が求められる一方で、法律上親子となる養子縁組とでは支援の在り方が異なるため、里親のリクルートやアセスメントの段階から両者を区別して取り扱うことが重要
 - ・ 出自を知る権利の保障の観点から、養子縁組に関する記録の整備と相談支援（生い立ち整理、思春期対応、養親養子の家族関係作りに関わる部分）の整理も含めて、誰がどのような養子縁組成立後支援をするのか、具体的に示す必要がある
 - ・ 養子縁組家庭が転居することも考慮に入れ、地域で孤立することのないよう、自機関でのあっせんかどうかを問わず養子縁組家庭同士の交流等の支援を行うことも必要ではないか
 - ・ パーマネンシー保障の観点から、自立の際に委託先の里親等との養子縁組の可能性を検討する必要もある
- といった意見もあった。

イ. 連動して取り組むべき項目

- 本項目については、
 - ②社会的養育関連の子どもの権利擁護の取組
 - ⑥代替養育されている子どものパーマネンシー保障に向けた取組のうち、(i)児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組、(ii)親子関係再構築に向けた取組
 - ⑦里親等への委託の推進に向けた取組
 - ⑧施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- などの項目とあわせて取組について検討を行うことが望ましいことを示すことが考えられる。

ウ. 評価のための指標

- 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組を評価するための指標としては、
 - ・ 児童相談所を通じた特別養子縁組成立件数
 - ・ 交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等について児童相談所長による申立を行った件数
- について、定量的な目標設定をした上で、その進捗について国による公表・評価の対象とすることが考えられる。なお、児童相談所長による申立を行った件数については、申立に関する参加人としての関与数を含めることも考えられる。
- また、自治体における定量的な整備目標の設定にはなじまないものと考えられるが、
 - ・ 子が18歳未満の養子縁組家庭への支援の継続割合

- ・ フォスタリング機関や乳児院、里親会等に対して養子縁組の相談支援業務を委託している件数
- ・ 民間を通して委託した児童数、特に委託する際に一時保護として関わりながら委託する件数、相談件数等

については、国による公表・評価の対象とすることが考えられ、相談支援業務の外部委託や民間あっせん機関等との連携等に向けた取組方針など、定性的な取組内容を記載するよう求めるなどの検討を深めるべきである。

- このほか、国による定期的な評価・公表の対象にはなじまないが、「特別養子縁組が必要な子どもの把握、検討した子ども数、検討回数、養親候補者の確保数、児童相談所が一時保護または措置してから養親候補者に委託されるまでの期間、養親候補者に委託されてから成立するまでの期間等のプロセス指標」について、自治体で把握することも考えられるとの意見もあった。

エ. 整備目標

- ウを踏まえ、地域の現状（特別養子縁組の検討対象となる子どもの数の見込み等を踏まえた支援の必要量及び現在の地域資源の整備状況等）を把握した上で、
 - ・ 児童相談所を通じた特別養子縁組成立数
 - ・ 交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等について児童相談所長による申立を行った件数
 については、推進計画において定量的な整備目標を記載することとすることが考えられる。
- また、
 - ・ 子が18歳未満の養子縁組家庭への支援の継続割合
 - ・ フォスタリング機関や乳児院、里親会等に対して養子縁組の相談支援業務を委託している件数
 - ・ 民間を通して委託した児童数、特に委託する際に一時保護として関わりながら委託する件数、相談件数等
 については、それぞれ定性的な取組内容を記載することとすることが考えられる。

⑦ 里親等への委託の推進に向けた取組

ア. 新たな計画策定要領に盛り込むべき事項

（包括的な里親家庭支援について）

- 現行の策定要領においても、フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築について記載されているが、里親のリクルートから、登録・研修、マッチング、委託後アフターフォローまで、一貫した窓口による包括的なフォスタリング事業を実施することが重要であり、今年度、国において実施されている里親支援センターに関する調査研究の内容も踏まえ、各都道府県において里親支援体制の整備が着実に進められるよう、必要な見直しを行うことが必要である。
- その際、都道府県においては、

- ・ フォスタリング業務に関わる人材募集・養成のための具体的な方策（道筋）
- ・ 児童相談所と民間フォスタリング機関との連携のための、児童相談所における専任の里親担当者の配置等の体制整備
- ・ フォスタリング機関への第三者評価の実施（特に初期は監督目的よりも支援目的として、フォスタリング機関の第三者評価を実施することが望ましい）
- ・ フォスタリング機関の労働条件の質とその確保、行政による財政的支援等について検討する必要があるとの意見があった。

（その他）

- このほか、里親やファミリーホームへの委託の促進に当たって、都道府県が留意すべき事項として、
 - ・ 里親のリクルートに当たっては、短期受け入れ里親（ショートステイ里親、一時保護里親、週末里親等）や乳幼児専門里親など、地域の実情に応じて、里親家庭の事情にも適う多様な里親の在り方を検討・周知することが重要であること
 - ・ 障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書（令和２年２月）で言及されているとおり、障害児においてもできる限り良好な家庭的環境の中で特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で育ちを保障することでウェルビーイングの向上を目指す必要があるため、障害児入所施設（福祉型）の措置入所児童についても、より家庭的な環境として里親やファミリーホームの活用を一層促進するための検討をすべきことを示していくことが考えられる。
- なお、里親委託率については、家族維持など予防的対応、親子関係再構築支援、特別養子縁組などパーマネンシー保障に関わる対応を優先した上で、必要な代替養育における里親委託率の向上が求められるものであることに留意が必要である。

イ. 連動して検討すべき項目

- 本項目については、
 - ②社会的養育関連の子どもの権利擁護の取組
 - ③市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組のうち、(ii)市区町村の家庭支援事業の整備に向けた都道府県の支援・取組、(iii)児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組
 - ④支援を必要とする妊婦等の支援に向けた取組
 - ⑥代替養育されている子どものパーマネンシー保障に向けた取組
 - ⑧施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
 - ⑨社会的養護自立支援の推進に向けた取組
 - ⑪一時保護改革に向けた取組

などの項目とあわせて取組について検討を行うことが望ましいことを示すことが考えられる。

ウ. 評価のための指標

- 里親等への委託の推進に向けた取組を評価するための指標としては、
 - ・ 3歳未満、3歳以上～就学前、学童期以降の里親等委託率
 - ・ 養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組里親それぞれの里親登録数、新規里親登録数
 - ・ 里親登録に対する委託里親の割合（年間に1回でも委託のあった里親数）
 - ・ 里親認定審議会の開催件数
 - ・ 里親支援センターの機関数、民間への委託数
 - ・ 児童相談所における専任里親担当の配置数
 - ・ 認定前、更新研修など必須研修以外の研修実施数

について、定量的な目標設定をした上で、その進捗について国による公表・評価の対象とすることが考えられる。

なお、里親登録に対する委託里親の割合の委託里親数に関しては、養子縁組里親以外の養育里親、専門里親、親族里親を合計し、措置のみならず一時保護やショートステイなども合計することが望ましいとの意見があった。

- また、自治体における定量的な整備目標の設定にはなじまないものと考えられるが、「里親・ファミリーホームの不調数、割合」は、安定的な家庭的養育環境を提供する観点からは重要な指標であり、不調の定義を明確にした上で、国による公表・評価の対象とすることが考えられる。
- あわせて、不調の要因分析を踏まえた都道府県における対応方針等について記載を求めることとするなど、定性的な記載について検討を深めることが望ましい。
- このほか、国による定期的な評価・公表の対象にはなじまないが、「未委託里親数・割合、最初に登録してから委託されるまでの平均年数や、養育里親における短期受け入れ（一時保護、ショートなど）里親の割合」についても、自治体で把握することが望ましいとの意見もあった。

エ. 整備目標

- ウを踏まえ、地域の現状（里親・ファミリーホームへの委託の検討対象となる子どもの数の見込み等を踏まえた支援の必要量及び現在の地域資源の整備状況等）を把握した上で、
 - ・ 3歳未満、3歳以上～就学前、学童期以降の里親委託率
 - ・ 養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組里親それぞれの里親登録数、新規里親登録数
 - ・ 里親登録数に対する委託里親数の割合（年間に1回でも委託のあった里親数）
 - ・ 里親認定審議会の開催件数
 - ・ 里親支援センターの機関数、民間への委託数
 - ・ 児童相談所における専任里親担当者数
 - ・ 認定前、更新研修など必須研修以外の研修実施数
- については、推進計画において定量的な整備目標を記載することとすることが考えられる。
- また、「里親・ファミリーホームの不調数、割合」については、不調の要因分析も踏まえた都道府県の対応方針などを記載することも考えられる。

⑧ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

ア. 新たな計画策定要領に盛り込むべき事項

(取り組むべき要素ごとの目標設定)

- 本項目については、都道府県において取り組むべき要素が多いため、「小規模かつ地域分散化」「高機能化」「多機能化・機能転換」などに分け、それぞれの目標等を国として示す必要があるものと考えられる。
- 特に、「高機能化」については何を求めるものなのかがわかりにくいとの意見もあったことから、児童心理治療施設や児童自立支援施設との違いを含め、より具体的な方向性を策定要領において提示する必要がある。施設の多機能化・機能転換により家庭養護への移行が進む中で、それらではニーズが満たされない子どもに対応できる施設の高機能化について、早急に具体的な検討と取組を行うことが必要である。
- 現行の策定要領においても、施設で養育が必要な子どもの見込み数や、在宅家庭や里親家庭の支援体制の充実等を踏まえた施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の見込みを把握し、計画を策定することとされているが、新たな策定要領においては、都道府県において、見込みの把握を行った上で、どのように今後の施設の運営の在り方について検討を進めるべきか、国において具体的なモデルを示すことが望ましい。
- 現行の策定要領で示されている、概ね 10 年程度で小規模かつ地域分散化を進めるという目標は、目指すべき方向性を国が示すという意味では記載があっても良いのではないかといった意見もあった。

(多機能化・機能転換の指標としての地域支援・在宅支援の充実)

- 子育て短期支援事業など、市区町村の家庭支援事業をどの程度行っているのか、事業委託されているのが施設の多機能化・機能転換の取組を評価する重要な指標となる。このため、都道府県においては、市区町村に対しては積極的な施設の活用を、施設に対しては積極的な事業実施を促していくとともに、利用可能な補助金等の説明を十分に行う必要がある。
- また、多機能化・機能転換の一つの方向性として、児童家庭支援センターの設置を促進することが考えられる。

イ. 連動して取り組むべき項目

- 本項目については、
 - ②社会的養育関連の子どもの権利擁護の取組
 - ③市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組のうち、(ii)市区町村の家庭支援事業の整備に向けた都道府県の支援・取組、(iii)児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組
 - ④支援を必要とする妊婦等の支援に向けた取組
 - ⑥代替養育されている子どものパーマネンシー保障に向けた取組のうち、(i)児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組、(ii)親子関係再構築に向けた取組

- ⑦里親等への委託の推進に向けた取組
- ⑨社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ⑪一時保護改革に向けた取組

などの項目とあわせて取組について検討を行うことが望ましいことを示すことが考えられる。

ウ. 評価のための指標

- 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を評価するための指標としては、
 - ・ 小規模かつ地域分散化された乳児院・児童養護施設数とその割合
 - ・ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設における一時保護専用施設、フォスターリング事業、産前・産後母子支援事業の実施施設数・割合
 - ・ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設における市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数・割合（家庭支援事業ごと）
 - ・ 各施設の児童家庭支援センターの設置数・割合
 - ・ 家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の職員が地域支援を実施している施設数
 - ・ 施設機能強化推進費加算における親子支援事業など多機能化のための加算を使っている施設数

について、定量的な目標設定をした上で、その進捗について国による公表・評価の対象とすることが考えられる。
- また、自治体における定量的な整備目標の設定にはなじまないものと考えられるが、「各施設に入所している子ども数・措置されている児童のうち施設入所の割合」については、国による公表・評価の対象とすることが考えられ、ケアニーズの高い子ども等の施設養育に向けた方針について計画への記載を求めるなどの検討を深めるべきである。
- このほか、国による定期的な評価・公表の対象にはなじまないが、施設の小規模化・地域分散化を進める中でも、きょうだい児については、きょうだいで措置されることが望ましいことから、きょうだいで措置されている施設数についても評価指標となり得るのではないかといった意見もあった。

エ. 整備目標

- ウを踏まえ、地域の現状（施設での養育が必要な子どもの数、家庭支援事業の実施見込み、在宅指導措置移行児童数の見込み等を踏まえた支援の必要量及び現在の地域資源の整備状況等）を把握した上で、
 - ・ 小規模かつ地域分散化された乳児院・児童養護施設数とその割合
 - ・ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設における一時保護専用施設、フォスターリング事業、産前・産後母子支援事業の実施施設数・割合

- ・ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設における市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数・割合（家庭支援事業ごと）
- ・ 各施設の児童家庭支援センターの設置数・割合
- ・ 家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の職員が地域支援を実施している施設数
- ・ 施設機能強化推進費加算における親子支援事業など多機能化のための加算を使っている施設数

については、推進計画において定量的な整備目標を記載することとすることが考えられる。

- また、「各施設に入所している子ども数・措置されている児童のうち施設入所の割合」については、定性的な取組内容を記載することとすることが考えられる。

⑨ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(i) 自立支援を必要とする社会的養護経験者数の見込み及び実態把握

- 改正児童福祉法において、社会的養護経験者等の実情を把握し、必要な援助を行うことが、都道府県が行わなければならない業務として位置づけられたことを踏まえ、自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実態数の見込みや、その実態について、都道府県において把握することとすることが考えられる。
- 社会的養護経験者等の自立支援の在り方については、今年度、国において調査研究を実施していることから、その内容も踏まえ、適切な内容について策定要領に位置づけることが必要である。

(ii) 社会的養護経験者の自立に向けた取組

ア. 新たな計画策定要領に盛り込むべき事項

（自立支援事業の責任主体の明確化）

- 上記のとおり、改正児童福祉法において、社会的養護経験者等に対する必要な援助については、都道府県が行わなければならない業務として位置づけられたことを踏まえ、新たな策定要領においても、主たる責任者が都道府県となることを明記した上で、継続支援計画の作成を含め、誰が措置解除後に第一義的責任を持つのか等の責任主体について、調査研究の内容を踏まえ記載することが必要である。

（各支援事業の整備）

- 改正児童福祉法において、社会的養護自立支援拠点事業が創設されたことを踏まえ、新たな推進計画においては、相談系メニュー（社会的養護自立支援拠点事業）と居住系メニュー（児童自立生活援助事業）のそれぞれについて、都道府県における事業整備が円滑に進むよう、調査研究の内容も踏まえ、必要な内容を新たな策定要領に盛り込むことが望ましい。

イ. 連動して検討すべき項目

- 本項目については、
 - ②社会的養育関連の子どもの権利擁護の取組
 - ⑦里親等への委託の推進に向けた取組
 - ⑧施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
 などの項目とあわせて取組について検討を行うことが望ましいことを示すことが考えられる。

ウ. 評価のための指標

- 社会的養護自立支援の推進に向けた取組を評価するための指標としては、
 - ・ 社会的養護自立支援拠点事業及び児童自立生活援助事業の実施状況
 - ・ 継続支援計画の策定数と策定率
 - ・ 社会的養護経験者等の自立後の実態把握調査の実施状況
 - ・ 里親・ファミリーホーム、児童養護施設等（児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設）における 18 歳を迎えた子どものうち措置延長を希望する者に対する措置延長された者の割合
 - ・ 里親・ファミリーホーム、児童養護施設等（児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設）における 18 歳を迎えた子どものうち大学・専門学校等への進学を希望する者に対する進学者の割合

について、定量的な目標設定をした上で、その進捗について国による公表・評価の対象とすることが考えられる。

また、継続支援計画の策定数と策定率については、本人がどの程度策定に関与したかについても指標化することを検討する必要があるとの意見があった。

なお、社会的養護児童の自立後の実態把握調査の実施状況調査の際には、答える側のメリットをどう作るかも大切であり、調査設計段階で当事者が参画し、当事者がどのようにすれば答えやすいのか、アメリカの NYTD（National Youth in Transition Database）の取組を参照するなどして回答率を上げる工夫をすることが望ましいとの意見もあった。

- このほか、国による定期的な評価・公表の対象にはなじまないが、「18 歳未満の家庭復帰以外の退所割合」について、自治体で把握することも考えられるとの意見もあった。

エ. 整備目標

- ウを踏まえ、地域の現状（自立支援を必要とする社会的養護経験者数の見込み等を踏まえた資源のニーズ量及び現在の資源の整備状況等）を把握した上で、
 - ・ 社会的養護自立支援拠点事業及び児童自立生活援助事業の実施状況
 - ・ 継続支援計画の策定数と割合
 - ・ 社会的養護経験者等の自立後の実態把握調査の実施状況
 - ・ 里親・ファミリーホーム、児童養護施設等（児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設）における 18 歳を迎えた子どものうち措置延長を希望する者に対する措置延長された者の割合

- ・ 里親・ファミリーホーム、児童養護施設等（児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設）における18歳を迎えた子どものうち大学・専門学校等への進学を希望する者に対する進学者の割合
- について、推進計画において定量的な整備目標を記載することとすることが考えられる。

⑩ 児童相談所の強化等に向けた取組

(i) 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

ア. 新たな計画策定要領に盛り込むべき事項

- 現行の策定要領においては、平成28年改正児童福祉法附則第3条の趣旨を踏まえ、できるだけ中核市・特別区の児童相談所の設置を促すこととされているところ、中核市・特別区の児童相談所の設置率については、基本的には100%を目指していくべきとの意見もあった。
- また、措置費の負担が財政的に厳しく設置が進まない自治体もあるので、財政的な後押しが必要であることや、加えて、設置の際には市全体の子ども・家庭支援体制をどのように作るのかということから検討し、十分な準備期間を設ける必要があるとの意見もあった。

イ. 評価のための指標

- 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組を評価するための指標としては、それぞれの自治体によって中核市・特別区の児童相談所設置に向けた状況も異なるため、設置の検討状況も含め、自治体内で把握することにとどめることも考えられるとの意見もあった。

ウ. 整備目標

- イを踏まえ、地域の現状（自治体内での設置の検討状況等）を把握した上で、中核市、特別区における児童相談所の設置については、各都道府県の状況を踏まえた定性的な取組内容を記載することとすることが考えられる。

(ii) 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

ア. 新たな計画策定要領に盛り込むべき事項

（児童相談所における人材確保・育成）

- 現行の策定要領においても、児童相談所職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための具体的な計画を策定することとされているところであるが、改正児童福祉法において、一時保護開始時の司法審査の仕組みが導入されたこと、また、令和4年度に策定された児童相談所強化プランを踏まえ、都道府県においては、児童相談所における人材確保や体制整備に取り組む必要がある。
- 児童相談所における人材確保等については、
 - ・ 児童福祉司及び児童心理司については、高度な専門性が求められることを踏まえて、できるだけ勤続年数を長くして経験を積むことができるようにすることが望ましい
 - ・ スーパーバイザーについては、児童福祉士等に対して必要な専門的技術に関する指導・教育を行う立場上、より高度な専門性が求められることを踏まえて、適正な配置とともに、でき

るだけスーパーバイザーとしての勤続年数が長ことが望ましい

- ・ 弁護士については、適正に配置され、必要に応じて児童相談所における援助方針会議等への参加など、ケース判断や方針決定に関わることが望ましい等の意見があった。

(市区町村との連携等)

- また、市区町村において、児童家庭相談に応じて積極的な取組を行うためには、児童相談所において、市区町村相互間の連絡調整や技術的援助等を行う市区町村支援担当児童福祉司の役割が非常に重要である。都道府県においては、この市区町村支援担当児童福祉司について、児童相談所運営指針に基づき児童相談所に適正に配置した上で、日頃から市区町村と情報共有を行う等、連携体制の整備を図ることが望ましい。
- また、児童相談所の本来機能を果たすために、先行自治体において行われているように、面前DV 通告、泣き声通告に関しては、市区町村への送致や初期調査を依頼する（民間機関へ調査を委託する事例もある）など、市区町村との分担・連携を行うことも考えられる。
- なお、こうした分担・連携を行うためにも、児童相談所において、市区町村職員の人材育成・研修を積極的に行い、特に要保護児童対策地域協議会進行管理台帳にあるケースに関しては児童相談所が明確に責任を持つなど、市区町村が安心してケース対応を行う信頼関係作りに努める必要があるといった意見もあった。

(代替養育下における長期措置を防ぐためのケースマネジメント体制)

- ⑥(i)アに記載しているように、子どもの家庭復帰が難しい場合の特別養子縁組の検討など、代替養育下における長期措置を防ぐためのケースマネジメントを行うために、先行して取組を進めている自治体の例（福岡市における家庭移行支援係、山梨県において令和5年度から予定している実施体制など）も参考に、児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備について検討することが望ましい。

イ. 連動して取り組むべき項目

- 本項目については、
 - ③市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組のうち、(i)市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組、(iii)児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組
 - ⑥代替養育されている子どものパーマネンシー保障に向けた取組のうち、(i)児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組、(ii)親子関係再構築に向けた取組などの項目とあわせて取組について検討を行うことが望ましいことを示すことが考えられる。

ウ. 評価のための指標

(児童相談所における人員配置等について)

- 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組を評価するための指標として

は、

- ・ 地区担当児童福祉司、地区担当児童心理司 1 人が所轄する人口
 - ・ 市区町村支援担当児童福祉司の配置数
 - ・ スーパーバイザー 1 人に対する児童福祉司の配置数
 - ・ 児童相談所の第三者評価受審件数
 - ・ 子ども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数
- について、定量的な目標設定をした上で、その進捗について国による公表・評価の対象とすることが考えられる。

○ また、自治体における定量的な整備目標の設定にはなじまないものと考えられるが、

- ・ 児童福祉司・児童心理司・スーパーバイザーの平均勤続年数
- ・ 専門職採用の割合
- ・ 弁護士数（常勤・非常勤の内訳を含めて）
- ・ 都道府県（児童相談所）の人材育成に係る体制整備（子ども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員に対する研修の在り方等）

については、国による公表・評価の対象とし、取組の推進に向けた取組方針など定性的な取組内容を記載するよう求めることも考えられ、検討を深めることが望ましい。

エ. 整備目標

○ ウを踏まえ、地域の現状（児童虐待に関する相談対応件数等を踏まえて必要となる児童相談所の人員体制及び現在の地域資源の整備状況等）を把握した上で、

- ・ 地区担当児童福祉司、地区担当児童心理司 1 人が所轄する人口
- ・ 市区町村支援担当児童福祉司の配置数
- ・ スーパーバイザー 1 人に対する児童福祉司の配置数
- ・ 児童相談所の第三者評価受審件数
- ・ 子ども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数

については、推進計画において定量的な整備目標を記載することとすることが考えられる。

○ また、

- ・ 児童福祉司・児童心理司・スーパーバイザーの平均勤続年数
- ・ 専門職採用の割合
- ・ 弁護士数（常勤・非常勤の内訳を含めて）
- ・ 都道府県（児童相談所）の人材育成に係る体制整備（子ども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員に対する研修の在り方等）

については、それぞれ定性的な取組内容を記載することとすることが考えられる。

⑪一時保護改革に向けた取組

ア. 新たな計画策定要領に盛り込むべき事項

(委託一時保護の充実・体制整備)

- 「一時保護ガイドライン」においては、開放的な環境においても子どもの安全確保が可能であると判断される場合は、速やかに開放的環境に子どもを移すことを検討することとされているが、地域の委託先の不足により一時保護所内での保護に偏っている現状にある。このため、都道府県においては、委託一時保護が可能な里親等や一時保護専用施設等の確保など、地域での一時保護の体制整備の充実に努めることが求められる。
- 家庭的環境での一時保護を実現するものとして、里親家庭への委託をより進めることが重要であるが、移送の際の子どもの心理的・身体的負担の軽減を目指す観点からは、県域に偏りのない形で委託一時保護が可能な里親のリクルートを行う必要があることに留意することが望ましい。
- なお、里親への一時保護委託については、里親への定期訪問・説明、実親との面会交流調整など里親担当者等の負担が増えることを踏まえると、児童相談所の人員強化が必要となるといった意見もあった。
- また、現行の策定要領においては、留意点として、家庭養育優先原則を踏まえ、「できる限り良好な家庭的環境」にあること等が記載されている。国においては、改正児童福祉法を踏まえて策定される予定の一時保護所の設備・運営基準において、施設定員数、個室化の整備、職員配置の充実など、数値等で具体的に示すことが望ましい。また、都道府県においては、当該基準も踏まえ良好な環境を整備するとともに、一時保護所の増改築の際には、先進的な自治体の視察を十分に行なった上で、有識者を含む委員会を設置して検討する必要があるといった意見もあった。

(一時保護所における子どもの権利擁護、人材育成等)

- 一時保護所における子どもの権利擁護の取組として、
 - ・ 意見箱の設置や子ども会議の開催（江戸川区）、意見表明支援員の訪問（明石市）など、一時保護所は、子どもの権利を一部制限している環境であることを十分に考慮して、子どもに対して、十分な意見の聴取とその反映を行う必要がある
 - ・ また、私物の持ち込みやお小遣い制度（江戸川区）、元学校への通学支援（明石市）など権利の制限をなるべく少なくして、安定した子どもの生活保障の取組を推進する必要がある
 - ・ 一時保護される子どもの特性や行動パターンを踏まえると、大規模施設では子どもへの負担が大きいため、一時保護所の増改築の際には、適切な規模感や上限を設定する必要がある等の意見があった。
- このほか、児童相談所の児童福祉司・児童心理司の人材育成の観点から、一時保護所職員との人事交流が重要であるとの意見や、一時保護所職員のスキル向上に関しては、Off-JT と OJT をどう繋げていくかが重要であり、効果的な OJT が行えるトレーナーが職場にいることが必要であるとの意見もあった。

イ. 連動して取り組むべき項目

- 本項目については、

②社会的養育関連の子どもの権利擁護の取組

⑦里親等への委託の推進に向けた取組

⑧施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

などの項目とあわせて取組について検討を行うことが望ましいことを示すことが考えられる。

ウ. 評価のための指標

○ 一時保護改革に向けた取組を評価するための指標としては、

- ・ 一次保護専用施設や委託一時保護が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数
- ・ 一時保護所職員の研修受講職員数・割合
- ・ 一時保護所の第三者評価受審件数・割合

について、定量的な目標設定をした上で、その進捗について国による公表・評価の対象とすることが考えられる。

○ また、自治体における定量的な整備目標の設定にはなじまないものと考えられるが、

- ・ 所内保護と委託保護（乳児院、児童養護施設、里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター等）の件数・割合
- ・ 一時保護における里親委託割合（3歳未満、3歳～就学前、学童期以降別に）
- ・ 一時保護中に通学支援をしている児童の割合
- ・ 一時保護所の平均入所日数
- ・ 一時保護所の平均入所率（保護延べ日数÷定員×365日）

については、国による公表・評価の対象とすることが考えられ、取組の推進に向け、都道府県における取組方針など定性的な取組内容を記載するよう求めるなど、検討を深めるべきである。

○ このほか、国による定期的な評価・公表の対象にはなじまないが、「学童期以降の児童を対象とした一部屋当たりの平均定員数」や「所内保護と委託保護の保護日数と在籍児童数」について、自治体で把握することも考えられるとの意見もあった。

エ. 整備目標

○ ウを踏まえ、地域の現状（一時保護件数等を踏まえて必要となる支援の必要量及び現在の地域資源の整備状況等）を把握した上で、

- ・ 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数
- ・ 一時保護所職員の研修受講職員数・割合
- ・ 一時保護所の第三者評価受審件数・割合

については、推進計画において定量的な整備目標を記載することとすることが考えられる。

○ また、

- ・ 所内保護と委託保護（乳児院、児童養護施設、里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター等）の件数・割合

- ・ 一時保護における里親委託割合（3歳未満、3歳～就学前、学童期以降別に）
- ・ 一時保護中に通学支援をしている児童の割合
- ・ 一時保護所の平均入所日数
- ・ 一時保護所の平均入所率（保護延べ日数÷定員×365日）

については、それぞれ定性的な取組内容を記載することとすることが考えられる。

2. 推進計画の策定・運用プロセス等について

（1）計画策定におけるマネジメント支援の必要性

①計画策定の際の自治体担当者向け交流研修

- ・ 都道府県等アンケートの結果、次期計画策定において、自治体間の情報共有やネットワークの必要があると回答した団体は31団体中、22団体（71.0%）と多数に上っており、次期計画策定に向けて、都道府県等の計画策定担当者等を対象に、情報共有や有用な事例の横展開を図る交流研修の場を設定する必要があると考えられる。
- ・ その際、担当者がグループワークをしつつ、子どもの家庭養育優先原則やパーマネンシー保障とは何か、児童福祉法第3条の2に規定される支援の優先順位の意味、支援を実施するに当たっての課題や解決のための体制づくり等について研修する必要があると考えられる。

②専門家によるコンサルテーション

- ・ 都道府県アンケートの結果、現行計画の策定時に外部団体等からの助言・コンサルテーション等を受けた団体は39団体中3団体にとどまったが、次期計画策定において有識者による助言・コンサルテーションを受ける必要があると回答した団体は31団体中16団体（51.6%）と半数以上に上っており、次期計画の策定においては、適切に有識者による助言・コンサルテーションを受けながら検討を進めることが期待される。

（2）推進計画に基づく取組の進捗管理の方法

①都道府県子ども・子育て支援事業支援計画等との連動

- ・ 計画期間については、第3期計画が開始される都道府県子ども・子育て支援事業支援計画にあわせて5年1期とするべきである。
- ・ 計画は公表することとすべきである。
- ・ 策定時には、都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への意見聴取を行うとともに、子ども等当事者を計画検討委員に構成した上で意見聴取を行うこととすべきである。

②PDCAサイクルを運用していくための、各自治体の自己評価と国による外部評価

- ・ 都道府県等においては、計画に基づく取組について、評価指標に基づき自己評価を毎年実施した上で、都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への報告を実施することとすべきである。
- ・ なお、子ども等当事者の意見聴取とその反映は、計画策定段階だけでなく、PDCAサイクルの各段階、特に取組の自己評価においては確実に実施し、それを改善に反映し、子どもの最善の利益保障につなげるべきである。
- ・ また、計画期間の中間年を目安に必要な場合は計画の見直しを行うこととすべきであり、見直

しの際にも計画策定時と同様の手続きを経る必要があることとすべきである。

- ・ 国においては、計画期間の２年目と４年目に都道府県等に向けて調査を実施し、国に設置する有識者の合議体において評価・分析を行い、公表することとすべきである。

(３)さらなる検討が必要な事項

①地域の実態把握

- ・ 次期計画については、資源の計画的な整備方針のための計画とする必要があり、そのためには、地域の実態把握（資源に対するニーズ量等の把握）が必要となるが、これらを把握するための統一的な基準等は明確になっていない。

②地域の実態把握、見込み量の算出における具体的方法の提示

- ・ 都道府県に対して、これら実態把握の方法や整備すべき資源の見込み量の算出方法等、技術的な論点について検討した上で、都道府県等に対して提示する必要がある。

③担当者間のネットワーク形成

- ・ これら実態把握の方法や整備すべき資源の見込み量の算出方法について、都道府県の計画策定担当者に対して技術的なアドバイスを行い理解を深めてもらうとともに、グループワーク等により担当者同士の繋がりを広げ、有用な事例や重要な視点等を横展開するための交流研修の実施が必要であると考えられる。
- ・ これに加えて、自治体や民間団体に必要な助言やコンサルテーションを実施できる体制の整備も必要である。

④子ども・社会的養護当事者の参画の在り方

- ・ 上述したように、推進計画の策定時には、子ども等当事者を計画検討委員に構成した上で意見聴取を行うこととすべきであるが、意見を表明しやすいように２人以上参画することとするなど検討が必要である。
- ・ また、計画策定段階だけではなく、その後の実行、評価、改善といったPDCAサイクル全体を通して継続した子ども等当事者の参画を基本とする。

第Ⅶ章 総合考察

1. 検討委員からの新たな推進計画の記載内容・指標等に対するご意見

(1) 相澤委員

本調査研究は、社会的養育推進計画策定のための「項目ごとの策定要領」の指標などを中心に検討を行った。

社会的養育推進計画を策定する場合、こどもが不利益を被らないよう、計画を策定し実行することが必要である。

意見表明等支援事業を実施する場合には、こどもが意見について児童福祉審議会での調査審議を希望する場合を考えて、児童福祉審議会での調査審議ができる体制を同時に整備しなければならない。

例えば、こどもからの被措置児童等虐待であるとの申請を受けて、児童福祉審議会の被措置児童等虐待部会で審議した結果、被措置児童等虐待に該当しないという決定を下し、こども本人に説明したところ、こども本人は納得いかず、児童福祉審議会に再申請した際には、児童福祉審議会の権利擁護部会で審議することが必要になる。このような体制が整備されずに、意見表明等支援事業を実施してしまうと、こどもの求めに応じた対応が児童福祉審議会ではできずに、その意見表明をもってこどもの心を「言っても無駄だった」という諦念に至らせてしまうリスクなどを孕んでいるからである。小児期逆境体験のある社会的養護のもとで生活しているこどもであれば、それどころか最悪の事態に至る危険性も孕んでいるのである。

したがって、自治体は計画を策定し実行する際には、常にこどもの最善の利益を考慮して実施することが必要であり、社会的養育推進計画策定のための「基本的な考え方」に踏まえた計画の策定が求められているのである。

(2) 桐原委員

今回の調査研究委員として、自治体職員として参画させていただいた。山梨県（R2.3月策定）では社会的養育推進計画の策定趣旨として「子どもは権利の主体」であり、その「最善の利益が優先されること」を理念に据え、子ども家庭への支援、家庭的養育環境の整備を着実に推進することを掲げ具体的な取組として、「子どもの権利擁護（アドボカシー等）の推進」～「子ども家庭福祉に係る専門職の養成」などの9項目を設定し各取組を実行している。

本来、計画には具体的な取組に対する「PDCA サイクル」が必要であり、事業や実績等を毎年チェックした上で評価を分析し、新たな取り組みを検討・実行していくことが望ましい。本県では、県主導による Plan および Do の動きはあるものの Check は県の自己評価による進捗確認に留まり、Action も各関係機関と協働をふまえた検討・方向性にむけた動きが図れているとはいえない状況にある。その中で、本県計画の推進にむけ日本財団との間で「家庭養育推進自治体モデル事業」に関する協定（R3.3月）を結んだ。本県計画の「家庭的養育環境の整備を着実に推進すること」を後押しするものであり、この協定は、家庭養育推進の成果、課題等を検証し家庭養育の推進にむけた事業展開を進めている。具体的には、早稲田大学社会的養育研究所のコンサルテーション等（課題分析・助言等）により、市町村や各民間施設に対する子ども家庭支援体制の強化にむけた説明会・研修会の開催や連携・協働体制の構築を目指した取組を展開している。今回の『①社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像』に関連することで言え

ば、その中でも児相では「家庭養育ヘシフト・マネジメントする体制の構築」、市町村では「身近な場所での在宅支援体制の整備・充実」、施設では「専門性を活かした多機能化・機能転換」を目指すことを関係者の共通認識とした上で、現在は福岡市の取組をモデルとした児相による家庭養育推進にむけたケースワーク（パーマネンシープランニングモデル）の導入（R5年度～）の準備を進めている。このモデルの導入は「パーマネンシーの視点を中心とした連続性のある支援・相談機関の体制及び連携等の充実」を図るためのものであるが、児相と本庁において措置ケースの分析（家庭養育推進にむけた方針決定、家庭との関わり・再統合等の状況確認等）を行い、これまでの施設入所を中心としたケースワークから、児相が先頭に立って家庭養育推進に舵を切るための取組である。その点もふまえ、今回の指標の設定において『③市区町村の家庭支援体制』を中心に当県の活動状況および今後の家庭養育推進にむけて必要となる内容をふまえた意見を反映させていただいた。今後、市区町村のサービス等の充実は必須となる。

私自身感じたことだが、自治体担当者は子ども家庭福祉に係る事業が増加の一途を辿る中で、どのように計画を展開すればよいのか戸惑い等が生じると思われる。自治体では膨大な業務量や人事異動等の影響を受けることもあり、計画推進にむけて市区町村や各関係機関との協働も含めてどのような事が進んでいるのかを見失う恐れがある。そのため、今回の新たな指標設定等を基に評価していくことは、自らの自治体の実行状況の把握・再確認ができるものであり、各自治体との比較を参考にできる点では画期的であると感じる。各自治体の次期計画の策定・実行および現計画の評価・実行にあたり一助となることを期待したい。

参画する中で改めて気づかされたことがある。主役は障害児も含め「すべての子ども」であり、子どもの権利・声を重視した政策展開が重要となること、また、当計画によってすべての子どもの安心・安全な生活を守るための様々な支援が、住む場所や関わる支援者によって変わることなく、どこで生活していても同じ質と量で提供される必要があることである。そのために、各自治体においては全国的な動き・データを基とした上で、地域の各機関のつながりによる計画的な家庭養育推進およびそれぞれの地域の状況をふまえた家庭養育推進の設計図を考え、支援体制を整備・構築していくことが望まれる。

(3) 澁谷委員

とくに市区町村の家庭支援体制に焦点をあて、若干のコメントを付す。

社会的養育について、家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められていることを背景として推進されるものと理解すれば、その主たる舞台は自ずと市町村ないし地域となる。このことは、都道府県児童相談所を中心とした実施体制が長らく敷かれてきたことに鑑みれば、大掛かりな転換といっても過言ではない。実際、子ども虐待防止対策の推進という文脈で市町村の役割強化が図られてきたとはいえ、社会的に孤立しがちな要保護児童とその保護者に対してアウトリーチするための社会資源の整備は十分とはいえないのが現状である。結果的に、一般的・普遍的な子ども・子育て支援と要保護児童対策は二元化することとなった。

本調査研究では、有識者のほか、先駆的な取り組みをしている自治体に対してもヒアリングを実施することで、都道府県として取り組み可能性が高い事項について明らかにすることができた。本成果をすべて「指標」として公表することにフィットするとはいえないが、どの項目についても実態把握をするための意味ある視点を提供しているものと考えられる。とくに、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、養育支援訪問事業の供給量確保に

については、市町村が策定する地域子ども・子育て支援事業のメニューに組み込まれる見込みであり、各自治体にとっても関心の高いものであろう。次期子ども・子育て支援事業計画の策定及び実施を通して、家庭支援のための各種資源の変化を捉えることが期待される。

ただし、これら事業は単に量的な確保がなされるだけでなく、質的な確保が伴わなければならない。たとえば特定教育・保育施設等での重大事故あるいは子ども虐待死亡事例の発生状況報告及び有識者会議による提言なども視野に入れ、質的な安定・改善についても関心を持つことが必要である。

そのためにも、人材確保は関心の高い事項となる。市町村では必ずしも専門職が相談支援を行うための体制がとられているわけではないこともあり、都道府県が人材育成に積極的に協力し、常に子ども家庭支援のためのノウハウが組織的に活用される状態にしていくことが望まれる。実効性ある確保策が示されないままに指標化が先行してしまうことには慎重でなければならないが、少なくとも各自治体の子ども人口に対してどのような人材がどのくらい確保をされ、その者たちがサポートプラン等をどのくらい作成しているのかという実態把握をきめ細やかに行っていくことが今後は求められるであろう。

(4) 永野委員

2016年の児童福祉法改正から現在に至るまでの大きな潮流は、子どもの権利を基盤とした「子ども・家族中心」の制度への転換であると理解している。この実現のために、都道府県においては、新たな計画策定要領に盛り込むべき事項を確認し、PDCAサイクルを確実に実行していくことが強く求められる。

以下では、これまでに社会的養護のもとで育った若者の当事者参画について実践・研究を行ってきた立場から、特に当事者の参画・意見聴取等について、雑感を付したい。

①自分の人生への参画について

逆境的な環境で育った子どもたちにとって、「意見」の源となる自分の気持ちや感情は、生き延びるために蓋をしなければならなかったもので、時として感情を表すことによる危険を経験していることもある。さらに、社会的養護のもとでは、自分たちの意見や「声」が十分に聴かれてこなかったために、人生のコントロール権を剥奪されている感覚に陥ることも少なくない。保護や措置に際しても、どうして家庭から離れなければならないか、これからどこで誰といつまで暮らすのかといった、自分の人生にかかわる重要な事項が、周囲の大人たち（社会）に次々と決められていく。自分にまつわる重大なことの決定にコントロールが効かない感覚は、何かをいっても無駄だという主体性を剥奪していく。

子どもたちの「意見」を聴くためには、まずは子どもたちが「声」を取り戻せることが出発点であり、そのためには安全な場で自分の気持ちを見つけれ、この人だったら聞いてくれるかもしれないという信頼感を取り戻すプロセスが不可欠である。その上で、あげた「声」や「意見」が適切に受け取られ、応答されていくことの繰り返しが肝要だ。こうした「自分の声が自分の人生に響く」感覚を得られて、初めて自分の人生への参画が可能となっていく。たとえ「声」をあげても、無視されたり、事態が改善されなかったり、危険が増す経験を重ねていけば、その「声」をあげようとする気持ちや「声」そのものは失われていく。

各都道府県においては、意見聴取の「場」を設けるにとどまらず、聞いた意見がどのように反映されたか（されなかったのは何故か）、子ども本人と丁寧に対話することが求められる。さらには、一定の年齢以上であれば、ケアやプランを話し合う場に子ども本人が加わり、自分の人生に意見が表明できる対話の場を保障していく必要がある。

②社会への参画について

措置解除後の参画についても考えたい。社会的養護の措置解除後に若者たちがどのような生活を送っているか、公的なデータもなく、その実態が把握されてこなかった。2000年度にようやく実施された全国調査では、「住所・連絡先が不明」等で施設や里親が調査票を「案内していない・案内できない」割合が45.1%であったことが影響し、本人記入調査の回答率は14.4%にとどまったものの、2980人の社会的養護を経験した若者たちから、貴重な「声」があがった（三菱UFJリサーチ&コンサルティング2021a）。各都道府県においては、措置解除後の実態を把握する調査を定期的の実施し、①措置解除後のニーズを把握し、「今」必要な自立支援制度を充実させること、②当事者による社会的養護の評価を確認し、改善を行うことを徹底していただきたい。

さらに、社会的養護の領域でも制度を変えようと声をあげようとする若者たちが増えている。日本でも、2000年頃から当事者の参画を目指す団体が活動を始めているが、2010年頃からは、北米の方法を取り入れつつ、安全性を確保しながら、制度へ声をあげるユース・アドボカシーを目指す動きがみられる。社会的養護のもとで生活する子ども・若者たちは、決して支援を待つだけの存在ではない。各都道府県においては、計画策定の場や審議の場に複数の社会的養護のもとで育った子ども・若者を委員として迎え、「見せかけの参画」やトークニズムに陥らないよう実質的な参画を保障する工夫を講じる必要がある。

こうした新しい（ようにも思える）システムや考え方は、行政や実践者がこれまで培ってきた専門性を否定するものではない。私たちが社会的養護というシステムの中で関わっているのは私たちの人生ではなく、子ども・若者の人生であるという一点に立ち、子ども・若者の人生のコントロールを奪わず、パートナーシップのもとでより良い社会的養護をともに作り上げていきたい。

(5) 福井委員

子どもが「ずっと一緒にいられる家族」への安心感や所属感を感じ、安定したアタッチメントやアイデンティティを獲得しながら育っていける養育環境を維持又は提供すること（以下、パーマネンシー保障）は、社会的養育の重要な目的といえる。この目的を明示し、その達成に向けて、家族との暮らしを維持する支援や親子分離後のパーマネンシー保障に関わる実践・施策を計画的に強化していくことが、推進計画の重要な役割となる。具体的には、親子分離を防ぐ市区町村の相談体制や家庭支援事業、親子分離後の児童相談所の家庭復帰や親族養育、特別養子縁組等に向けた支援や判断、都道府県主導の施設多機能化などを、パーマネンシー保障に向けた一連の実践・施策として体系的に位置づけ、それらの進展を指標で測ることが、各自治体における子どもの健全な成長に影響を及ぼしうる。

まず、保護者の家庭養育への支援を最も優先すべき行政の責務としている児童福祉法の原則に従い、市区町村による家庭支援に必要な相談体制と支援メニューの充実、都道府県による支援内容、その指標を推進計画上に定める必要がある。具体的には、こども家庭センターや児童家庭支援センターの設置数により相談体制の充実度を測りながら、活用できる支援メニューの種類や量の増加を家庭支援事業の供給量や確保方策の達成率により確認することが考えられる。その際、市区町村の子ども・子育て支援事業計画に定める地域子ども・子育て支援事業については、改正児童福祉法（令和6年4月施行）が求める市区町村の包括的・計画的な支援や利用勧奨・措置による積極的な家庭支援を前提に、これまで支援事業を利用してこなかった家庭の潜在ニーズを含めた十分な量の見込みと確保方策の設定が求められる。都道府県は、改正法が新設・拡充した家庭支援事業の計画的な充実に向け、市区町村に対し、国の通知に基づ

く見込量算出への助言や、都道府県所管施設の多機能化等による確保方策の提示を積極的に行った上で、推進計画の目標値を定めることが期待される。

よって、施設多機能化の記載項目においても、一時保護専用施設や子育て短期支援事業による短期養育、その他の家庭支援事業や妊産婦等生活援助事業、家庭支援専門相談員等加配や施設機能強化加算（親子支援事業）の適用など、地域の家庭支援に貢献している施設数を指標として取組みを推進することが考えられる。

また、親子分離後のパーマネンシー保障を早期に進める児童相談所の体制、実践プロセス、実践結果を推し測る指標を通じた取組みの推進も有効と思われる。代替養育措置の当初から、家庭復帰や親族養育などのパーマネンシーゴールを定め、集中的な家庭支援や親子交流促進、親族調査を実施し、その状況の評価に基づいて支援内容やゴールを定期的に再検討、必要なら特別養子縁組への方針転換を行うような強固なケースマネジメント実践を担う係や担当者の配置状況は重要な指標といえる。その実践プロセスとして、パーマネンシーゴール（永続性保障の方針）を定めた支援計画が策定されているか、家族・親族への所属感や親子関係構築にとって重要な家族や親族との交流が促されて交流頻度が高まっているか、親子再統合支援事業が活用されているか、それらの実践の結果として、不必要に措置（平均措置期間）が長期化せず、退所理由として18歳未満での家庭復帰や親族養育、特別養子縁組の割合が高まっているかを指標とすることが考えられる。

以上の実践・施策に十分に取り組んだ上で、家庭復帰や親族養育が見込めない児童について、特別養子縁組の必要性を十分に検討できているか、縁組に向けて児相長申立てを活用できているか、縁組成立件数が十分な割合で推移しているかを確認することが重要となる。現行の推進計画におけるパーマネンシー保障は、その手段の一つである特別養子縁組推進において言及されているが、平成28年と令和4年の改正法がめざす家庭支援強化の趣旨を鑑みると、推進計画の上位理念にパーマネンシーを位置づけ、各記載項目における実践・施策に反映し、指標でその進捗を測ることは必然といえる。細切れの実践・施策といった木だけでなく、森を見て体系的にパーマネンシー保障を進めるための計画を立て、実行に移すことが、そこで育つ子どもたちへの説明責任を果たすことになると思う。

(6) 藤林委員

都道府県社会的養育推進計画は、児童福祉法の重要な理念である「家庭養育優先原則」に基づいた、子どもの最善の利益を実現していくためのものとして、始まったものである。そして、都道府県社会的養育推進計画に基づく取組の進捗の評価は、都道府県担当部署にとっては、当該自治体の強みや課題を把握し、今後の推進計画の見直しや重点施策を打ち出すことをサポートするものと考えられる。とりわけ、指標の経年的推移や全国水準と比較した図表は、都道府県において施策や事業を新規・拡充する際の、重要な資料として自治体内で活用いただけることが期待される。

新たに考案された各指標の中で、筆者がここ数年取り組んでいる領域、特に、自治体の体制整備に関わる部分について、若干の考察を加える。

家庭養育優先原則の中で、最も優先して取り組まれるべき目標は、「家庭維持＝在宅支援」である。令和4年改正法において、在宅支援に関係する改正項目は多岐にわたっており、今後、全国の1700余の市町村における在宅支援の質・量を充実強化していくことが社会的に期待されている。そして、在宅支援を中心的に担うのは各市町村のこども家庭センターと児童家庭支援センターである。都道府県社会的養育

推進計画において、市町村子ども家庭センターがどのように設置されていくのか、また、児童家庭支援センターがどのように計画的に配置されていくのか、また、それぞれが有機的にどのような連携を行っていくのかが、注目される。その意味で、「こども家庭センターの設置数」や「児童家庭支援センターの設置数」は重要な指標になりうる。また、これらのセンターが設置されるだけでなく、必要な家庭に必要なサービスを適切に提供することが重要である。在宅支援が適切に提供できているかどうかの指標として、市区町村における家庭支援事業の供給量やサポートプランの作成割合などが重要な評価指標になると思われる。

2つ目に重要なことは、市町村や児童家庭支援センターが在宅支援を十分に展開するにしても、行政処分を担う児童相談所との連携協働体制は必要不可欠である。そのためには、児童相談所の児童福祉司、児童心理司、児童福祉司スーパーバイザー、市町村支援担当児童福祉司等の配置数と専門性や経験値が重要となってくる。これらを表す指標としては、それぞれの人口に対する配置数のみならず、経験年数も指標として有効である。また、児童相談所と市町村や児童家庭支援センターとの連携・協働の程度を示す指標としては、指導委託件数も有効と考えられる。

各センターの設置やサービス供給量に合わせて、そこで働く職員の専門性確保は都道府県の重要な責務である。都道府県は児童相談所職員の専門性強化のみならず、市町村や児童家庭支援センター職員の専門性や連携力を強化するための、人材育成や人事交流を計画的な実施も求められており、社会的養育推進計画の中で、定性的に、あるいは、定量的に記載されることを期待したい。

(7) 三輪委員

あげられている項目、記載内容、指標はいずれも重要なものだと考えるが、以下では、特に「⑤里親等への委託推進」にあげられている記載内容を取り上げたい。

①フォスタリング機関の包括的実施の重要性について

里親等への委託推進には、支援体制の整備が大前提となる。周知のとおり、里親等へ委託される子どもの中には、様々な背景を持ち複雑な環境を生きてきた子どもが多くいる。養育するにあたり細やかな配慮を必要とする子どもも多く、里親等へのサポートは欠かせない。なお、里親等への支援体制としては、包括的な実施が重要である。里親のリクルートの時点からかわりのある機関が、里親の認定・登録・未委託の時期を共にし、子どもが委託された後、さらには家庭復帰や自立の時にも包括的に担うことが必要である。いわゆる伴走型の支援は、従来から里親等への支援として有効だとされており、またそれは子どもにとっても重要な支援となる。里親等への委託は、子どもの人生、また里親やその周囲の人々の人生にかかわり、連続的なサポートが必要となることから、フォスタリング機関を包括的に実施し、子どもと里親等への継続的な支援を約束する必要がある。

②フォスタリング機関への第三者評価の実施について

少なくともこの初期の段階において、第三者評価は、監査的側面以上に、外部からの目を通すことによる気づきや発見という意味で、フォスタリング機関が向上していくために重要な点となる。外部からの目を通すことで、機関の強みや弱みを顕在化させ、自覚的に発展していくことが可能となるだろう。そのためには、第三者評価は監査的な側面よりも、建設的な側面が強調される必要がある。

今後、児童福祉施設と同様になる里親支援センターについては、第三者評価が義務付けられることになったが、将来的にはフォスタリング事業を少しでも実施している機関すべてが実施することが望まし

いと考える。

③児童相談所と民間フォスタリング機関との連携の必要性について

児童相談所が、子どもを措置するというシステムになっている以上、児童相談所は子どもと密接にかかわる機関であり、その意味でも民間フォスタリング機関との連携は欠かせない。しかし、民間フォスタリング機関は、児童相談所との連携のみならず、市町村や子ども家庭支援センター、学校、保育所、幼稚園、学童保育所、医療機関など、地域の中の様々な機関と連携していく必要がある。里親家庭と民間フォスタリング機関だけで子どもを養育しているのではなく、子どもは地域の中で育っていることを再確認し、子どもがかかわるすべての機関と連携するべきだろう。また、実親との交流がある場合には、実親がかかわる地域やその地域の中の機関との連携も視野に入れることが重要だろう。

2. 調査研究を通した総合考察

本調査研究においては、令和4年改正児童福祉法で新たに意見表明等支援事業や妊産婦等生活援助事業、親子再統合事業等の事業が法律上位置づけられたことや、市町村の家庭支援強化（こども家庭センターの設置や家庭支援事業の創出等）、さらに里親支援センターの創設、社会的養護経験者等に対する支援が明確にされたことをふまえて、新たな社会的養育推進計画の策定要領に必要と考えられる項目と評価指標について検討を進めた。学識経験者と社会的養護経験者、自治体職員を含む検討委員会を組織した上で、各項目に関する知見を有する有識者へのインタビュー、先進的に取り組む都道府県へのインタビュー、自治体推進計画担当者へのアンケート、自治体推進計画担当者向けオンライン意見交換会を通して、新たに推進計画に取り込むべき内容や必要な視点と評価指標について広く検討し、推進計画の記載内容と評価指標、計画策定や運用のプロセス等について具体的にまとめた。その結果が第VI章に示されている。なお、有識者と都道府県等へのインタビューについては、本調査研究の前段階として当研究所による令和3年度の調査研究⁶においても同様に実施しており、その成果も含めて本調査研究で検討した。

以下に本調査研究全体を通して、新たな計画策定要領に特に必要と考えられる事項や視点についてまとめる。

(1) パーマネンシー保障の明確化

現行の社会的養育推進計画においてはアンケート結果からも明らかなように里親等委託率の目標達成に焦点が当てられていたが、新たな計画策定要領における項目の構成については、家庭養育優先及びパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に沿って並び順を見直す必要がある。特に第VI章にあるように、項目①の都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方として「パーマネンシー保障」を明記し、また、項目⑥においてもパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方について、市区町村の予防的支援により家庭維持等を目指した上で、代替養育となる場合も家庭復帰に向けた努力を最大限に行う必要があり、それが困難な場合に親族・知人による養育を検討し、さらには特別養子縁組を検討し、これらが子どもにとって適当でないと判断された場合には、里親等への委託や施設等への措置を検討することを具体的に示している。さらに項目⑦里親等への委託の推進に向けた取組の項目で

⁶ 早稲田大学社会的養育研究所（2022）「都道府県社会的養育推進計画の好事例集作成と自治体向けシンポジウム（都道府県社会的養育推進計画の実践に向けた調査研究）」

「里親委託率については、家族維持など予防的対応、親子関係再構築支援、特別養子縁組などパーマネンシー保障に関わる対応を優先した上で、必要な代替養育における里親委託率の向上が求められるものであることに留意が必要である」とし、子どもにとっての最善の利益を保障するためには里親委託が最優先ではないことを明確に示した。令和4年改正児童福祉法の内容を踏まえると、現行の策定要領の内容として不十分な点はパーマネンシー保障の考え方の徹底であり、これについて各項目で繰り返し強調する必要がある。今後は重要な役割を担う市町村においてもパーマネンシー保障の考え方を広める必要がある。これらについては、本章（2）桐原委員、（5）福井委員が具体的に記載している。

（2）子どもの最善の利益を中心に据えた推進計画

さらに、推進計画の策定にあたっては、パーマネンシーの理念を大切にすることと同等に、信頼できる人間関係をベースとして子どもが経験する社会関係にも配慮し、地域で生活する主体としての子どもという観点を盛り込む必要があると考えられる。その意味では、社会的養護下における子どもの環境や権利擁護だけでなく、生活の連続性を射程に収めた環境や権利擁護の方策を考慮しなければならない。これらは次の推進計画策定にあたって必要な観点であり、推進計画で扱っていかなければならない内容でもある。同時に、推進計画に限ったことではないが、子どもが生まれ育つ地域によって受けられる配慮や自治体が用意している支援と体制の水準に格差が生じないようにすることが重要と考えられる。推進計画策定の手引きとなる「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を改訂する際には、そうした観点が盛り込まれる必要がある。

（3）社会的養育の理念について

本研究を通じて、改めて重要であると考えられることの一つは、「社会的養育」そのものが意味している内容の共有を図ることである。これは後述する制度的な枠組みの問題としてだけでなく、実践を支える理念として関係者間で確認し、子育て・子育てに関する認識を共有することにつながると考えられる。本調査研究では、子どものパーマネンシー保障を可能にするための提言が委員からなされていることが意義深い。そしてその理念は、従来の制度の枠組みが課題を抱えていることも示唆している。今後は地域包括的・継続的支援の観点から、社会的養育の基本的な考え方についても整理する必要があると考えられた。

（4）社会的養育推進計画等の策定・進捗に関する都道府県と市町村の連携について

子ども家庭福祉分野は、長らく制度を具体的に届ける役割と責任の所在によって、大きく都道府県、市町村の間に実施体制が分かれてきた。社会的養育推進計画は、基本的に「社会的養護」の枠組みにおける計画として捉えられてきたために、その実施主体である都道府県が策定する計画であり、その計画を実行するうえで市町村事業との関係は十分に整理されてこなかった。都道府県が担う社会的養護と市町村が担う子ども・子育て支援いわば家庭支援が、接続しなかったことを意味する。このことを、まず実施主体である都道府県及び市町村、具体的なサービスの担い手である子ども家庭福祉の関係者の間で認識する必要がある。そのうえで、広く社会的養育のなかでも家庭分離を必要とする子どもに対しては、家庭養育優先原則に基づく家庭と同様の養育環境が量・質ともに用意される必要があり、その選択はパーマネンシー保障をベースとする必要がある。

一方で、子どもの生活の場は、子どもの権利を中心に据え、年齢や発達に合わせて適切な環境が用意されるよう、子どもの意向を十分に踏まえる必要があることが示唆されている。家庭養育優先原則に基づく支援が進展すれば、地域における生活すなわち市町村における生活がメインになる。そこでは、子ども・子育て支援事業とりわけ家庭支援事業の活用やその量・質の充実、制度的ネットワークを介したその他のフォーマル・インフォーマルな資源とのつながりの中で子どもが育つことができるような配慮が必要であるし、日常生活においては身近な生活圏で得られるサポートが不可欠である。

これはすべての子どもと家庭に必要なことであり、その考え方と確保方策については、市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画にも本来必要な観点である。狭義の家庭支援事業に焦点を当てた際、市町村としてもすべての子どもと家庭に届ける準備をしておく必要があり、その意味で都道府県が策定する計画と市町村が策定する計画は全く別のものと考えすることはできず、双方の接続を意識することが望まれる。今後、市町村においてこども家庭センターがサポートプランを策定するようになれば、具体的な支援計画の中ではおのずと支援の連続性を考慮し、都道府県と市町村の綿密な連携に基づいて支援を実施することが必要と考えられる。サポートプランの策定状況を指標に含めることは、そうした取り組みが必要であることを都道府県・市町村双方に意識化することに寄与すると考えられる。さらに、専門性を備えた人材確保と広域的な確保方策、研修のあり方等を含めた人材育成の課題は、市町村単独で解決することが難しく、都道府県が共に考え、どのような整備が必要かを推進計画に盛り込む必要があることが示唆されている。

推進計画策定にあたって、今後は都道府県・市町村が社会的養育の考え方、認識を共有しつつ、それぞれの実施主体が必要な対応を計画に落とし込んでいけるような連携や協働が必要と考えられる。

(5) 施設の多機能化・機能転換と高機能化

施設の多機能化・機能転換については現行の推進計画の中で、フォスタリング機関としての新たな役割を担うようになった施設も多くなってきた。これについては令和4年改正児童福祉法で示された里親支援センターとしてさらなる発展が期待される。ただ、これは代替養育の枠の中での多機能化であり、新たな推進計画においては施設の多機能化としてはパーマネンシー保障を念頭に、家庭維持、家族再構築のための様々な事業、妊娠葛藤相談、養子縁組支援、自立支援など、子どもの最善の利益保障を目指す新たな役割を担うことが益々期待される。すでに児童家庭支援センターとしてこのような新たな役割を担う機関が増えてきており今後益々の発展が期待されるところである。第VI章でも示した通り、新たな計画策定要領には、「多機能化・機能転換」「小規模かつ地域分散化」「高機能化」などに分け、それぞれの目標等を国として示す必要がある。特に、「高機能化」について、「多機能化・機能転換」がある程度進み予防的対応や家庭養護が質量ともに充実する中で、そのような家庭養護では対応が難しいケースについて、子どもや家族のより複雑なニーズに対応できる高機能化された施設とはどのようなものか検討し具体的な方向性を提示する必要がある。その際、子どもの最善の利益を保障することを第一に考え、子どもに必要な施設の高機能化について検討する必要がある。パーマネンシー保障の考えが関係者に共有され、里親委託率もある程度増加した状況にある自治体の官民関係者の協力も得る形での具体的な検討が必要と考えられる。

(6) 障害児入所施設児童について

第VI章で繰り返し示した事項として「社会的養護児童の見込み数の枠組みの中に障害児入所施設（福祉型）に措置入所している児童数を含めるべき」との考えがある。障害児入所施設（福祉型）に措置入所している児童については、虐待（疑いあり）を理由とする入所が約 35%と最も多く、また、児童相談所による措置を経て入所しているため、社会的養護の子どもに含め、社会的養育推進計画の対象として検討を行うべきであり、社会的養護児童の見込み数の枠組みの中に障害児入所施設（福祉型）に措置入所している児童数を含める必要があると考えられる。これについては障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書（令和 2 年 2 月）でも言及されている。本調査研究の自治体アンケート結果では、計画策定において関係機関等を対象に実施したアンケートで障害児入所施設を対象とした自治体はなく、ヒアリング対象とした自治体も 2 カ所のみであった。新たな計画策定要領においては障害児入所施設の措置入所児童についても、社会的養育推進計画の対象として含めることを検討し、家庭養護を促進することを明記すべきである。

(7) 策定された計画の実効性と PDCA

なお、基本的な方向性や考え方を示すだけでなく、具体的な計画が PDCA サイクルを通じて効果的に進展していくために、特に Check と Action を機能させる必要がある。調査の結果から、推進計画を立てる際・見直す際に実態や結果に基づいて、外部団体や有識者等からコンサルテーションを受ける必要性が示唆されているものと考えられる。これは、策定された推進計画の数値的目標達成としてのアウトプットの評価や受け止めにとどまらず、家庭分離を必要とする子どもの安定した生活環境や家族関係、その後の家庭復帰などパーマネンシー保障に結び付いたかどうかというアウトカムに先行する一定の指標として捉え、考えるための方策にもなりうる。

しかし、推進計画に必要な観点がそのまま全て指標になりうるかといえばそうではない。個別の自治体の状況や指標の性質を鑑みると、必ずしも数値の高低で良し悪しを判断できない側面を持っており、評価の困難さから指標にすることが適さない項目もある。推進計画に必要な観点は、数値のみで評価することが適さない、個別の自治体の取り組み状況と課題を把握する内容を含むことを考慮する必要がある。その意味で、質的な検討や振り返りを深めるためのコンサルテーションが重要と考えられる。この点は、子どもの最善の利益を中心に据える観点を推進計画に取り入れるためにも必要なことである。

(8) 「子どものために」で終わらせず「子どもとともに」へつなげる

「子どものために」策定される各都道府県の社会的養育推進計画によって、子どもにとってよい成果がもたらされたかどうかの確認をするにあたっては、子どもの声を聴くことと客観的な評価を続ける必要がある。令和 4 年改正児童福祉法をふまえた次の社会的養育推進計画により「子どもとともにある社会」が実現できるよう、国は子どもの声を聴き反映させる仕組みや、計画策定後の定期的な評価・報告、関係者ネットワーク構築、コンサルテーションの体制等について計画策定時から準備し整備する必要がある。

第Ⅷ章 資料編

1. 社会的養育におけるパーマネンシー

本稿は、検討委員である福井充委員、永野咲委員により作成された。

1. パーマネンシー (Permanency)

パーマネンシーは、自分を愛し大事にしてくれていると子どもが感じる大人（心理的親¹）との生涯にわたって続く関係の下で、家族への所属感を抱きながら成長できる「心理的親との永続的な関係の下での養育環境²」をいう。子どもの身体的・心理的ニーズに関心を払い、満たすことによる日々の交わりや経験の共有を基盤に子どもと心理的な絆を形成した者が心理的親になりうる（Goldstein, J. et al., 1973）³とされており、実親のほか、親族、養親なども、永続的な関係の下で絆を築きうる。

ずっと支えてくれる大人、すなわち「何があっても自分のもとを去らない人」「置き去りにしない人」「応援し続けてくれる人」との永続的な関係の下で、子どもが将来を見通せる安定した養育や傾倒的な関わりが提供されることが、妨げられない強い情緒的な結びつきに基づくアタッチメントの形成や、家族への帰属意識に基づくアイデンティティの獲得につながる⁴。すべての児童の心身の健やかな成長・発達・自立（児童福祉法第1条）に必要な養育環境として、パーマネンシーは、社会的養育がめざす重要な目的の一つといえる。

パーマネンシーの質は、次の要素によって高まるといわれている⁵。

意図：家庭が漠然と続いていくものであると意図されていること

傾倒と共通の未来：家族が子どもに傾倒し、当然に同じ未来を共有する前提に関わり、家族と子どもの関係の継続性を提供していること

法的地位：子どもの権利と利益が保護され、所属感を促す完全な法的地位（法的親子関係）が子どもに与えられていること

社会的地位：家族が子どもに対し、長期の代替養育によくある不安定な地位とは対照的な確固たる地位が与えられていること

つまり、同じ未来へずっと続く意図の下で家族との関係が法的・社会的に保障されているほど、家族との絆が強まってパーマネンシーの質が高まり、心身の健やかな成長につながると考えられる。この点で、長く続く代替養育は一見パーマネンシーのようにみえる場合もあるが永続性の意図を欠いている⁶。

2. パーマネンシー保障のための目標

(1) パーマネンシーゴール (Permanency Goals)

パーマネンシー理論を制度化した米国の1980年連邦法 Adoption Assistance and Child Welfare Act は、子どもにとって最も制限の少ない養育環境の順に、①家庭から分離しないこと（家族維持）、②できる限り早く家庭に戻すこと（家族再統合）、③それが不能又は不適切な場合は養子縁組すること（Adoption：日本の特別養子縁組に当たる）をパーマネンシー保障のための達成目標（以下、パーマネンシーゴール）とし、親子分離予防と家族再統合に必要な事業の創設を州に求めた。代替養育等の非永続的な環境下に

ある子どもについては、その最善の利益を半年ごとに審査し、措置後 18 か月以内に家庭復帰、養子縁組、代替養育（里親委託等）継続のいずれかを確定させる必要があり、親子分離や養子縁組を裁判所が決定するためには、より上位のパーマネンシーゴール（家族維持や家族再統合）を達成するための必要十分な支援実施（正当な努力⁷：Reasonable Efforts）の証明が求められた。近年は、法的関係が保障された親族による養育が、実親とのつながりを感じられる環境として実親養育（①②）に次ぐパーマネンシーゴールと考えられている⁸。英国では、やむなく親子分離（ケア命令等）を申立てる際、自治体は親に対し、養育を託せる親族・知人の提示を求める⁹ほか、措置後 4 か月以内の司法再審査までに永続性計画（家庭復帰、近親者養育、養子縁組の明示）が求められている。また、児童の権利に関する条約を具体化した国連子どもの代替養育ガイドライン¹⁰（2 項(a)(b)、60 項）は、第一に永続的解決策（Permanent Solutions：家族による養育に子どもを留めるか家族に戻す努力、それに失敗した場合は養子縁組等）を求め、永続的解決策を見出すまでの間や永続的解決が不可能な場合には、代替の安定した家庭環境の確保を求めている。

諸外国の理論や制度も踏まえ、2016 年改正児童福祉法（児童福祉法第 3 条の 2）は、国と自治体は、児童が「家庭」（実父母や親族等）で健やかに養育されるよう保護者を支援しなければならない、それが困難又は不適当な場合は「家庭における養育環境と同様の養育環境」（養子縁組、里親家庭等）で養育しなければならない¹¹とし、児童相談所運営指針は、相談援助活動の原則として、まずは家庭復帰に向けた努力を最大限に行い、それが困難な場合は親族・知人による養育（親族里親、養育里親や養子縁組）、さらには特別養子縁組を検討し、これらが適当でない場合に里親委託や施設措置を検討するよう定めた¹²。

以上の理論や制度から、パーマネンシーゴールとその優先順位（①～⑤の順）は次のとおりに整理できる。

① 実家族のもとで育つ（家族維持）

② 実家族のもとへ復帰して育つ（家族再統合）

③ 親族や親の知人など実家族とつながりを感じられる家庭で育つ（親族養育）

※法的・社会的な関係構築を重視し、親族・知人による養子縁組、親族里親、養育里親などの枠組みに基づく養育を優先する

④ 特別養子縁組をして新しい家族のもとで育つ（特別養子縁組）

⑤ 実家族との交流や実家族による代替養育への関与の下、里親家庭等で育つ

※養育里親との養子縁組による法的関係構築もパーマネンシー保障に資する

（2）関係性のパーマネンシー（Relational Permanency）

上記のパーマネンシーゴールの達成が難しい場合でも、生涯にわたって信頼できる大人との永続的な関係性の確保が一つの目標となりうる。頼れる家族とのつながりが無い場合にも、その代わりとなる関係性を保障することが、その後の人生の安定性を高め、生涯にわたってウェルビーイングの向上に寄与するといわれている。

Samuels, G. (2008)¹³ は「当事者ユースが望んでいるのは、いわゆる家族のつながりから得られると考えられている親密さ、愛、帰属意識といった感覚や経験である。しかし、彼らが、（リーガルな意味で）家族のメンバーであるということと、こうした感覚や経験を常に得られるということは常にリンクして

いるわけではない」と指摘する。家族再統合されたことや法的に永続的な関係が保障されたことだけでなく、ずっとここに居てもよいのだという感覚が得られること、居たいと思う場所に居続けられること、そこに安定した人間関係が維持されていることが肝要だといえる。

社会的養育を必要とする子どもや若者の中には、措置によって家族との関係が分断したり、措置解除によって代替養育の養育者との関係性が希薄になることがある。社会的養護のもとで出会う大人は専門職であることが多く、その業務や任期が終われば、それまで築いた関係性も期限切れとなる。米国の当事者ユースたちは「生涯を通じた」「親族のような」つながりが必要であると考え、措置解除後に本人の選んだ信頼できる大人との間に今後希望するサポートと提供できるサポートを表明し、互いに関係性を継続することを約束する「パーマネンシー・パクト」¹⁴を作成する取り組みがある。日本の自立支援においても、そのような生涯を見通した関係性構築の手段が望まれる。

3. パーマネンシー保障のための施策と実践

(1) 市区町村を中心とした家庭維持（親子分離予防）の支援

心身の成長にとってのパーマネンシーの重要性に鑑みると、最も優先すべきパーマネンシーゴール（家庭維持）のための必要十分な支援（正当な努力）が親子分離の前提となるべきであろう。2016年児童福祉法改正で設けられた市町村指導委託や2018年児童虐待防止法等改正で設けられた保護者指導措置の家裁勧告などの枠組み、2022年改正児童福祉法が市区町村による包括的・計画的な支援のために法定した市町村こども家庭センターの設置、様々な家庭支援事業の新設・拡充と利用勧奨・措置は、必要十分な家庭維持の支援を遂行するための環境整備となりうる。その上で、市区町村のケースマネジメントの体制や資質の強化に取り組むことが、パーマネンシーの第一目標を達成するために必須であり、社会的養育推進計画に基づく取組みの充実が求められる。

(2) パーマネンシープランニング（Permanency Planning）

パーマネンシーゴールを定め、その早期達成に向けて行う系統立ったケースマネジメントは、パーマネンシープランニングと呼ばれる。代替養育は、その理由に関わらず、アイデンティティの文脈から引き裂くことになることから、パーマネンシープランニングは、親子分離のリスクがある子どもをも範疇に「生涯にわたる関係性の構築機会を提供できる家族のもとで暮らすことを、短期の限定的な期間内に支援するためにデザインされた、目的達成志向の強い一連の系統立った実践プロセス¹⁵」である。親子分離後においては、一時的な代替養育から子どもを移行する様々な選択肢の特定と優先順位の設定、適切な永続的措置を達成するために期限を定めたサービス計画の策定、（分離経験で生じた感情を子どもが取り扱うために欠かせない）親子交流の積極的促進、法的手続の確固たる活用、頻繁で定期的なケース審査、素早い方針決定などから成る強固なケースマネジメントを、子どもの発達段階等に応じた時間感覚を重視しながら行うことであり、実親は、この援助過程への積極的な参加を通じ、子どもが家に復帰し留まるために必要なことや、必要なら家庭復帰以外の計画（親族養育、養子縁組等）へ向けてすべきことを、よりよく理解できる¹⁶。

さらに、1997年の米国連邦法 Adoption and Safe Families Act は子どもの安全を第一に、慢性的虐待や性的虐待などについて「正当な努力」を必須としない例外的対応を認めるとともに、複数のゴール設定を

可能とし、家族再統合と養子縁組の準備を同時に進めて遅滞のないパーマネンシー達成をめざす並行プランニング（Concurrent Planning）が発達した。

親子分離後、パーマネンシープランニングのような児童相談所による強固なケースマネジメントを実現する方策として、チーム体制の構築が考えられる。一部の児童相談所において、専任の係を設け、乳児院・児童養護施設への入所措置当初からの家族参画により、パーマネンシーゴールと優先順位、親子交流や家庭支援を定めた計画の策定、その再評価時期の設定、施設との協働による交流促進、すべての施設入所児童に係る定期的な交流状況把握と再評価会議、親族調査の徹底による親族養育（バックアッププラン）の並行準備などの一連のケースマネジメントを強化し、退所児童に占めるパーマネンシーゴール（家庭復帰、親族養育など）の達成割合を高めた実践がみられる（福井、2021）¹⁷。

米国で発展したパーマネンシープランニングは、「過去の怠惰や不活動が家庭外措置された又はそのリスクのある子どもたちの非永続性やネグレクトを多く引き起こしてきた」¹⁸ ことの反省の上に立っている。家族の養育の不安定さや、永続性の意図なく続く施設養育や里親養育を不活動によって見過ごすことなく、その子どもにとって誰が永続的に心理的親となりうるかを見定め、様々な施策を活かして支援を続けることが社会的養育を担う実践の役割といえる。

1 子どもの身体的・心理的ニーズに関心を払い、満たすことによって、自分が大事にされ愛されていると子どもに感じさせることのできる少なくとも一人の大人。（Goldstein, J. et al. 1996）

2 畠山由佳子（2015）『子ども虐待在宅ケースの家族支援——「家族維持」を目的とした援助の実態分析』明石書店。

3 Goldstein, J., Solnit, A. J., and Goldstein, S. (1973) *Beyond the Best Interests of the Child*, The Free Press.

4 Pecora, P. J., Whittaker, J. K., Barth, R. P. et al. (2019) *The child welfare challenge: policy, practice, and research 4th edition*, Routledge.

5 Emlen et al. (1977: 10-11) *Overcoming Barriers to Planning for Children in Foster Care*

6 Maluccio, A.N., Fein, E., and Olmstead, K. A. (1986) *Permanency Planning for Children: Concepts and Methods*, Tavistock Publications.

7 畠山由佳子（2015）『子ども虐待在宅ケースの家族支援——「家族維持」を目的とした援助の実態分析』明石書店。

8 Pecora, P. J., Whittaker, J. K., Barth, R. P. et al. (2019) *The child welfare challenge: policy, practice, and research 4th edition*, Routledge.

9 Department for Education (2014) *Court Order and Pre-Proceedings for local authorities*, p55 (Templates for Letter: Letter of Issue)

10 Guidelines for the Alternative Care of Children（2009 年国連採択）

11 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（平成 28 年 6 月 3 日）児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）第 2 の I の 2 (2)②

- 12 厚生労働省子ども家庭局長（平成 30 年 1 月 12 日）「児童相談所運営指針の改正について」第 3 章第 1 節相談援助活動の原則(6)
- 13 Samuel, G.M, (2008) *A reason, a season, or a lifetime: Relational permanence among young adults with foster care backgrounds*, Chapin Hall Center for Children at the University of Chicago
- 14 Permanency Pact. 2007 年、米国の連邦レベルで活動する当事者団体 FosterClub が作成したツール。若者とサポーターティブアダルトの間での生涯を通じた、親族のようなつながりを描く無料ツール (a free tool designed to encourage life-long, kin-like connections between a young person and a supportive adult) と定義されている。IFCA が日本版を作成し、普及を目指している。
- 15 Maluccio, A.N., Fein, E., and Olmstead, K. A. (1986) *Permanency Planning for Children: Concepts and Methods*, Tavistock Publications.
- 16 Maluccio, A.N., Fein, E., and Olmstead, K. A. (1986) *Permanency Planning for Children: Concepts and Methods*, Tavistock Publications.
- 17 福井充 (2021)「パーマネンシー保障に向けた児童相談所の実践結果の検討―援助プロセスと退所統計の変化にみる成果と課題」ソーシャルワーク学会誌 43 号、p15-27
- 18 Maluccio, A.N., Fein, E., and Olmstead, K. A. (1986) *Permanency Planning for Children: Concepts and Methods*, Tavistock Publications.

2. 都道府県等アンケート調査：調査用紙

令和4年度（2022年度）子ども・子育て支援推進調査研究事業
「社会的養育推進計画の適切な指標設定に関する調査研究」
社会的推進計画に関する計画策定及び進捗管理等に係るアンケート調査

【調査へのご協力をお願い】

都道府県社会的養育推進計画（以下「計画」という。）は、全国で子どもの最善の利益を実現するための重要な計画であり、自治体の皆様におかれましては日々取組の推進にご尽力頂いていることに心より感謝申し上げます。新たな社会的養育体制構築への過渡期にある現在、2022年改正児童福祉法によりこの動きがさらに後押しされ、その実現にあたって計画期間後期の見直しが予定されております。

本調査研究では、新たな計画策定に向けて現行の策定要領で示された項目の再編や追加、また計画に沿った実践展開に必要な方法や評価指標について検討しております。計画策定、進捗管理の方法や各段階で必要とされるサポート等についても具体的に検討し、確実な成果を得るために必要な体制整備をできる限り具体的に提示したいと考えております。そのためには、これまで計画策定とその実践にかかわり、実際を知り課題に気づかれている各自治体の皆様のご意見が必要です。可能な範囲で構いませんので、皆様が計画策定の際に感じられた、または日々の業務で感じておられることについて、ご意見を率直にご記入頂けると幸いです。

子どもの思いや期待に応え最善の利益を保障する計画を策定し、その実現につなげるために何が必要か、ぜひ皆様にも一緒に考えていただきたくお願い申し上げます。

【ご回答の留意点、ご返送の方法に関して】

ご回答の際には、当てはまる選択肢を選んでいただくか、数値、文章等をご記入ください。また、答えづらい質問やご回答が困難な質問に関しては、空欄でご回答頂いて構いません。回答結果の公表に関しては、統計処理した上で、回答者が特定されないように加工されます。

本アンケートは、ご回答終了後、**1月20日(金)**までに下記のメールアドレスまでご返送ください。

ご返送先メールアドレス：waseda.ricsc@gmail.com

【自治体名に関して】

ご回答に際して、貴自治体名をお教えてください。

--	--

I. 計画策定における検討体制について

Q I - 1 計画策定における検討体制を教えてください。

あてはまる選択肢の番号をお答えください。

選択肢

1. 新規の検討体制を設置して検討した
2. 既存の検討体制で検討した
3. その他*

* その他の検討体制について以下に自由記述でお答えください。

Q I - 2 検討体制の名称を教えてください。

以下に自由記述でお答えください。

Q I - 3 検討委員会の構成員について教えてください。

構成員の所属の内訳を数字でお答えください。

1. 学識経験者
2. 社会的養護施設関係者
3. 里親・ファミリーホーム関係者
4. 本庁・児童相談所等行政職員
5. 市区町村行政職員
6. 民生委員・児童委員
7. 医師、弁護士
8. 社会的養護当事者（経験者も含む）
9. その他*

計

0

人
人
人
人
人
人
人
人
人
人

* その他の構成員の所属について以下に自由記述でお答えください。

I. 計画策定における検討体制について

Q I - 4 検討委員会等の開催回数を教えてください。

開催回数を数字でお答えください。

回

Q I - 5 検討委員会等への社会的養護当事者（経験者も含む）の参画について教えてください。

あてはまる選択肢の番号をお答えください。

選択肢

1. メンバーとして出席
2. 委員会の場でヒアリング等のみを実施
3. その他*

* その他の参画について以下に自由記述でお答えください。

II. 計画策定における社会的養護当事者（経験者も含む）の意見の反映について

Q II - 1 意見の聞き取りの有無について教えてください。（複数回答可）

あてはまる選択肢にチェックをつけてください。

チェック

1. ヒアリング
2. アンケート
3. その他*
4. 実施なし

* その他の聞き取りについて以下に自由記述でお答えください。

Ⅱ. 計画策定における社会的養護当事者（経験者も含む）の 意見の反映について

QⅡ-2 対象者について教えてください。（複数回答可）

あてはまる選択肢にチェックをつけてください。

チェック

1. 里親・ファミリーホーム等に委託されている子ども
2. 里親・ファミリーホーム等への委託を解除された子ども
3. 施設等（一時保護所を含む）に入所している子ども
4. 施設等を退所した子ども
5. その他＊

＊その他の対象者について以下に自由記述でお答えください。

QⅡ-3 聞き取りの主な内容や項目について教えてください。

以下に自由記述でお答えください。

QⅡ-4 聞き取り内容をどのように計画へ反映したか教えてください。

以下に自由記述でお答えください。

Ⅱ. 計画策定における社会的養護当事者（経験者も含む）の 意見の反映について

QⅡ-5 聞き取り後の社会的養護当事者（経験者も含む）へのフィードバックやアフターフォローに関して、実施した取組等を教えてください。

以下に自由記述でお答えください。

QⅡ-6 聞き取りや反映において苦勞した点、難しかった点を教えてください。

以下に自由記述でお答えください。

Ⅲ. 計画策定の過程について

QⅢ-1 計画策定に要した期間を教えてください。

計画策定に要した期間を数字でお答えください。

ヶ月

QⅢ-2-1 計画策定において、関係機関等を対象に実施したアンケートについて教えてください。

あてはまる選択肢の番号をお答えください。

選択肢

1. 実施した
2. 実施していない

※ QⅡ-2-1 で「1」と回答した方にお聞きします。

QⅢ-2-2 計画策定において、関係機関等を対象に実施したアンケートの対象者について教えてください。（複数回答可）

あてはまる選択肢にチェックをつけてください。

チェック

1. 乳児院
2. 児童養護施設
3. 母子生活支援施設
4. 児童心理治療施設
5. 児童自立支援施設
6. 障害児入所施設
7. 児童自立支援施設
8. 自立援助ホーム・アフターケア事業所等
9. 児童家庭支援センター
10. フォスティング機関（里親支援機関）
11. 里親・里親会
12. 児童相談所
13. 一時保護所
14. 市区町村
15. その他＊

＊その他について以下に自由記述でお答えください。

Ⅲ. 計画策定の過程について

※ QⅡ-2-1 で「1」と回答した方にお聞きします。

QⅢ-2-3 計画策定において、関係機関等を対象に実施したアンケートの内容について教えてください。

以下に自由記述でお答えください。

Ⅲ. 計画策定の過程について

QⅢ-3-1 計画策定において、関係機関等を対象に実施したヒアリングについて教えてください。

あてはまる選択肢の番号をお答えください。

選択肢

1. 実施した
2. 実施していない

※ QⅢ-3-1 で「1」と回答した方にお聞きします。

QⅢ-3-2 計画策定において、関係機関等を対象に実施したヒアリングの対象者について教えてください。（複数回答可）

あてはまる選択肢にチェックをつけてください。

チェック

1. 乳児院
2. 児童養護施設
3. 母子生活支援施設
4. 児童心理治療施設
5. 児童自立支援施設
6. 障害児入所施設
7. 児童自立支援施設
8. 自立援助ホーム・アフターケア事業所等
9. 児童家庭支援センター
10. フォスターリング機関（里親支援機関）
11. 里親・里親会
12. 児童相談所
13. 一時保護所
14. 市区町村
15. その他＊

＊ その他について以下に自由記述でお答えください。

Ⅲ. 計画策定の過程について

※ QⅢ-3-1 で「1」と回答した方にお聞きします。

QⅢ-3-3 計画策定において、関係機関等を対象に実施したヒアリングの内容について教えてください。

以下に自由記述でお答えください。

Ⅲ. 計画策定の過程について

QⅢ-4 -1 里親委託率の目標値の設定について教えてください。

目標値を設定した選択肢にチェックをつけてください。(複数回答可)

チェック

1. 3歳未満
2. 3歳以上の就学前
3. 学童期以降

QⅢ-4 -2 目標値の算出方法を教えてください。

以下に自由記述でお答えください。

QⅢ-4 -3 目標値の算出において課題に感じたことを教えてください。

以下に自由記述でお答えください。

Ⅲ. 計画策定の過程について

QⅢ-5-1 「子ども・子育て支援事業支援計画」（政令市の場合は「子ども・子育て支援事業計画」）へ、社会的養育推進計画の内容を反映しているか教えてください。

あてはまる選択肢の番号をお答えください。

選択肢

1. 反映している
2. 反映していない

※ QⅢ-5-1 で「1」と回答した方にお聞きします。

QⅢ-5-2 具体的にどのような内容を反映したか教えてください。

以下に自由記述でお答えください。

Ⅲ. 計画策定の過程について

QⅢ-6-1 計画策定において苦労した項目を教えてください。

あてはまる選択肢にチェックをつけてください。（複数回答可）

チェック

1. 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
2. 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
3. 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
4. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
5. 里親等への委託の推進に向けた取組
6. パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
7. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
8. 一時保護改革に向けた取組
9. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
10. 児童相談所の強化等に向けた取組

※ QⅢ-6-1 で苦労した項目をあげた方にお聞きします。

QⅢ-6-2 苦労した理由を教えてください。

以下に自由記述でお答えください。

Ⅲ. 計画策定の過程について

QⅢ-6-3 計画策定全体を通して苦勞した点を教えてください。

以下に自由記述でお答えください。

QⅢ-6-4 計画策定に困難があった場合の対処について教えてください。

あてはまる選択肢にチェックをつけてください。（複数回答可）

チェック

1. 厚生労働省への問い合わせ
2. 他自治体への問い合わせ
3. 有識者等への問い合わせ
4. 特に問い合わせはせず自分たちで作成した
5. その他*

* その他について以下に自由記述でお答えください。

Ⅲ. 計画策定の過程について

QⅢ-7-1 計画策定において、外部団体等から助言・コンサルテーション等を受けたか教えてください。

あてはまる選択肢の番号をお答えください。

選択肢

1. 受けた
2. 受けていない

※ QⅢ-7-1 で「1」と回答した方にお聞きします。

QⅢ-7-2 計画策定において、助言・コンサルテーション等を受けた外部団体等を教えてください。

以下に自由記述でお答えください。

QⅢ-7-3 計画策定において、必要と考えられる助言・コンサルテーション等を教えてください。

あてはまる選択肢にチェックをつけてください。（複数回答可）

チェック

1. 自治体間の情報共有、ネットワーク
2. 有識者による助言・コンサルテーション
3. 策定要領等に関する研修会
4. その他*

* その他について以下に自由記述でお答えください。

IV. 計画の進捗管理について

QIV-1 計画の公表状況について教えてください。

あてはまる選択肢の番号をお答えください。

選択肢

1. 公表している
2. 公表していない

QIV-2-1 計画の取組状況の報告について教えてください。

あてはまる選択肢の番号をお答えください。

選択肢

1. 定期的に報告している
2. 不定期で報告している
3. 報告はしていない

※ QIV-2-1 で「1」「2」どちらかに回答した方へお聞きします。

QIV-2-2 年度ごとの報告回数について教えてください。

数字をお答えください。

年

回

※ QIV-2-1 で「1」「2」どちらかに回答した方へお聞きします。

QIV-2-3 報告の場所について教えてください。

あてはまる選択肢にチェックをつけてください。（複数回答可）

チェック

1. 児童福祉審議会
2. 議会
3. その他*

* その他について以下に自由記述をお答えください。

IV. 計画の進捗管理について

QIV-3-1 計画の取組状況の点検・評価について教えてください。

あてはまる選択肢にチェックをつけてください。（複数回答可）

チェック

1. 自己評価（策定部署内部での点検・評価）
2. 外部評価（児童福祉審議会、子ども・子育て会議、議会等での点検・評価）*1
3. その他*2
4. 実施していない

*1 具体的な外部評価機関を以下に自由記述でお答えください。

*2 その他について以下に自由記述でお答えください。

※ QIV-3-1 で「1」～「3」どちらかに回答した方へお聞きします。

QIV-3-2 年度ごとの点検・評価回数について教えてください。

数字でお答えください。

年

回

※ QIV-3-1 で「1」～「3」どちらかに回答した方へお聞きします。

QIV-3-3 具体的な点検・評価の取組内容について教えてください。

以下に自由記述でお答えください。

IV. 計画の進捗管理について

QIV-4 その他、進捗管理として実施していることを教えてください。

以下に自由記述でお答えください。

QIV-5-1 現在の取組推進において課題に感じている項目を教えてください。

あてはまる選択肢にチェックをつけてください。（複数回答可）

チェック

1. 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
2. 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
3. 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
4. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
5. 里親等への委託の推進に向けた取組
6. パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
7. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
8. 一時保護改革に向けた取組
9. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
10. 児童相談所の強化等に向けた取組

IV. 計画の進捗管理について

※ QIV-5-1 で課題に感じている項目をあげた方にお聞きします。

QIV-5-2 課題に感じている理由を教えてください。

以下に自由記述でお答えください。

※ QIV-5-1 で課題に感じている項目をあげた方にお聞きします。

QIV-5-3 課題に対する対応として実施していることを教えてください。

以下に自由記述でお答えください。

V. 策定要領に対するご意見

QV-1 策定要領について、計画策定においてより具体的な説明が欲しい項目や内容などありましたら教えてください。

以下に自由記述でお答えください。

QV-2 策定要領について、2022年度の児童福祉法改正や自治体ごとの取組状況を踏まえて内容を見直すべき項目を理由とともに教えてください。

以下に自由記述でお答えください。

V. 策定要領に対するご意見

QV-3 策定要領の「評価のための指標例」について、他に追加や修正が必要な点がありましたら教えてください。

以下に自由記述でお答えください。

アンケートは以上となります。
ご回答いただき、誠にありがとうございました。

3. 都道府県等アンケート調査：自由記述結果一覧

(1) QⅡ－2－3 意見の聞き取り内容や項目

【都道府県】

・ 退所者に対して：退所後の生活の状況(就業の状況、相談者の有無など)、入所当時の状況(満足したこと、不満だったこと、学んだことなど) ・ 入所中の児童に対して：暮らしの状況(良い点、困っている点、)、退所後の未来像があるか、など
・ 「家庭養育優先原則」について、里親等での生活に対する考えやその理由、希望する措置先等。 ・ 「意見表明」について、一時保護や入所措置の際に十分な説明を受けたか、子ども自身がどの程度意見を表明できたか等。 ・ 「里親・FH」「児童養護施設」「一時保護所」について、生活上の困りごとや、意見。 ・ 「自立支援」について、退所後の希望支援や、入所中の支援に関する意見。
・ 現在の生活について ・ 施設・里親・ファミリーホームでの生活について、施設・里親・ファミリーホームでの居室やグループ(施設のみ)の人数について、施設・里親・ファミリーホームで改善が必要なことについて ・ 一時保護所での生活について、一時保護所での居室の人数について、一時保護所の改善に必要なことについて ・ 代替養育を受ける前の生活で必要と考える支援について ・ 地域で再び家族と暮らすために必要と考える支援について
・ 子どもの現在の生活や、一時保護所での生活等に関する内容
・ 社会的養育の現状や課題等
・ 現状の社会的養護や社会的養育ビジョンへの意見 ・ 県や行政に対する要望
・ 施設(里親宅)での生活のよいところ、不満 ・ 施設(里親宅)でのプライバシーへの配慮について ・ 嫌なこと、困ったことがあるときに相談する方法 ・ 施設(里親宅)の生活の中で、考えや意見を聞いてもらえる機会 ・ 入退所(里親委託・委託解除)に関する児童相談所の説明について ・ 自分の思いを児童相談所の職員に話したことがあるか
・ 子ども自身の情報、施設での生活について(環境面での改善点や、人間関係について等)
・ 県内の大学と児童養護施設協議会が共同で、施設退所後の子どもに対し実態調査を実施したが、その調査の過程で退所後の状況について聞き取りを実施した。
・ どこでどんなふうに暮らしたいか(施設の小規模化・地域分散化・高機能化について) ・ 里親宅での暮らしをどう思うか(里親委託の推進) ・ 子どもの意見は尊重されているか(アドボカシーについて)
・ 里親宅での暮らしをどう思うか(里親委託の推進)
・ 以下の項目について、対面形式のヒアリングを実施 1 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 2 里親等の委託の推進に向けた取組

3 一時保護改革に向けた取組 4 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー） 5 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
・ 現在の生活で安心できること、良いと感じていること
・ 現在の生活で心配していること、不安に感じていること
・ 施設等で生活している理由を認識しているか
・ 普段相談できる人以外にあると良い相談方法
・ 施設等退所後の支援に関する要望
・ 現在の状況、施設入所及び里親委託中の生活、退所してから現在までの生活、その他
・ 一時保護中の処遇について
・ 施設・里親家庭における生活の不満や改善点、良かった点
・ 退所後、施設等に入所中にしてほしかった自立への準備や困ったこと等
・ 主なアンケート項目は、以下のとおり。 今の生活で楽しいこと、困っていることについて 意見表明のしやすさ、自身の権利に対する認知度について 施設の生活環境について
・ 児童相談所について（入所までの流れ、入所後の支援、ケースワークの増員など）、「子どもの声をきこう」という取組みについて、「里親家庭を増やそう」という動きについて、みんなが生活している施設について（小規模化、地域分散化などを含む）、施設を出た後の生活について、その他現在生活していて気になること（学校、友達、職員など）
・ 里親への措置理由を知っているか／・誰から説明があったか／・生活はどうか／・うれしいと思うことは何か／・もっとこうして欲しいと思うことは何か／・実親との交流はあるか 等
・ 施設、里親、F Hでの生活、生活する上で「知りたいこと」、困り事の相談状況、将来（施設、里親等を出た後の自立）への不安、施設、里親等を出た後も職員、友達、里親と交流を続けたいか、施設、里親等を出た後も職員、友達、里親と交流を続けたいか、児相担当者を知っているか、児相担当からの連絡や訪問の有無
・ 現在の状況について、今後の見通しについて、（退所者）支援策について
・ 1 （施設・里親の）生活について：良い点、嫌な点、相談できる人は誰か、要望等 2 意見表明について：意見を聞いてくれる大人は誰か、どういう方法が良いか、アドボケイトについてどう思うか 3 自立支援について：進学・就職希望、どんな力を身に着けたいか、どんな支援があれば安心できるか。 4 生活の場の選択について：児相から希望を聞かれたか、施設養育・里親養育についていい点、不安な点 5 小規模化・地域分散化：良い点、よくない点 6 一時保護について：生活の良い点・悪い点、先生について良い点・悪い点
・ 性別・年齢・生活の安心感・相談者の有無・子どもの権利ノートの認知・悩みごとの有無・児相への意見表明のしやすさ・家庭的養育の希望の有無 等

・ 施設や里親のところに行った時のことについて（誰からどのように説明を受けたか、どんな気持ちだったか）
・ 施設や里親のところでの生活について
・ 施設や里親のところで生活している時の気持ち
・ 施設や里親宅を出た後に困りそうな事項
・ 小規模かつ地域分散化は賛成だが、大舎制の経験から、何か嫌なことがあれば誰かに言うことができたが、それができなくなるかもしれない。権利ノートの配布以外にも取組を考えて頂きたい。
・ 性別、年齢、施設（里親、ファミリーホーム）での生活について、一時保護所での生活について、進学や就職時の支援について、家庭での生活について
・ 児童養護施設や里親等に措置（委託）されている小学6年生、中学3年生、高校3年生の児童と、社会的養護経験者を対象にアンケートを実施。
・ 児童に対しては、施設、里親宅での生活、一時保護所での生活、自立支援等 経験者に対しては、現在の生活、困りごと、入所時の状況、一時保護所の改善点、自立支援に係る希望、施設、里親宅での生活の改善点等

【対象市区】

・ アンケート調査票は、施設入所中の児童を対象として、小中学生用と高校生以上用とで学年により2種類に分けて用意した。内容としては、施設や一時保護所での生活状況や学習・進路、里親について意見調査を行った。
・ こどもの意識アンケート（児童養護施設、里親・FH） 対象：小学校4年生以上の子ども 1 あなたの学校(がっこう)について 2 生活(せいかつ)について ・ 生活(せいかつ)の中(なか)で、楽(たの)しいことは、どんなことですか ・ 施設(しせつ)の生活(せいかつ)で、良(よ)いと思(おも)うことや安心(あんしん)できることはありますか ・ 施設(しせつ)の生活(せいかつ)で、心配(しんぱい)なことや不安(ふあん)なことはありますか ・ 施設(しせつ)の生活(せいかつ)で、一番(いちばん)されたくないこと、嫌(いや)なことはなんですか。(自分(じぶん)の考(かん)がえを、自由(じゆう)に書(か)いてください) ・ 生活(せいかつ)や学校(がっこう)のことなどについて、相談(そうだん)や話(はなし)をできる人(ひと)はいますか ・ 施設(しせつ)で生活(せいかつ)している理由(りゆう)を知(し)っていますか？ ・ 生活(せいかつ)の中(なか)で、こうしてほしいこと、こうなったらいいと思(おも)うことはありますか。 ・ 里親(さとおや)さんについて知(し)っていますか。 ・ 普段(ふだん)相談(そうだん)する人(ひと)以外(いがい)に相談(そうだん)したい場合(ばあい)に、どんな方法(ほうほう)があるといいですか？ ・ 施設(しせつ)で生活(せいかつ)している間(あいだ)に、自分(じぶん)達(たち)への支援(しえん)

ん)として、どのような支援(しえん)があるといいなと思(おも)いますか。 ・ 施設(しせつ)を出(で)た後(あと)の、進路や将来のことについて、考えていることはありますか？ ・ 施設(しせつ)を出(で)た後(あと)に、一番(いちばん)したいことはなんですか？ ・ 施設(しせつ)を出(で)た後(あと)に、どのような支援(しえん)があると安心(あんしん)できますか？
・ 基礎情報（施設でいつからいつまで生活していたかなど） ・ 施設での生活について（施設で生活していてよかったこと・困ったことはあったかなど） ・ 施設退所後の生活について（施設を退所してよかったことなど） ・ 現在について ・ 里親・ファミリーホームについて（施設との違いなど） ・ 一時保護について ・ 国は高い里親委託率の達成を目指しているが、現在の流れについてどう思うか。
・ 退所直後、及び現在困っていること ・ 困ったときや悩んだとき、相談する相手は誰か ・ 働くことに関して、現在、または将来不安を感じることはあるか ・ 退所にあたって必要と思われるサポートについて
・ 一時保護所やケースワーカーについて ・ 里親について ・ 分園型グループホームについて ・ 施設を出た後の生活について ・ その他施設での生活について
・ 施設等で生活することとなった理由の説明を聞いたか、理解できたか ・ 楽しいことやうれしかったことは ・ 嫌なことや困っていることは、それを誰に話せているか ・ 不安や心配な時に相談にのってくれるか ・ 意見箱等や権利ノートを知っているか、使ったことはあるか ・ やりたいことや将来の目標や夢があるか、そのためにしていることはあるか ・ その他言いたいことなど
1 （施設・里親の）生活について：良い点、嫌な点、相談できる人は誰か、要望等 2 意見表明について：意見を聞いてくれる大人は誰か、どういう方法が良いか、アドボケイトについてどう思うか 3 自立支援について：進学・就職希望、どんな力を身に着けたいか、どんな支援があれば安心できるか。 4 生活の場の選択について：児相から希望を聞かれたか、施設養育・里親養育についていい点、不安な点 5 小規模化・地域分散化：良い点、良くない点 6 一時保護について：生活の良い点・悪い点、先生について良い点・悪い点

・ 就寝時間や遊びの回数、施設に来て良かったこと・悪かったことなど、施設生活に関すること。 ・ 大人に意見を伝える方法や相談期間に関することなど、子2どもの権利に関すること。
・ 現在の生活について ・ 居室等の人数について ・ 改善が必要なことについて ・ 通学等について
・ 退所後の支援の認知度と満足度、伴走型支援に対する意見 等 ※座席は円卓形式にて実施。自由な発言が行えるよう非公開で実施。

(2) QⅡ－2－4 意見の聞き取りの計画への反映

【都道府県】

・ 当事者意見として、具体的事業へ反映させた。
・ 措置や一時保護された子どもの権利擁護に関する取組への反映 ・ 一時保護改革（環境や体制整備）の取組への反映 ・ 里親等委託率の数値目標設定への反映
・ 課題設定や今後の取り組みを作成する上での参考とした。
・ 専門部会における議論を深めるとともに、意見を反映
・ 意見の一部について、趣旨を反映
・ 子どもの権利擁護に関する施策の方向性・展開（意見表明権の説明、意見表明の機会の保障）
・ 当事者である入所児童（退所者含む）からの意見により、環境面での必要な配慮等特に権利擁護の観点における課題を整理し、今後の取り組みについて記載した。
・ 施設を退所した子どもの多くが退所後1年以内に学校を退学したり、会社を退職していること x 判明。そのため、計画には特に退所後の子どもの進学や就労に関する支援の強化を明記した。
・ 子どもの声を最大限尊重するという観点から、「子どもの最善の利益の実現」を計画の基本方針として定めた。
・ 現状や課題の把握、ヒアリング結果を計画中の参考資料として掲載
・ 計画内の「現状と課題」欄にアンケート結果を記載し、その結果を踏まえ今後の取組を記載
・ 聞き取りの内容を踏まえ、代替養育の場における支援のあり方や社会的養護自立支援の推進に向けた取り組みを検討した。
・ 子どもの意見表明や自立支援に関する計画へ聴き取り内容を反映した。
・ 社会的養護当事者が抱く生活上の課題等を取りまとめ、計画策定時の参考資料とした。
・ 検討会委員（1名）にインタビュアーと結果の取りまとめを依頼 ⇒インタビュー結果を巻末資料として計画に掲載
・ インタビュー及びアンケート実施後、その内容を踏まえ計画本文を修正
・ アンケート調査の結果を踏まえ、権利保障という観点で、アドボガシー制度の構築についての検討を計画に盛り込んだ。
・ 将来（施設、里親等を出た後の自立）への経済的な不安を感じる意見が半数以上を占めていたため、施設や里親等を出た後の自立に向けた経済的な支援について計画に反映

・ 児童相談所の組織体制の強化、アドボケイト制度の導入の方向性、里親委託の推進や施設の小規模化・地域分散化の方向性などについて意見を参考にした。
・ アンケート結果を踏まえて、具体的な取組について検討するとともに、アンケート結果の一部を抜粋して掲載した。
・ 子どもの意見を汲みとる方法の検討 ・ アフターケア事業の必要性の認識
・ アドボケイト制度の導入を必要な施策として記載
・ 策定委員会時に結果を委員へ報告し、計画策定のための意見を頂いた。
・ 数値化できる項目のみ、集計結果の掲載。 ・ 子ども用計画の策定。

【対象市区】

・ アンケート調査結果から把握した子どものニーズを子どもの権利擁護に関する仕組みの構築や施設の小規模化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組、一時保護諸改革に向けた取組、社会的養護自立支援に向けた取組の検討に反映した。
・ とりわけ、退所に向けた支援及び退所後の支援の方向性等を検討するにあたっての参考とした。
・ 計画の見直し時に反映を検討
・ ヒアリング結果を児童養護施設等と共有した ・ 子どもが自分の意見を表明できるシステムの構築を計画に盛り込んだ
・ 児童相談所の組織体制の強化、アドボケイト制度の導入の方向性、里親委託の推進や施設の小規模化・地域分散化の方向性などについて意見を参考にした。
・ 計画の柱のうち、「一時保護中や里親委託・施設入所中の子どもの権利擁護の取り組み」について、アンケート結果を参考としながら整理を行った。
・ 子どもの権利擁護の取り組み項目において、現状と課題、今後の取り組みに反映。
・ ヒアリングを踏まえて、計画中の「今後の取り組み」において、内容反映した。

(3) QⅡ-2-5 意見の聞き取り後の社会的養護当事者（経験者も含む）へのフィードバックやアフターフォローに関して、実施した取組等

【都道府県】

・ 入所していた(している)児童養護施設等においてフォローの必要性や手法検討に活用した。
・ 策定した「社会的養育推進計画」について、県ホームページにて公表した。
・ 令和2年度から新たに「児童養護施設等退所者自立サポート事業」を開始し、県内1カ所に自立支援コーディネーターと生活相談支援員を配置した。併せて、退所者同士が気軽に集まれる居場所づくり等を行い、自助グループの育成支援を開始した。
・ 「生活で良いと思うことや安心できることは、安全が守られていることや、施設の職員や里親に安心して話ができると答えた子どもの割合が高い。」「生活や学校のことを相談できる人は、施設職員（5割）や里親（8割）と答えた子どもの割合が高い。一方、相談できる人がいないは、施設で14%、里親で8%と少なからずある。」「施設や里親を出た後にあると安心できる支援は、

施設の職員や里親と引き続き相談できることが挙げられている。」というアンケート結果について、施設や里親と共有し、児童への支援等に役立てた。
・ インタビュー協力児童について、伝え忘れたり、その場では言えなかった意見がある場合を想定し、フォローアップのアンケートを実施。 ・ 計画策定後、対象者全員に計画冊子を送付。
・ 児童養護施設退所者等へのアンケート結果で、自立に向けてのサポートを「充実してほしい」との回答が多くあったことを踏まえ、各施設への自立支援担当職員の働きかけ等を行い、退所者等に支援が届くよう取り組んだ。
・ 引き続き年に1回アンケートを実施。アンケートの主旨について説明し、前年度のアンケート結果の集計をフィードバックしている。
・ 計画原案を議論する部会にオブザーバーとして毎回参加
・ 社会的養育推進計画を公表した際に、参考資料として結果を公表した。

【対象市区】

・ 社会期養育推進計画策定後、アンケート調査を実施した各施設に計画を送付。
・ インタビューに協力した児童へ取りまとめ結果を報告
・ ヒアリング結果について、児童養護施設等との共有は行ったが、当事者へは特に実施していない
・ 虐待を受けるなど、心に傷を負った児童養護施設の子どもたちの声を傾聴し、支援するため、アドボケイト（相談職員）が児童養護施設を定期的に訪問する活動を令和2年度から開始している。

(4) QⅡ-2-6 意見の聞き取りや反映において苦労した点、難しかった点

【都道府県】

・ アンケートで回答のあった社会的養護経験者は、比較的順調に生活できており、自立後の生活に困難を感じている経験者の意見聴取は難しかった。
・ 子ども一人ひとりの実情が異なるため、多様な意見が出たが、単純に多数意見の反映だけではなく、すべての子どもの意見を尊重する必要性を感じ、最終的に子どもの自由意見をすべて計画に記載することとした。
・ 施設退所者からのアンケート回収率が低かった。 ・ 入所児童については、児童相談所職員（原則、担当ではない児童福祉司）が聞き取りにより調査を行ったが、児童の忌憚ない意見がきちんと反映されるよう、方法等についてはさらなる検討が必要と思われる。
・ 自立支援コーディネーターを配置するに当たり、県内各児童養護施設を調整し体制づくりに努めた。退所後の子どものケアについては地域ぐるみで対応する必要があるが、地域の理解を得ることが難しい。
・ 自由に出された様々な意見を計画の具体的な内容に反映することが難しく、総論的な内容になったと考えられること。
・ アンケート調査の対象児童を小学4年生以上としたが、幼児や小学校低学年児童からの意見聴取ができなかった。

施設と里親の回答率を比較すると里親からの回答が低かったが、里親に調査への協力を促すことが難しかった。
施設や一時保護所に入所する児童からのアンケート回収は職員がまとめて行えたが、里親やファミリーホームに委託された児童からの回収に苦労した。
- 聞き取り項目の整理及び子どもが理解しやすい質問内容の検討。 - 協力いただける子どもの確保及び実施日等の調整。(学校や部活といった子どもの予定を勘案すると、平日夕方以降か休日の実施となる) - ケアリーバーの協力者の確保。(連絡がつかない、依頼をお断りされるなど候補者が限られる上、就労されている方は休日での実施となるなど協力者の負担が大きい) - 里親委託されている子どもの場合、自宅で実施できないため、場所の確保や移動について調整が必要。 - いずれの場合も、趣旨説明や実施方法について、施設職員や里親、児童相談所等への協議が必要。
直接、対面での聞き取りを実施したかったが、当事者の了解を得ることが難しかった。
措置児童の心情に配慮したアンケートなるよう質問項目の設定に苦慮した。
- 学校の長期休み等を活用して施設を訪問して一斉に聞き取りを行うことを基本としていたが、タイミングを外すと個別の聞き取りとなり、時間を要する。 - 毎年アンケートを行うと、同じアンケートを同一の児童が何度も回答することになり、入所時の意見表明の機会の有無等について入所中に何度も確認することとなり、子どもにとって負担を強いるほか、記憶の変化等により、回答が異なる可能性があるため、今後、アンケートの構成に工夫が必要である。
アンケート内容についても、策定委員会で意見を頂いたため、アンケートへ意見を反映させることに時間がかかった。

【対象市区】

聞き取った内容について、課題等を一般化して、計画の方針等に反映させること。
計画策定のスケジュールの関係上、意見聴取期間の確保に苦慮した。
アンケート実施にあたっての対象人数・範囲の設定等。

(5) QⅢ-2-3 計画策定において、関係機関等を対象に実施したアンケートの内容

【都道府県】

- 児童養護：①今後の家族との同居、②今後の住まい、③今の生活、④児童相談所の職員について、⑤一時保護所について、⑥学校生活、⑦特別な相談について、⑧自立後の不安 - 里親：①里親登録までのこと、②委託されるまでのこと、③委託された後のこと、④里子と実子との関係、⑤里子と実子との交流を進める支援
- 代替養育を必要とする子供数の見込み（児童養護施設、乳児院、児童相談所） - 里親等への委託の推進に向けた取組（ファミリーホーム、里親登録者、児童相談所、里親支援機関、都民、企業） - 特別養子縁組の推進のための支援体制の構築（児童相談所、民間あっせん機関）

- 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組（乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム） - 一時保護改革に向けた取組（児童相談所）
- 措置解除児童の進路状況調査＜児童養護施設＞ - 施設入所児童退所見込数、里親移行・措置変更対象者数、里親移行が適当ではない理由別人数、現に一時保護をしている児童のうち里親委託が必要な児童数、特別養子縁組の検討対象となる児童数＜児童相談所＞ - 各児童相談所一時保護所の「現状における課題」とその「解決策（解決の方向）」＜一時保護所＞ - 施設入所児童退所見込み数、児童養護施設の定員試算＜政令市・児童相談所設置市＞
- 児童相談所：施設入所等児童の潜在ニーズについて - 市町村：市町村での相談支援体制の整備状況について：市町村子ども・子育て支援事業計画について
- 施設等に対しては、ヒアリングを行い、現状や課題を聴取した。 - 市町村に対しては、子ども家庭総合支援拠点の設置状況、設置に向けての課題についてアンケート調査を行った。
- 計画の策定において、代替養育が必要な子ども数の見込み等を把握するため措置児童1人1人の状態について児童相談所にアンケート調査を実施 - 子どもの状態：知能検査等の結果、発達上の状態、心理的な状態、日常的に必要なケア、子どもの養育環境、子どもの状態やケアニーズにのみ着目した場合、最も望ましいと考える養育環境、最も望ましいと考える措置先に委託・措置できない理由
自立支援部会が、児童養護施設、里親における自立支援の実態を把握するためのアンケートを実施した。
施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 児童相談所の各児童福祉司を対象として、担当している児童のケアニーズ、望ましい措置先等を問うアンケートを実施した。 - 各市町を対象として、子ども家庭総合支援拠点の設置予定や、今後社会的養育体制の推進に向け、求められることなどを問うアンケートを実施した。
- 施設の小規模化、地域分散化、高機能化、多機能化について - 施設入所している児童の状況 - 施設入所している児童の里親等委託について 等
里親委託が必要な子どもの見込み数を算出するために児童相談所、乳児院及び児童養護施設にアンケート調査を実施。 【設問1】現時点で、既に里親等への委託の方針が援助方針に記載されていますか。 【設問2】里親等への委託ではなく、施設への入所としている理由について

【対象市区】

児童福祉施設：子どものケアニーズや保護者の状況・意向、委託・入所時に最も望ましいと考えられた養育環境等

・ 里親：里親登録までの経緯や、委託に係る課題と必要な支援策等（養育里親を対象として実施）。
・ 一時保護児童に関する内容
・ 施設入所児童に関する内容
・ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(6) QⅢ-3-3 計画策定において、関係機関等を対象に実施したヒアリングの内容

【都道府県】

・ 策定委員会のメンバーでもあるので、会合の際に様々意見交換したほか、入所定員の設定や機能強化(多機能化)に関して聞き取りを行った。
・ 乳児院・児童養護施設：入所児童の状況、施設・処遇・人員面での課題等 ・ 児童相談所：児童相談所の役割、各関係機関間との連携における課題等 ・ 市町村：要保護児童対策地域協議会の運営状況・課題等、子ども家庭総合支援拠点の設置状況・課題等、乳児家庭訪問、養育支援訪問事業の実施状況・課題等
・ 各施設における高機能化及び小規模かつ地域分散化のあり方 ・ 多機能化・機能転換のあり方 ・ 概ね 10 年程度で、小規模化かつ地域分散化を図るための整備方針 ・ 人材育成計画
・ 一時保護所での生活について
・ 社会的養育の現状や課題等
・ 施設の現状、小規模化・地域分散化の計画、高機能化の計画、多機能化・機能転換の計画、施設整備の意向、児童家庭支援センター設置についての意向、県所管外地域の児童を受け入れていることについての意見、「ケアニーズが高い子ども」「ケアニーズが非常に高い子ども」をどのように捉えるかについての意見＜乳児院、児童養護施設＞ ・ 県社会的養育計画について、課題・うまくいっていること・あるといいこと＜自立援助ホーム・アフターケア事業所＞ ・ 里親制度推進について＜児童相談所、里親・里親会＞
・ 里親委託等へつなげることにおける課題 ・ アフターケアにおける課題 ・ 一時保護の受け入れについて ・ 里親支援の取組について ・ 在宅支援の取組について ・ 施設の改築等の予定 ・ 人材育成状況と課題 ・ 将来のビジョン
・ 現状の各施設（里親）の状況の聴取に加え、各施設が抱える課題について聞き取るとともに、地域分散化や機能転換を図る取り組み及び課題について特に聞き取りを行った。
・ 市町村等：「児童・家庭相談体制強化に向けた地域懇談会」を県内 10 広域で開催。市町村をはじめとする関係機関・団体と主に以下の項目について意見交換を実施。

児童・家庭相談における現状と課題 児童相談所との連携における現状と課題 市町村要保護児童対策地域協議会、子ども家庭総合支援拠点等における現状と課題 - 施設（乳児院）：各施設の既存計画の見直し（定員、施設整備、地域分散化、高機能化等） - 施設（児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム等）：計画骨子案に対する意見交換
- 児童養護施設、乳児院 - 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化かつ地域分散化の進め方 - 国が掲げている里親等委託率の目標、里親委託を進める際の課題 - 施設の里親支援機能 - 里親支援専門相談員及び家庭支援専門相談員の活動内容及びその実施状況 - 里親支援専門相談員、児童家庭支援センター及び里親会の役割分担 - 子ども相談センターと施設との役割分担、子ども相談センターに望む支援 - 里親制度の課題、里親委託を推進するための取組み - フォスタリング機関を担うべき機関及びその理由 - 施設運営に関する課題 - 児童家庭支援センター - 児童家庭支援センターの里親支援機能 - 国が掲げている里親等委託率の目標 - 里親 - 里親委託推進について - 現状の里親委託推進に係る取組について課題と感じていること - 国が掲げている目標の達成の可否 - これから里親委託を推進していくことに対し課題と感じていること (2)の目標を達成するための具体的な取組み。県や子相に望む支援。 - パーマネンシー保障のための特別養子縁組等の推進について - 国が掲げている目標の達成の可否 - 特別養子縁組や普通養子縁組の推進に関して課題と感じていること (1)の目標を達成するための具体的な取組み。県や子相に望む支援。 - 里子とのマッチングについて、施設や子相等の関係機関に望む支援 - フォスタリング機関とその業務について - 里親の新規開拓について - 里親に対する研修について - 里子とのマッチングについて - 里親の立場で必要と感じられる支援について
施設の小規模化、多機能化（里親支援、在宅支援）、一時保護専用施設について今後の施設整備予定や事業内容に関する各施設の意見を聴取
(1) 定員の推移 (2) 小規模化の推移 (3) 一時保護専用施設 (4) フォスタリング事業 (5) 児童家庭支援センター (6) 大規模修繕

・ 施設の高機能化・多機能化について。施設整備について。
・ 乳児院・児童養護施設の高機能化および多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に係る計画の策定に向けたヒアリング
・ 児童福祉施設；施設入所児童等の状況、施設運営に係る課題等について、「新しい社会的養育ビジョン」で示された、施設入所対象となる子どもや、求められる支援体制（高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化）についての現状と今後の方針について、施設からの提案等について ・ 自立援助ホーム；子どもの状況について（入居者数、入居理由、子どもの状態像、職員との関係等）、ホーム運営や自立支援、関係機関調整に係る課題について ・ ヒアリングとして実施していない場合も、各種会議等を通じ意見照会等を実施した。
・ 社会的養育推進計画に対する母子生活支援施設としての意見のヒアリングを実施
・ 児童養護施設等、里親・ファミリーホーム、市町村（政令市、中核市、市長会、町村会）、児相等の4つの実務者会議を設け、それぞれの関連項目について議論を行った。
・ 施設の小規模かつ地域分散化，高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組について
・ R11 年度における各施設の体制について
・ フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築に向けて ・ 自立支援のあり方 ・ 施設の高機能化、高機能化に向けた取組みについて
・ 1 現状の養育に当たっての方針と対応 （1）入所児童の現状（過去と現在の違い等） （2）現状の養育機能における経営上や運営上の課題 2 ビジョンに対する考え（ビジョンの考え方や課題について説明した上で） - 現状の養育方針とビジョンの整合（どの視点が同じで、どこが違うのか） （1）小規模かつ地域分散化 ① 「分園型小規模 GC」や「地域小規模児童養護施設」の設置に向けた検討状況・課題 ② 「分園型小規模 GC」や「地域小規模児童養護施設」の設置を図るための計画概要や考え方 ③ 人材育成・確保やスーパーバイズ体制の構築のための工夫 ④ 地域社会との良好な関係性の構築のための工夫 （2）高機能化 ① 「分園型小規模 GC」や「地域小規模児童養護施設」における、ケアニーズが高い子どもの養育体制の充実（心理的・医療的ケア、家庭復帰支援、自立支援） ② 「分園型小規模 GC」や「地域小規模児童養護施設」や職員への支援 ③ 人材育成・確保やスーパーバイズ体制の構築 ④ 小規模かつ地域分散化の例外としての生活単位の集合における、ケアニーズが非常に高い子どもの養育体制の充実 （3）多機能化・機能転換 ① 一時保護委託の受入体制の整備 ② 養子縁組支援やフォスタリング機関の受託等の里親支援

③在宅支援や特定妊婦等の地域支援
・ 策定委員会へ出席を頂き、意見を頂いた
・ 先に実施したアンケートを元に意見交換
- 乳児院及び児童養護施設に対して以下の内容についてヒアリングを実施。 ＜施設の現行計画（家庭的養護推進計画）の確認＞ 1 小規模かつ地域分散化の目標 2 里親支援の目標（平成41（2029）年4月時点） 3 職員の配置計画について 4 キャリアパスの設定 5 今後のスケジュール ＜現在の取り組み、社会的養育推進計画を踏まえての課題＞ 1 施設の高機能化及び小規模化かつ地域分散化について （1）小規模かつ地域分散化への取り組み （2）里親・ファミリーホームへの支援への取り組み （3）被措置児童等の権利擁護への取り組み （4）親子関係の再構築（早期の家庭復帰）への取り組み （5）子どもの自立支援・アフターケアの取り組み （6）その他、高機能化、小規模化かつ地域分散化についての考え 2 多機能化・機能転換について （1）一時保護委託の受入体制の整備への考え （2）市町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化についての考え （3）その他、多機能化、機能転換についての考え 3 処遇職員の配置、人材育成について （1）人材育成に向けた現在の取り組み （2）今後、求められる人材および人材育成に向けた考え 4 計画策定及び今後の取り組みにおける貴施設の強み・課題について 5 その他、計画全体に対するご意見、県への要望

【対象市区】

- 以下について聴取。 1 全般：国の家庭養育の原則・推進方針についての考え方、家庭養育の中で懸念される課題と求められる支援 2 児童の養育について：児童の権利擁護の取組の現状と課題、障害等を抱える児童へ支援と課題、医療機関や児童相談所、各専門機関との関わり 3 里親等への委託の推進に向けた取組について：里親に委託する子ども数の見込み、里親委託を推進する際に必要な条件や求められる支援、里親支援のために、今後の児童相談所・児童養護施設・乳児院等が果たす役割や機能、フォスタリング業務の今後の実施体制、一時保護委託への対応と課題

4 児童の自立支援について：児童の進路選択と自立支援、支援体制、アフターフォロー等について
①小規模かつ地域分散化：小規模かつ地域分散化の見通し、施設の改修計画、小規模施設の状況（既設施設のみ対象） ②高機能化：ケアニーズが非常に高い子どもの養育体制の充実、入所している子どもの早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託の推進 ③多機能化・機能転換：一時保護受託の受入体制の整備、養子縁組支援やフォスタリング期間の受託等里親支援機能の強化、在宅支援や特定妊婦の支援強化等 ④人材育成計画：人材育成方針、研修計画、スーパーバイズ体制、人材確保のための取組 ⑤権利擁護の取組：児童の権利擁護の考え方、実際の取組状況
- 代替養育を必要とする子どもの数の見込みについて - 小規模かつ地域分散化に向けた単価シミュレーションについて - 多機能化に向けた補助メニューについて - 施設機能強化補助事業の見直しに向けた意見交換について - 各施設の計画案について
10年後の施設の在り方に関する内容
- 子どもの権利の保障に関する取組み - 小規模化・地域分散化の実施計画 - 高機能化 - 多機能化・機能転換 - 人材育成・人材確保
施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組について
- 養育家庭の当事者に対するヒアリング項目 (1) 現在の当自治体の取り組み（里親支援）に対する評価・意見 (2) 当自治体の委託率の目標設定に対する意見 - 施設の当事者に対するヒアリング項目 (1) 当自治体の地域性を踏まえた今後の施設の役割・方向性と当自治体の支援のあり方 (2) 当自治体の委託率の目標設定に対する意見 - その他：座席は円卓形式にて実施。自由な発言が行えるよう非公開で実施

(7) QⅢ-4-2 里親委託率の目標値の算出方法

【都道府県】

国の目標を念頭に置き、本県の実情を踏まえて算出。 具体的には、子ども人口、児童相談所の養護相談対応の件数、要保護児童対策地域協議会の実登録件数の推移から、代替養育を必要とする子どもの数を年度毎に推計。それらと里親委託の現状、里親委託が必要な数の見込み、子どもへのアンケート結果を反映し里親等委託率の目標値を算出。
現在措置されている子どもについて、現状の措置のまま継続し、かつ里親等委託率が現状を下回

らないと仮定した場合、措置変更により里親委託となる子どもや学童期以降に代替養育が必要となる子どももいますが、乳幼児期に里親委託された子どもが成長し、次の年齢区分に移行していくことを想定すると、学童期以降の里親等委託率も増加していくと想定した。
目標値設定時点で、里親委託でない（施設入所等）要保護児童について全数調査を行い、ケアニーズのみの着目した場合里親委託がふさわしい児童数を算出。 県として最大限の取組を行った場合を想定し、目標値を計上。
計画策定当時の実数に措置等児童数の伸び率平均値を加算し「代替養育を必要とする子ども数」を算出、また、計画終了時点の里親等委託率を固めた上で、その割合を達成するように各委託人数を割り振り算出した。
「代替養育を必要とする子供数」 児童人口(※1)に対する施設入所・里親等委託の子供数(※2)の割合を推計し、児童人口の推計に乗じて推計値を算出した。 ※1 児童人口（0歳～18歳人口） ・過去10年間の県統計（1月1日時点町丁別人口調査）、国立社会保障・人口問題研究所による5年ごとの将来人口推計による。 ※2 施設入所・里親等委託の子供数 ・県集計による3月1日時点の施設入所・委託等の子供数。 ・施設入所については児童養護施設及び乳児院の子供数、里親等委託については里親及びファミリーホームへの委託子供数。 ※3 里親等委託率 ・「里親等への委託（見込）子供数」÷「代替養育を必要とする子供数」×100（%）
目標年次ごとの代替養育を必要とする児童数（児童人口等から推計）のうち、施設養育が必要な児童の人数を算出し、それ以外を里親等への委託が可能な児童とする。具体的には以下の通り。 1 児童相談所調査から、令和元年5月1日時点で「①里親等に委託されている児童」「②里親等委託が適していたが委託できていなかった児童」「③里親等委託が適していない（施設養育が必要）な児童」の割合を算出。 2 「②里親等委託が適していたが委託できていなかった児童」については、全ての児童の委託を目指すこととし、里親等委託率の目標値に算入。 3 児童相談所調査において、「③里親等委託が適していない（施設養育が必要）」と判断した理由が「家庭復帰に向け施設にて交流支援中」の児童の一部について、施策の推進により里親等委託が可能な児童として里親等委託率の目標値に算入。
3歳未満：国が示す里親等委託率75%以上の実現を目指す、現状では目標値を大きく下回っており、5年以内の目標達成は困難と考えられることから、10年以内の達成を目標とした。 3歳以上の就学前：国が示す里親等委託率75%以上の実現を目指す、7年以内の目標達成は容易でないと考えられることから、10年以内の達成を目標とした。 - 学童期以降：実績において最も伸び率が低く、計画前期においては実績の伸び率を維持し、後期においては全体の委託率が40%に達するよう委託率を伸ばしていくことを目標とした。
国から示された数値目標を念頭に、各年代における目標値を設定。

過去の実績に基づき各年代ごとの措置児童数割合を仮定し、各年度における各年代の社会的養護が必要な子ども数の見込みを算出。 3歳未満は、5年後に過去平均の倍に設定、3年後は中間値とした。同様の基準で7年後、10年後を設定。就学前は、7年後に国の目標値と同様の目標設定、過去平均との差を等分して3年後と5年後を設定。学童期以降は、5年後に国の目標値と同様の目標設定。
現に里親等に委託されている子ども数とあわせ、乳児院や児童養護施設に入所中の子どものうち、里親等委託が適当な子ども数（医療的ケアの必要性や行動上の問題等の理由から、里親等での養育が困難な子どもを除いた子ども数）について、里親等委託が適当な子ども数と見込む。
国目標と同値
- 代替養育が必要な子どもの数の見込 ①基準値：18歳未満人口×代替養育割合（H30度0.193%） ②潜在的需要：H21～、H26年度～の各5年間の一時保護（委託）児童数の平均値の伸率（104.2%）が15年間変わらないと仮定した上で各年度毎に一時保護（委託）児童数の増加を均一化。③見込み：①×② - 里親委託が必要な子どもの数の見込 ※算式2を採用 ①児童相談所の検討により、R元10月現在の代替養育児童についてケアニーズに着目した里親委託率を算出。 ②代替養育見込数を按分した上で、児童相談所毎に①を乗じて10年後の里親等委託が必要な児童数を算出。
1 「子どもの人口」の推計（「当県における将来人口推計」）に「代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む）」を乗じて、「代替養育を必要とする子ども数」を算出。 2 「代替養育を必要とする子ども数」に「里親等委託が必要な子どもの割合」を乗じて、「里親等委託が必要な子ども数」を算出。 3 1及び2の算出結果から里親等委託率の目標値を設定。 ※「代替養育を必要とする子ども数」は、「要保護児童数」の推計値に潜在的な代替養育対象児童数（「一時保護後、在宅指導で継続的に支援等を行うこととした子どもの一部」及び「通報・相談後、在宅指導で継続的に支援等を行うこととした子どもの一部」の数）を加えたもの。
①A+Bを里親委託候補者数の基礎数値として設定 - A 里親等に委託中の子ども数 - B 施設での入所期間が長い子ども数 ・乳児院に半年以上措置されている児童 ・乳児院から児童養護施設に措置変更された幼児 ・児童養護施設に1年以上措置されている幼児 ・児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の児童 ②①からC里親での養育を子どもが拒否している数を除く ③②からD医療的ケア等日常的なケアを要する児童数を除く ①～③により里親委託児童数を算出し代替養育を要する児童数で除して算出
社会的養護を必要とする子ども数の見込みと、養育里親の登録状況等を踏まえ、目標値を設定し

た。
「代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）」×「里親等委託が必要な子どもの割合」＝里親等委託が必要な子ども数※ ※で算出した割合を参考に、フォスタリング体制の充実により、里親登録数やファミリーホームの増加見込み等を考慮し算出。
子どものケアニーズ（里親等委託が必要な子どもの数）を勘案して算出
算式 2 により、里親等委託が必要な子どもの割合を算出（3 歳未満：72.3% 3 歳以上の就学前：53.4% 学童期以降：48.0%）。 上記数値を代替養育を必要とする子どもの見込み数に乘じ、里親等委託が必要な子どもの見込み数を推計（729 人）。将来的に目指す姿として想定。 一方で、当自治体でどれだけの里親家庭を支援できる体制を構築できるかを検討し、1 機関あたり A 型フォスタリング機関は 40 家庭、B 型フォスタリング機関は 20 家庭を確保・支援することとし、R11 年度末時点で養育里親家庭数 820 家庭の確保を見込む。 登録里親に対し委託可能な子どもの割合について、里親種別ごとの H30 年度末の委託実績をもとに算出し、里親等に委託する子ども数を推計。 推計した里親等委託が必要な子ども数について、年齢別の割合を算出し、里親等委託子ども数に乘じ各年代別の委託が必要な子ども数を算出。 各年代別の委託が必要な子ども数を代替養育が必要な子ども数で割り、各年代別の委託率を算出。
県内の社会的養育を受けている子どもの状況、関係機関の意見、県の実状及び他の自治体の目標値を踏まえて検討し、令和 11 年度の里親委託率の目標値を 60%とした。令和 2 年度から令和 11 年度までの各年度の目標値は按分して設定した。なお、本県では年代毎の目標値は設定していない。
里親等委託率目標値＝里親等委託が必要な子どもの数÷代替養育が必要な子どもの数 * H28～H30 各年度末の平均値から算出
国の目標値を参考とした。
平成 30 年度末時点の児童養護施設と乳児院への入所児童全員について、生育状況や子どものケアニーズなどから里親やファミリーホームへ委託することが望ましい子どもを算出し、里親等の元で生活している児童を加えて、委託率を算出した。
国の策定要領では乳幼児・学童期以降でそれぞれ委託率が設定されているが、本県では対象となる児童が少ないことから、年齢を区分せずに国の定める算式により計算し、55.7%の里親委託率を算出。ただし、55.7%を計画最終年度に達成することは本県の現状を踏まえると困難であることから、前期（R6 年度）目標を 33.3%、後期（R11 年度）目標を 45.0%と設定。
国の目標値をもとに現場の意見を踏まえて検討した。
児童相談所が平成 30 年度に新規委託したケースで、里親委託できなかった理由を分析し、「実親の拒否」「里親の養育ニーズとの不一致」について、里親制度の啓発により解消が可能であるものとして、各年度の新規委託数を設定。 委託解除数は、前年度の在籍数に対する退所数の割合を、翌年度の在籍数に掛け合わせて算出。

施設入所者のうち乳幼児は、里親委託への変更を進めるものとした。 在籍子ども数に、新規で入所・委託となる子ども数を加え、退所・委託解除及び里親委託へ移行した子ども数を差し引くことで、各年度末の在籍子ども数を算出。
- 委託率に影響を与える次の①～⑤の過去５年間（平成２５年度から平成２９年度まで）の県内３児童相談所の平均値（現状）を算出し、現在の里親等委託推進の取組みに加え、更に実現可能な追加的努力を加味して算出。 ① 児童相談所による新規委託児童数 ② 乳児院からの措置変更 ③ 児童養護施設からの措置変更 ④ 委託解除（家庭復帰、自立、特別養子縁組） ⑤ 里親等からの措置変更（不調）
児童相談所、乳児院及び児童養護施設へのアンケート調査に基づいて里親委託が必要な子どもの数を算出し、目標値となる里親等委託率を算出している。
評価のための指標案：家庭的養育率 算定式：（里親委託児童数＋家庭的養育施設入所児童数※）／要保護児童数 ※家庭的養育施設措置児童；分園型小規模グループケア、地域小規模児童養護施設において養育されている入所児童 （理由） 地域によって歴史的経緯等から、現実として児童養護施設等の施設数に多寡があるため、全国一律に里親委託率で目標値の設定や施策の推進を進めると、特に、施設数が比較的多い団体においては、小規模化等を進めきれない（目標達成のために実際に定員を落とそうとすると、根本的な施設の経営・雇用上の問題が生じる：参考１）一方で、十分な里親の確保が進むとは限らない恐れがある。加えて、里親の確保が進む場合でも、近年、児童虐待による要保護児童が増えており、児童の処遇に相当の専門性が求められる中、施設職員は専門家である一方、里親は施設職員ほどの専門性や組織性が十分とは言えない面があり、里親にとっても超過負担になりかねず、また、保護者の不同意等により里親委託が十分に進まない恐れもあるため、今後、地域として十分な社会的養育体制を確保できるかどうか懸念される。このため、後期計画においては、里親委託に加えて施設の小規模化を含めた、家庭的養育の実施状況を計る指標を設けることで、里親委託及び施設の小規模化の双方のインセンティブ向上を図り、家庭的養育推進の方針に沿って、地域の実情に応じた効果的かつ着実な社会的養育体制を確保できるようにすることが適当と考えられるため。

【対象市区】

以下 A,B,C は計画作成時の H30 年度末の数値 本市における代替養育児童数(A) A のうち里親等委託数(B) 現に施設入所している子どものうち里親での養育が望ましい子ども数(C) 里親委託が望ましい子ども数(D=B+C)

里親等委託率($E=D/A$) ※里親委託が望ましい子どもが全員里親委託された場合 →ここで算出された E の割合で仮に代替養育が必要な子どもが計画期間最終年度の令和 11 年度に全員里親等に委託され、令和 6 年度の中間時期には、その増加数の半数を里親等に委託した場合の見込みで推計し、最終的に 10 か年の数値を設定した。
「里親等委託が必要な子ども数」 ÷ 代替養育が必要な子ども数」
国基準の目標値を設定することを念頭に、策定要領における（算式 2）により算出された里親等委託が必要な児童数を踏まえつつ、計画期間から逆算して算出。
- 代替養育を必要とするこども数の見込を①から⑤で算出 ①こどもの人口の推計 ②代替養育が必要となるこども数の見込を、現に入所措置又は里親委託等されているこども数のこどもの人口に占める割合から推計 ③②の推計に潜在的需要の加味について検討し、最終的に代替養育が必要となるこども数の見込みを算出 ④国の要領に示された算式 1 及び算式 2 により、里親等委託が必要なこども数を年齢区分別に算出 ⑤③から④を減じて算出 - 施設の小規模化かつ地域分散化等を進めることをふまえ、定員数を推計し、残数を里親等委託児童数と想定し、里親委託率を算出
平成 31 年 4 月 1 日時点の里親等委託率に、潜在的に施設から里親への委託が可能と考えられる児童数を計上して算出
- 国の目標値を目安とした 12 歳以上は現状維持（20%）とした
平成 30 年度末時点の児童養護施設と乳児院への入所児童全員について、生育状況や子どものケアニーズなどから里親やファミリーホームへ委託することが望ましい子どもを算出し、里親等の元で生活している児童を加えて、委託率を算出した。
①代替養育が必要な子どもの数、②本市の実情に応じた里親等委託子ども数の推計から、里親委託率目標を算出した。
3 歳児未満、未就学児については、なるべく里親委託が望ましいという基本姿勢から、目標数値を 100%にしています。 - 就学児については、それぞれの児童のケアニーズに着目し、里親委託が望ましいとされる児童を算出しています。
代替養育を必要とする児童数を算出し、当該数値を基本として、「新たな社会的養育ビジョン」示される里親等委託率を乗じることで、目標値を算出している。

(8) QⅢ-4-3 里親委託率の目標値の算出において課題に感じたこと

【都道府県】

前提として国の目標値（里親委託率）が示されたが、当県の現状との乖離があまりにも大きく、

県として現実的な目標値とすべきか、理想として国の目標値の近づけるべきか、最後まで課題が残ったと感じている。そのため客観的なデータによる算出を重視する中でも、一部データの後付けが生じた部分もあった。 計画策定途中においても、国の目標値に関する指導内容が、「県の実情による目標値」から「国の目標値に近づける」へと変わった印象を受け、そもそも国の目標値ありきであれば、複雑な推計を行う必要もなかったのではないかと疑問が残った。本計画においては、里親委託率が中核となっており、目標値の位置づけが不明確になってしまうことが最大の課題と感じる。
（策定に携わった担当者が異動しているため、会議の概要資料の情報となるが）目標値の算出の前提に当たる「代替養育を必要とする子ども数の見込み数」の算出については、どの数字や資料をベースに考えるべきかについて調整が難航した模様。
国が実現すべきとする里親等委託率が本県の実情とあまりにかけ離れており、その落差をどう埋めるかに苦慮した。
国の数値目標を念頭に県の実情を勘案すること、年代ごとの実績や推移にもばらつきがあり、数値を維持することも容易でないため、全体を勘案した目標値設定に苦労した。
- 国の示す「新しい社会的養育ビジョン」目標値とは乖離があること。 - 理論上、上記算出方法で示したものの、保護者の同意の課題や、進学等子どものライフステージの変化等、実態に合わない部分もあること。
目標値と現状との乖離が課題であった。特に、里親の高齢化などで里親の確保が困難な中であって、里親委託率を上げていくことは大きな課題であると実感した。聞き取りを重ねたものの、具体的な取り組みを明記することが困難であった。また、児童養護施設等の入所施設に対しても、財政面・人材面から小規模化・地域分散化を促していくことの困難さを感じたところ。
児童相談所では高い目標設定については支援体制等を含めた実現可能性の観点から慎重な姿勢が見られた。また、乳幼児が優先という観点において乳児院関係者の理解を得ることが難しかった。
里親登録数の上昇と、受託世帯の増が必ずしもリンクしないため、どのように数字を出すかに困難さを感じた。
- 里親委託率（75％）を全国一律に適用するのではなく、地域の実情に応じた実現可能な目標値としての里親委託率を設定すべき。 （理由） - 各地域によって施設の有無等、社会資源に差がある。そうした資源を有効に活用し、そのうえで、家庭的養護（里親・F H）で対応できる児童を委託していかないと、不調により委託先を転々とする児童が増加する可能性が高い。 - 専門的な処遇が必要な児童に対応できる里親は未だ少ない状況である。 - 各地域におけるフォostリング機関、里親支援専門員等の里親支援体制を構築するための人材確保や財政的支援が必須であるが、当県においては人材確保に各施設が課題を抱えている状況である。
- 目標値算出の過程が複雑で、当事者含む関係者への説明が困難。 - 算出された数値のみがクローズアップされる。
国の新しい社会的養育ビジョンで示された里親委託率の目標値が県の実態からあまりにも乖離し

たものであり、県の里親委託率の目標値が立て辛かった。また、国の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」で示された「代替養育を必要とする子ども数の見込み」方法が非常に複雑で対応することが困難だった。
・ 里親やファミリーホームに委託することが望ましい児童の見極め。子どものニーズの把握。
・ 国が設定した目標は本県の現状からするとかなりハードルが高いものであったため、実態とのすり合わせに苦慮した。
・ 里親等への委託に関して、実親の理解や里親と里子の相性などの課題があるなか、高すぎる里親委託率の目標値を設定することにより、目標値が実態にそぐわないものとならないかという点は課題であると感じた。
・ 算出方法が何種類があるため、どの算出方法を採用するのかを検討する必要があった。

【対象市区】

・ 里親委託率を国基準に設定することについて、特に施設関係者からの納得が得られにくいこと。
・ 国基準の目標値達成を念頭に、逆算により出した里親等委託が必要な児童数と施設や児童相談所からの意見等を基にした当該数に一定の乖離が生じること。
・ 里親やファミリーホームに委託することが望ましい児童の見極め。子どものニーズの把握。
・ 社会的養育ビジョンに示されている委託率目標と、本市における委託率に乖離が大きく、地域の実情に応じた目標設定が必要。
・ 就学児については、児童一人一人のケアニーズに着目したため、ケアニーズを正しく把握しなければならなかった点。
・ 区では、児童相談所開設初年度である令和2年度に社会的養育推進計画を策定したが、過去の実績値がない中での算出であったため、児童相談所業務が運営される中で、当初算出した目標値と実績に乖離が生じることとなった。都道府県では国の示す策定要領に従い、令和元年度に計画策定していたため、区の計画策定においても都道府県と同様の計算方法により推計値算出する必要があった。

(9) QⅢ-5-2「子ども・子育て支援事業支援計画」（政令市の場合は「子ども・子育て支援事業計画」）へ反映した具体的内容

【都道府県】

・ 里親委託率を目標値に設定している。
・ 「支援を要する子どもや家庭のサポート」という項目を設けている。
・ 5本の柱のうち、主に柱4「困難を有する子ども・若者と家庭が未来を切り拓くために」の「保護や支援を要する子どもの養育環境の整備」及び柱5「社会全体で子育てを支え、子育ても仕事も楽しむために」の「地域で支える子育て支援の充実」において、里親等委託の推進、子ども家庭総合支援拠点の整備、施設の小規模・地域分散化の推進、児童相談所の機能強化等の内容を反映。
・ 基本的施策及び行動計画内の「援助を必要とする子どもや家庭への支援」「家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもに対する支援」の「里親の増加や里親家庭での子どもの養育への

理解を広めるため、広報や関係機関への周知等による普及啓発を行います。」「里親家庭での子どもの養育を支援するため、里親への研修の実施や児童福祉施設等への里親支援専門相談員の配置等による相談体制を図るとともに、里親同士の交流等の里親会の活動を支援します。」「児童養護施設等でも、できるだけ家庭に近い環境で養育できるよう、小規模化、地域分散化を支援します。」等について、内容に反映している。
・ 「子ども・子育て支援プラン」の別冊として位置づけている。
・ 子ども・子育て支援事業計画（県子育て応援行動計画）中に盛り込んだ。
・ 目標値や取組の方向性・内容について、整合を図った。
・ 「子ども・子育て支援事業計画」の重点施策「支援を必要とする子どもを守る体制づくり」の個別施策として児童虐待防止対策の充実、社会的養育の充実・強化を位置付け、主な事業と「社会的養育推進計画」における具体的な取組の整合を図った。 ・ 「子ども・子育て支援事業計画」における各施策の数値目標として、「社会的養育推進計画」で設定した里親等委託率を設定。
・ 子どもの権利擁護の推進 ・ 里親委託の推進（社会的養育推進計画における里親委託率の数値目標を採用している） ・ 施設の小規模化・地域分散化、多機能化、高機能化の取組への支援 ・ 地域における社会的養育推進のための取組支援
・ 本県の「子ども・子育て支援事業支援計画」内で、①里親委託等の推進（目標値についても記載）。②施設の多機能化・小規模化等の推進、③自立支援策の強化、④虐待を受けた子どものケア及び家庭への復帰支援、⑤子どもの権利擁護
・ 子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置に向けた目標について反映している。
・ 児童虐待防止対策の充実 ・ 社会的養育の充実・強化
・ 「子ども・子育て支援計画」としても位置付けている『少子化対策基本計画』の政策の4つの柱のうちの1つ「地域で子育てを支え合う仕組みづくり」中の基本政策「配慮を要する子どもや家庭への支援の充実」の下記項目(○)において関連内容を記載。 ○育児不安の解消と児童虐待の防止 ・ 要保護児童対策地域協議会の機能強化に向けた取組を推進 ・ 子ども相談センターの体制を強化 ○悩みを持つ子供の相談や被害に遭った子どもなどの立ち直り支援 ・ 子ども相談センターにおける親や被虐待児に対する心理的なケア対策を充実 ・ 子ども相談センター職員や市町村の相談員の相談援助技術の向上 ○社会的養育の推進 ・ 子どもからの意見聴取や子どもの意見を代弁する取組を推進 ・ 里親に対する包括的な支援を実施 ・ 施設の小規模化・地域分散化、高機能化・多機能化を推進 ・ 市町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進 ・ 児童養護施設等の職員の確保と専門性の向上

・ 児童養護施設等の自立支援機能の強化、施設等退所者の自立支援促進 ・ 「目標となる指標」として下記指標を記載 「里親等委託率」「子どもの権利擁護に関する研修を受講した職員の割合」「すべての棟が小規模化・地域分散化した乳児院及び児童養護施設の数」「子ども家庭総合支援拠点を設置している市町村数」「職親プロジェクト加盟企業数」
・ 「次世代育成支援対策法」に規定する行動計画として、「子ども・子育て支援事業支援計画・次世代育成支援対策行動計画」を策定した。 ・ 本計画において、「社会的養護体制の充実」の主な取組のひとつとして、「家庭的養護の推進に向けた県推進計画」に基づく児童養護施設等の小規模化を掲げている。
・ 「社会的養育の体制整備」として章立てし、現状と課題、今後の取り組み（以下、内容）を記載した。 ・ 当事者である子どもの権利擁護 ・ 里親等への委託の推進 ・ 特別養子縁組等の推進 ・ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 ・ 社会的養護自立支援の推進
・ 里親委託の推進、施設の小規模化
・ 「子ども・子育て支援事業支援計画」は、「次代を担う子ども・青少年が、ひとりの人間として尊重され、創造性に富み、豊かな夢をはぐくむことができる」を基本理念とし、「1.若者が自立できる社会」「2.子どもを生み育てることができる社会」「3.子どもが成長できる社会」の基本方向を設定。このうち2の重点施策として社会的養育体制の整備を位置づけ、子どもを取り巻く環境について言及している。
・ 児童相談所の専門性の向上 ・ 児童虐待の早期発見、早期対応のための機能強化 ・ 里親委託等の推進
・ IVきめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援 1 社会的養育体制の充実 (1)子どもの権利擁護の推進 (2)市町村の体制強化に向けた支援 (3)里親、養子縁組等の積極的な推進 (4)施設の小規模化、地域分散化、多機能化等による専門機能強化 (5)自立支援の充実 (6)児童相談所の体制強化
・ 子供の未来応援プランとして、一つのプランにまとめている
・ 「子ども・子育て支援計画」の中に、社会的養育が必要な子どもへの支援についての項目を設け、取り組み内容を記載するとともに、「里親等委託率」「養育里親登録世帯数」「家族再統合プログラム実施数」を目標値とするなどにより反映している。
・ 「子ども・子育て応援総合プラン」を補完する、「児童虐待防止対策の充実」、「ひとり親家庭等

の自立支援の推進」といった特定課題に対応した個別計画として策定。
児童虐待防止対策の充実として、児童相談所の強化について記載。社会的養護体制の充実として、県内の社会的擁護に関する施設の体制整備について記載。関係機関の連携強化として警察や市町との連携の推進について記載。
子ども・子育て支援事業支援計画の基本目標「子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり」の中の「(3)子どもと家庭の福祉の推進」において、子ども家庭総合支援拠点設置に向けた支援、里親委託及びファミリーホームの設置促進、地域小規模児童養護施設の設置促進並びに社会的養護により育った子どもの自立支援などについて触れられている。また、本計画で設定されている41の個別成果指標の中において、「地域小規模児童養護施設の設置箇所数」「里親等委託率」「自立援助ホームの設置箇所数」「子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数」の4指標が社会的養育推進計画上の数値目標と同じ数値で設定されている。

【対象市区】

児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進や 児童養護施設等における養育環境の向上、 児童養護施設等入所児童自立支援里親支援事業、 児童虐待に係る児童相談所の体制・機能強化等を主な事業名として施策を展開している。
第二期「子ども・若者支援プラン」基本施策と事業に反映
子育て支援短期利用事業の新規開拓等による充実について反映
社会的養育を必要とするこどもが家庭的な養育環境で生活できている割合をこども・子育て支援計画におけるめざすべき目標像を客観的に測定する成果指標の一つに設定されている。
里親支援、施設の小規模化
児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進や 児童養護施設等における養育環境の向上、 児童養護施設等入所児童自立支援里親支援事業、 児童虐待に係る児童相談所の体制・機能強化等を主な事業名として施策を展開している。
子供の未来応援プランとして、ひとつのプランにまとめている
市の子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定。
区では、令和元年度に子ども子育て支援事業計画に位置付けられる、「子ども計画（第2期）後期計画」を策定したが、「社会的養育推進計画」は、子ども計画に内包される計画として、令和2年度に策定した。計画策定の時点が異なるため、内容の反映はしていないが、計画の位置づけは整理している。

(10) QⅢ－6－2 計画策定において苦労した理由

【都道府県】

代替養育を必要とするこども数の算出は、国標準的試算にあてはめるのが難しく、様々な指標を用い独自に算出した。
（4について）社会的養護に関しては、単純に子どもの数（人口減）の減少が反映されとは限らず、推計が難しかった。 （5について）当県の限られた児童福祉関係機関の中で、高い里親委託率の目標値を達成するた

めの取組みを検討することが難しかった。 (6について) 当県に民間の支援団体がないこと、特別養子縁組の実績が少ないことから、特別養子縁組の推進に特化した支援体制の構築が難しかった。 (7について) 高い里親委託率の目標値と整合性を取ると施設養護の必要数が極端に少なくなること、人材確保・財政など施設運営の様々な課題があること等から、県全体として整合性の取れた数値目標の設定が難しかった。
・ 児童養護施設の小規模かつ地域分散化を推進するにあたり、施設により運営面での考えが異なり、温度差が大きかった。
・ 国の支援制度はあるが、事業の補助率が1/2であり、県の予算が確保できないため事業を実施できない。開始5年は補助率を9/10とすれば、支援が進む。
・ 里親等委託率を国が定める目標に近づけるためには、 ・ ケアニーズの高い児童が多い、児童が里親を希望しない。 ・ 保護者の状況から困難（連れ去りのリスクがある等） ・ 里親への委託児童が家庭復帰のための実親交流を行う際の支援体制の不足 ・ 実親が里親委託に同意しない。 などの課題がある。
・ (※ 6-1 では、どの項目も苦労したが、特に苦労したものにチェック。) ・ 「各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」については、潜在需要をどう把握するかに悩んだ。できれば様々な項目により潜在需要を見込みたかったが、時間的な制約から、一時保護が長期化している児童のみにとどまってしまった。 ・ 「里親等への委託の推進に向けた取組」については、4-3 のとおり。 ・ 「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」については、施設で養育が必要な子ども数の見込みに対応する供給量の推計に苦慮した。本県の代替養育を必要とする子ども数はさほど減らない見込みであり、里親等委託率も急激な伸びは見込めない。このような状況を鑑みると、特に都市部においては、今後も施設養育の需要がそう簡単に減るとは思えず、一定規模の施設定員を確保する必要があると考える。この現状と、国が推進する小規模かつ地域分散化の方向にズレがあり、今後の施設養育の需給推計が非常に困難であった。
・ 社会的養育の体制整備に必要な地域資源に限界があること。 それぞれの機関（児童養護施設、市町村等）の状況に差があり、都道府県全体の計画として取りまとめ、それを踏まえた施策を実行していくことが難しいこと。特に、施設の小規模かつ地域分散化については、施設としては必要性を感じにくく、施設整備や職員確保等、負担が大きくなる印象を持たれた。
・ 里親の高齢化などに伴い里親への委託率向上に向けた効果的な取り組みが乏しい中であって、施設の小規模化についても入所児童数が減少する見込みの中、財政面、人材面からなかなか進めることが難しい。
・ 市町村の子ども家庭支援体制の構築については、本県は人口30万人を超える中核市から、500人以下の村まで規模や状況の異なる70以上の市町村があり、これらの支援体制構築を支援する取組も規模等に応じて異なるため。

施設の小規模かつ地域分散化等については、施設を運営する法人の考えに差が大きく集約に苦勞した。また、施設整備も伴うことから、県による財政支援を含めて、踏み込んだ内容を示すことが難しかった。
- 里親委託の推進について、国から示された3歳未満75%という数値を計画の目標値とするのか、里親委託の現状を踏まえた現実的な数値とするのか意見集約が難しかった。 - 施設の小規模化、地域分散化については、各児童養護施設等の意向によるところが大きく、県が策定する計画に具体的な内容を書き込むことが困難だった。 - 一時保護改革について、内容は理解できるが、実際に一時保護所や一時保護専用施設が不足している中で施設整備や人員配置が伴う内容を具体的に計画に書き込むことが困難だった。
里親委託を上昇させることとともに、施設の定員減も伴うことから、施設の事情も考慮し目標値を設定することが難しかった。
2について、権利擁護の取組みについては国においても検討段階にあり、計画策定時にどこまで具体的な内容を記載できるか、内部で検討する必要があった。 5について、国が示す目標値を踏まえ、当自治体としてどう目標値を設定するか、児童相談所や児童養護施設等と協議し、理解を得るのに労力を費やした。 7について、小規模かつ地域分散化にあたっては、施設整備費や職員確保が必要であり、今後の施設運営に大きく影響することから、施設計画の策定にあたっては慎重に進める必要があった。 - 高機能化及び多機能化・機能転換について、当自治体としてこういったニーズがあるのかを踏まえ、各施設の強みも含めて個別検討する必要があった。策定当時は一時保護ニーズが非常に高かったため、各施設に一時保護専用床の整備を打診したが、一時保護所の新設や中核市による児童相談所の設置等もあり、今後はニーズの減少が見込まれる状況にある。計画として定めた場合、こうした変化に柔軟に対応することが困難である。
里親委託の推進については、関係機関それぞれの立場により、意見が異なるので、異なる意見を尊重しつつ、計画内容をまとめることに苦勞した。特別養子縁組については該当する事案が少ないこともあり、計画に記載にどのような内容を記載するかという点が苦勞した。
- フォスタリング機関候補の不足 - 親権者の同意、納得の課題
政令市との調整会議、関係機関等との代表者・実務者会議、当事者への意見聴取の実施、パブリックコメントの実施や庁内調整等、膨大な時間と労力を要したため。
小規模化等に向けた経営上の課題や人材確保の困難さ等から、児童養護施設等の理解が得られなかったため
里親委託率の向上は児童養護施設からすると入所児童の減少に直結する。現在の潮流が家庭的養育の推進にあることに異存はないものの施設としては今後の経営方針が立てづらい状況にあるため、調整に苦慮した。
- 代替養育子どもの見込み数の算定にあたり、より実態に即した数値とするため、福祉行政報告例における年度末時点における代替養育子ども数ではなく、各年度10月1日時点における代替養育子ども数を使用したため、集計作業等に時間を要した。 - 里親等委託率の目標値について、数多くのパターンを想定する作業に時間を要した。

・ 一時保護件数を今後どのように見込むかという点について、様々な想定を行う作業に苦勞した。
・ 一時保護専用施設を設置する際の施設の金銭的な面の整理など回答。 ・ 里親委託率等の数値の算出。 ・ 関係者との協力がなければ推進できないが、理解を得るためや協力いただくための調整すること。 ・ 潜在的な社会的養育が必要な児童等の数の算出
・ 数値目標の算定に苦慮。 理由：施設毎の状況を考慮した目標設定が求められたため、関係者の状況や意向を把握するための各施設への照会や、児童相談所や養護協議会及び里親協議会との協議に時間を要したため。

【対象市区】

・ 特に里親等委託率の目標値を国基準とすることへの全庁及び施設等関係者との合意形成（里親委託推進のための施策検討や小規模化・機能転換等についての各施設での検討等を含む）に苦勞があった。
・ 施設等社会的養護の現場の思いとして、日々困難な課題に直面しているなかで、理念としては理解できても、財政面、人材面での裏打ちが必須となる小規模分散化や機能強化を求められる計画策定に対する不安が大きい。
・ 小規模化等に向けた経営上の課題や人材確保の困難さ等から、児童養護施設等の理解が得られなかったため
・ 社会的養育推進計画で示されている里親委託率との乖離についての本市の実情を踏まえた考え方の整理。
・ 里親養育を必要とする児童数を算出する際、施設入所期間のような客観的な数値をもとに算出するか、児童一人一人のケアニーズに着目して算出するか、ケアニーズでの推計値は施設入所のエクスキューズになるのではないかと様々な意見があり、最終的な決定に苦勞しました。
・ 先述のとおり、当自治体では児童相談所開設初年度に計画策定したため、過去の実績に基づき記載する必要のある項目について、作成が難しかった。

(1) QⅢ－6－3 計画策定全体を通して苦勞した点

【都道府県】

・ 策定過程の当初は、自分たちの理解も不十分で、関係機関に対する説明も「計画策定の期限」や「里親委託率の目標値」ありきとなり、それぞれの関係機関の現状や立場の違いから、不満が生じやすく意見をまとめるのに苦勞があった。逆に子どもへの意見聴取後、子どもが望んでいることとして方向性を示すと、関係機関の協力がスムーズに得られた。事前に児童福祉法の改正の趣旨、子どもの権利擁護や家庭養育優先原則について説明（研修会）を行い、関係機関の共通理解を図ってから策定に入った方がスムーズだったと感じた。 ・ QⅢ-4-3 でも記述したが、計画策定全体を通して、国の高い里親委託率の目標値との整合性、反映が最も苦勞した点である。高い目標設定は、理念として強力に施策展開を進める原動力となるメリットもあるが、実情からかけ離れた数値目標は達成感を得られにくく形骸化するデメリット

もあると感じ、里親推進の取組みと整合性を図る点でも苦労した。
策定期間が短かった。
策定要領は H30.7 月に示されたが、通常業務で手一杯の中、本格的に検討を開始したのが R1 年度に入ってからだったため、とにかく時間的な余裕がなかった。本来であれば、当事者を含め様々な関係者から十分に意見を聞き、段階的に検討内容を共有し、関係機関をもっと巻き込んで策定できればよかったと感じるが、実際にはスケジュール的にも作業量的にもなかなか難しく、十分な対応ができなかった。
- 各機関との合意形成。(児童養護施設、児相との打合せ等) - 里親委託率の目標値の設定。
当初 H30 年度中に策定予定であったが、H31 年度 (R 元年度) 策定へと 2 年間の検討期間を要したこと。また、具体的な取組みについて明記することが困難であり、最も苦労した点である。数値目標を設定できる取組みが少ないことも要因である。
本計画については、養育の対象となる子どもに始まり、施設を運営する法人、里親会をはじめとする里親関係者、児童相談所、市町村まで関係機者・機関が多岐にわたるが、それぞれの立場で様々な意見や考え方があり、それらの声を一つの計画として取りまとめ・集約するのに非常に労力を要した。また、社会的養育が大きく変革をしている中で、関係者の中にはその変革に十分対応しきれていない方々もあり、将来の見通しや取り組むべき施策等についてどのように理解を得て、関係者が一体となって取組を推進できる計画とするか、それらの検討にも大変苦労した。
- 当自治体では、児童養護施設等が社会的養護を必要とするこどもたちの受け皿になってきたという歴史的背景があり、所管だけで 29 の乳児院・児童養護施設がある。今後の施設のあり方・方向性に影響する計画であるため、策定に当たっては施設と充分に協議する必要があるが、施設規模や財政状況、ハードの状況は様々であり、それらを踏まえて国が示す方針に見合った「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画」や里親支援体制を検討するのは、施設側の理解を得ることも含め非常に困難であった。 - 里親委託率の目標値は、地域の実情を踏まえることは可能だが、国から示された算式により算出された数値は現状に比し高く、この数値ばかりがクローズアップされる点を懸念している。里親や施設等、子どもの選択肢を増やすことが重要であり、その上で、当自治体では登録里親が少ない現状が課題であると考ええる。 - 里親の確保については、登録までに一定期間を要すること、希望者の個別的事情などから、予算額と成果が正比例するものではない。里親関係予算について財政当局と協議する際、費用対効果を説明することが困難であり、予算措置が困難。
計画に記載すべき項目が多いこと。
- 検討委員の地域間、施設間バランスを考慮した選定 - 県の実状を考慮した数値目標の設定
「代替養育を必要とする子ども」という言葉が指し示す範囲(施設種別や年齢)について、新しい社会的養育ビジョンをベースに考えたが、計画策定にあたり、より明確な定義があれば策定がスムーズであったのではないかと考えている。
児童養護施設等への里親委託を進めることへの理解を頂くこと。

- ・ 学校や警察、市町へ支援体制の変化に伴う理解をいただくこと。
- ・ 1年単位での数値目標であるが、委託率は支援体制を強化や見直してもすぐに伸びるものではないのにも関わらず、委託率の伸びについて結果を求められる印象がある。

【対象市区】

- ・ 掲げられた課題に対する対応策の検討。
- ・ フォスタリングや・障害児福祉計画や地域福祉計画など、障害児施策との連携や関連する計画と整合性が採れた計画とすること。
- ・ アドボケイト、ファミリーホーム、フォスタリング業務などのカタカナ用語をはじめとする専門用語について、一般市民が読むことを前提に平易な表現への置き換えなど工夫すること。
- ・ 国の目標値ありきで、様々な地域の実情を踏まえると、具体的な実現可能性が担保されにくいなかでの計画策定作業となったように思われる。
- ・ 短期間で計画策定を行うあたり、既存の体制で検討・整理することが必要であった。また、市、児童相談所、関係機関等との調整、当事者からの意見聴取等に時間を要した。
- ・ 各担当課の担当分野が異なるため、横断的に同じ方向性の計画を策定する調整に苦労しました。

(12) QIV-3-3 具体的な点検・評価の取組内容

【都道府県】

- ・ 児童福祉審議会には、報告と同時に審議を受けている。
- ・ 例年厚生労働省が実施する「社会的養育推進計画の取組状況に係る調査」に合わせ点検・評価を行っている。
- ・ 委員会への報告
- ・ 「社会的養育推進計画」における具体的な取組の進捗状況を取りまとめて報告
- ・ 代替養育の需要量と供給量及び計画で定めた評価項目について、年度ごとの進捗をまとめ、児童福祉審議会権利擁護部会・施設里親部会に報告の上、ホームページに公開している。
- ・ 子どもの権利擁護の取組、市区町村の子ども家庭支援体制の構築に向けた県の取組、代替養育を必要とする子ども数の見込み、里親等への委託の推進に向けた取組、特別養子縁組の推進のための支援体制構築に向けた取組、施設の小規模かつ分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組、一時保護改革に向けた取組、社会的養護自立支援事業の推進に向けた取組、児童相談所の強化等に向けた取組、里親等委託児童数、登録里親数、里親等委託率
- ・ 厚労省からの照会に対応している。
- ・ 数値目標及び具体的な取り組みについて自己分析・評価している。
- ・ 県担当者、児童相談所、児童養護施設、乳児院が各基本目標の具体的な取組状況について点検・評価を実施。
- ・ 各機関における点検・評価の状況を児童福祉専門分科会で報告し、意見聴取。
- ・ 各事務担当者が取組実績、課題及び今後の取組みを整理
- ・ 関係会議において、進捗状況に関する意見を聴取
- ・ 代替養育を必要とする児童数、里親委託率、施設の小規模化、地域分散化の取組、施設入所定員

数の推移を確認
・ 各指標ごとに数値の推移を取りまとめている。
・ 里親等委託率
・ 計画に位置づけた事業について、進捗状況（予算額、決算額、実施内容等）を報告
・ 指標毎の目標値と現況値の確認、取り組み内容の報告
・ 計画の中で示している目指す姿と、現在の姿との比較、成果指標に対する現状値との比較
・ 計画の進捗状況の定期的な点検や評価を行うために設定した指標の状況を会議に報告し、今後の推進方策について意見を聴くこととしている。
1 子どもの最善の利益の優先に向けた取り組み（子どもの意見表明関係） 2 子どもの家庭支援体制の充実に向けた取り組み（市町への事案送致数等） 3 児童相談所の強化に向けた取り組み（児童福祉司任用研修修了者数等） 4 一時保護のあり方（一時保護専用施設設置数） 5 里親等への委託の推進（養育里親新規登録数等） 6 養子縁組の推進（児相が関与する特別養子縁組成立件数） 7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進 8 自立支援の推進に向けた取り組み（アフターケア事業契約者数）
・ 四半期ごとに進捗管理を行い、評価を実施している。
・ 各関係機関毎に、計画の項目に沿って、具体的な取り組み内容や問題点・課題及び今後の方針を確認し、進捗状況の評価を行う。 ・ 令和3年度より当県社会的養育推進会議、令和4年度より当県社会的養育推進計画検討ワーキンググループを立ち上げ、外部委員や関係機関による進捗状況の評価を実施している。
・ 社会福祉審議会児童福祉専門分科会の中で評価指標の進捗状況を報告し、意見をもらっている。

【対象市区】

・ 目標の達成状況や今後の事業の方向性についての検討・見直し。
・ 半年に1回、庁内での進捗状況の確認するとともに、里親委託率等については、里親等委託推進委員会及び児童福祉分科会里親部会での報告を実施している。
・ 計画の各項目ごとに、前年度の実績及び当年度の予定を確認の上、児童福祉審議会社会的養育専門部会にて報告し、ご意見等をいただいている。
・ 計画の中で示している目指す姿と、現在の姿との比較、成果指標に対する現状値との比較
・ 厚生労働省からの取り組み状況調査時に自己点検を実施。

(13) QIV-4 その他、進捗管理として実施していること

【都道府県】

・ 児童養護施設への実態調査
・ 個別施策についてロードマップを作成し、それに基づき取組を進めている。
・ 外部評価に向けた情報収集や自己評価のなかで、全体の進捗を網羅的に把握し、今後の取組等について整理している。

里親等委託率については、児童相談所所長連絡会や県全体・地域ごとの里親委託等推進委員会において、具体的に説明・確認等を行い、取組の方針や具体的な取組み内容等について共有したり、地域ごとの課題や対策等の整理・検討を依頼するなどしている。
児童養護施設及び乳児院に対して、計画の進捗状況（施設整備、施設の多機能化、高機能化）に係るヒアリングを毎年実施
各事業について、随時児童相談所等と進捗状況を共有
進捗管理は実施していない。里親委託率は毎月管理している。
- 事業の年度ごとの取組状況把握 - 里親委託率等の目標数値項目の数値把握

【対象市区】

年度ごとに里親登録数・委託率等を算出している
毎年度作成公表している「児童相談所事業概要」において、児童相談所業務の状況や里親等委託率をはじめとした社会的養護の取組状況を確認している。

(14) QIV-5-2 現在の取組推進において課題に感じている項目とした理由

【都道府県】

里親委託率が下位に位置しているので、その向上が課題であるが、同時に、いわゆる不調ケースを出さない寄り添った支援を行うことが課題となっている。
- 子どもの意見表明、里親等委託、特別養子縁組の推進に係る取組みにおいて、推進体制の整備に重要な役割と大きな効果が期待できる民間機関・団体が不足している。 - 家庭養育優先原則から里親等委託を推進していくための施設とのバランスが難しい。施設運営には一定の入所児童が必要であり、小規模・地域分散化を進めるためには人材の確保が必要。登録里親数を増やしても、単純に比例してマッチング数が増加するものでもなく、県全体としての推進が難しい。
一部の取組が全く進んでいない状況にあるため。
「市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組」では、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置が進んでいない。 - 子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）について、体制が整備されていない。 「里親等への委託の推進に向けた取組」については、（計画に明記した）里親等委託率の目標値に到達していない。 「社会的養護自立支援の推進に向けた取組」については、年々増加する相談に対応するための体制整備やそれぞれの課題に応じたケアができていない。 「当事者である子どもの権利擁護の取組」については、児童福祉法の改正等をふまえ、さらなる取組の検討が必要。
（※5-1では特に課題に感じている項目にチェックしましたが、実際は全ての項目が課題と感じています。） - 里親委託の推進については、委託が増えるに伴い里親家庭の支援もより必要になるが、児童相

談所の体制がそれに追いついていない。(人員不足、経験の浅い福祉司の増加など) ・施設の小規模かつ地域分散化については、計画的な小規模かつ地域分散化というよりも、主に職員体制が確保できないことが原因で暫定定員まで入所を受けられない施設が多発している。一方で、代替養育を必要とする子ども数はさほど減っておらず、里親委託も急激には進まない、一時保護所では定員オーバーが続いており、代替養育を必要とする子どもの受け皿が不足している状態。この傾向は当面続くと思われるが、R6年度末には小規模グループケア加算の経過措置終了により児童養護施設の定員が一層減少することが見込まれ、非常に危惧している。
・里親支援専門相談員の配置施設数が少ないため、施設側からの支援の拡充、児相の負担軽減を図るため、配置施設数の増加が必要。 ・民間フォスティング機関が1か所のみで、児童相談所との機能分担及びフォスティング体制の強化が必要。 ・里親養育の質を確保するため、未委託里親を含む登録里親向けの研修の充実が必要。 ・改正児童福祉法の施行に向けて、子どもの意見聴取等の仕組みの検討が必要。 ・市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置及びこども家庭センターの設置促進が必要。 ・施設の小規模化、高機能化等の推進に向けての協議を進めていくことが必要。
・社会的養育の体制整備に必要な地域資源に限界があること。 ・それぞれの機関（児童養護施設、市町村等）の状況に差があり、体制整備の状況、そのことに対する意識についても差が広がっていること。
・児童虐待件数が増加の一途を辿る中、児童相談所の逼迫に対処する必要があることに加え、今後増加していく在宅指導に対応すべく市町村職員の対応力強化が急務であると感じている。
・取組むべき課題が幅広く、人員や予算確保等の難しさもあり、県として全体の方針を立て、整合性を保ちながら各分野における取組を着実に進めていくことが難しい。 ・特に、子どものアドボカシーや自立支援の充実に関する具体的な取組みについては大きな課題と認識しているが、踏み込んだ取組には至っていない。 ・里親等委託の推進と施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に関しては、平行して取組んでいく必要があるが、関係機関・関係者による認識の相違もまだまだ大きく、取組において相違が出てしまいがちである。 ・児童相談所を中心に地域ごとに推進を図ろうとしているところ、職員数は増えているが、経験年数が浅い職員も多く、個別ケース対応で求められることも増える中、全体的・継続的な取組みが難しい。
・3について、小規模の市町村が多く、実質的に体制が整いにくい。 ・5について、里親登録数は増えているが、処遇が困難な保護児童が多く、里親不調もあり、なかなか里親委託率向上につながらない。 ・7について、ハード面については小規模化が進んでいるが、各棟の職員の孤立を招き、被措置児童虐待が起りやすくなっている。 ・8について、一時保護件数が高止まりする中、コロナへの対応、通学の保障など配慮すべき事項が山積している。
・子どもの意見聴取については、意見聴取員の主体をどうするか、どの程度（回数、時期、対象児

童)意見聴取を実施すべきかについて、基本的な考え方が示されていないことから、具体的な検討が進んでいない。 ・ 里親委託については、毎年委託率が上昇しているが、委託後の里親の悩みや相談対応等のアフターフォローについて、児童相談所を中心として施設や児童家庭支援センターが連携して丁寧に行う必要があると感じている。 ・ 施設の小規模化・地域分散化については、施設整備等は進んでいるが、小規模化に伴う職員負担増加や職員が1人で勤務することに伴うトラブル対応の難しさ、職員教育(OJT)が実質的にできない状態等課題がある。 ・ 一時保護改革については、県の財政上一時保護所の増設は難しく、一時保護専用施設の設置についても具体的な検討は進んでいない状態である。
・ 意見聴取については現在来年度に向けた体制整備を行っており、新規事業の体制構築に苦慮している。 ・ 里親等への委託は、登録数は増加しているものの、未委託里親も増えていることから、マッチングの課題を感じている。
・ 現在、専門的な処遇が必要な児童に対応できる里親は少ない状況であるが、里親委託率を考えて委託を進めて不調になる児童や最悪の場合、被措置児童虐待につながる事例も考えられ、目標値の設定について見直しが必要である。 ・ 自立支援の目標値を退所後3年の児童の就労率としているが、児童相談所・施設等関係者が現状把握をしていることが少なく、数値の把握に苦慮している。
・ 権利擁護の取組みについて、事業実施にあたっては、アドボケイトの確保や実施スキーム調整等、かなりの時間を要するが、法改正から施行までが短期間であり、また国からの指針が示されていない状況のなか、目標設定が困難である。併せて、当自治体には2つの政令市があり、それぞれの自治体で一定足並みをそろえなければ、措置元自治体の違いにより子どもへの不利益が生じる可能性がある。 ・ 里親については、長期的に取り組む必要がある事業と認識しており、1年ごとといった短期間で成果を出すことは困難。委託率を主眼に置いた進捗管理を変える必要がある。 ・ 施設の小規模かつ地域分散化等については、社会的養護を必要とする子どもの状況や施設の体制等が変化するなか、各施設の個別状況に応じ対応する必要があるが、当自治体として施設に対し”こうすべき”という方針を示すことが難しい。また当自治体としての措置ニーズと施設側のニーズに齟齬が生じる場合もある。
・ 管理する項目が多い。
・ 2. 第3者の意見聴取方法の検討が求められているが、意見表明員の人材養成、確保などが課題である。 5. 里親支援業務の包括的な実施体制が求められますが、その目途がないため。 8. 一時保護児童は、その保護理由や送迎の問題もあり、在籍学校への登校が困難な場合が多くある。
・ 計画の目標と現状に乖離がある項目もあり、今後どのように推進していくか、そのために、関係機関にどのように取り組んでもらうか、関係機関が参集し計画を実現するための目標毎の詳細な

実施計画及び各年度の取組内容・実績を共有する機会が必要か。
・ 目標値との乖離が大きい
・ 里親委託率の伸び悩み ・ 児童養護施設の本体施設に係る今後の利活用の方法が不透明 ・ 確実な一時保護委託先の確保
・ 2 アドボケイト受け入れ側の施設の理解が得られにくい 5 委託が可能な里親の開拓及び子どもとのマッチング 10 増員による若手職員の人材育成
・ 全県域で全施設を対象としたアドボケイト制度の導入には、多人数の意見表明支援員の確保・派遣作業が必要となる。費用と受託先の確保が課題。
・ 権利擁護に関する体制づくりの中で、児童相談所、児童養護施設とも密に連絡帳を行う必要があり、そのような人材育成や児童福祉の理解がある方の育成を行う必要があると考える。 ・ 里親推進に向けた目標値は、国が示す数値目標を2029年までに実施することはマッチングや里親の育成等の問題があり、体制が整ってからも時間がかかることと、かける必要があると感じる。 ・ 一時保護所や児童相談所の強化は、配置等の数値目標はあるものの、現場はSV不足や新規採用職員が多くなることによって不安定になっている。人材育成の財政的な問題がある。
・ 施設の小規模化、地域分散化について、計画上、施設毎の明確な目標値がないため、各施設が今後の具体的な小規模化等にあたっての目標が立てづらくなっている。 ・ 代替養育を必要とする子ども数の見込みについて、計画上の数値と現状値に乖離がある。
・ 基準値（計画策定時に基準にした年度の数字）と比較して、基準値よりも数字が悪化しているため。

【対象市区】

・ 里親等委託率の数値目標に追い立てられながら里親委託を行うと、委託後の不調が急増する懸念もあり、大幅に里親委託率を伸ばせていないため。質の高い里親養育の実現と里親委託率の向上の両立が難しいため。
・ 主に里親委託の推進及び施設の小規模化、機能転換等について、以下の課題がある。 ・ 養育里親として登録されているものの、根底には養子として児童を迎え入れたいと思う里親が多く、委託できる児童が限定される。 ・ 実親が里親等委託を承諾されず、里親委託が適当であるケースについても、委託できないことがある。 ・ 里親委託に当たって、緊急の一時保護には対応できない場合が多くを占める。 ・ 経験の少ない里親に委託するに当たっては、里親不調や児童の傷つき体験防止、実親との面会調整等、万全のフォロー体制で臨む必要があるが、児童相談所の職員体制が十分とはいえない。 ・ 各施設における機能転換の方向性等について、市の既存施策との棲み分け等も含めて、具体的な検討に至っていない。 ・ 各施設が周辺区に偏在しており、特に地域支援に係る事業について、全市をカバーした制度構築

が困難
・ 子どもの権利擁護の取組について、アドボケイトの体制づくりや、施設及び里親等との連携 ・ 施設の小規模かつ地域分散化等の取組について、都市部では、土地及び物件の確保が難しいこと、職員の確保が困難であること。 ・ 里親等への委託の促進に向けた取組について、委託率を増やす一方で、里親等の質の向上や、フォostタリング機関との相談体制など、質的な強化も必要となること。
・ 小規模なグループホームは建築基準法令上、寄宿舎に該当するため、基準を満たす整備が非常に困難である ・ 市内に養護施設等が多く、里親委託率が伸び悩んでいる ・ 社会的養護自立支援事業補助金の補助額や補助項目のさらなる充実
・ 社会的養育を推進していく体制として、児童相談所や市の児童家庭相談部門及び社会的養護施設等のいずれにおいても、計画策定時と比較して、人材面の課題がさらに深刻化している状況にある。
・ 施設の小規模化、里親委託率の向上について、施設の理解が得られにくいこと。
・ 目標としていく里親委託率達成のためには、里親登録数の増加が不可欠であると考えられます。徐々に里親家庭数は増加しているものの、まだまだ数が足りない状況です。
・ 児童相談所を運営していく中で、当初策定した推計値と実績との乖離が大きい状況がある。

(15) QIV-5-3 現在の取組推進において課題に対する対応として実施していること

【都道府県】

・ フォostタリング事業の充実に向け、定期的に関係者がミーティングを重ね問題点や課題の共有、改善策の提案とともに実践へとつなげている。
・ 計画期間後期の見直しの中で、あらためて現状を分析のうえ対応の検討が必要。
・ 令和5年度から検討していく。
・ 市町村子ども家庭総合支援拠点については、その設置に向け、市町村への丁寧な情報提供等に力を入れている。また、改正児童福祉法において、当該拠点と「子育て世代包括支援センター」を見直し、『こども家庭センター』として一本化したうえで、市町村に設置の努力義務を課すことから、新制度の情報収集に努めている。 ・ 子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）について、体制を整備すべく、関係団体と意見交換をするなど、具体的な検討を進めている。 ・ 「里親等への委託の推進に向けた取組」については、令和5年度より「フォostタリング在り方検討部会」を県社会的養育推進会の下部組織として設置し、フォostタリング業務における既存事業の見直し等を実施している。 ・ 市町村や関係団体等への情報提供や意見交換を行い、今後の取組を検討している。
・ 国の支援制度はあるが、事業の補助率が1／2であり、県の予算が確保できないため事業を実施できない。
・ 里親委託推進については、民間フォostタリング機関との連携強化による里親支援体制の強化に向け取組を進めている。取組を着実に進めるためには、国の制度的・費用的な支援が不可欠。現在

加速化プランで認められている里親支援専門相談員の追加配置や補助金補助率の嵩上げについて、ぜひ継続をお願いしたい。また、児福法改正による里親支援センターの設置に関しては、基準や要件により里親支援センターに該当しないフォスタリング機関についても、引き続き補助金での補助を可能とするなど配慮をお願いしたい。 施設の小規模かつ地域分散化については、施設定員確保のため、他自治体に貸し出している入所枠の回収などを進めているが、根本にある施設の職員不足については、自治体だけでは解決できず、国の対応が不可欠。また、このような状況において、施設の小規模かつ地域分散化は慎重に進める必要があると思われる。取り急ぎの対応として、R6 年度末の小規模グループケア加算の経過措置終了を延期していただきたい。
- 当県の実情に応じたフォスタリング業務のあり方について、フォスタリング機関及び児童相談所と協議している。 - 社会的養護自立支援の推進や施設の高機能化等に関して、児童養護施設等との意見交換の場を設けている。
施設等関係機関への働きかけを継続し、必要な財政措置等について助言を行う、研修を開催するといった対応を行っている。
積極的に市町村職員向けの研修会等を開催するようにしている。
- 市町村の体制構築、里親等委託の推進、施設の多機能化・機能転換等について、児童相談所に推進の担当者を置いて、会議・打合せ等において県としての考え方や取組の内容を提示し、全体的な整合を保ちながら地域ごとに取組を進めようとしている。 3歳未満乳幼児の里親等委託の推進については、児童相談所の取組具体例を共有する庁内研修会を開催したり、特に影響のある乳児院に関して、施設の多機能化・機能転換の観点で懇談会を開催するなどした。
3について、児童家庭支援センターの設置促進。 5について、児童家庭支援センターへのフォスタリング事業委託。 7について、被措置児童虐待に関する調査を行った結果、虐待が断定できなかった場合でも、管内児童相談所も含め、継続的な処遇改善研修等のフォローを行っている。 8について、外部委員を含んだ「一時保護のあり方検討会」の立ち上げ、一時保護所入所児童へのアンケート調査や外部委員による聞き取り等を行うとともに、民間施設に一時保護専用棟設置を促している。
- 施設の小規模化・地域分散化に関する課題については、非常勤職員を一定数配置し、児童が施設内にいる朝、夕を複数人勤務としている等、工夫した取組をしている施設の事例について、他の施設にも情報共有し、同様の取組ができないか検討を促している。 - 一時保護専用施設の設置については、政令市所管の児童養護施設が取り組む予定であることから、職員体制や実施内容の情報を収集し、設置に向けた検討を施設に促している。
- WGで意見を聞きながら体制構築に向けて進めている。 - 里親委託についてはフォスタリング会議の中で関係機関と対策を検討している。
自立支援の目標値把握については、児童相談所等から最終把握していた関係者の連絡先などを聞き、当課から直接連絡を入れている。関係性もない当課からの連絡であるため、不信感を与えて

しまう。
各施設や児童相談所、自治体等、計画の推進にあたっての関係者に対し、適宜協議の場を持ち、情報の共有等に努めている。
2. 他県の取組について情報収集 5. 児童相談所中心で行ってきた里親支援業務の一部を関係機関へ委託 8・一時保護児童の学習機会の確保について、より良い対応案を考え、原籍校への通学についても児童の安全確保に配慮し、個別に検討しています。
- 里親委託の推進については、里親委託等推進委員会にて毎年目標や各機関の取り組み内容を共有している。 - 権利擁護については事業として予算化して計画的に実施している。
里親支援業務の外部委託の検討
- 各児相への委託里親の掘り起こし依頼 - 一時保護専用施設の開設
2 受入れの理解が得られた施設における実施状況の共有（説明会等の実施）による施設側の理解の促進 5 効果的なマッチングの実施及び里親への短期の一時保護委託による措置に向けた里親開拓の検討 10 経験と職種に応じた段階的、計画的な研修の実施及び効果的なO J Tの実施等
アドボケイト制度については、国のモデル事業を活用し、R5 年度から一部試行を開始予定。
定期的に家庭移行支援が可能かどうかケースをそれぞれ挙げてもらい、当課で家庭移行支援のケース見込みを把握している。
- 各施設の小規模化、地域分散化の現状を整理し、施設へのヒアリングを実施し、施設毎の目標値を設定。 - 今後、代替養育が必要な子ども数等見直し、再度検討予定。

【対象市区】

- 未委託里親を対象とした研修の実施により、スキルの底上げを図り、委託できる里親の増加を目指すしている。 - 施設の機能転換等については、各施設長と適宜協議を実施している。
児相職員がケースワーク時点で里親委託を優先的に検討できるよう、里親委託に関する知識・理解を深める職員向け研修を実施。
有効な対策が見いだせていない
小規模化・多機能化に向けた各施設との調整等
毎月の里親相談会の実施や、里親不在地区での積極的な広報啓発等、里親推進に資する取り組みにより一層尽力しています。

(16) QV-1 策定要領について、計画策定においてより具体的に説明が欲しい項目や内容

【都道府県】

計画期間後半の見直しに当たっては、国において、里親等委託率だけでなく、様々な視点から評価するための目標項目を設定すると思われるが、いずれの項目についても目指すべき基準として国の目標値を示す場合は、その背景、算出根拠の具体的な説明が欲しい。
児童養護施設の設置数を減らしていくという計画策定になるのか？単に定員数の減と更なる小規模化をしていく計画策定になるのかを早めに示していただきたい。
計算式により数値を算出するような項目については、どういう数値を用いればよいのか、具体的に分かりやすく記載してほしい。
(5) 里親等への委託の推進に向けた取組、(6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組に関連し、令和3年度分社会的養育推進計画に基づく取組状況調査中の「家庭養育率」について。特別養子縁組の推進に向けた取組が進むと、里親委託率としては下がるように見えるが、目標値としては、双方をどのような位置づけとして設定するのがよいのか。その考え方についてご教示いただければと思う。
具体的な取り組みや支援の方法についての例示が少なく苦勞した。多くの事例を提示していただくとイメージをが浮かびやすく有効であると思う。
フォスタリング機関、児童家庭支援センター等の整備目標の基準や施設（特に乳児院）の小規模及び地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換のモデル提示など。
計画策定を要する項目に直接関係している国の財源措置 (※国の財源措置があるかないか？金額が十分か？不十分であるなら県単独での予算措置がなされているかは必ず議会等で問われるところ)
子どもの意見聴取に係る頻度、意見聴取員の主体、実施方法等の詳細な内容
代替養育を必要とする子ども数を算定する際に、今後の児童養護施設等における定数や措置費等の考え方も合わせて説明が欲しい。(児童養護施設等に説明が必要なため)
- 国における計画の進捗管理について、策定要領が示される段階で方針を示していただきたい。 - 乳児院や児童養護施設以外の児童福祉施設（児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設など）についても、必要に応じ方針等を記載いただきたい。
退所児童等のアフターケア（社会的養護自立支援事業）において、他の福祉施策との関連を含め、いつまで、どこまで児童相談所が関与すべきなのか具体的に示してもらいたい。
政策決定プロセスにおける当事者の参画 子どもや社会的養護を経験した者の視点や意見・意向の反映方法等
「代替養育を必要とする子ども」という言葉が指し示す範囲（施設種別や年齢）について、新しい社会的養育ビジョンをベースに考えたが、計画策定にあたり、より明確な定義があれば策定がスムーズであったのではないかと考えている。
- 里親委託率の算出方法の統一などの検討をお願いしたい。 - 児童養護施設等への措置される児童が減っていくことに対して施設運営の面での経済的な支援等の見通しを持つことができるように説明を頂きたい。
- 施設の小規模化等に係る目標値の設定方法について - 施設の現状等を踏まえた里親委託率の設定方法について

【対象市区】

・ 小規模かつ地域分散化の例外とされるケアニーズの高い児童の具体的内容 ・ 小規模グループケア加算の取り扱いなど各種措置費の今後の見込み
・ こども数の見込み等の算出方法
・ 推計値算出に係る潜在需要等、算出が難しい項目について、各自治体の解釈が分かれることのないよう基準を明確にしていきたい。 ・ 自治体ごとの地域特性なども勘案した策定要領を示していきたい。

(17) QV-2 策定要領について、2022 年度の児童福祉法改正や自治体ごとの取組状況を踏まえて内容を見直すべき項目とその理由

【都道府県】

・ 計画例が複数掲載してあると、計画の構成などが理解でき有り難い。 ・ 「代替養育を必要とする子ども数の見込み値」等、計画策定に関連して採用する数値については、他自治体がどの数値を採用しているか等を一覧でまとめた資料などがあると有り難い。
・ 全体：家庭養育優先原則は大前提だが、施設養育の必要性についても見直しが必要。ケアニーズが非常に高い子ども以外にも、施設養育が必要な子どもは確実にいる。子ども 1 人 1 人に最も合った養育環境の提供が最重要と考える。 ・ 里親等委託率について：国の示す数値でなく、自治体の実情に応じ設定できるようにしてほしい。養子縁組の成立や、乳幼児のアセスメントのための施設入所、短期里親や緊急一時保護委託里親など、現在の委託率には反映されない点についても考慮されるようにしてほしい。 ・ 施設の小規模かつ地域分散化について：策定要領だけの話ではないが、小規模かつ地域分散化は、地域（特に都市部）の実情に応じて進めていくことを前提にしてほしい。人材確保・育成が十分でない中での小規模・地域分散化は、施設にとってリスクが大きい。
・ 里親委託率については、児童の状態により里親委託が馴染まない児童もいることから、全国一律の数値目標を設定するのではなく、数値目標算出に係る基本的な考え方を設定し、それに基づき各地域毎に数値目標を設定する形に見直した方が良いと考える。 ・ 児童の中には発達特性が強い児童も多く、里親への委託が困難なこともある。また、地域小規模施設においても職員は実質的には常時 1 名勤務となっており、対応が困難な状態にあることから、本体施設に一定数の定員を確保することができる制度に見直すことが必要と考える。
・ 里親委託率（75%）を全国一律に適用するのではなく、地域の実情に応じた実現可能な目標値としての里親委託率を設定すべき。 （理由） ・ 各地域によって施設の有無等、社会資源に差がある。そうした資源を有効に活用し、そのうえで、家庭的養護（里親・F H）で対応できる児童を委託していかないと、不調により委託先を転々とする児童が増加し、最悪の場合、被措置児童虐待に発展してしまう可能性が高い。 ・ 専門的な処遇が必要な児童に対応できる里親は未だ少ない状況である。 ・ 各地域におけるフォostリング機関、里親支援専門員等の里親支援体制を構築するための人材確保や財政的支援が必須であるが、当県においては人材確保に各施設が課題を抱えている状況であ

る。
(2.5.2 の自由記述回答と重複)
家庭への復帰に最大限努力するとしつつも、里親委託率の高い目標値が目立っており、実態との乖離が著しいことから、里親等委託率の見直しが必要であると考えている。
(3) ②「児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組み」について ⇒当自治体では、子ども家庭センターや市町村では手が届かない、地域に密着した専門性の高い相談対応等の課題がある場合に、児童養護施設等の高機能化や多機能化の一環として、今後の整備を検討していくとしており、あらかじめ計画を立てることが困難なため。 (6)「パーマネンシー保障としての特別養子縁等の推進のための支援体制の構築に向けた取組」 ⇒個人の選択であり、あらかじめ把握できるものではないと考えるため。 - 子どもの権利擁護の取組みについて ⇒アドボケイトの第三者性等を考慮すると、自治体として取組みを進めたいと考えても、社会的資源がなく実施ができない場合も想定されるため、KPI 設定等については配慮いただきたい。
令和 4 年改正児童福祉法で改正された内容については、改正法の内容に合致するような修正などは必要と思う。
里親委託率について、現状の自治体間格差を踏まえた、適切な目標の設定と進捗管理
新規項目を含め、指標については、他の照会（福祉行政報告例）で算出・回答する数値と重複を避けるなど、作業負担の軽減になるよう御配慮願いたい。また、指標における算出すべき内容（範囲等）がより明確かつ算出に係る負担が少なくなるよう御配慮いただきたい。
- 社会的養護経験者の支援体制については、現在本県では金銭的な援助を行っているが、質的な相談支援については実施できていなかったため、拠点の設置を含めて検討を行っている。 - 小学生以上などの施設へ入所が長い児童は措置変更されることについて、いい印象をもっておらず、何か悪いことをしたために措置変更されているのではないかという思いを持っている児童もいる。そのため、ケースワークの入り口や里親へのイメージ等の問題について変えていく必要があり、検討を行っていきたいと考える。
- 施設の小規模化等に係る目標値 理由：現在、明確な目標値を各施設で設定していないため。 - 里親等委託率 理由：代替養育を必要とする子どもの見込み数が現状と乖離しているため。
令和 6 年 4 月施行の改正児童福祉法において規定されている「社会的養護自立支援拠点事業」及び「意見表明等支援事業」について、子どもの最善の利益を考慮するうえで最も重要な事業となってくることから、里親等委託率のような、より具体的な算出式を用いた指標例を設定するべきではないか。

【対象市区】

里親等委託率の目標値について、全国一律で「未就学児は 75%以上、学童期以降は 50%以上」とする点について、地域特性も勘案した目標設定としていただきたい。
--

(18) QV-3 策定要領の「評価のための指標例」について、他に追加や修正が必要な点

【都道府県】

・ 国は、各都道府県の計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行うことを目的に、ホームページ上で公表しているが、自治体によって人口や財政事情、里親を含む社会的資源の状況は様々である。計画の進捗のモニタリングや評価を行うに当たっての指標を示す際には、子供の最善の利益の確保の観点に立った上で、全国一律ではなく、地域の実情に配慮すべきである。
・ 全般に、具体的な取り組みの例示が少なく、またそれに対する国からの支援などの情報がないため、評価の指標例などを多く挙げていただけるとありがたい。
・ 里親の委託率の伸びが最終的な結果とはなるが、それまでにハード、ソフト両面の整備体制について指標があり、その後時間をかけて達成するということが子ども達への負担が少ないと考える。 ・ 児童相談所の職員配置については、1人の担当職員が持つ人口規模が3万人規模なのか、それとも管理職を含めて対応する職員を人口で割った際の人口規模が3万人なのかを示して頂きたい。
・ 「里親等への委託の推進に向けた取組」及び「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」の指標について、里親と施設が各々で目標値達成に向けて努めているところではあるが、家庭的な養育を推進するという観点からいうと関係機関が相互に関心を持ち、子どもの最善の利益のために協力して進めていくべきと思われる。そのため、各々で指標例を設定するのではなく、令和6年4月施行の改正児童福祉法において法定化された「親子再統合支援事業」と合わせて総合的に家庭的養育を推進するための指標を設定すべきではないか。 ※例えば家庭的養育に移行すべき子どもの見込み数を算出して目標値を出し、その目標値を達成するための方法として上記のどの方法でも良いといった内容のもの。

【対象市区】

なし

4. 都道府県等事例インタビュー調査：事例集（文字のみ版）

都道府県等インタビュー調査に関しては、調査結果として事例集を第Ⅲ章－2で掲載しているが、その中の文字のみを抜き出した資料として以下に提示する。

(1) 子どもの権利を尊重した一時保護所の設計・運営（江戸川区）

* 基礎情報

- 子ども数：102,401人（令和4年4月1日時点）
- 代替養育が必要な子ども数：325人（令和3年度末時点）
- 児童相談所数：1か所
- 児童虐待相談対応件数：1,666件（令和3年度）

* 施策① 子どもの生活に目を向けた保護所の設計（居室・浴室の個室化）

- ・ 一時保護所は社会的養護における福祉機関として子どもが初めて出会う場所であり、十分に子どもの権利保障がなされたものを設計しなければならないという幹部職員の強い意向も背景にあった。その中で先進的とされる自治体を複数視察し、今後の一時保護所で配慮しなければならないポイントについて検討を深めた。
- ・ 設計に関して、図面の段階から建設業者と何度もやり取りして、十分な擦り合わせを行った。その上で、各児童の居室は個室(12平米程)として、生活スペースでは大きな開放的なリビングを設置し、リビングと居室が連続する設計とした。また、プライベート空間を十分に確保し、浴室に関してもすべて個室とした。
- ・ 子どもが過ごすにあたり、体育室と土の庭が必須と考えて土地を探す段階から配慮した。また、活動空間と生活空間のそれぞれに広いリビングを設置し、子ども定員に対して十分なスペースを確保した。
- ・ 保護した子どもの生活に目を向けて、子どもにとってどのような空間が良いのか、子どもがどう感じるのか、という視点を行政担当者が計画段階で見失わずにすることが一番大切であり、それに基づいて設計を行う必要がある。

* 施策② 私物の持ち込み、お小遣い制度の導入

- ・ 江戸川区では危険物や現金等を除いて、服装も含めて私物の持ち込み可としている。その背景には、自分の物が使えない・自分の服が一切着られないなど、子どもを守る場所として感じる違和感や疑問などを職員も含めて議論してきた経緯がある。
- ・ また、毎月決められた日にお小遣いを渡して、自由に買い物をしてもらうことも行っている。買うものは明確に規制しておらず、子どもの判断に任せている。基本的には各児童でわきまえて行動しており、買うもののバリエーションも豊富である。
- ・ 子どもの意見を聞いていく中で、自分専用のものが欲しいことや追加で欲しいものなど、たくさん意見を聞いてきた。自分で選んでものを買う体験をしていない子どもも多く、その背景には意思が尊重されていない家庭環境があると気がついたので、保護所において子どもの意見を大切に尊重していくようにしている。子どもが自由に意見表明できることは今後の生きるなかで非常

に大切と感じている。

*** 施策③ こども会議の開催**

- 毎月テーマを決めて全員参加としており、各グループ 1 時間話したあと全体で話し合うことを行っている。保護所全体での購入品なども検討事項としてあがっており、実際に決定されたものは購入するようにしている。
- 民主的な手続きに従って決めたことは実現することを形作りたいと考えており、出された意見は直後の職員会議でも検討し、それを子どもたちへもう一回フィードバックする。
- こども会議で話し合われた内容は、壁の新聞に一定期間掲示される。最近では「保護所を良くしよう大作戦」と題して、他の子どもや職員への意見、こうしてほしいという要望などたくさんの意見が出て非常に活気のあるものとなった。
- こども会議でたくさんの意見が出されていることを踏まえると、子どもの力を知ると同時に信頼することが職員の大きな力になっていると感じている。

*** 課題・今後の取組方針**

- 一時保護が長期化しており、全国平均よりも 10 日ほど長い。要因の一つとして、社会的養護の受け皿の不十分さがある。特に、心理治療が必要な子どもの行き先がなく、養育の場、治療の場が奪われている現実がある。
- 職員の専門性が担保され、経験の蓄積や研修によってスキルアップされながら中堅職員、スーパーバイザーになっていける人材育成・人事制度をどう作っていくか。

(2) 市町の支援体制強化に向けた関係機関との連携促進（山口県）

*** 基礎情報**

- 子ども数：185,301 人（令和 3 年 10 月 1 日時点）
- 代替養育が必要な子ども数：451 人（令和 4 年 3 月 31 日時点）
- 児童相談所数：6 か所
- 児童虐待相談対応件数：662 件

*** 施策① 泣き声通告・面前 DV 通告の市町への送致**

- 平成 28 年の児童福祉法改正を踏まえ、今後の地域における支援の中心は市町が担うという認識を共有し、県と市町が協力して支援体制の強化を進めていくこととした。
- まず、児相に連絡があった泣き声通告や面前 DV による心理的虐待の通告を市町に送致し、初期段階から市町が対応する取組を始めた。送致後に市町でリスクが高いと判断したケースや専門的支援が必要なケースは児相が対応することを前提として取組を進めている。
- 市町による初期対応は定着してきており、市町職員が家庭訪問等の経験を重ね、地域の中心となって支援を検討することで、対応力の向上が図られている。また、市町が中心となることにより、DV 被害者対策や生活保護等、市町の関係部署が担当する様々な福祉サービスを活用した支援を検討することが可能となる点も大きなメリットと考えている。

*** 施策② 市町支援児童福祉司の配置**

- ・ 山口県では令和2年度から、中央児童相談所に、県内全市町の子ども家庭支援担当職員との連絡調整を担う、市町支援児童福祉司を配置している。
- ・ 市町支援児童福祉司は、子ども家庭総合支援拠点の早期設置を目標に、市町への個別訪問や会議の開催を行っており、市町の担当者が感じている課題について把握を進めた。
- ・ こうした取組の結果、令和4年4月に県内全市町に子ども家庭総合支援拠点が設置された。
- ・ 市町支援児童福祉司の活動を通して、県内市町の取組状況を集約し、先進事例や事業推進に当たっての課題等を全市町の担当者が共有できた点は非常に効果的であった。
- ・ 市町にとって、市町支援児童福祉司の活動が効果的なものとなるようにという視点から、現場が直面している課題の把握や会議の開催方法など、活動のあり方を適宜見直している。

*** 施策③ 市町及び児童相談所の専門性の理解につながる研修**

- ・ 山口県では、児童相談所職員を対象とした研修に市町職員も参加可能としている。また、要保護児童対策地域協議会の調整担当者を対象とした研修は、児童福祉司の法定研修と併せて実施しており、研修への参加が相互の専門性に関する理解促進につながっている。
- ・ 児童虐待への対応経験が少ない市町職員に対して、市町支援児童福祉司が個別に訪問して、児童虐待対応の基礎研修を実施している。加えて、オンラインによる研修も実施している。
- ・ 各児相では、管内の市町職員に対して、児相の援助方針会議への参加を働きかけている。特に該当市町のケースに関して、児相のアセスメントの過程を見学していただくことは、市町職員の専門性の向上につながっている。
- ・ さらに、県内6か所の児童相談所において、各児相管内の教育、警察、母子保健など様々な分野の関係者が集まる研修を実施している。同じ地域で子どもを支える関係者が一緒に研修を受講することによって、顔の見える関係づくりが進むことを目標としている。

*** 施策④ 児童家庭支援センターの設置促進**

- ・ 山口県では、児童虐待防止には身近な相談機関の設置が効果的であるという認識のもと、児童家庭支援センターの設置に努めてきた。令和4年現在で県内に5か所設置している。
- ・ 市町と児家センの連携が深まり、市町からは、夜間の相談対応やショートステイの委託に加え、養育支援訪問事業や子ども家庭支援拠点事業の委託など、児家センの専門性を活かせる事業を委託されている。県では、こうした取組の横展開にも取り組んでいきたい。
- ・ 市町の子ども家庭支援担当部署は必ずしも十分な人員体制ではないことから、市町と民間機関が連携して対応することが効果的と考えており、市町は必要に応じて児家センからの支援も受けながら、泣き声通告や面前DV通告の送致に対応している。

*** 課題・今後の取組方針**

- 市町においては、担当者の経験不足等の要因により、支援の具体的な方向性について悩む場面が多いという声も聞いている。今後は、市町の支援体制の整備から個別ケースに対するケースワークまで、一貫して技術的支援を行うことができる人材が必要と考えている。

(3) 緊急一時保護における乳幼児の里親委託推進（大分県）

* 基礎情報

- 子ども数：166,033 人（令和 3 年 10 月 1 日時点）
- 代替養育が必要な子ども数：445 人（令和 4 年 3 月 31 日時点）
- 児童相談所数：2 か所
- 児童虐待相談対応件数：1,664 件（令和 3 年度）
- 一時保護所の定員数：22 人
- 一人あたりの平均保護日数：23 日（令和 3 年度）

* 施策① 「乳幼児短期緊急里親事業」の開始（令和 3 年 7 月～）

背景

- ・ 大分県では養育里親のリクルートを進める中で、平成 27 年頃から「赤ちゃん短期里親」として委託対象児童を限定した里親の登録に取り組んできた。令和 2 年度末時点で数組の里親が「赤ちゃん短期里親」として子どもを受託してくれていた。
- ・ しかし、「赤ちゃん短期里親」であっても一般家庭であることから、児童相談所から、夜間・休日に一時保護の委託打診をすることには、ためらいがあった。また、県内には乳児院が 1 ヶ所しかなく、遠隔地から移送する場合の子どもへの負担等についても課題を感じていた。
- ・ こうした背景の中、日本財団との家庭養育推進自治体モデル事業のひとつとして民間フォostリング機関と協働して「乳幼児短期緊急里親事業」に取り組むこととなった。

取組

◆事業の概要◆

- ・ 「乳幼児短期緊急里親」として民間フォostリング機関と契約した里親は、毎月定額の報酬を受け取り、原則 24 時間 365 日、児童相談所から依頼があれば乳幼児の一時保護に応じる。
- ・ 原則、休日・夜間も含め常時委託可能な里親として登録しているが、里親側が都合により委託が難しい日時は、毎週、民間機関があらかじめ確認して児童相談所に連絡している。
- ・ 契約する里親の選定は、すべての養育里親に案内文書を送付し応募制とした。選考にあたっては、地域性を考慮し県内全域をカバーできるようにした。
- ・ 令和 3 年度は 5 家庭、令和 4 年度は 7 家庭が乳幼児短期緊急里親として契約を締結している。

◆実際の流れ◆

- ・ 委託打診は、児童相談所から乳幼児短期緊急里親に直接行う。性別、月齢、子どもの特性などその時点で分かる範囲で子どもの状況を伝える。また、実際の委託となった場合には里親家庭に児相が子どもを移送し、氏名、アレルギーや病気の有無、ミルクや離乳食等の説明を行う。
- ・ 児童相談所では、原則 2 歳以下の乳幼児に関しては、全て乳幼児短期緊急里親に委託打診を行うこととしている。きょうだい児、一時保護委託先がない子どもは 5 歳児でも委託したケースがある。医療的ケア児や発達特性が顕著で家庭養育に困難が予想される場合は、乳児院・児童養護施設に一時保護委託した。
- ・ 民間フォostリング機関は、里親に粉ミルク・おむつ・ベビーベッドなど必要物品の提供、委託

可能日の確認（毎週）、研修・意見交流の開催などを担当。また、事業開始前や開始後の説明会等も担い、応募者や乳幼児短期緊急里親に丁寧な説明を行なっている。

効果

- ・ 乳幼児短期緊急里親は、県内全域をカバーできるよう選考しているので、子どもにとっても移送負担が軽減した。また、一時保護においても、個別ケアの特性を活かした環境が提供できることは非常に大きなメリットである。
- ・ 里親からは、「短期緊急」という制限のある中で、子どもに対して関わる意義等について、悩んでいるという声も聞かれる。しかし、児相としては短期であっても家庭環境の中で安心して過ごすことができることは、子どもの発育・発達に非常に良い影響を与えていると考えている。
- ・ 一般家庭であるため感染症リスクによる受入制限が一律に行われることがなく、柔軟な対応ができる。
- ・ 児相職員は休日夜間であっても遠慮なく委託打診ができることは非常に安心。これまでは、委託先の確保は時間がかかることも多かったが、連絡を取り、すぐに委託先が決まることは児相としてはありがたい。

*課題・今後の取組方針

- 里親への一時保護委託が増えたため、委託後の里親家庭訪問など児相職員の負担が増えた面がある。また、年末年始の委託不可日が多く、今後改善が必要。
- モデル事業を開始して、子どもにも児相職員にもメリットは多く、短期緊急里親体制は価値がある。継続的な実施のために、今後モデル事業の制度化を望む。

(4) こどもを核としたまちづくりによる一貫した子ども家庭支援（明石市）

*基礎情報

- 子ども数：50,512 人（令和 4 年度）
- 代替養育が必要な子ども数：72 人（令和 4 年度 11 月 1 日時点）
- 児童相談所数：1 か所
- 児童虐待相談対応件数：695 件（令和 3 年度）

*施策① 中核市における児童相談所の設置

- ・ 明石市では「こどもを核としたまちづくり」を掲げて施策推進してきた。特例市から中核市となり、各種のこども施策・支援を行っていく上での総合拠点として 2019 年 4 月に児童相談所を開設した。
- ・ 開設に際して、市長や担当者が 10 ヶ所以上の児童相談所の視察に行き、良いところを積極的に取り入れた。また以前は課題であった、都道府県と市の組織の違いによって子どものリスク認識に温度差が生じることや、緊急一時保護など意思決定に時間がかかることが改善された。
- ・ 市で独自の児相を持つことは、相談受付から家庭復帰後まで責任を持って明石市の子どもを支援することができる点が大きなメリットである。また、障害福祉部門や生活保護部門は市で担って

いるため担当者間の連携がしやすく、町内会や民生委員など地域との関係も強いいため協働がしやすいメリットも挙げられる。

*** 施策② 常勤弁護士の複数配置**

- 常勤弁護士は介入部門と相談支援部門にそれぞれ1人ずつ計2名配置している。児相は時には人権も制限するような強い行政権限を行使するため、根拠法令をしっかりと押さえた対応ができるメリットがある。
- 職務はケースワーカーに近い仕事を担い、援助方針会議等にも参加する。特に、裁判所への提出書類の作成や、情報公開請求への対応、弁護士会や警察・検察との調整・連携を担い、今後は一時保護の司法審査についても中心的な役割を果たす予定である。
- 常勤配置により、法的素養を持つ弁護士と一緒に仕事をすることで、相談のハードルが下がり気軽に相談することができる。常勤であれば必要なタイミングですぐに相談でき、また、適時にアドバイスを受けられるメリットがある。

*** 施策③ 各小学校区の里親配置の目標化**

- 社会的養護において里親の果たす役割が非常に大きいという認識のもと、児相開設以前から「あかし里親 100%プロジェクト」と銘打って、里親相談会の毎月開催など、里親を市民に知って頂きその担い手を増やす活動を行ってきた。
- 里親を支援する体制も構築してきた。法定研修受講の際の交通費支援や、初めて委託された際のスタート支援として受け入れに必要な物品を購入する商品券等の支給、里子と一緒に市内施設(科学館や博物館など)を無料で使っていただけるように支援を行なっている。
- 明石市内に小学校は28校あり、すべての校区で里親がいる状態を目指すプロジェクトを進めている。各校区に里親がいることで、ショートステイの担い手にもなって頂き、ショートステイ中でも学校を休むことなく通うことが出来る。
- 明石市の子どもは市民みんなで育てるという意識のもと、単にショートステイや措置中の子どもを預かるだけでなく、里親が地域における子育て支援の拠点のような役割を果たして頂きたいと考えている。自分は里親になれなくても里親家庭をみんなで応援しようという機運を高めるため、各校区への配置を進めている。

*** 課題・今後の取組方針**

- 里親等委託率などの目標を掲げて取組を進めているが、最近では発達障害を持つ児童や、養育にスキルの必要な児童を長期で預かるケースも増えてきており、そういった専門性を求められる里親の確保が今後の課題となっている。

(5) 民間機関等との連携・協働による養子縁組の推進（東京都）

*** 基礎情報**

- 子ども数：1,887,608人（令和3年度末時点）
- 代替養育が必要な子ども数：3,673人（令和3年度末時点）

- 児童相談所数：10 か所（東京都児相のみ）
- 児童虐待相談対応件数：26,074 件（令和3年度、特別区児相含む）

***施策① 民間フォスタリング機関との密な連携・協働**

- ・ 東京都では、事業委託している民間フォスタリング機関の職員が配置される等、里親家庭の支援を行っている。メリットとしてはツールの共有等により業務連携が非常に取りやすい点が大きく、里親のリクルートから登録に至るまでスムーズに進められる。
- ・ 民間フォスタリング機関に委託するメリットとしては、職員の異動が少なく同じ職員によって長期的視点で包括的に里親支援を継続できること、また民間ならではの柔軟な発想できめ細かい支援ができることが挙げられる。一定の基準を確保しつつ、研修や支援にそれぞれの独創性があることも重要である。

***施策② 民間あっせん機関と児童相談所の連携**

- ・ 平成30年4月の「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の一部施行後、東京都では民間あっせん機関との連携を重要視しつつ、意見交換の場を設定するなど、その在り方を検討してきた。その上で、令和3年度より連携の仕組みをモデル的に実施しており、児童相談所内または民間あっせん機関内で養親候補者が見つからない場合に打診して候補者を紹介することを行っている。
- ・ 民間あっせん機関は全国的に幅広い養親候補者と繋がっており、東京都としてもその点が非常にメリットと感じている。一方で、遠方の養親の場合には、児童福祉司も出向いて児童の様子を確認や関係機関との連携を図る必要があるため、児童相談所の負担も大きい。一方で、民間あっせん機関側からも、連携する自治体によって連携の進め方が異なるなどの課題が聞かれている。
- ・ 民間あっせん機関に登録されている養親へも養親候補者を募ることができる仕組みは、養親の多様性の面においてメリットも大きく、児童の福祉の観点からは非常に大切と感じている。

***施策③ 養子縁組成立後の里親等に対する個別支援事業の実施**

- ・ 東京都では令和4年度より、養子縁組成立後の里親等に対する個別支援事業（ライフストーリー）を無料で実施している。里親支援機関へ委託する形で、一般的な講義に加えて縁組家庭の個別の事情に応じた支援を行うことを目的としており、真実告知や児童の生い立ちの整理（ライフストーリーワーク）をどのように行えばいいかなど専門家に相談できる体制を構築している。
- ・ 養親への支援は3ステップで行なっており、ステップ1では講義形式で真実告知の必要性や意義などを取り扱い、ステップ2では各家庭の状況に合わせて個別相談を実施、ステップ3ではグループワークにより当事者同士の悩みの共有等を行なっている。それに加えて、児相職員、民間フォスタリング機関職員・里親支援機関、各施設の里親支援専門相談員などに向けて専門家による講義や事例検討を実施し養子縁組成立後の里親への支援力向上を図っている。
- ・ 養子縁組成立直後よりも、ある程度年数を重ねた家庭にこそ真実告知等の支援の必要性があると考えている。一方で、年数が経つと児相との関わりをもたない家庭も多くなり、縁組家庭に大切な情報を届けることに難しさを感じている。

* 課題・今後の取組方針

- 民間あっせん機関と児童相談所の連携においては、それぞれが把握している養親や児童の情報やノウハウをどのように共有し、支援に活用していくかが大きな課題である。
- また、児童の出自を知る権利の保障の観点から、支援の経過など個人情報の管理や開示の在り方についても、整理が必要な課題である。

(6) 施設の多機能化・機能転換による地域支援メニューの充実（福岡市）

* 基礎情報

- 子ども数：247,227 人
- 代替養育が必要な子ども数：295 人
- 児童相談所数：1 か所（福岡市こども総合相談センター）
- 児童虐待相談対応件数：2,685 件
- 市内の各施設数：乳児院(2 か所)、児童養護施設(3 か所)、児童心理治療施設(1 か所)

* 施策① 乳児院・児童養護施設の多機能化・機能転換の取組

背景

- ・ 福岡市では 2005 年頃から里親委託推進を開始し、民間団体との協働による市民参加型の里親制度普及や乳幼児短期里親のリクルートなど様々な取組を経て、新規措置児童の里親委託率が上昇した。
- ・ 児童相談所における「家庭移行支援係」の設置により、施設へ措置中の児童に関しても、家庭復帰や親族養育への移行、特別養子縁組、養育里親への委託などのケースマネジメントの強化を行い、結果として施設入所児童が減少した。
- ・ 加えて、各施設への一時保護専用施設設置による一時保護の地域分散化や、ショートステイ事業の受け皿拡大を積極的に施設に働きかけることにより、地域で暮らす家族と施設との繋がりが増え、それぞれのニーズを把握していく中で、予防的な地域支援に向けた多機能化への意識が少しずつ芽生えていった。

取組

- ・ 市内の乳児院において、様々な課題を抱える親子に向けた宿泊型の支援を令和 4 年度から実施。
- ・ また、同じ乳児院において通所型のペアレントトレーニングとして PCIT(親子相互交流療法)を令和 5 年度から実施予定。どちらも令和 5 年度から福岡市の予算事業として、宿泊型・通所型を併せた親子関係構築支援を乳児院で行う。
- ・ あわせて、令和 5 年度からは、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、里親家庭（民間フォostリング機関）において、親子ショートステイも開始し、より短期のレスパイト目的の親子宿泊のニーズに応えていく。
- ・ 児童養護施設の多機能化・機能転換として、一時保護委託やショートステイ等の短期養育に加え、個別訪問型のペアレントトレーニングとして SafeCare(親子相互交流、安全環境づくり)を令和 5 年 2 月よりモデル実施。訪問員研修や実施ガイドライン作成、各種様式整備を児童養護施設が中

心となって行った。

*** 施策② 産前産後の母子支援拠点の開設（令和 2 年度～）**

- 令和 2 年度より母子生活支援施設の多機能化として、産前・産後母子支援センター『Comomotie（こももティエ）』を開設。市から産前・産後母子支援事業を委託し、行政窓口へ妊娠届を出す前の妊娠葛藤の把握・相談、必要な訪問支援、産前も含む母子入所支援などを実施。
- 相談から産婦人科等への同行支援、産前の居場所提供、生活困窮相談や各種申請手続支援、就労支援まで幅広く行うことで、相談に来る方と継続的につながっていくことができる。
- 民間機関のメリットとして、SNS 等の活用による気軽な相談受付や、行政に対して抵抗感のある人への支援提供が可能となる点があげられる。
- 令和 5 年度から母子入所専用室の拡充（1 室→4 室）や人員体制強化、妊婦等訪問支援事業の開始を予定。

*** 施策③ 児童心理治療施設の開設（令和 2 年度～）**

- 令和 2 年度より児童心理治療施設を開設し、これまで市外の施設を頼らざるを得なかった二次障がいが生じている発達障がいを持つ子どもや虐待を受けた子どものケアなど短期の心理治療を担っている。
- 「入所機能」と「通所機能」を併せ持つ形で、あくまで家庭養育優先原則のもと十分なアセスメントによる支援計画を立て、入所期間が長期とならないようなケースマネジメントと通所支援によるサポート（里親家庭の支援も含む）を行う。

*** 課題・今後の取組方針**

- 各施設が担う短期養育や多機能化による親子支援・家庭支援の事業について、行政区や児相が把握している家庭への支援に活かせるよう、行政側の活用好事例の蓄積やケースマネジメント力の向上、官民の情報共有による効果的な支援展開などが課題といえる。
- また、医療的ケアが必要な子どもや発達特性の著しい子どもなどケアニーズの高い子どもへの質の高いケアを中心として、これまでの対応スキルの蓄積も踏まえて、乳児院・児童養護施設等の高機能化も課題である。

早稲田大学大学院 総合研究機構
社会的養育研究所

社会的養育推進計画の適切な指標設定に関する調査研究
報告書

2023（令和5）年3月
